

「日本における「新左翼」の労働運動」(上)・1975年東京大学出版会

第2編 共産同と「大阪中電マッセストライキ」

戸塚 秀 夫

序 章 課題と方法

1) この研究は、共産主義者同盟(以下、共産同と略す)が“70年安保”を労働運動の分野でいかに闘ったか、その闘いが当時の階級的諸関係にいかなる波紋をよびおこしたか、をあとづけ、その闘いの全経過を規定している諸要因を検討することを企図している。その考察をとおして、労働運動の分野における共産同の歴史的な存在理由を明らかにすると同時に、それが早熟的に追求したところの、職場における労働者の政治的反抗の歴史的意義に接近していくこと、それがこの研究の主題である。

われわれが、このような課題を設定したのは、ただ単に、当時の共産同が労働運動の分野で一定の影響力を保持していた、という理由のみによるのではない。むしろ、“70年安保”において共産同が追求した闘いの性質が、街頭における反権力闘争と結びつけて、職場における労働者の政治的反抗をおしすすめ、資本主義的支配・管理秩序自体の解体をめざすものとしてあった、ということにこそ、このような課題設定の積極的な理由があった。もちろん、われわれは、以下の事例調査を本格的に開始しようとしたときにはすでに、共産同が追求したそのような闘いが現実には矮小な結末に終わったことを知っていた。だが、すでにふれたような性質の共産同の闘いが、少数とはいえ、一定の党派活動家によって追求され、当時の階級的諸関係に一定の衝撃を与えたということ自体は、動かしたい歴史的事実としてあった。われわれは、その歴史的事実を、すでに序編でふれたようなわれわれの関心にてらして、吟味するに値するものとしてうけとめたのである。

2) われわれは、共産同が大阪中央電報局において実現しようとしたところの、「大阪中電マッセストライキ」を事例調査の対象としてとりあげた。共産同がさきにふれたような性質の闘いを実現すべく、その政治党派の威信をかけてとりくんだ努力の集約点が「大阪中電マッセストライキ」であることは、共産同の機関紙の分析、共産同リーダーとの面接調査をとおして明らかであったからである。しかも、大阪中央電報局は、当時の共産同の労働運動の分野における数少ない活動拠点の一つである、と伝えられていた。「大阪中電マッセ

ンストライキ」に考察の焦点をあわせることによって、そこにいたるまでの、労働運動の分野における共産同の活動の蓄積をも具体的にたしかめうるであろう、と考えたのである。なお、ここでの視野を労働運動の分野にしぼったことの可否については、当然、批判がありうるであろうが、それに関してはすでに序編で述べたので、ここではくり返さない。

3) ところで、すでにふれたような課題にこたえるために、われわれは、少なくとも、次の諸点について調査することが不可欠であると考えた。第一は、“70年安保”へむけての共産同の闘争方針を具体的にあとづけると同時に、共産同の組織実態を明らかにすることである。もちろん、暴力革命を企図し、現実には違法行動を追求する政治党派の内部に立入ることは、決して容易ではない。だが、われわれが特定の政治党派の行動を問題とする以上、当該党派が主観的に何を追求しようとしていたかをたしかめると同時に、その党派が客観的にいかなる組織実態を有していたかを吟味することが、不可欠の前提をなすことは明らかであろう。第二は、共産同の“70年安保”闘争方針が労働運動の分野でいかに実現されたか、あるいはされえなかったか、をあとづけると同時に、そのような行動の軌跡と波紋を、当時の階級的諸関係の展開のなかで具体的に位置づけることである。政治党派の真の組織体質をつきとめるうえで、ただ単に綱領的文書や戦術的方針書を吟味するだけでなく、政治党派の現実の行動をたしかめることが不可欠であることは明白であろう。また、特定の政治党派の歴史的な存在理由を明らかにするうえで、以上の作業が前提となることについても、多言は要しないであろう。これらはすべて、自明のことと考える。

だが、現実には以上の作業をすすめる、資料を蒐集し分析していく過程で、われわれは多くの困難に直面した。それは、資料の蒐集自体につきまとう、いわば調査技術上の問題にとどまるものではなかった。むしろ、それは、理論的な、研究の方法にかかわる問題であった。以下、その点についてごく簡単にふれておくことにする。

まず、われわれは、この研究をすすめるにあたって、わが国の労働運動の研究史上、参照しうる業績が極めて乏しいことを自覚しなければならなかった。もちろん、それは、一つには、われわれが対象とする「新左翼」諸党派の組織と行動自体が比較的最近になって顕在化したものであり、それについての社会科学的な調査が未だ本格的に着手されていない、という、ある意味では已む

をえない事情に制約されていたのであるが、いま一つには、労働運動史における労働組合運動と革命運動との関連を解明する方法、労働運動史における政治党派の意義を解明する方法が、実証的な研究のなかで未だ十分に鍛えあげられてはいない、という、より深刻な事情に制約されていたように思われる。そこで、われわれは、この事例調査において、いくつかの荒削りの方法をもちいることを余儀なくされた。それは行論のうちに自ずから明らかにされるが、ここでその輪郭にふれるならば、次のごとくである。

まず第一に、われわれは、政治党派の方針の形成、展開の過程を、現実の階級闘争の歴史的展開過程に即して明らかにすることが重要である、と考えた。いうまでもなく、政治党派の機関紙・誌類には、現存社会についての情勢分析と批判、現状変革の方針を示す文章が掲載されているが、われわれは、それらの文章の検討をとおして、その政治党派が現実には生起している階級闘争をいかに評価し、それを具体的にいかに導こうとしてきたか、を克明にあとづけようとつとめた。政治党派の方針は、ただ単に現存社会についての社会科学的認識によって直ちに構成されるのではなく、むしろ、現実の階級闘争へのそのような主体的なかかわりかたを決定的な契機として形成されていくものと考えたからである。それは、党派的隠語とでもいうべき、難解な言葉で綴られた機関紙・誌類の分析から、政治党派の真の風貌をつかみとるための、ごく平凡な方法である、というべきであろう。

ただその場合に、われわれは、政治党派のそのような方針形成の過程で、その党派が、現実の階級闘争において発現するいかなる社会集団の、いかなる欲求や不満を自己のものとして受けとめようとしているか、また、それらをいかなる方向で解決しようとしているか、という点にとくに注目した。いかなる政治党派といえども、それが現実には一定の社会的影響をもちうるのは、その党派の方針自体が一定の社会集団の欲求や不満、その自然な発現の動きを評価し、積極的にコミットすべきものとして位置づけたうえで、しかるべく形成されているからに他ならない、と考えたからである。以上は、政治党派の社会的体質にせまるうえでの、基礎的な方法であるように思われる。

第二に、われわれは、政治党派の方針の実践過程を、党派がその方針にしたがって組織的に働きかけようとしたところの、特定の社会集団の現実の動きに即して明らかにすることが重要である、と考えた。すでにふれたように、政治

党派の方針形成自体のなかに、特定の社会集団への積極的な、主体的なかわりかたが決定的な契機として含まれている以上、党派の方針の実践は、特定の社会集団への組織的働きかけを軸にしておこなわれるのであるが、いうまでもなく、その働きかけが所期の効果をあげるとは限らない。われわれは、そのような党派の実践とその効果との連関を捉えるためには、問題を党派の側だけからおいかけることでは不十分である、と考えたのである。

たしかに、政治党派の方針にしたがって、特定の社会集団の現実の動きが進展していく状況は、その党派の側からすれば、自らの組織的働きかけが効果をあげていく過程として捉えられるのであるが、その状況をより客観的に捉えなおすならば、それは、特定の社会集団が、特定の歴史的条件のもとで、その党派の方針を選択し、受容していく過程に他ならない。そのような連関は、現実の階級闘争において、特定の社会集団に対する組織的働きかけが、複数の政治党派によっておこなわれる状況において、鮮かにあらわれるであろう。その意味では、さまざまな産業や地域において、異なる政治党派が異なる度合で影響をもっている事態も、ただ単に諸党派の組織的働きかけの強弱如何によるもののみ捉えられるべきではあるまい。すでにふれた点をふまえて約言すれば、政治党派は、それが組織的に働きかけようとする特定の社会集団の欲求や不満を自己のものとして受けとめ、それらを解決しうる道筋を明確にさし示した場合にのみ、そして、その道筋をきり拓く闘いにおける献身的な実践家であることを示しえた場合にのみ、自らの社会的共鳴板をもち、一定の歴史的な存在理由をもちうるのである、というべきであろう。それは現実の政治党派が必然的に蒙る歴史的な制約である、ともいえよう。

もちろん、現実の政治党派の方針形成および実践の過程が、そのような制約を蒙るとはいえ、階級政党を志向するところのあるべき政治党派が、特定の社会集団のいわば個別的利害を代弁する党派にとどまってはならないことは、明白である。それは、諸社会集団の雑多な、相互の対立をもはらむ個別的利害を、一つの階級的利害へとくみあげていくだけの力量を要請されている、といってよい。そこに、政治党派の資質を問う一つの基準があることもたしかである。だが、現実の政治党派が、何故に、特定の歴史的状況において、一定の影響力をもちえているか、あるいはもちえていないか、という問題に実証的なメスを入れていくうえで、すでに述べたような接近方法が、少なくともその第一歩と

して、有効であることは疑う余地はない。

そこで、われわれは、政治党派の歴史的な存在理由を明らかにするためには、その党派の社会的共鳴板自体が形成されるにいたる、歴史的過程を吟味することが決定的に重要である、と考えた。それは、政治党派の組織的働きかけの対象となる特定の社会集団において、現存社会の仕組のもとで、いかなる欲求や不満が形成され、それがいかなる仕方で処理されていくか、そこで解決されたいものがいかに堆積されていくか、といった問題に立入っていくことに他ならない。それは、まさに歴史的、実証的に解明されるべき問題である。もちろん、労働者の欲求や不満の全様相にくまなく眼をくぼることは容易ではないが、われわれは、戦後日本の相対的安定期において、労働者の欲求や不満を処理する基本的な社会的仕組として、団体交渉と労使協議の慣行がひろがってきたことに留意した。そして、その社会的仕組のもとでの諸矛盾に注目することが、一つの接近方法たりうるであろう、と考えた。そこで、われわれは、この事例調査において、1960年代の日本の組織労働者が、合理化の進展と労働協約体制の「成熟」にともなって、いかなる欲求や不満を蓄積せざるをえなかったかをあつづけると同時に、そのように蓄積された欲求や不満を、彼等が、1960年代末葉に、従来の伝統的な仕組にとらわれずに噴出させえたのは何故であるか、を追求しようとした。職場レベルでの労使関係の実態を執拗においかけたのは、およそ以上のような理由によるものである。

第三に、われわれは、政治党派の実践の諸結果を、その実践にともなって惹起されるところの、階級的諸関係の変化に即して明らかにすることが重要である、と考えた。もちろん、党派の実践の諸結果を検討するための方法は、形式的にはすでに与えられているといってよい。党派の実践が、その意図した目的にてらして、思われた結果あるいは思われざる結果をいかに生んでいるかを確定すること、これである。だが、そのような「技術的批判」の形式が内実をもちうるためには、階級的諸関係の変化自体をいかに捉えるか、という問題に立入らざるをえない。もともと、政治党派が実践的に追求するものは、現存社会の個別的、部分的な改良であるにとどまらない。階級的諸関係の維持、修正あるいは廃絶自体が、さまざまな党派の窮極目標として追求されている。したがって、政治党派の実践の諸結果を検討する場合には、そこで掲げられた諸要求がどの程度実現されたか、あるいはされえなかったか、を吟味するだけでなく、

その実践をとおして、階級的諸関係自体にいかなる変化が生じつつあるかを確定することが必要であろう。

その場合、われわれは、その変化を階級闘争の当事者の動きに即して具体的にあとづけること、とりわけ、政治党派が組織的に働きかけた社会集団の性格自体にいかなる変化が生じつつあるか、を具体的に吟味することが重要である、と考えた。われわれの事例調査の対象に即していえば、政治党派の実践は、政府諸機関および経営者側に一定の対応をよびおこし、従来の政策の変化を促す一契機となるだけでなく、党派が働きかけた特定の社会集団の性格自体にも、一定の変化をよびおこす契機となりうるであろう。もともと、政治党派の実践が特定の社会集団の動きを一定の方向に誘導しようとするものである以上、それは、その社会集団の内部に一定の分化を生んでいく可能性をはらんでいるのであって、そのような分化の帰趨は、やがて特定の社会集団の性格自体の変化にもつながりうるのである。さらに、類似の変化は、政治党派自身の性格自体についても生じうるであろう。政治党派の存在理由を長期的な視野で問う場合には、その党派の実践が当面の階級闘争に直接どのような影響を与えたか、を吟味するだけでなく、その党派自体が、その後の階級闘争を的確に導きうる主体としての資質を身につけてつつあるか否か、をも吟味する必要がある。 “70年安保” 闘争の過程では、闘わずして腐朽するよりは闘って自滅する道に賭けることによって、革命的再生の可能性を追求する、という考えかたが共産同の内部にひろがった。そして事実、共産同は「新左翼」諸党派のなかで最も深刻な分裂、解体の渦のなかにまきこまれたのであるが、そこでなお存続し、あるいは新たに生まれた共産同系の諸党派は、いかなる資質をもつものとして形成されはじめていたのであろうか。歴史的にふりかえるには余りにも最近の政治党派の実践を、あえて歴史的にふりかえり、その諸結果について吟味しようと考えたのは、以上の間にこたえる手がかりを見出したいと考えたからである。

4) われわれは、以上のような荒削りの方法をたよりとして、1970年11月から1972年11月にかけて、「大阪中電マッセンストライキ」に関する資料を蒐集・整理した。資料の蒐集過程で多くの困難に直面したことはもちろんであるが、われわれの調査時点で、共産同自体が分裂と解体の途上にあったということが、ある意味では、その困難を解決するうえで有利に作用した。われわれが調査をすすめた時期は、“70年安保”を闘った共産同のメンバーの誰もが、「大阪中電

マッセンストライキ」の意義を反芻していた時期であったからである。われわれは、彼等が組織の生命をかけて闘った実践を、歴史的に記録し、社会科学的に検討するに値するものと考えている、という、すでにふれたようなわれわれの研究者としての関心を率直に告げることによって、共産同のリーダーや活動家たちの好意的な協力をえることができた。また、全国電気通信産業労働組合近畿地本、大阪電信支部の役員たちは、組合事務室に保管されている多くの資料を提供してくれただけでなく、電信電話公社の管理者たちとの接触を容易にしてくれた。さらにまた、大阪中電労働運動研究会、大阪中電社会主義研究会、大阪中電ストライキ実行委員会のリーダーたちは、貴重な内部資料をも含む多くの資料を提供してくれた。以下の調査報告では、こうしてえられたすべての資料が利用されているが、多数の実践家たちとの面接調査記録については、原則として、それを直接引用することは避けた。

第1章 共産同の「マッセストライキ」 方針の形成過程

共産同は、1969年秋の“70年安保”闘争において、「中央権力闘争とマッセストライキ」と称する方針を提示し、その方針の実現に党派の命運をかけた。この耳なれぬ言葉で表現される方針は、どのような内容のものとして構想されていたのであろうか。また、その方針は、共産同が現実の階級闘争にいかにかかわり、その実践をいかに評価するなかで形成されてきたのであろうか。本章では、1966年に再建された共産同（いわゆる第2次ブント）の労働運動の分野での方針が、いかなる曲折をへて「中央権力闘争とマッセストライキ」という方針に収斂していったか、を歴史的に跡づけ、1969年秋の時点における共産同の主観的、客観的状态に一定の照明を与えておくことを課題とする。

革命を志向する党派の労働運動方針が、革命運動全体の方針の推移との関連において位置づけられるべきことはいうまでもない。学生運動の分野での方針と実践が、しばしば党派の方針全体を左右する重みをもつものであったことは、本文でもふれられるであろう。だが、本章ではあえて序章で述べた関心にしたがって、考察の焦点を労働運動の分野での方針にあわせた。なお、第2次ブントが、1958年末に形成され“60年安保”闘争をへて分解した、共産主義者同盟（いわゆる第1次ブント）といかなる関連にたつかについては、さし当り、序編補論「日本の「新左翼」諸党派の形成と展開」を参照されたい。

第1節 組合内左翼反対派活動

1966年9月、共産同が統一再建されたその第6回大会で、戦略的展望として、「反帝闘争をプロレタリア日本革命へ、日本革命をアジア革命の勝利と世界革命の突破口とせよ」というスローガンが掲げられたとき、労働運動の分野で提示された基本方針は、「戦後世界体制の全面的な動揺と流動化」が開始された状況のもとで、高度成長を「基本的に終了」した日本帝国主義の収奪と抑圧の強化に抗して、「生活と権利を實力防衛せよ」という骨組をもつものであった。それは、帝国主義諸国家間の対立が激化するなかで必然的にすすめられる「帝国主義の国内攻撃」に対して、徹底的な「防衛闘争」をおしすすめること

が「帝国主義の生存そのものに対する闘争」につながると主張するものであり、「反帝闘争をプロレタリア日本革命へ」という戦略的展望は、そのような「實力防衛」闘争によってきりひらかれる、と主張するものであった。このような戦略的展望は、国家独占資本主義のもとでの革命が、戦争に突入する以前に開始される先進資本主義国内での「大政治反動」を契機に開始されるであろう、世界資本主義の矛盾は先進資本主義国において爆発するであろう、という仮説にもとづいていたり。

なお、「帝国主義の国内攻撃」としては、国家財政による収奪、集中合併による労働強化や人員整理、賃金凍結やカルテル価格の国家的維持などの手段によるものと、それへの大衆の抵抗をうちくための政治的抑圧の強化とが想定されていた。ドル・ポンド体制の動揺、国際競争の激化、各国経済圏のブロック化傾向などで、日本帝国主義の輸出拡大は困難となり、64年以降の日本資本主義は「世界ダンピング」によって辛うじて輸入外貨資金の潤滑を回避しているのであるが、その「世界ダンピング」を可能とするためには、右のような「国内攻撃」が「日本資本主義の主要な生存条件」とならざるをえない、というのが基本的認識であった（共産主義者同盟『共産主義』戦旗社、8号、1966年10月、11頁）。

このような方針の提起は、従来のわが国労働運動の経験にてらして、決して唐突ではなかった。もちろん、「生活と権利の防衛」の闘いが「徹底的な實力防衛闘争」として組織されるべきことを説き、その闘争が「プロレタリア日本革命」の展望をきりひらくものとして捉えられている点で、それは斬新なものではあったが、労働運動の分野での具体的な方針に即していえば、それは、60年安保・三池闘争の後になお反合理化・賃金闘争を徹底的に追求しようとしてきた、職場の戦闘的活動家の実践に照応するものであった。当時、共産同が以上の方針を具体化するためにとろうとした「組織戦術」を吟味するならば、その点は明らかである。そこでは、既成指導部の提起する「あらゆる大衆闘争」に積極的に参加し、既成指導部を「下から左翼的に突き上げ」、大衆自身の闘争経験を媒介にして、既成指導部の「動揺と無力性」を暴露すべきこと、大衆闘争への参加に際しては、既成指導部の提起するスローガンを「逆手にとり」、それを「實力闘争を宣伝煽動するスローガン」に「変形」すべきこと、さらに、既成指導部に不信と不満をもって反逆しているすべての戦闘的労働者を、社共

1) 「共産主義者同盟統一再建第6回大会決定」(『共産主義』8号)および共産主義者同盟綱領委員会『共産主義者同盟の総括と綱領問題』(1969年5月、73~75頁)を参照。

の下部労働者をも含めて「できるだけ広汎な左翼反対派統一戦線」に組織すること、その「中核」として「労研・社研」を組織すべきこと、などが指示されている。再建された共産同が実質的には学生運動活動家たちを主要な構成部分としながらも、労働戦線において、社会主義革命をめざす戦闘的、左翼的活動家をひろく結集することを追求していたことは明らかであろう。実際、旧共産同系諸グループの統一再建は、早くから、労働戦線における旧共産同メンバーによって期待されていたことであつた。そして、再建共産同の初代議長には、全電通労働者松本礼二が就任した。

共産同第6回大会は、「日本階級闘争史上これ程多くの活動家集団が存在したことはいまだかつてないことであつた」という状況認識のうえにたつて、労働組合を「幹部請負の交渉機関」から「大衆自身の闘争組織」に「転化」することを緊急の任務として提起している。「組織戦術」はその任務にこたえるべきものであり、具体的には、組合本部の方針の左傾化をせまるとともに、組合本部の提起する運動の中途半端な收拾に抗する活動を重視するものであつた。当面する「たたかひの方向」として第一に掲げられたのは、「秋闘春闘により本格的階級対立の基盤を拡大すること」であつた（『共産主義』8号、14～15頁、23～25頁）。

また、「労研・社研」は「左翼が反民同、反日共の地位にたつて、組合内で統一し共同の大衆闘争を遂行する左翼統一戦線の中核部隊」として位置づけられ、職場の末端の地位から「組合執行部内反対派」さらには「執行部の指導部」へと発展していくべきものと捉えられていた（『共産主義』8号、24頁）。「左翼統一戦線」が労働運動の分野でなすべきことは、組合内左翼反対派としての活動であつた。1966年9月に、全造船機械横浜造船分会において、全造船機械からの脱退の動きが顕在化し、組合分会自体の右傾化にともなつて、左からの組合分裂の可否が問われたとき、共産同の中央機関紙『戦旗』に掲載された論稿は、「日本資本主義の基盤」では「労働運動の右傾化は簡単にはできあがらぬ」という見通しのもとに、左からの分裂に反対し、柔軟な組織戦術を駆使して組合内左翼反対派の活動を強化すべきことを訴え、当時全造船の旗を守つて左からの分裂をあえてした部分の運動に関しては、「その理念的正しさと原則的立場を認めたとしても」「その戦術行使において誤りである」、組合の代議員大会での決定がなされた後には、「原則論一本で突進してしまうのではなく、迂回戦術が必要であつた」と批判している（赤崎次郎「横船問題の教訓と造船労働者の進むべき道」『戦旗』78号、66・10・25）。

だが、再建された共産同の内部において、以上の方針に関して完全な意志の統一があつたかどうか、それは疑わしい。ここではあらかじめ、共産同（黎明派）と共産同（統一委員会派）が66年9月の統一再建に先立つ数ヶ月前に作成した、それぞれの組織の方針書のなかに、かなり重要な対立の契機がはらまれ

ていたことにふれておくべきであらう。即ち、同年5月に開かれた共産同（黎明派）の第5回大会では、65年夏を境とする「戦後政治体制の動揺の開始」「日本帝国主義の国内攻撃の激化」にともなつて、日本革命への「過渡的戦術スローガン」を、「侵略と抑圧への対決」から「生活と権利の実力防衛」へと「転換」させるべきことが強調され、「組合主義的労働運動」の行きづまりのなかで、「左翼突き上げ戦術」を駆使して、「既成取引指導部」の影響力を排除し、労働組合を「労働者大衆自身の階級的闘争組織」として復活させることが、労働運動の分野での活動方針の基軸にすえられている。

なお、「左翼的突き上げ戦術」の具体的内容としては、(イ)闘争方針の早期提出の要求、(ロ)方針に対する左翼的対案、(ハ)要求内容の後退に反対する意見書・要望書・釈明要求、(ニ)職場組合員のアンケートによる実力闘争の要求、(ヘ)妥協時の全員投票の要求、(ヘ)大衆的闘争委員会結成の要求などがあげられている。共産同（黎明派）は、これらの「左翼的突き上げ戦術」によって、「組合の大衆闘争機関への転化・ソヴィエト化」を追求することを基本的な労働運動方針としていた（『マルクス主義戦線』黎明社、14号、1966年6月参照）。

これに対して、同年4月に共産同（統一委員会派）政治局がその第2回大会に提案した議案書では、前衛が革命的危機の到来を予知し、非妥協的な闘争の準備を大衆によびかけておけば、「経済基盤の動揺」とともに大衆はたちあがり、徹底した闘争をよびかける前衛のもとに結集するであろう、という考えかたが、旧共産同系政治組織のなかにみられること、それは、「大衆の自然発生性」に「過大な期待」をかける誤りであり、「大衆の政治行動化」は「経済基盤の動揺」から直接もたらされるのではなく、「政治の幻想を媒介としてのみ」おこなわれること、したがって、「それに至る政治過程、政治指導」こそが重要であること、などが指摘されている。これが、共産同（黎明派）の見地への批判として提起されたものであることは明らかであろう。因みに、このような方針上の差異は、組織体質における微妙な差異とも関連していたように思われる。

共産主義者同盟統一委員会政治局『共産主義者同盟第2回大会議案（草案）』（1966年4月）に収められている「組織方針」は、「革命的左翼と称する諸君達」から「日本資本主義の転換と階級関係の流動化、下部労働者の戦闘化が叫ばれ、高らかに進軍ラップが鳴らされている」が、「大衆はただちに「企業防衛か生活防衛か」といった論理から闘争に立ち上るわけではない」、むしろ多くの大衆は「生活防衛のためには企業防衛を」と考えるのであるから、「生活防衛意識を真に意識し階級的視点からそれを支えるためには何が必要なのか」を明らかにすべきである、と指摘し、その点に

ついて、「中核派の諸君」「マル戦派の諸君」が無理解である、と批判している。なお、共産同（統一委員会派）が当時指示した「大衆的反帝闘争」の方向は、「日帝のアジア侵略阻止、憲法改悪反対反帝統一戦線」として集約されるものであった。それは本文中でふれたような「戦術スローガン」の「根本的転換」を打出した共産同（黎明派）の方針とはかなり異なるものであった。

共産同（黎明派）が当面する世界資本主義の危機を分析することを軸にして、「戦略綱領への視点」を明確化することに最大の力点をおいているのに対して、共産同（統一委員会派）は、「自立的運動を綱領主義的発想から批判し切りすてる」傾向に批判的であった。1965年5月、「共産主義者同盟統一委員会の結成に際して」だされた「声明」は、「空論主義的諸傾向」を拒み「一般理論の根本問題と結合しつつ同時に現実的課題の革命的実践の重要性を明らかにする」任務を強調し、「日韓・ベトナム闘争の戦列を整えよ。その戦列の先頭にたとう」というよびかけでしめくられている。

共産同の統一再建は、そのような理論的、組織的性格における微妙な差異をはらむ政治集団のいわば連合として実現されたのである。それは少なくとも当初は、中央集権化された前衛政党の実態をそなえているものではなかった、と推定される。

統一再建大会では、両派から10名ずつのメンバーで政治局が構成された、と伝えられる。そのような政治局の構成の仕方自体、再建共産同が多分に派閥均衡的な人事を基礎にして出発したことを示唆しているように思われる。後にふれる第7回大会において「中央集権党」の確立が課題として自覚されるまでは、それは、一定量の職業革命家の確保という点でも、同盟費、機関紙収入による自立的財政の確立という点でも、前衛政党としての物質的基礎を欠いていたのであった。再建共産同が極めてルーズな組織運営で出発したことは、以降の展開をあとづけるにあたって、あらかじめ留意しておくべき点である。

ところで、このような微妙な差異をはらんだ両組織の統一が実現した際、その新たな組織の指導方針は、少なくとも大会決定文書に関する限り、明らかに共産同（黎明派）第5回大会の方針にそってきめられていた。共産同の統一再建第6回大会における情勢分析、方針書の多くは、共産同（黎明派）第5回大会におけるその転載であるといっても過言ではない。

だが、現実の階級闘争の展開自体は、そのような方針の革命的有効性について、深刻な疑義を提起することとなる。その点をめぐる共産同内部での論議の帰趨は、次節において整理するが、ここでは、当時の機関紙・誌類をふりかえるときに、少なくとも次の二つの契機が方針の転換を促したように思われるこ

とにふれておくべきであろう。

その一つは、現実の労働運動の展開の過程で、組合内左翼反対派としての「左翼突き上げ戦術」の限界についての自覚が強まってきたことである。それは、66年から67年にかけての東京都交通局労働組合の反合理化闘争の過程で強く意識された問題であった。66年12月に発表されたその中間総括的論文では、「鋭い階級対立下の反合闘争」では「既成指導部が何等かのラッパを吹いてくれ、これを逆手にとろうなどと考えることは全くの幻想であり」、むしろ逆に、既成指導部が「組合員権利停止、電車部、支部、青年部の独自活動禁止」などの統制処分をかけてきたことを重視すべきである、東交反合闘争の経験は「内実なき左傾化反幹部闘争主義の不毛さ」を明確にした、と強調されている。その後の労働運動において彼等がなめた苦杯は、次第にこの点についての反省をひろげていくこととなる。

中間総括的にまとめられた指導的論文では、三池の反合闘争の場合のような、「階級的均衡時代」における既成指導部の反合闘争での対応と、「現下」の東交反合闘争の場合のような、「流動状況開始時」におけるそれとは、既成指導部の対応に「質的相違」があることを鮮明にすべきである、と強調されている（仏徳二「東交反合闘争と左翼統一戦線戦術」『共産主義』9号、1966年12月）。

また、「東交労働組合のような伝統ある組合でさえ、否、だからこそ、持久戦を通して階級形成・党形成を追求し、革命に耐えうる部隊を中から建設していかなければ、決して労働組合そのものが敵の攻撃に対してスナリと革命組織へは転化しないのである。我々がこの努力をおこたるならば、来るべき激動に耐え得ずに敗北し、労働組合は産業報国会へ転化する可能性さえあることを恐れなくてはならないのである」と強調されている（仏徳二「東交労働組合と日本階級闘争」『共産主義』10号、67年6月）。同じ頃、共産同関西地方委員会でも、「社民逆手論」や「社民の方針を120%実現する」というような方針では、もはや「不十分」である、「逆手をとろうにも取り得ぬ場合は、しばしば我々の経験する所である」ことが指摘されている（共産主義者同盟関西地方委員会「活動の新しい段階と我々の組織」『烽火』4号、1967年9月）。なお、類似の指摘としては共産主義者同盟東交委員会「問われた美濃部合理化案との全面対決」『戦旗』104号、1967年7月25日）がある。

いま一つは、現実の反戦闘争の昂揚の過程で、反戦闘争が反帝闘争においてもつ独自の意義についての自覚が強まってきた、ということである。67年2月26日、5月28日、7月9日と重ねられた砂川基地拡張反対闘争において、多数の労働者、学生が既成指導部に包摂されない独自の政治勢力として登場し、「現地実力闘争」をおこなったということは、ただ単に、それらの闘争の組織

にあたった政治党派に大きな自信を与えただけでなく、日本革命にいたる過程でこのような反戦闘争がしめるべき意義についての期待を強めることとなった。67年8月、共産同政治局は、「ベトナム侵略に対する国際的な反帝闘争の一環」として、労働者、学生、政治ストライキの成功のために全力をあげ、その闘いが同時に「佐藤訪ベトナム阻止の闘いと結合し70年安保延長阻止、安保破棄の闘いへの巨歩となるよう」闘いの先頭にたたなければならぬ、と説いている²⁾。同年の10月8日、11月12日の羽田闘争は、その方向での運動の一掃結であった。

5・28砂川闘争に参加した電通の一労働者は、「社共のうらぎり行為の中で、全くの独自の組織力によって」3,000余名の労働者の動員をなしとげたということのなかに、「限りない明日の闘争指針を見い出すことができる」と記している（萩原哲夫「明日への指針見出す」『戦旗』99号、1967年6月5日）。

第2節 「現地実力闘争」から「中央権力闘争」へ

前節でふれたように、共産同第6回大会で決められた方針は、その後の階級闘争の展開のなかで次第に転換をせまられていくのであるが、それは、とりわけ67年10月、11月闘争以降の共産同内部での激しい論争をとおしてであった。その論争に一応の結着をつけた68年3月に開かれた共産同の第7回大会で決定された方針は、それまで共産同（黎明派）によって主張された見地への批判をライト・モチーフとして構成されている、といっても過言ではない。それは、再建共産同の第1次分裂を生むほどの対立をともなっていた。共産同（黎明派）は、第7回大会の途中から、大会への出席をとりやめ、その大多数は組織的にも共産同から分離していったのである。以下、その過程での論議の内容に立ち入りながら、方針の転換過程を明らかにすることにしよう。

さて、共産同第7回大会は、国際階級闘争の戦略的任務を、「帝国主義の侵略・反革命に抗し、国際的危機を世界革命へ転化せよ」というスローガンに集約するとともに、その場合の「世界革命」とは、「先進国階級闘争、後進国階級闘争、労働者国家階級闘争を国際反戦反帝闘争を契機として有機的に結合」することによって追求されるべきである、と規定した。それは「世界同時革命」

2) 共産主義者同盟政治局「秋の闘いむけ反戦青年委を強化せよ」〔『戦旗』106号、1967年8月15日〕。

とも表現された。その含意は必ずしも明瞭ではないが、「世界革命が全地球上で完成するまで」は「社会主義社会を築く」ことは不可能であるから、「労働者国家」は「世界革命の根拠地」としての任務を不断に追求すべきである、と主張すると同時に、第2次大戦後の「危機と階級闘争の国際的性格と形態」が「世界同時革命を現実的に保証」している、と説いた。その「国際的性格と形態」とは「ベトナム解放闘争」「ベトナム反戦を契機とする帝国主義労働者階級の国際反戦闘争」に「最も象徴的に表現」されているのであって、「後進国階級闘争」が「国際通貨機構の動揺」さらには「労働者国家内の階級闘争」をも「誘発」させる、新たな「国際政治の構造」を認識し、「3ブロック」での階級闘争を「有機的に結合し同時にうち固め」「帝国主義の侵略反革命と闘い」その「闘いによって切り開かれる世界的激動」を「世界革命に転化」することが肝要である、という主張がその核心をなしていたり。

なお、「世界同時革命」の表現は、少なくとも当初は、「世界革命」を「自国の革命の連続的波及」ないしは「各国革命の総和」としてのみ捉える観点への批判、「世界革命戦略」を確定すべきであるとする志向が生みだしたものであり、当面の課題としては、国際反戦反帝闘争の有機的結合の決定的意義を強調せんとするものであった。その有機的結合によってきり開かれる各国における「世界革命」への道・テンポが文字どおり歴史的に「同時」であるか否かは明記されていなかった（共産主義者同盟綱領委員会『共産主義者同盟の総括と綱領問題』75頁、98～99頁、および共産主義者同盟関西地方委員会「日本の労働者階級に対する共産主義者同盟の任務」共産主義者同盟関西地方委員会『烽火』7号、1968年1月、1～2頁）。

ところで、このような捉えかたは、共産同（黎明派）の主導のもとに形成された第6回大会の方針に対する次のような批判に裏づけられていた。

その一つは、この間の「全階級闘争の基軸」をなした「反戦反帝闘争」の「国際階級闘争」としての意義が軽視されていなかったか、という反省である。

第6回大会から第7回大会にかけて、党内闘争は、「国際階級闘争」の問題、「現実の階級闘争の世界的な絡まり」「世界の階級闘争が日本の革命に果す任務、役割」などの問題に関して、「世界革命戦略」をいかに設定すべきか、という論点をめぐっておこなわれた（前掲『共産主義者同盟の総括と綱領問題』75～76頁）。そのような論議を促したのは、国際的国内的な反戦・反帝闘争の昂揚であった。第7回大会では、第6回大会路線は次のように批判されることになる。即ち、第6回大会路線では、「日本帝国主義の動向〔の把握〕について、国内攻撃唯一論とでもいうべき傾向が強く、

1) 「共産主義者同盟第7回大会決定集」〔『共産主義』11号、1968年6月、37～40頁〕。

「日本帝国主義の日韓協定以降の海外進出については殆どふれられず」、「階級闘争の契機があらかじめ国内の生活と権利防衛問題に限定され」、「この間の階級闘争の基軸であったベトナム侵略反対、日帝の加担（＝東南アジアへの侵略と抑圧）阻止闘争についての位置づけが弱」かった、と（『共産主義』11号、22頁）。事実、この間、第6回大会路線によって書かれた論文では、ベトナム戦争は「世界階級闘争の焦点ではない」、焦点は日本の階級闘争にある、と強調されている（早川勝「革共同第3回大会政治報告批判」(1)『戦旗』88号、1967年2月15日）。この主張が革共同全国委員会の方針への批判として述べられていることは留意しておくに値しよう。共産同としてのベトナム反戦闘争へのとりくみが、革共同中核派に対比して立遅れていたことは否めないように思われる。共産同内部における上記の論争は、他党派との関連でいえば、革共同中核派においつきおこす必要を一契機としていた、とみて大過ないであろう。「新左翼」諸党派間の思想と行動が、近接する他党派のそれに触発されて「飛躍」する事例が多いことは、行論のうちに明らかにされる。議会制民主主義の枠の中で闘う左翼政党的党派間競争が、より広汎な社会層の利害を代弁しようと追求することによって、左翼政党的の右旋回を誘導し易いのに対して、議会制民主主義の枠にとらわれぬ「新左翼」諸党派の場合には、そのベクトルは逆方向に作用し易いように思われる。

このような反省は、それと密接に関連するいま一つの反省につながってくる。それは、一言にしていえば、帝国主義の攻撃とそれへの反撃を「経済主義」的に捉え、反戦闘争、政治闘争の意義を軽視してはいなかったか、という反省である。

第7回大会決定は次のように述べている。「同盟内経済主義者」は、「生活と権利を守る実力闘争を強化すれば局地的内乱状況から革命への転化が切り開かれる」と主張し、「闘いの国際性と政治闘争の意義が全く理解されず、ベトナム反戦闘争を生活と権利の防衛闘争部隊強化の手段化してしまった」、「砂川闘争における党的総括は、生活と権利の実力防衛闘争から革命への転化を導かんとする同盟内経済主義者の逆手論および党建設論の克服と不可分のものであった」、そして、67年10月、11月の「二つの羽田闘争」を通して、「ドル・ポンド危機と国内経済攻撃の性格に70年安保闘争の特徴を設定せんとする経済主義革命論との論争にほぼ実践的決着がついた」と。そして、積極的に、「日本革命の契機を政治課題（帝国主義の侵略反革命を破綻させる政治闘争）に求める」と規定している（『共産主義』11号、8～9頁、40頁）。

以上のような反省に裏づけられて新たに打出された第7回大会路線は、国際階級闘争における連帯、日本の革命的労働者・学生の国際的責任という観点から、反戦・反帝闘争がもつ革命的意義を強調し、その徹底的な強化をめざすものであった。それは、「ベトナム国際反戦闘争を自国帝国主義の侵略反革命粉碎の闘いに高めていかなければならない」と主張するものであり²⁾、それはやが

て、「日帝の侵略・反革命の強化に、大衆ストと組織された革命的暴力の結合を対置せよ」という方針に集約されていった³⁾。

ここで「大衆スト〔マッセンストライキ〕と組織された革命的暴力の結合」という方針が提起されていることが注目されるのであるが、その含意は必ずしも明らかではない。たしかに、第7回大会は、最終的にめざす「革命＝権力奪取の闘争形態＝組織形態」について一定のイメージを提起し、そこである程度の示唆をあたえているが、それはなお、「70年安保を闘いぬ」いたのちにきり拓かれるべき局面で具体化されるべきもの、とされていたのであった。

第7回大会は、「権力奪取の闘争形態＝組織形態」について、次のように規定した。即ち、「地区党を軸に、地区の拠点工場の革命戦略部隊の連合を地区党の指導下に、地区ソビエトへ目的意識的に発展させるべく組織」する、「地区党の強固な指導下にある地区ソビエトは党中央の全国指導によって全国的政治実力ゼネストを行う」、「各地区ソビエトは、街頭へ組織的暴力部隊を送りだして中央の政治権力闘争を展開する」、「これが我々の最終的に目指す革命＝権力奪取の闘争形態＝組織形態でなければならない」（『共産主義』11号、57頁）、と。

また、「70年安保の革命闘争において占める位置」に関して、第7回大会では、「大衆の自然発生的昂揚も、国家権力の暴力にプロレタリアの組織された暴力を大量的に生みだされるにはいたっていない。70年安保闘争も大きくはこの状況に制約されて闘わねばならない」ことをみとめたうえで、「敵の戦略の実施を実力で追いつめていくなかで「プロレタリア本隊の意識状況」を「反戦意識から、反核武装意識、反権力意識へ、更に反帝意識に」高め、「革命に至る主体的条件」を作りだしていくことをめざし、具体的な闘争形態としては、「全学連を先頭とする実力闘争部隊に労働者本隊の先進的部分を飛躍的に拡大し」「国労を軸とする巨大な拠点職場の政治ストを結合させ」「暴力的中央闘争を攻撃的に展開」することが必要だ、と述べられている。それは、「70年安保闘争を国際反帝闘争の焦点として闘い、プロレタリア日本革命と世界革命の展望を切り開こう」というスローガンにまとめられている（『共産主義』11号、41～44頁）。

そこで、当時の状況で現実の運動に具体化された方針としては、むしろ次の二点に留意しておくことが必要であろう。即ち、まず第一に、67年10・8羽田闘争において行使された「組織された革命的暴力」を、以降の街頭における反戦・反帝闘争の場にくりかえし登場させることが追求され、その街頭闘争の場に、労働組合本部の指令如何にかかわらず、反戦青年委員会に結集する労働者

2) 『共産主義』11号、37頁。

3) 共産主義者同盟政治局「4・26、27、28国際反戦・沖繩ゼネストで、侵略・抑圧・反革命と対決し、防衛庁・政府中枢権力を攻撃せよ」（『戦旗』131号、1968年4月25日）。

たちをも参加させることが追求された、ということである。具体的には、68年1月中旬のエンタープライズ寄港阻止闘争、4月初旬の王子野戦病院開設阻止闘争、4月下旬の国際反戦・沖繩連続闘争、6月中旬のアスパック粉砕闘争などに、反戦青年委員会に結集した労働者が独自の隊列をくみ、ヘルメットを着用して登場した。“70年安保”闘争において闘いとられるべき「拠点職場の政治スト」の主体形成も、そのような街頭闘争への参加をとおしてすすめられる、と位置づけられていたように思われる。

第7回大会では、共産同の「軍事組織」を発足させるべきことを決めているが、「組織された革命的暴力」をいかなる「軍事的形態」において行使すべきかは、「当面の階級闘争の展開からして確定しえない」と述べられている(『共産主義』11号、56頁)。この時期の街頭闘争において、「組織された革命的暴力」が警察力と激突した実態について、そこで相互に使用された攻撃・防禦武器および人的組織の推移にまで立入って考察することが必要であるが、ここでは、1966年には、デモ隊側が使用した武器は、デモ用の旗竿、竹竿などが主で、それに散発的な投石がおこなわれたにとどまるのに対し、66年秋から67年秋以降は、棒、角材の携行・使用、敷石の破砕・投石などが一般化し、ついで、経過的に発煙筒、塩酸びんなどの使用がおこなわれ、69年1月の東大安田講堂攻防戦以来、火炎ビンの使用が一般化するにいたったこと、その意味では、数段階のエスカレーションがおこなわれていることを指摘しておくにとどめる。

第二に、共産同は、その一連の街頭闘争において、単に帝国主義的な外交・軍事政策に対する「現地実力阻止闘争」を組織するだけでなく、「中央権力中枢」への攻撃的闘争を組織することに力を注ぎはじめた、ということである。それが直ちにどれほどの規模での大衆闘争として成功しうるか否かにかかわらず、闘いの鋒先をむけるべき戦略目標を的確につく先駆的な闘いこそが、やがて大衆闘争をよびおこす突破口をつくる、というのが、その底に流れていた発想であり、それは、共産同の運動論にくり返しあらわれた発想であった。ともあれ、共産同は、68年1月のエンタープライズ寄港阻止闘争では、「中央実力抗議闘争」を、4月26日～28日の国際反戦・沖繩闘争では「中央権力闘争」を提起した。それは「現地実力阻止闘争」で抜きんできた動員力を発揮する革共同中核派との競合を意識し⁴⁾、それをおいこす左翼的方针として構想されたように思

4) 『戦旗』121号、68年1月15日。

5) 『戦旗』131号(68年4月25日)では、「中央権力に対決する闘い」の重要性が強調され、「革共同中核派の諸君」はその意義を理解せず「王子〔闘争〕にのみ集中」していると批判されている。

われる。当初それは、首相官邸、アメリカ大使館、防衛庁など「中央権力」の象徴的施設への抗議デモンストレーションを組織するにとどまっていたが、6月のアスパック(アジア太平洋閣僚会議)粉砕闘争で、東京神田駿河台、大阪御堂筋での街頭バリケード闘争がおこなわれて以降は、当時伝えられたフランスの「5月革命」への共感とあいまって、「バリケード戦から権力中枢への攻撃」が具体的な闘争形態として追求されることとなった。

『戦旗』137号(68年6月25日)には、次のように記されている。「立看一ビラー討論を経てデモへという伝統的スタイルに加えて、全人民的政治課題を真正面から掲げ、大衆の面前で機動隊と対峙し、大衆に行動の選択を大胆に迫るというスタイルこそ、佐世保、王子闘争の総括を踏まえ、それを一歩前進させた戦術形態である。」「このバリケード戦からの権力中枢への攻撃こそ、70年安保と70年代階級闘争を権力闘争として闘う場合の原型とされなければならない」と。

ところで、このような基本的路線がしかれるにもなって、労働運動の分野においても、従来の方針を止揚する新たな方針形成への模索がすすめられることは当然であろう。共産同の機関紙・誌類にみられる限りでも、次の二点が注目される。即ち、第一には、職場闘争と反戦・反帝政治闘争の結合を追求すべきである、という方針が強調されてくる、ということである。それは従来職場闘争路線の限界についての自覚と結びついていた。経営側の労務管理政策の展開と労働組合の対応にもなって、「自然生長的な職場闘争」がその課題を「中央に吸いあげられ」て「死滅の道をたどりつつある」ことが強調され⁶⁾、その「壁」を突破するには反戦・反帝政治闘争の職場への「大胆なもち込み」が決定的に重要である、と指摘されてくる。そして、その観点から、従来の、いわば組合内左翼反対派の「中核」として職場闘争を推進することを主要な任務としてきた「労研・社研」の運動を、より直接的に政治闘争にとりくむ方向へ発展させるべきことが強調されてくる。

反戦・反帝政治闘争の職場への「大胆なもち込み」について、『戦旗』は次のように論じている。即ち、「帝国主義的組合支配機構を軸とする賃金決定機構」のもとの春闘では、「生活の破壊」に「生活と権利の防衛」を対決させ、「民同の方針を逆手にとる突き上げ革命論は全く実践的価値(対応力)を失い、反合職場闘争を唯一の革命戦略とする反合革命論も完全に帝国主義の攻撃に対応しえぬものとなってしまった」、その「壁を突破したもの」こそがベトナム反戦闘争の「大胆なもち込み」であ

6) 共産主義者同盟電通委員会「第4次合理化計画粉砕! 職場から春闘を開いぬこう」(『戦旗』121号、68年1月15日)。

った（「今次公労協春闘の総括と我々の任務」『戦旗』133号，68年5月15日），と。

また、「労研の任務」について，第7回大会は，合理化攻撃，賃金抑制攻撃を「単なる物とりや物よこせ運動の視点からバクロする」のではなく，「資本制生産のバクロという階級的視点から」捉え，「下部組合員に意識化させ」るべきこと，闘いは「帝国主義的統治機構への全社会的再編に対する闘い」として闘われるべきであり，労研の職場闘争が「客観的に反帝闘争を意味するものだと考えて，労研員の政治意識の開発をおし留めることは許されない」こと，労研は「70年安保反戦等政治闘争を職場にもち込まなければならない」こと，労研は単なる「戦闘的組合活動家集団」から「組合主義のワクを突き破った職場労働政治組織」に成長し，「地区反戦の実態的荷い手」となるべきこと，などが指摘されている（『共産主義』11号，59頁）。

第二に，そのような方向に運動をすすめていくために，労働組合の枠にとられない独自の運動体の形成を追求すべきであるという方向が明確化してくる，ということである。それはかつて共産同（黎明派）が主として組合内の「左翼突き上げ戦術」を駆使して，組合の「大衆闘争機関への転化・ソビエト化」を追求していたのに対比して，明らかな変化であった。組合がソビエトへ転化するというような「甘い期待」をもってはならないことが指摘され，「中央民同の指導と指令に対決していける戦略部隊」「地区反戦と結合した職場行動組織」をつくりだしていくべきことが強調されてくる。「労研・社研」は，単なる組合内左翼反対派から脱皮し，まさにそのような「地区反戦の実態的荷い手」たるべき「職場行動組織」に成長すべきものとされたのである。そして，地区反戦を「中軸」に「組合主義的政治闘争の枠を破って闘われている政治闘争」こそが「ソビエトを準備する」ものと捉えられた。

第7回大会では，「自然発生性への拝跪を拒否する以上，既成政党の官僚的組織統制下にある大労組がそのまま組合ごとソビエトへ転化するであろうという甘い期待をもつわけにはいかない」と捉えられている（『共産主義』11号，57頁）。また，『戦旗』129号（68年4月5日）では，東交労組の組合内統制処分が報道され，かかる組合は「労働組合ではなく」「当局とともに打倒の対象」である，と捉えられている。

また，総評第36回大会を総括した論文では，東交反合闘争を「転機」として，「三池闘争時代のように社民[民同]が反合闘争を闘い民社・同盟が第二組合で割るのではなく，社民が当局と一体化して左派の首を切る」状況が生まれていると指摘し，「東交左派」は「3分の1勢力をもちながら」「労働組合統一原則と第一組合という幻想にしばられて」「民主主義の多数決にしたがって敗北した」，「3分の1勢力があれば」「決戦を迎える前に」「戦闘的部隊を独自に組織して」闘いを挑むべきであった，と批判している（『戦旗』143号，68年8月25日）。さらに，『戦旗』146号（68年9月27日）に掲載された共産同大阪府委員会の論文では，「組合内左翼は組合の枠内に留ま

る限り独自の政治闘争を展開することもできず孤立せざるをえない」，「この限界を打破り革命的政治闘争の展望を切り拓いたのが地区反戦による地域政治闘争の展開である」，「地域政治闘争の拡大と強化のために地区反戦と結合した職場行動組織の確立を計らねばならない」，その文脈において「ソビエトの展望」をもちうる，と述べられている。

以上のような方針の転換にもなつて，労働運動の分野で現実にはどのような運動が生起することになったのか，とりわけ，反戦・反帝政治闘争と結合して組織されるべきとされた職場闘争は，どのような内実をもってすすめられたのか。われわれは，この点について第3章においてやや立ち入って吟味するであろう。ただ，すでに以上の考察をとおして，本編の主題と方法にてらして注目すべき論点が浮かびあがってきたことに注意しておきたい。即ち，以上の方針の転換は，その方針を受容し実現する主体として期待される，共鳴社会集団の設定の仕方自体が変化してきたことを意味するのではないか，ということ，これである。すでにみたように，ここで打出された新たな方針は，従来の労働組合運動の停滞・危機を，労働組合内の左翼的活動家の職場闘争の地道な積み重ねをとおして克服しようとするにとどまらず，むしろ，次第に厚さをました職場闘争の壁自体を，この時期の地域・街頭における反戦・反帝政治闘争に噴出した，新たな活動家層のエネルギーの職場への還流をとおして突破しようとするものであり，さらにいえば，単に労働組合の枠内における職場闘争の復活・強化をめざすのではなく，地区反戦の実体的な荷い手となるべき職場政治組織の強化をとおして，運動の新たな局面をきり拓こうとするものであった⁷⁾。従来の「労研・社研」運動が，労働組合の組合としての機能の強化を生産点において追求する職場活動家たちによって主に構成されていたとすれば，共産同第6回大会の方針は，まさにその社会集団の活動に依拠して運動をおしすすめようとするものであった，とみなしうるのであるが，共産同第7回大会の方針は，むしろ，67年初から68年にかけての度々の街頭闘争のなかで育った，新たな反戦活動家層に依拠して運動の未来をきり拓こうとするものであった，といつて大過ないであろう。したがって，以下の考察にあたっては，ここで推定された二つの社会集団の形成過程，その組織と活動の実態をおいかけると同時に，共産同がそれら

7) 念のため附言するが，第7回大会の方針においても，「労研・社研」自体の意義が軽視されたわけではない。そこでは，すでにふれたような観点から「労研・社研を位置づけ直さなければならない」ことが強調されたのである（『共産主義』11号，59頁）。

の社会集団との間にとり結んだ共鳴関係の推移、それにともなう共産同の組織体質自体の変化について、注意していくことが肝要であろう。

以上のような方針の変化をめぐる論議は、ただ単に党派内部でおこなわれただけでなく、広く党派周辺の活動家層をもまきこんでおこなわれている。たとえば、『戦旗』145号（68年9月20日）によれば、68年9月8日午後1時から9時まで、関西地区反戦連絡会議主催の討論集会が開かれ、労働者150名が参加して「生産点における反戦運動の方向—今日の状況における労働組合の機能と限界」をめぐる「激しい討論」がおこなわれた。そこでは、「職場に反戦活動家の層ができてはじめて」こと、しかし「羽田闘争から現在までの過程」では、「街頭では戦闘的な行動をとるが、職場において、労働者が自らの闘いを堂々と報告し、職場全体をゆり動かし闘争に組織していくような活動をやりきれなかった」こと、今後「街頭闘争の質を保持し、強化し、拡大するためにこそ」生産点での活動を考えるべきこと、などが「まとめ」られている。

なお、共産同第7回大会は、同盟議長をはじめ中央の人事組織を大幅に改めると同時に、共産同の組織を、「常任職革中枢」を「政治局」としてもち、そのまわりに「職革を結集」した「全国的中央集権党」にまでたかめるべきこと、そのための「組織上の環」として「地区党」の建設、そこへの「常任配置」を完了すべきことを説いている（『共産主義』11号、53～56頁）。産業別のフラクションとおして労働戦線を指導する態勢から、「地区党」を軸にした態勢への発展が追求されたのもこのときであった。われわれは、序編補論「「新左翼」諸党派の形成と展開」においてふれたような、再建共産同の組織体質が、少なくとも主観的にはこの時すでにかわりはじめていることを推定しよう。事実、われわれの面接調査によれば、従来いわば「兼職」的に共産同の仕事にたずさわっていた幹部の何人かは、この頃から他の職を辞し、党務に専念する態勢に入った。また、機関紙・誌、財政活動の確立にも一段と力が注がれた。関西共産同が独自に発行してきた共産主義者同盟関西政治理論誌『烽火』も、11号（68年9月）をもって廃刊され『共産主義』に統合された。

第3節 「安保決戦」へむけての同盟内論争

さて、68年から69年にかけての国際的な反戦・反帝政治闘争の昂揚と、全国的な大学闘争の拡張は、「日本革命の契機」を「政治課題」に求めた共産同第7回大会路線の基本的有効性を示すものとしてうけとめられた¹⁾。事実、69年

春にかけて、共産同の政治的影響力は着実にたかまっていったと推定される。

だが、その政治的影響力の拡大は、必ずしも、党派としての地道な組織活動の積み重ねの結果もたらされたものであるとはいえない。むしろそれは、運動の昂揚局面において、そこに表出された大衆の情感を鋭敏に捉え、それを党派の提示する方針のなかにとりこんでいくかたちで、さらにやや大胆に言えば、大衆の自然発生的な昂揚にあわせて自らの方針を構成していくかたちでもたらされる、という面を多分にもつものであった。

その意味では、いわば危機の到来自体が戦闘的學生・労働者の反戦・反帝闘争によってこそ可能となる、と捉えようとしたところの、第7回大会路線の底に流れるいわば主体的な終末観は、この時期の政治的激動の渦のなかで、既成秩序の崩壊を望んだ多くの人々に共鳴されるものをもって注目に値する必要がある。

いうまでもなく、真の社会主義政党にとっては、資本主義社会の終末が何を契機に、いかなるかたちで到来するか、自らの主体的行動がそれといかにかかわるかという問題は、常にたちかえって論じられるべき核心的論点をなしているのであるが、共産同第7回大会で確認された路線は、その点に関する従来の社会主義運動における伝統的な発想に対比して、かなり「飛躍」した発想をともなうものであった。第6回大会は、「帝国主義戦争を内乱へ」というスローガンに集約される終末観をいわば戦争待機主義としてしりぞけながらも、「国際信用体制の崩壊」「資本主義世界経済の分断」がすすみ、「帝国主義諸国の国内階級協調体制の経済的基礎」が「根底から動揺」することによって、革命か反革命かの「最終的結着」が問われる、と捉えていた。ここでは未だ、主体の革命的政治行動が危機の到来自体を早めるものとして、その終末観のなかにくみこまれていたとはいえない。世界資本主義の現段階で必然的に生ずる経済的危機への帝国主義の対応、その「国内攻撃」に対して、革命的主体がいかに徹底的に「防衛」の闘いを組織しうるかによってこの社会の命運に結着がつけられる、というのがその基本的なシエマであった。だが、第7回大会路線は、このような終末観をいわば恐慌待機主義としてしりぞけ、主体の革命的政治行動、反戦・反帝闘争自体を、危機の客観的到來をうながす不可欠な要因として、その終末観のなかにくみこもうとするものであった。そこでは、「経済危機の到来とそこから起こる政治的動揺にのみ革命の条件を求めるのではなく」「主体的に」「決

1) 共産同は69年8月に第9回大会を開き、秋の安保闘争の方針を決定しているが、そこでは、同盟第7、第8回大会を、「日本階級闘争において画期的な闘争を準備し、指導し、かつ総括してきた」ものとして評価している（『共産主義者同盟9回大会報告決定集』『共産主義』13号、1969年10月、7頁）。

定的経済危機の到来以前に」政治闘争を構築していくことが決定的に重要な課題として捉えられている²⁾。

ここにみられるのは、戦争であれ、恐慌であれ、カタストローフの到来をいわず客観主義的に予測し、そこに終末の契機を見出そうとする発想への不満であり、さらにいえば一切の待機主義的な終末観から「飛躍」しようとする志向であった。現代帝国主義の危機の性格、その発現形態をめぐる論議は、このような不満と志向にこたえるべきものとして位置づけられていたのである。ともあれ、この新たな終末観が、未だ「決定的経済危機」が到来せず、労働運動の階級的昂揚もみられぬ状況のもとで、大学や街頭における闘争に噴出した反体制的なエネルギーに依拠して危機・終末をたぐりよせようとする、願望によって生みだされたものであることは明らかであろう。

だが、前衛的党派がこのような終末観をもちながら、なお主観主義的な猪突をおさえ、刻々と変化する政治状況のもとで真に合理的な決断をくだすためには、当面する状況での彼我の力関係についての的確な判断をもつことが要請される。それは前衛的党派内部での激しい論争をともなうことになろう。そして、たとえ戦略的目標において一致する党派内部においても、階級闘争の不均衡発展に制約されて当然生じうる党派メンバー相互間の時々刻々の状況判断の差異は、その意見対立を処理する組織運営上の原則が未確立である場合には、容易に組織分裂を生みだすであろう。かの主体的な終末観が共有されている党派の場合には、党派メンバー相互間の客観的な状況判断の差異が、同時に、各メンバーの主体的、倫理的な姿勢の差異と未分離な問題としてとりあげられ易い。未だ決起すべき状況ではない、という者は、決起する決意を欠く者として批判されがちである。

事実、共産同第7回大会以降の階級闘争の昂揚は、その昂揚局面をいかに捉え、そこでの戦術をいかに設定すべきかをめぐる論議を共産同内部によびおこしていくこととなった。とりわけ、安保自動延長、沖繩返還の路線を確定するための佐藤首相訪米の時期がせまるにつれて、その論議はますます熾烈さを加えるにいった。そして、69年7月から8月にかけて、再建共産同の第2次組織分裂が顕在化するにいったのである。

2) 『共産主義』8号、8頁、『共産主義』11号、57頁などを参照。

69年7月6日、共産同の地区代表者会議と社学同全国支部代表者会議の開催に際して、共産同内部で「内ゲバ」事件が発生し、破防法違反容疑で官憲に追求されていた当時の共産同議長仏徳二が重傷・意識不明のまま官憲に逮捕されるにいった。この陰惨な事件は、それを直接ひきおこした赤軍派と称されるグループ自身によってもやがて「自己批判」されることになった。8月上旬に開催された共産同第8回大会第4回中央委員会に提出された一向他数名の赤軍派署名の『同盟への我々の自己批判』には、「同盟議長以下、諸同志に対してのリンチを加えたこと」「同盟議長を結果として権力に売り渡したこと」「我々の弱さと党内闘争の敗北的事態を排外主義的に合理化する幾つかの“別党”的“分派”的行動を行ったこと」などが「自己批判」されている。だが、同時にこの文書につけられた「我々と「赤軍派」の自己批判的総括と今後の任務と方向」と題する文章には、第8回大会路線の批判的克服こそが同盟の前進にとって不可欠であるという観点から、専ら共産同中央への批判が記されている。69年8月中旬に開催された共産同第9回大会に赤軍派は参加しなかった。おそらくは、参加の条件をめぐる合意が成立しなかったからであろう（共産主義者同盟赤軍派編『世界革命戦争への飛翔』177～179頁、一向他『同盟への我々の自己批判』、無署名『正規の包囲軍を組織せよ』など参照）。

かくして、赤軍派は第9回大会を正式な党大会とみとめず、8月下旬に「共産主義者同盟赤軍派結成総会」を開き、正式に分派の道を歩むことになる。再建共産同の第2次分裂がこれである。やくざの果しあいともみえる「内ゲバ」事件にいられたこの種の分裂は、一見したところ余りに愚劣であって、その政治的、思想的原因を追求する意欲をそぐに充分であるが、しかしなお、その分裂が次にふれるような当面の階級闘争の政治、組織路線上の対立に根ざすものであったという事実は否定しがたいことである。赤軍派自体の叙述によれば、のちに赤軍派となるグループの最初の「フラクション」の形成は、68年10・21闘争直前に、「これでは秋の闘争はやれない、と直感的に考えた部分」によって、「10・21防衛庁闘争委員会的」なものとしてすすめられ、ついで、69年4・28沖繩闘争の準備、総括の過程で「党内党」的なものとして固められていった（前掲『世界革命戦争への飛翔』145～154、157頁）。

われわれは、「安保決戦」が近づくにつれて共産同自体の政治的、組織的統一が脅かされるにいったことを強調しておく必要がある。その分裂の深さと幅を具体的に捉えることは困難であるが、「安保決戦」にむけていかなる方針が提示されるにせよ、それが共産同のメンバーの共同事業として遂行される主体的条件は、すでに「安保決戦」をまえにして失われていたのである。そこで、われわれはここで、そのような組織分裂を生みだすほどの党内論争の争点が一体いかなるものであったかについて、やや立入ってみわたしておきたい。もちろん、その全貌を明らかにする資料が与えられているわけではないが³⁾、ここでは、われわれの関心にしたがって、次の争点に留意しておく必要がある

う。

その一つは、当面する階級闘争の局面をいかなる性格のものか、という点をめぐる論議であった。公表された文書によってみる限りでは、当時の共産同中央がこの点についてどの程度明晰にして確定的な認識をもっていたか、必ずしも明らかではない。「革命的昂揚」「大衆的政治的昂揚」「革命闘争の時代」などのやや曖昧な言葉が、当面の状況を特徴づける表現として使われている。

68年10・21の「防衛庁占拠闘争を頂点とする新宿一国会闘争」「大阪御堂筋占拠闘争」の直後、共産同政治局が発表した文書は、当面の事態を「革命的高揚」と規定し、それは「労働者人民の闘い」が「来たるべき権力闘争の萌芽を安保粉碎闘争に体現せしめつつあること」を物語っている、と述べ、当時、69年1月と予想された佐藤首相訪米阻止闘争の展望に関して、「安保闘争が単に政策反対闘争にとどまらず、帝国主義権力を根本的に打ち砕き、プロレタリア独裁へと現実的に発展する階級闘争の段階に到達している」と捉えている（『戦旗』150号、68年11月1日）。ここでは、後に赤軍派の文書にみられるものと近接した状況判断が前提されていたように思われる。これに対して、69年8月に開かれた第9回大会では、「現局面の高揚」は「安保粉碎闘争の大衆的政治的高揚」に他ならない、と述べられているが、その高揚が厳密にいかなる性格、程度のものであるかについては、明確にされてはいない。ただ、「革命闘争の時代」という曖昧な規定がくり返されている（『共産主義』13号、9～13頁）。また、69年10・21闘争直前に共産同中央労対部が発表した文書では、67年10・8闘争によってきり拓かれた「日本階級闘争のこんにちの局面」は「まさに革命的高揚期と呼ぶべき状況」を呈しているが、ここから「自然発生的」に革命情勢がきり拓かれる可能性はないこと、この高揚は、「プロレタリアートが自らを権力闘争に組織すること」によってのみ「革命的高揚—革命的情勢へ」とすすみうることを、それは「一度限りの闘いによって一挙に到達しうるものではなく」「今秋安保決戦以降の一時代の敵権力との熾烈な闘いを通じてのみ可能」であること、などが述べられている（『戦旗』198号、69年10月17日）。

もちろん、流動する政治状況のもとで、当面する状況を的確に規定し、それに適合的な革命的戦術を確定することは、革命の天才のみがよくなしうることであろう。だが、当時、共産同の内部で、まさにこの点に関して鋭く対立する見解が提示されていたのであった。即ち、69年4・28闘争ののちに、赤軍派の

3) 党組織外の一介の研究者にとって、党内論争の真の争点とその争点をめぐる対立の度合を正確に捉えることは、極めて困難である。理論的表現をとってあらわれる対立の底にひそむ生臭い人間的な対立にまで立入ることは不可能に近い。それはやがて発表されるであろう当事者たちの回想録などを素材にして分析されるべき事柄である。

側から当面の局面を「革命的昂揚から革命情勢への過渡期」と捉える状況判断が提示されたのに対して、のちに叛旗派と称される側はそのような状況判断を「主観的情勢分析」にすぎないと批判し、現局面は「革命的前期～革命的昂揚期への過渡期」として捉えるべきである、と主張していた。

赤軍派の形成過程で「武器」として作成され運用されたといわれる無署名論文『現代革命』（前掲『世界革命戦争への飛翔』165頁参照、なお、この論文の執筆者は一向健、執筆時期は69年6～7月頃と推定される）では、67年秋以来の「世界＝日本階級闘争」は「革命的昂揚から革命情勢〔へ〕の過渡期」であると捉えられているだけでなく（『現代革命』I、1頁）、1917年の10月革命の前にレーニンが指摘した蜂起の条件と「共通性」のある条件が、69年秋に現出すると予想されている（『現代革命』II、10頁）。いうまでもなく、それは「蜂起の時期」とそのための「準備」を論じるための伏線であった。

これに対して、共産主義者同盟三多摩地区委員会は、その理論機関誌『叛旗』において、現在の情勢を「革命的高揚期～革命的情勢への過渡期」と捉える見解を「主観的情勢分析」にすぎぬとしりぞけ、「後進国—旧植民地での革命的情勢」と「帝国主義諸列強での革命的前期～革命的昂揚期への過渡期の情勢」として現状を捉えるべきことを強調している（共産主義者同盟三多摩地区委員会『叛旗』3号、7～10頁、1969年9月）。学園や街頭闘争における「小ブル的昂揚の連続的発展の延長線上に〈権力奪取〉を夢想する」ことはできない、というのがその実践的含意であった（『叛旗』2号、10頁、1969年7月）。

なお、赤軍派の見解への批判は、当時の共産同議長仏徳二によってもなされている。即ち、「2月〔1917年2月革命〕を未だ切り開いていない日本で、すでにロシア10月革命直前の9月だといって誰が信じよう」と（仏徳二『先行性ファシズム論』44～5頁、1969年9月）。1968年末に開かれた第8回大会の内容を示す文書は公表されていないが、この大会において右のような見解の仏徳二が議長に、また、叛旗派に近接する松本礼二が副議長に就任していること、さらに、赤軍派は「第8回大会路線」を批判していることなどからすれば、すでにふれた『戦旗』150号に掲載されたような見解は、第8回大会において多数を制しえず、むしろ同盟中央からはしりぞけられた、とみるべきであろう。因みに、後に赤軍派の幹部となる塩見孝也は、第7回大会で議長となった佐伯武のもとでは、実質的な理論指導者の一人であった、と伝えられる。

共産同第9回大会は、「赤軍派指導部に顕著であった」「小ブルジョワ革命主義」「大衆運動主義」「自然発生的階級形成」「刹那主義」を「同盟から一掃」すべきことを決定している⁴⁾。だが、当面する状況の把握に関しては、一義的に明確な規定を与えることを留保している。それは、共産同中央のリーダーシ

4) 『共産主義』13号、9頁。

うな、出生時の母斑が刻印されていた。

Ⅲ 大阪中電の戦闘的、左翼的活動家集団の形成

大阪電信支部の中継機械化闘争が一定の成果をあげる過程は、大阪中電の職場の戦闘的、左翼的労働者たちが、いくつかの活動家集団として形成されてくる過程でもあった。前項でみたような電信支部の闘争は、そのような活動家集団を、組合支部の職場活動家として包摂することによってはじめて可能となったのであり、やや先廻りしていうならば、かの「中電マッセンストライキ」の主役は、そのような活動家集団のなかから、その活動の限界を突破することをモティーフとして形成されてきたのである。そこで、ここではまず、中継機械化闘争の過程で公然化してくる戦闘的、左翼的活動家集団が、いかなる経緯で形成されてきたかを整理し、その活動家集団の社会的性格について吟味しておきたいと考える。

日本共産党大阪府委員会は、1961年4月28日、「党派性と階級性をたかめ、トロツキストを粉碎しよう」と題する声明を発表した。この声明は、「トロツキスト」として活動した大阪中電細胞の前田裕晤、青木正義、およびそれに同調して「反党的活動」をおこなった伊藤修身を、同年3月除名したこと、また、中電細胞は、「トロツキストの党破壊の反革命活動」に対して、「原則的な立場にたって毅然たるたたかいをおこなうことができず」、むしろ、多くの細胞員が党機関の指導に反対し、大量に離脱するという「重大な事態」が発生したことを明らかにしたり。

この「声明」とこれに関連して発表された関係者の発言は、さし当って、次の二つのことを明示している。第一は、かつてレッド・ページでほとんど壊滅した筈の共産党中電細胞が、60年頃までに、日本共産党の拠点細胞といわれるまでに再建され、拡大されてきていた、ということである。レッド・ページ後、数名で再建された細胞は、当初のサークル活動、学習活動などをおしての青年活動家の結集段階をへて、50年代後半に、飛躍的にその党勢力を拡大し、60年頃には、組合支部の活動において主導権をとりうるまでの影響力をもつにいたっていた、と伝えられる。

元中電細胞の細胞委員前田裕晤は、52年から55年にかけて、映画、文学サークルなどを通じて活動家を結集し、学習活動をおこない、6全協後、59年にかけて、「党中央が、全党的に呼びかけた倍加運動以前に、すでに、十〇倍の拡大〔出発は5名であったという〕をなしとげ、組合活動に於ても主導権をとる勢力に迄発展していったのである」と記している（前田裕晤『日本共産党大阪中電細胞離党に至る経過について』1961年7月10日）。また、61年4月15日、16日、中央委員会幹部会員として北大阪地区党会議に出席した志賀義雄は、中電細胞が「大阪の拠点と誇った細胞」であったことを明言している（『アカハタ』1961年5月8日）。当時、細胞メンバーは100名をこしており、組合支部の議決機関の過半数のメンバーを細胞員がしめていた、と伝えられる。

第二は、そのような拠点細胞が、わずか数名の「トロツキスト」の活動と、それに対する党機関の統制措置を契機として、またたくまに解体されるにいたった、ということである。前田がすでに党から除名された「トロツキスト」たちと連絡をとり、「トロツキスト」たちの機関紙類を党員に配布したことを共産党大阪府委員会が摘発し、前田らを細胞委員としてもつ中電細胞がそれについて直ちに結論をださない間に、共産党大阪府委員らは前田を中電局舎前から車で連行して「査問」しようとするにいたり、中電細胞はその強引な機関の措置に反対して機関の指導を拒否し、やがて、細胞委員を含む大量の党員が離脱するにいたった、というのが事件の概略である。

61年3月13日、共産党大阪府委員ら約20名は、午後5時頃に大阪中電局舎前にきて前田をよびだし、「査問」のために連行しようとした。玄関前には、連行のための乗用車が横づけにされていた。一般大衆の面前でおこなわれたこの「乗用車事件」が、前田の行動を「規律違反」として批判しようとしていた細胞員をも憤激させたであろうことは容易に推定できる。3月19日に開かれた緊急細胞総会は、前日に北大阪地区委員会がおこなった前田の除名を確認すると同時に、「乗用車事件の思想的あり方は、マルクス・レーニン主義とは縁もゆかりもないものであろう。今回の事件によって失われた中電細胞の信頼を回復する適当な処置が出され、乗用車事件〔について〕の府地区の自己批判がない限り、地区、府の指導を認めない」という結論を「満場一致」で決定し、府、地区委員をのこして全員が退場してしまった、と伝えられる（前掲『日本共産党大阪中電細胞離党に至る経過について』）。『アカハタ』によれば、離党届けの理由には、「指導に服することができない」「党活動をやって行く情熱と確信を失った」「前田の査問のため機関が直接中電にきて自動車を配置したのは非人間的であり、官僚主義である」「共産党は前衛党でない、とどまるに値しない」などと記されていた、という（『アカハタ』61年5月7日）。

当時、共産党中央がこの事態にいかん衝撃を受けたかは、次の松島幹部会員の発言

1) 日本共産党機関紙『アカハタ』1961年5月7日、8日。

に明らかである。「いま、中電には、全党のどこにもなかったような事態がおきている。細胞委員会も壊滅する。大量の離党者が出る。残った同志たちも、……なお、党中央の方針に疑問をもっているという状態である」(『アカハタ』1961年5月8日)。

もちろん、経営内に秘匿された共産党細胞の内部事情に立入ることは、われわれにとって極めて困難である。だが、この事件は、50年代の後半に大阪中電で形成されていた戦闘的、左翼的活動家集団の性格を知るうえで、また、彼等が60年前後に直面せざるをえなかった問題を知るうえで、いくつかの示唆を与えているように思われる。

まず、大阪中電における戦闘的、左翼的活動家集団の形成は、すでにみた50年代後半における組合支部の職場闘争、反合闘争の過程ですすめられた、ということである。組合支部の職場活動を誠実におこない、公社当局に対して戦闘的に闘う活動家たちの、いわば職場における戦闘的友誼をもとに成立したのが中電細胞であった、と推定される。すでにふれたように、ときあたかも、中継機械化にともなう不安が職場にひろがる時期であったことが注意されなければならない。中電細胞は、何よりもまず、職場における戦闘的組合活動家の結集体として再建・拡大されたのである。そこには、共産党の党機関から相対的に自由な、原始的な民主主義が支配していたものと推定される。

中電細胞の「ネズミ算式」増大は、「良き世話役としての活動」から「個人的信頼をもとに」活動家の結集をはかったことによる、という。それは、「党派性を独自に展開しえぬ弱点」をともなっていた(前掲『日本共産党大阪中電細胞離党に至る経過について』1~2頁)。共産党大阪府委員会の「声明」は、中電細胞の「トロツキスト」の方針が、党の「統一戦線の路線」を否定し、「労働者の素朴な組合幹部への不満や、おくれた層の感情をテコにして、闘争の局部的な激発と反幹部闘争に集中」するものであり、中継機械化をまえにして労働者の間に生じた「切迫感とあせり」が細胞内に反映している、と批判している(『アカハタ』1961年5月8日)。

中電細胞では、50年代末に顕在化してきた共産主義運動の路線上の論争が極めて自由に論議されていた。職場における戦闘的友誼がゆるがぬものである限り、共産党中央の指導なり、共産主義運動の路線について、批判的吟味を加えることは、少なくとも細胞内においては全く自由におこなわれていたのであった。かねて、党中央の指導に疑問を表明していた前田らが細胞委員にえらばれていたことは、その端的な表現である。共産党府委員会は、「中電細胞会議で前田らが平和共存否定という意見をだし、また「永続革命論」など明らかにトロツキストの理論と方針を党内外にもちこんでいたにもかかわらず、細胞委員会と地区委員会は、これをたんに党内の理論闘争の問題とみていたほか、前田を細胞委員の一員に加えていた。……これは、党内の討議は自

由であるという自由主義的、分散主義的傾向のあらわれである」と批判している(『アカハタ』61年5月7日)。

だが、職場における戦闘的友誼をもとに形成された活動家たちの集団が、同時に、自己を日本の前衛政党の一細胞として位置づけている以上、たとえ彼等の主要な活動領域が「職場問題」のなかにあるとしても、前衛政党の全国的な政治指導のありかたがその活動家集団内部で論議されることは必然的であった。ときあたかも、共産党第8回大会へむけて「綱領討議」がおこなわれており、それをめぐって、党内外で活発な論議がおこなわれていた。大阪中電の細胞員たちがそれらの論議に影響をうけたとしても不思議ではない。だが、中電細胞の活動家たちが、共産党中央の指導に批判を抱くにいたったのは、すぐれて実践的な体験をとおしてであった。まさにその体験のなかに、当時の戦闘的、左翼的活動家集団がぶつかった諸問題、彼等が日本共産党を唯一の結集軸としてみとめがなくなった事情が刻みこまれているのである。

それは、まず、全電通の戦闘的な一支部の行動に対する全電通本部の統制措置を承認すべきか否か、という論議としておこった。1957年の「千代田丸事件」をめぐる論議がそれである。全電通の左派の拠点の支部であった本社支部に対して加えられた公社側の弾圧を事実上容認するだけでなく、戦闘的支部の役員を組合から放逐してしまうような全電通本部の統制措置をみとめることが許されるか否か、というのが活動家たちの抱いた疑問であった。当時、共産党の機関が、「統一戦線」「組合民主主義」を守るという理由で、事実上、本社支部の闘いを見捨てたと思われたことが、中電細胞員の間に関心への不信を植えつける最初のきっかけを与えたのである。

1956年2月、公社は、朝鮮海峡の米軍ケーブルの修理工事のために、布設船千代田丸を出航させようとしたが、人命の安全および仕事の性格について、千代田丸分会の属する本社支部と公社の間に交渉がまとまらず、公社がだした出航命令に対して、本社支部は出航拒否を指示した。全電通本部は、「弾圧の口実を与える」として、出航拒否を解除するように指令し、結局、同船は出航したのであるが、公社は、同年5月4日、本社支部三役に対して、出航を遅らせたことは公労法第17条違反であるとして、解雇処分を発令した。全電通は、同年の第9回大会で解雇撤回の基本方針をきめたが、その後、中央委員会で「話し合いで復職をはかる」方針をきめ、同年12月10日、全電通本部と公社との間に、「組合側は、解雇撤回の要求はしない」「公社側は……誠意をもって組合側と……平和的な話し合いをおこす」との「覚書」が締結された。その含意は、1年ないし1年半の間に解雇時の処遇で再採用するから、再採用発令時ま

吟味するが、ここでは、赤軍派との対決をとおして、共産同自身、「前段階決戦の勝利」への道をきり拓く「攻撃的な闘争」へのとりくみを強めようとしたことに留意しておく必要がある⁷⁾。

このような共産同の方針が、赤軍派の69年秋における「前段階武装蜂起」論を非難しながらも、「前段階決戦」論自体は捨て去ることなく、むしろ「前段階決戦」にいたる「長期武装闘争」の一時期、「革命闘争の時代」を構想し、その開始をつげる「突破口」として「安保決戦」を闘おうとするものであったことは、すでに明らかであろう。そこで、赤軍派が強調した軍事問題は、共産同が党として緊急にとりくむべき「革命的政治の凝縮」する課題として位置づけられることになった。そしてこの課題にこたえるためには、何よりもまず、すでにふれたような共産同の組織体質自体を変革することが不可欠であった。共産同第9回大会は、全共闘軍団、地区反戦軍団などの「武装自衛団」に対する党としての指導をつよめるための、軍事組織上の問題を定式化しようとしている。

ただし、その多くは暗号・伏字をもって表現されているので、必ずしも明確ではない。ただ、「労働＝生産点から独立」した「××〔RG—革命軍事組織〕」が、「中央権力闘争・マッセンストの血路、戦略拠点死守」などの任務をになうと同時に、「労働＝生産点に存在」する「同盟・共青・社学同」の「××〔軍事〕教育」にあたるべきであるとされていることを指摘するにとどめる（『共産主義』13号、79頁）。

だが、この新たな路線へつきすすむことは、共産同にとって、大きな冒険をはらむものであった。まず、短期間のうちに、その伝統的ともいべきルーズな組織体質を変革することが可能であるか否かについて、かの赤軍派による「内ゲバ」事件はすでに悲観的な見透しを与えていた、といえよう。危惧はただ組織問題のみにあつたのではない。きり拓かれるべきかの「革命闘争の時代」において、党の指導する「本格的武装闘争」がいかなる大衆闘争に支えられて可能であるか、という問題は必ずしも明確にされなかった。わずかに、「中央権力闘争とマッセンスト」が「武装闘争の戦略拠点を発展させる戦術的環」であると位置づけられるにとどまっている。

「内戦の長期的展開」が「根拠地の確保」によって「可能的根拠」を与えられることは自覚され、日本におけるその条件が検討されているが、「語の直接的意味におけ

7) 『共産主義』13号3頁、61～70頁。

る根拠地」はありえぬことがみとめられ、ただ、「工場占拠、学園占拠を背景としたマッセンスト」が、「武装闘争の戦略拠点」を発展させる「戦術的環」として指摘されるにとどまっている。「現在のには」「大学、高校、官公労、中小企業等」がその戦術を運用する対象としてあげられる程度であった（『共産主義』13号、63、78～82頁）。

その「中央権力闘争とマッセンスト」の意味内容については節を改めて考察するが、ここでは、さし当って、党が「攻撃型の闘争」を提起することによってのみ、大衆のなかにも「攻撃型の闘争」が「定着」という連関が強調されているが、果たしてそれのみによって大衆が「攻撃型の闘争」をおこなうにいたるか、換言すれば、大衆のなかに「攻撃型の闘争」を「定着」させるための必要充分条件はなにか、という点について、大衆闘争の現状に即して吟味する観点には、著しく稀薄であったことに留意しておく必要がある。やや大胆にいうならば、そのような問題のたてかた自体、すでに定型化されてきたところの、前衛による一点突破→大衆決起の誘発を使命として追求する共産同に固有の思考様式にとっては、「日和見主義」的なものとうけとられる可能性があつたのである。叛旗派はそのような思考様式に対して一定の批判を提起しているが、それは共産同全体の方針のなかに摂取されなかったように思われる。

共産同の正式文書のなかに、同盟の果たすべき課題を「未来から逆規定」という発想がひろがっていったことにもふれておきたい。「未来」とは「変革対象の歴史的本質の認識に媒介された革命の未来」であるとされた（『共産主義』13号、79頁）。同盟は「安保決戦」を「先進国における自国帝国主義打倒・世界革命戦争の開始」として「主体的に措定」したのであるから、「安保決戦」を「単に過去・現在から展望するのではなく」「世界革命戦争・世界プロレタリア独裁樹立の未来から逆規定してきた」、というのであつた（『共産主義者同盟第8回大会第4回中央委員会議案書』）。

そのような考えかたに対して、叛旗派は、第9回大会への意見として、現状はなお「国家的秩序の枠を突破しながら未だ権力奪取そのものの展望を語りえない」「過渡的情勢」にある、と捉えたいうえで、「4・28闘争の限界を越える道」を「主観的願望の中に求める」のではなく、「正確な情勢の把握」のうえに追求すべきことを強調した。そして、闘争を労働者の生産点における闘争にまで拡大すること、大衆自身の「独自運動を持続する能力を創出し発展させること」、それとの連関で「武装自衛」を形成すること、「政治集団」は「攻撃的性格をもった軍事能力」を強化すること、などを提起している。そこでは、「大衆の直接的運動の発展」を「媒介」とすることなしに「軍事がひとり歩き」する傾向への警戒が述べられていた（前掲『叛旗』3号16頁、24～25頁）。

ともあれ、われわれは以上の吟味をふまえて、「前段階決戦」論をともにう

けいれた共産同のなかにも、その内容理解をめぐって、また「安保決戦」との関連をめぐって、すでに大幅な見解の差異があったことが確認できるのである。すでにふれた赤軍派、叛旗派に代表される両極の見解にひきさかれ、赤軍派を組織外に放逐しながらも、共産同中央はむしろ赤軍派の提起した見解に牽引されつつ、叛旗派的な見解との溝を深めていったように思われる。その点はなお次節において立入って吟味することにしよう。

最後に、共産同の組織実勢について記すべきであろう。だが、率直に言って、それについての正確な資料はない。もともとルーズな組織運営をもって発足した共産同の同盟員数の推移をたしかめること自体、不可能に近いというべきであろう。だが、若干の面接調査から推定すれば、再建共産同の同盟員数のピークは、69年6月中旬頃で、約2,000名位に達していた。同年7月以降の再建共産同第2次分裂において赤軍派に流れた同盟員の数もまた不明であるが、全国的には学生同盟員を中心に相当数が赤軍派に流れたのではないかと推定される。いずれにせよ、69年10月～11月闘争にむけて共産同がもちえた党派メンバーの量は、既存左翼諸党派に比してはもちろんのことであるが、革共同革マル派、革共同中核派に比しても劣っていた。その「少数精鋭」をもって、いかに先駆的な闘いを実現するかに共産同の関心はしぼりあげられていったのである。

第4節 「中央権力闘争」と「マッセンストライキ」

以上の考察をふまえたうえで、われわれはいま、共産同が「安保決戦」にむけて提起した労働運動の分野での方針について吟味しうる地点に到達した。ただし、もはや断わるまでもないが、この時期にだされる共産同の労働運動の分野での方針は、狭い意味での労働戦線における方針というかたちで提示されるものではありえなかった。したがって、ここで問われるべきは、「安保決戦」へむけての全般的な闘争方針のなかで、労働運動の分野での闘いがいかに位置づけられていたか、ということであろう。

方針が提示される形式自体が、共産同第7回大会と第9回大会とは大きく変化していることが注目される。第7回大会においては、労働運動の分野での方針は、「大衆組織における同盟の任務」の章の第1項「労働戦線の任務」というかたちで述べられている。これに対して、第9回大会では、それはもはや「労働戦線の任務」というかたちではなく、「戦略・運動・組織論の確立と安保決戦における我々の任務」の章

のなかの1項「反帝統一戦線とソヴィエト運動の現段階」において、「労働者・人民の階級形成」の一環として論じられている。

ところで、すでにふれたように、69年8月の共産同第9回大会がその点に関して決定した方針は、「中央権力闘争とマッセンストの貫徹」という表現に要約される。その意味内容を確定することが以下の課題である。まず、その概念の発生史を吟味しておこう。

「中央権力闘争」という言葉が共産同の機関紙・誌上にあらわれるのが68年4月頃からであることについては、すでにふれた。当初、それは、個別的な現地実力闘争にとどまることのない、「政府中枢」「中央権力」に対決する闘争というほどの意味で使われていた。他方、「マッセンストライキ」という言葉が正式に使われはじめたのは、68年夏の共産同中央委員会においてではないか、と思われる。そこではじめて、安保闘争を「政府危機→政治危機→革命的危機に永続的に発展転化」させる「環」の一つとして、「大規模な街頭機動戦と正規軍のマッセンストライキの結合」が必要である、と提起された。そこでいう「正規軍」の意味内容は明らかではないが、フランスの「5月革命」におけるごとく、街頭政治闘争に触発されておこる労働者の職場での叛乱を「マッセンストライキ」として捉えようとしていたことはほぼ明らかであろう。

共産同第7回大会第4回中央委員会議案報告では、「〔1967年〕10・8以降の段階」では未だ「国家権力の全貌」を明らかにしえず、その「闘争形態」も「無定形」であることが指摘され、「仏のカルチュラタンが、ドゴール体制の全貌を暴露し、これを媒介に職場労働者のストライキが展開された如く」「決定的な街頭戦」を「媒介」にして、労働者のうっ積した経済的、政治的不満を「排外主義的官僚と民同の抑制下から爆発せしめる」ことが必要であると説き、そのために、「政治闘争と経済闘争を結合した労働者のマッセンストライキの形態」を「一点において生みだし、常態化しなければならぬ」と規定されている（『共産主義』12号、43～44頁）。

だが、「マッセンストライキ」という言葉が、日本での階級闘争の経験に裏づけられて、より具体的なイメージをもって使われるようになったのは、68年10・21闘争以降のことである。10・21「新宿闘争」は、「来るべき日本革命の政府危機→政治危機→二重権力に至る不可避の全人民の進撃の型」である「中央権力闘争とマッセンストライキの結合」の「輪郭」を「実態的に呈示」したもののとして、うけとめられたのである。街頭における地域的制圧闘争が厳密な意味でのマッセンストライキと同じでないことは意識されながらも、それは「陣

地戦＝地域マッセストライキ」として、いわば日本におけるマッセストライキの萌芽的なものとして評価されたのである。マッセストライキという言葉が「新宿闘争」のような街頭闘争によって肉付けを与えられたことは、やがてマッセストライキをめぐる論議に一種の混乱をもちこむ契機ともなるのであるが、ともかく、68年末の共産同第8回大会は、「攻撃型階級闘争」の内容を「中央権力闘争とマッセストライキ」として定式化したとみて間違いのないであろう。69年の共産同の機関紙では、ほとんどすべての重要な闘争の局面で、「中央権力闘争とマッセストライキ」を追求すべきことが訴えられることになる。

もともと、68年10・21闘争では、共産同は若干の内部論争をへて、「社学同部隊」を中心に、労働運動活動家をも含めて「防衛庁突入闘争」を「中央権力闘争」としておこなうことを決めていた。そして革共同（中核派）を中心に計画された新宿米軍タンク車「米軍ジェット機用燃料」輸送阻止闘争路線に対しては、「個別闘争主義」「地域主義」として批判的であったのであるが、現実には新宿騒乱事件が発生したとき、共産同はそこに噴出した大衆のエネルギーと地域的反乱を極めて高く評価したのである。共産同政治局声明は、「新宿闘争」が共産同の「防衛庁—中央権力闘争」の「圧倒的成功」と結びついて、「中核、ML、四トロ派の小ブル反戦闘争路線」から離れて、「中央権力闘争と結合した陣地戦＝地域マッセストライキの真価を発揮した」と述べている（『戦旗』150号、1968年11月1日）。

もちろん、「新宿闘争」の限界について意識されていなかったわけではない。その政治局声明では、当時の共産同がイメージするマッセストライキに対比して、「新宿闘争」がなおかなりの距たりをもつものであることが指摘されていた。「鉄道労働者の分離」「住民、大衆の未組織化」「指導部の指導性」の欠如など、「新宿闘争」は「無方向的暴動——揆的」ですらあって、「マッセストライキだとはいえはしない」と明言されている。だが、この時点ですでに、「60年代から70年代のわれわれの牽引すべき闘争の型」は「中央権力闘争」と「社会的諸機関の占拠管理を楨杆とする……労働者住民の闘争機関を媒介にした団結と武装」である、と捉えられていた。その表現は明晰とはいえないが、「中央権力闘争」と『個別闘争』で形成される「陣地」戦をおし進め、「自覚あるプロレタリアートの拠点職場—拠点地域における攻撃的マッセストライキ」を「基礎」に「地域ソビエト運動」を発展させることが志向されている。この考えかたからすれば、その「基礎」たるべきものをいかにして形成していくかが以降の中心的課題と自覚されるべきであった（『戦旗』150号）。

だが、このように共産同は「中央権力闘争とマッセストライキ」の方針を決定したとはいえ、その具体的な内容については必ずしも一義的な解釈が確定していたわけではない。むしろ、前項でみたような共産同内の論争が顕在化してくるにつれて、また、実際にその方針を具体化しようとするにともなって、

その解釈自体をめぐる意見の対立が顕在化してきたように思われる。ここではその点に立入ることが不可欠であろう。

まず、「中央権力闘争とマッセストライキ」という場合に、その両者の連関をいかに捉えるか、という論点があった。もちろん、両者の「結合」なり「らせん的展開」なりが必要であるとされる限りでは、意見は一致していたといえるであろうが、その「結合」「展開」の仕方については、共産同の機関紙に掲載された文章をおう限りでも、かなりの解釈の幅があったように思われる。やや大胆に特徴づけるならば、69年6月頃までは、「中央権力闘争とマッセストライキ」が一般的な方針として語られることはあっても、具体的な闘争指導に際しては、「中央権力闘争」の推進にこそ当面の戦術上の環があると強調される傾きがあったのに対して、同年7月以降は、むしろ「中央権力闘争」をおし進めていくためにも、「マッセストライキ」が不可欠であるという捉えかたが浮かびあがってきたように思われる。それは共産同内部の一つの論争点をなしたのである。

『戦旗』186号(1969年7月18日)に掲載された共産同政治局・書記局の署名論文は、「4・28中央権力闘争の意義と限界」にふれるなかで、「中央権力闘争がそれ独自で問題になる」のは、「革命的危機」の「蜂起による止揚」をはかる場合以外にはありえないが、「蜂起」は「諸条件と具体的に結合しかつ規定される問題」であって、「中央権力闘争・マッセストライキ」の戦術が提起されたのはそのような観点からであった、と述べている。その文意は必ずしも明晰ではないが、「帝国主義政府実力打倒」をかちとりうるためには、単に「中央権力闘争」をそれ自体としてエスカレートするだけでなく、それと結びついた「マッセストライキ」を追求することに「革命的な指導の環」があることを強調しようとするものであったと読みとって間違いのないであろう。

69年7月上旬に共産同機関紙に掲載された一論稿は、共産同内に「中央権力闘争かマッセストか」という論争があることにふれている（榎原均「階級形成論としてのソビエト運動論」『戦旗』185号、1969年7月11日）。

その論争の意味は、すでに前節で明らかにした当時の共産同内部における両極のグループが、それぞれ、この点についてどのような捉えかたをしていたかに立入るならば、より明瞭となるであろう。即ち、一方で、赤軍派は、「反戦闘争＝中央権力闘争＝武装蜂起を生産するものが、自らを生産し、マッセストを生産し、全体を生産するのだ」と主張し、「中央権力闘争＝武装蜂起」に全力を傾注すべきことを唱えたのであるが、他方、叛旗派は、未だ「権力奪取

そのものの展望を語りえない「最高次の中央権力闘争」を推進すべきであるとしながらも、同時にそれを「支え」その「発展の展望を可能とするマッセストライキ」を追求しなければならない、と強調していた。

赤軍派は、「全共〔全共闘運動〕、工評〔工場評議会〕運動の自己目的的創造の上に武装蜂起（中央権力闘争）が成立する」とする考えかたや、「中央権力闘争とマッセスト、二つの荷い手による両者併行の組織」を必要とするという考えかたをともに非難した。前者は、「三上一松本派」の考えであり、後者は「仏派」の考えである、とされている（『現代革命』Ⅲ、1頁）。

これに対して、叛旗派は、「中央権力闘争」を「権力奪取一般」として指定して論議するのではなく、「中央権力闘争」の「発展—展望」を「社会的拠点へ波及させる」ために、「社会的拠点の中でそれ自身の闘いで限界的な闘争を展開しているものと合流させる」ことが不可欠であり、それこそが「マッセストライキ」として追求されるべきである、と主張した（『叛旗』3号16頁）。

共産同が「中央権力闘争とマッセストライキ」という場合に、そこでの力点のおきかたに変化があらわれるのも、恐らくは、この両極のグループの発想に牽引される度合が変化することと関連していたに相違ない。69年7月初旬を境にみられるところの、先にふれたような変化には、赤軍派の方針への同意を拒んだ共産同中央の姿勢が投影しているように思われるのであるが、他面、共産同中央が叛旗派の見解に染まったわけでもないことについては、後に改めてふれるとおりである。すでにふれたような経緯で自己の胎内から赤軍派を生みだした共産同としては、赤軍派を組織的に放逐しながらも、赤軍派の提起した問題については避けて通ることはできなかつたのである。

ところで、以上のような「中央権力闘争とマッセストライキ」の連関の捉えかたについての意見の対立は、当然、「中央権力闘争」や「マッセストライキ」の具体的な内容をいかなるものとして捉えるか、という点での意見の対立につながっていた。

すでにある程度はふれたことであるが、その意見の対立は、赤軍派と叛旗派の間で極めて顕著であった。即ち、一方で、赤軍派は、もはや「中央権力闘争」は「前段階武装蜂起」以外にはありえない、と断言し、「連続的中央権力闘争」という表現自体も曖昧であると批判したのであるが、他方、叛旗派は、「中央権力闘争」を直ちに「権力奪取=武装蜂起」と捉えることに反対し、当面する「中央権力闘争」が「政策反対闘争の枠」をこえていながら、「権力奪取その

もの」とはなりえない「過渡性」をいかに止揚するかを追求することこそが重要である、と主張した。そしてその「過渡性」を止揚するために必要な闘争として位置づけられたのが、「マッセストライキ」に他ならなかつたのである。

69年7月の「内ゲバ」事件直後に執筆された一向他『同盟への我々の自己批判』と題する赤軍派の文書は、共産同中央の「秋の方針」を、「全くあいまいな『連続的中央権力闘争』を『計画としての戦術』で貫徹するというもの」であり、「何んらの実践的（『権力問題』『党と軍事』『党の造り直し=党の改組』）質を有するものではなかつた」と批判している。また、10月～11月闘争直後に発表された赤軍派の文書では、「前段階蜂起」を追求する場合でも、「政府中枢の武装占拠を一挙的に行なおうとする傾向」と、「敵の前線基地—前線部隊を粉碎しつつ」「政府中枢」にむけて「軍事的勝利の包囲網をつみあげて」いく考えかたがあったことが指摘されている（『赤軍』5号、11～12頁）。当初赤軍派が追求しようとしたのは、明らかに前者であった。これに対して、叛旗派は、「中央権力闘争」には、(イ)「権力に対する『抗議』闘争」(ロ)「権力に対する暴露の闘争」(ハ)「権力奪取を直接の目的とする闘争」という、区別されるべき三つの意味ないし段階があると説いた。大衆が議会制民主主義に対する「幻想」を失っている現状では、(イ)はすでに「過去のもの」となっているが、未だ(ロ)の条件はなく、問題は(ロ)から(ハ)への「移行のための条件」をさぐることであり、と主張した（『叛旗』2号、11～12頁、『叛旗』3号、36～37頁）。

したがって、「マッセストライキ」は、少なくとも当初は、叛旗派の見解のなかで、単なる街頭闘争のエスカレーションにとどまらない社会的反乱として積極的な意義づけを与えられることとなる。それによれば、現在の「中央権力闘争」を一段とおしあげ、権力奪取を直接の目的としうる状況をきり拓くためには、「闘争が社会的闘争を包括する」ことが決定的に重要であり、その課題にこたえるべき「マッセストライキ」は、従来の「社会的拠点闘争の枠」をこえる闘いとして、同時にまた、「政治闘争の社会化」をおしすすめる闘いとして位置づけられるべきものであった¹⁾。このように、当初「マッセストライキ」に積極的な意義づけを与えようとしたグループによって、それが決して「革命の型」や「蜂起の型」、あるいは権力奪取闘争時における闘争形態として位置づけられていたのではなく、むしろ街頭闘争としては度々にわたって昂揚しながら、同質の闘いが大学以外の「社会深部」にまでは及びえていないような、闘争の現局面の限界を突破するための当面の戦術の環として位置づけ

1) 『戦旗』第3号、37頁。

られていたことに留意しておく必要がある。それは、やや大胆に言えば、革命的空論主義、主観主義への反撥を一契機として構想されたものだったのである。因みに、赤軍派の文書では、「マッセンストライキ」について積極的な意義づけを与えられることはほとんどなかった。

当時語られた「マッセンストライキ」の意義に関して、共産同副議長松本礼二の論文「権力闘争としてのマッセンストライキ——70年安保闘争の課題」は次のように説明している。「この秋におけるマッセンストライキの展開は……二重の性格をもつであろう。一方ではそれは、政治闘争の深化であり、……政治闘争を社会的深部へくりこむことによってその闘争力の質的飛躍を展望するものである。他方、それは、……組合運動の枠を突破した職場闘争の新しい段階への前進である」(『情況』情況社、1969年9月号、のち、ローテ編集局『共産主義者同盟論文集』に再録)。また、『叛旗』(第3号)は、「高度資本主義国に於ける革命の型(権力奪取の形態)としての論争」と「情勢と関連して展開される戦術に関する論争」とは区別しておこなう必要があると説き、「革命の型一般」の論争が重要なのではなく、「羽田以降の街頭政治闘争及び社会・経済闘争を可能とした政治的・社会的根拠」を把握し「展望」を明らかにすることが重要なのだ、と主張している(同書11~12頁)。

だが、このような戦術が当面どのように具体化されるべきかについては、叛旗派の見解のなかでも、未だ模索の域を脱していなかったとみて大過あるまい。ここでは、ただ、次のような点を指摘しておけば充分であろう。まず、それは決して自然発生的な大衆の叛乱としてイメージされていたのではない、ということである。それは労働組合の指令のもとにおこなわれる圧力ストではなく、大衆の政治的叛乱であるが、前衛自身によって目的意識的にとりくまれ、周辺地区の戦闘的集団によって支えられるべきものであった。したがって、それはまた、単なる職場叛乱としてイメージされていたものでもない。もちろん、それは職場叛乱ではあるが、決して一揆的、無政府的なものではなく、「プロレタリアートの権力を萌芽的に形成することの意識的追求」でなければならなかった。そのような発想からすれば、当然、そこで行使されるべき具体的な戦術は画一的ではなく、職場の状況に応じて柔軟に駆使されるべきものと捉えられることになる。

前掲松本論文「権力闘争としてのマッセンストライキ」では、「戦術形態を、形態として固定化することが、逆にこの闘争の普遍性にとって自己限定となる危険」についてふれられている。そして、「職場放棄・職場集会からバリケード・ストに至るすべての戦術が駆使されなければならない」「小さい戦術も、巨大な波及効果を生むように計画され準備され遂行されるならば、前進の階梯となることが出来る」と述べら

れている。なお、「マッセンストライキ」のこうした用語法が、かつて「マッセンストライキ」の革命的意義を強調したローザ・ルクセンブルグの用語法と異なることについては明らかであろう。

以上のような、共産同内の両極のグループの見解をみわたしたうえで、共産同中央の提示した「マッセンストライキ」の方針をふりかえるならば、それが、さし当っては叛旗派文書に表現されるような見解に刺戟され、牽引されて形成されたものであることは明らかであろう。だが、「安保決戦」へむけて共産同の方針が具体化されるにともなって、それが、叛旗派の見解とはかなりニュアンスの異なるものとしてかためられてくることにはふれておかなければならない。

即ち、まず第一に、「安保決戦」が近づくにつれて、そこで遂行される「中央権力闘争」に呼応する生産点の「占拠マヒ」ないし「バリケード・ストライキ」こそが、「マッセンストライキ」の具体的内容でなければならない、という考えかたが明確化してきたように思われる。即ち、「安保決戦」時における労働運動分野での戦術としては、拠点職場における「安保政治スト」を追求すべきである、というのがなお69年春頃までの方針であったが²⁾、69年4・28闘争の前後からは、単なる政治ストではなく、「社会機構そのものの解体」を「実力」で要求する闘い、とりわけ大学占拠闘争に類する工場占拠闘争こそが、当面の「中央権力闘争」に労働者が有効に登場する道であることが強調されてくる。それは、多様にして柔軟な戦術を駆使して従来の「社会的拠点闘争の枠」をこえる闘いを組織することによって、「中央権力闘争」自体を推しあげていこうとしたかの叛旗派の発想からはかなり飛躍したものであり、むしろ、当面の「中央権力闘争」への直接的な意味での「出撃拠点」をつくりだすことを追求しようとするものであった、とみて大過ないであろう。

『戦旗』紙上において、生産点における占拠闘争の意義が強調されてくるのは、69年春以降のことである。それは一面では、大学占拠闘争の経験に触発されていると同時に、他面では、街頭における「実力闘争」の限界、生産点における政治ストの困難性、大学占拠闘争の敗北など、当面の闘争局面の厳しさについての自覚と結びついていた。以下、その点を示唆する文書の若干を列挙しておこう。「我々が〔学生の闘争に〕応えるべきことは、……「孤立する全共闘支援」ではなく、その権力闘争の質をいかに全社会へ＝労働者階級の闘いへ受けとめるかに他ならず……我々の責任は生産

2) 共産主義者同盟関西地方委員会「訪米阻止に関西地区は飛躍する」(『戦旗』152号、1968年11月15日)。

点工場における同質的な実力占拠実現に向けてなされねばならぬ……」(関西地区反戦連絡会議「共産主義の学校を実現—反戦労働者による京大への政治のもちこみ」『戦旗』168号, 1969年3月14日)。「……学生が安田講堂で闘ったと同じ中央権力闘争—占拠闘争の水準を全労働者階級が荷うことなしにはいかなる闘いも有り得ない時代にわれわれはすでに突入しているのだ。……すでに秋の決戦にむけ、いくつかの官公労拠点での労働者の安田講堂攻防の実現をわれわれはすでに計画している。われわれはそれを秋をまたず、今すぐ、新宿郵便局で、始めなくてはならない」(「新宿郵便局自動区分機導入阻止闘争に決起せよ」『戦旗』183号, 1969年6月27日)。「マッセンストとは、単に労働者が生産点で闘うという現象的なことにつきるのではない。それは何よりも、現在の社会秩序を解体し、労働者の新たな社会組織を形成する闘いである。……〔大阪中電マッセンストで闘おうとする〕主張の根拠は……〔第一に〕……中央権力闘争の拠点を大学から工場(中小民間から官公労)に拡大するということである。大学はすでに敵権力の全面的な攻勢下にあり、これとの武装対決は社会の中に「大学」を作り出す事ぬきには勝ちえない……」(共産主義者同盟電通委員会「今秋安保決戦における中央権力闘争とマッセンストライキ」『戦旗』193号, 1969年9月12日)。「4・28の敗北は、先進的な反戦活動家に深刻な総括の必要を迫った。第一は……街頭における軍事的敗北の総括であり、第二には、中電において試みようとした政治ストの挫折である。……電通の反戦活動家は、10・8以降の闘争形態と内容をもってしては現在の権力との対峙状況を突破しえないことを直観し、……闘いを権力闘争……として組織すべく、激烈な内部討論と党派闘争に入ったのである」(共産主義者同盟中央労対部「大阪中電マッセンストの歴史的意義」(上)『戦旗』196号, 1969年10月17日)。

第二に、そのような観点から占拠闘争を追求しようとするにあたって、その占拠闘争の主体がその職場なり工場なりで働く労働者自身でなければならない、という考えかたが背後にしりぞき、むしろ、広くその地域の戦闘的労働者、学生が主体となるべきである、という考えかたが前面にでてきたように思われる。もちろん、当初、共産同が占拠闘争を追求しようとしたときでも、その闘争が、当該の生産点の労働者を組織した労働組合の指導下で実現するものとはイメージされてはいなかったし、また、周辺地域の戦闘的労働者、学生との連帯に支えられるべきことも自明のこととされていたのではあるが、占拠闘争の成否を左右する枢要点が、占拠すべき生産点における戦闘的労働者の職場における闘いの進展如何、政治的影響力の強化如何にあることは、強く指摘されていた点であった。

1969年初頭に発表された共産同議長仏徳二論文は、68年10・21闘争が、「拠点学園政治ストを除いては未だプロレタリアートをマッセンストライキに決起させるに到らなかった」限界をもつことを意識し、「戦略部隊の拡大再生産」のためには、「拠点学

園—拠点職場の闘う革命的陣地の強化と拡大」が必要であることを指摘している。その任務にこたえるためには、「地区反戦闘争」と有機的に結合した「地区労働運動と学園闘争」の強化につとめるべきで、労働運動に関しては、「組合内革命的活動家に対する日常不断の攻撃」に対する闘いを放棄するならば、「革命的労働運動の構築からマッセンストライキへの道は断たれるであろう」と述べている(仏徳二「日帝打倒・安保粉砕の世界史的的位置」『戦旗』159号, 1969年1月10日)。また、共産同中央としてはじめて拠点占拠闘争の意義を説いた論文は、69年春闘の総括に関連して、「電通の先進的職場」では「大衆団交形態」が「常識」となりつつあり、職場闘争は「単純な改良闘争」から「労務支配体制解体の闘い」へと転化しつつあることを評価したうえで、「隠された工場占拠」〔勤務時間に深くくいこむ職場集会など〕から「公然たる工場占拠」へ、闘争内容を「個別改良闘争」から「全人民的政治」へ発展させることに当面の課題がある、と強調している(『戦旗』1969年5月16日)。

本章で立入って考察するように、共産同は「マッセンストライキ」の全国的な拠点として、大阪中央電報局(以下、大阪中電と略す)を設定したのであるが、それというのも、ただ単に大阪中電が「運輸通信、交通体系の基幹」であるだけでなく、「日本労働運動の最大最強の拠点」として位置づけられていたからに他ならなかった³⁾。だが、その「拠点」における労働者自身を主体とする占拠闘争の見通しが失われるにつれて、むしろ、大阪中電以外の労働者、学生による占拠闘争の意義が強調されるにいたったのである。それは、かの叛旗派が強調した「マッセンストライキ」のイメージとはかなり距たるものであり、むしろ、「地域マッセンストライキ」と表現された地域制圧の街頭闘争のイメージに近いものであった。

「安保決戦」寸前にだされた共産主義者同盟電通委員会の論文は次のように述べている。「この事〔中電マッセンスト〕は「大阪中電」こそは中電労働者や電通労働者のものではなく全ての関西、全国の闘う労働者、学生の拠点なのであって、心のふるさととして作りあげようという事を意味しているのだ」(『戦旗』193号, 1969年9月12日)。また、別の論文は次のようにも述べている。「山猫スト論を〔は〕中電を管理支配するのは中電労働者であるという経済主義的組合主義である。……我々の立場は……中電を支配するのは労働者人民の統一的な権力である……という立場である」この論文において、改めて「マッセンストの規定」がなされるが、それは、「マッセンストとは生産点の闘争であるとともに、生産点に対する地区の戦闘的労働者人民の支配権を獲得する闘争としての権力闘争であり、その意味では街頭闘争である」というのであった(「10・21大阪中電マッセンストへ」『戦旗』195号, 1969年9月26日)。

3) 「安保粉砕日帝打倒世界革命戦争への道」(『戦旗』198号, 1969年10月17日)。

第三に、このようにして追求される「マッセストライキ」がいかなる政治的局面をきり開くかについて、必ずしも明確な展望が提示されないままに、むしろ、共産同の党派としての存在理由をかけた闘いとして、その強行方針がためられてくるように思われる。共産同が「安保決戦」へむけてその「マッセストライキ」方針を具体化していくにつれて、一拠点における「マッセストライキ」が全国的な闘いに「連続的」に波及していく見通しのないことは、明らかなことと自覚されてきた⁴⁾。むしろ、その闘いを遂行した場合には、少なくとも一時的には「反動の嵐」に見舞われることが意識されていた。それは、当面の政治的昂揚を革命的情勢へむけてきり拓いていくための、戦術上の環として「マッセストライキ」を位置づけていた、かの叛旗派の捉えかたとは明らかに異なるものであった。そこには、共産同がそれまでに提唱してきた路線を、党派としての命運をかけて実践することなしには、その組織自体が闘わずして腐朽する、という悲愴感がただよっていた、といっても過言ではない。共産同の影響下にあるすべてのものを「中央権力闘争とマッセストライキ」に投入し、その意味では、共産同全体のいわば「玉砕」をも辞さぬ決意で前衛的な「闘いの型」を提示すること、そしてそこから新しい運動組織の範型をうちだしていくこと、それがこの闘いの狙いとして自覚されるにいたったのである。

すでにふれてきたような共産同の組織体質からすれば、闘争の決定的局面において最も先駆的な闘いを組織することにこそ、まずもって組織の存在理由が求められるのであって、たとえその闘いで組織が壊滅するにいたろうとも、それは何らおそれるべきことではない、という観念が、69年秋を迎えて益々強まってくるのは自然であった。それは「新左翼」諸党派との競合のなかで、共産同の独自の存在理由を支えてきた観念でもあったのである。

「安保決戦」寸前にだされた共産同の機関紙には、次のように記されている。「われわれが、一たんかかる闘いを実現した場合には、それが直線的に権力奪取に至らず、一時的な反動の嵐に見舞われ、現に否定すべき、ゲリラ戦線に追いこめられたり、人民戦線左派の運動に部分的に姿を変えようとも、次の飛躍は限りなく大きなものとなるであろう。」「革命時の戦術の原型を提出し、それを担い切れるか否かにこの間に〔の〕われわれの党としての蓄積の一切が問われている。」(前掲「安保粉砕日帝打倒世界革命戦争への道」『戦旗』198号)。

その場合、「中央権力闘争とマッセストライキ」をとおして実現されるべき運動組織の型は、「ソビエト」である、と捉えられ、その「ソビエト」運動の発展によっ

て、70年代の「階級闘争の構造」の転換をかちとることが必要である、と意識されていた。「平時」における「ソビエト」型組織の出現の意義を強調したこの発想は、直接的には学生の全共闘運動に触発され、また、反戦青年委員会運動の一定の発展をふまえて生みだされたものと思われるが、その内実および位置づけに関しては、共産同内部でも種々の論議があった。したがって「ソビエト運動」論の特徴を規定することは決して容易ではないが、ここでは、「地区反戦なる反帝統一戦線」が、「地域共闘＝官公労を軸とした全国共闘＝労働者評議会運動」として発展していくべきこと、「ソビエト運動」は「職能、企業資本の枠」をこえた団結で、地域を「構成単位」とすべきこと、またそれは、「組合内反対派闘争の枠」から解放され「中央権力闘争を実体的に創出する機構」であり、「政治経済闘争全領域にわたる戦闘機関」となるべきものであり、その意味での「労働者階級の権力」の萌芽たるべきものである、と捉えられていたことを指摘しておくにとどめる。このような「ソビエト運動」論では、それが労働組合の統制枠から自由なものであるべきことをうたっているが、その指導すべき運動の方向と展望、とりわけ生産点における運動の方向と展望について、明確な規定がなされているとはいい難かった(共産主義者同盟中央労対部「労働運動の到達点と70年安保への任務」『戦旗』173号、1969年4月18日、榎原均「階級形成論としてのソビエト運動論」『戦旗』185号、1969年7月11日)。

4) 『共産主義』13号、70頁。

第2章 「大阪中電マッセンストライキ」の胎動と挫折

われわれはすでに、共産同の機関紙・誌などを主な手がかりに、共産同が1969年秋の反安保闘争において提示した方針、「中央権力闘争とマッセンストライキ」の主観的な意味内容について一定の照明を与えるとともに、その点をめぐる共産同内の政治的、組織的対立の状況についても、一応の概観をえることができた。本章では、その方針にもとづいて、「マッセンストライキ」の拠点として設定された大阪中電において、現実にかなる運動が生じたかを確定したいと考える。

それは、さし当って、次の二つの関心に導かれている。その一つは、党派の眞の体質は、それが提示した方針がその党派に属するメンバーによっていかに実践されたか、あるいはされなかったか、という点の吟味をとおしてのみ明らかにされるであろう、ということである。いうまでもなく、党派中央の提示する方針は、広汎な労働者大衆によって受け入れられてこそ、現実の労働運動に実現されるのであるが、その実現の過程を媒介するものは、日常的に労働者大衆と接触している党派活動家である。いかに統制のとれた党派にあっても、党派中央の方針は、事実上、党派活動家自身による解釈と選択の過程をへることなしに実現されることはありえない。とくに、情勢が緊迫してくる場合には、党派中央と党派活動家の間のコミュニケーションに特殊な障壁が生まれてくることは不可避的であろう。1969年秋に、共産同の党派活動家がおかれた状況はまさにそのようなものであった。彼等は、警察その他の厳戒体制のもとで、党派中央と密接な連絡をとることができないままに、党派中央の方針を自らの責任において解釈し具体化するという、孤独な決断をせまられたに違いない。まさにこの過程に立入ることによって、われわれは党派の組織体質にいま一步せまっていくことができるであろう。

さらに、いま一つには、党派の実践の意義は、それが現実に生じた運動全体のなかでいかなる位置を占めていたかを吟味することによって、明らかにされるであろう、ということである。いうまでもなく、前衛的党派たらんとするものは、主観的にはまさに前衛として、全体の運動を指導しようと努めるので

あるが、その努力が現実にどのような効果をもたらすかは、全く別個の事柄である。労働者は、特定の歴史的条件のもとで、自らの欲求・不満を解決するうえで有効と思われる限りにおいて党派の方針をうけいれるのであり、党派はまさにその限りで自己の社会的共鳴板をもたらすにすぎない。しかもこの関係は、諸党派の実践の交錯としてあらわれるであろう。たしかに、「大阪中電マッセンストライキ」の方針は、共産同が独自に提起したものであるが、その方針の提起は、他の諸党派に対しても、それへの何等かの対応を促すことになった。そこで、大阪中電の労働者は、いわば諸党派の方針、よびかけの洪水のなかで自己の航路の決定をせまられたのであり、またその結果、大阪中電の労働者が複数の共鳴社会集団に分化する度合は深まっていったのである。われわれは、その全体的な構図をできる限り明らかにし、共産同の実践の意義を論ずるうえでの前提的事実を確定しておきたいと考える。

われわれはここで、以下の叙述に先立って必要と思われる限りにおいて、大阪中電についての簡単な説明をおこなうことにする。

大阪中電とは、日本電信電話公社（以下、電々公社と略す）の近畿電気通信局に属する大阪中央電報局の略称である。それは、1965年、電報の中継機械化の実施のために大阪市堂島西町の旧局舎から、大阪市北区玉江島の新局舎、中之島電々ビル内に移転し、現在までそこに所在している。中之島電々ビルは、淀川の支流、堂島川に大道をへだてて面し、その近くには、市庁、日本銀行、新聞社、新大阪ビルなど、官公庁その他の諸施設が集まっている。そしてそれは、大阪駅、梅田駅から徒歩約30分の地点にある。

1969年当時、大阪中電には職員約1,150名（定員1,152名、現在員1,176名、内女子244名）が勤務しており、大阪市の電報発信、受信、配達業務だけでなく、西日本の最大の中継機能をもつ総括局としての業務がおこなわれていた。また、当時、中之島電々ビルには、大阪電信施設所、大阪北統制無線中継所が収容されていた。これらは電々公社のなかでは大阪中電と別組織であるが、電々公社の職員を対象に組織した全国電気通信労働組合（以下、全電通と略す）のなかでは、新局舎に移転した1965年以降、以上の施設に働く職員が、全電通大阪電信支部として一緒に組織されていた。1969年当時、これらの3施設に働く職員の全数は約1680名、内組合員数は1450名であった。労働運動において大阪中電と俗称される場合には、この大阪電信支部全体をさしている場合もあるように思われる。

1969年当時の大阪中央電報局の部課別定員・現在員編成を表示すれば、表Ⅱ-1の如くである。各部でおこなわれる主な作業について、その概略を説明すれば、受付配達部では、自局窓口での電報受付および自局管内に電報を配達（電話又はモーター・バイクによる）する作業がおこなわれ、電話託送部では、加入者、公衆電話、郵便局

表II-1 部課別定員および現在員

1969年4月1日現在

区 別		定 員	現 在 員				
			管 理 者	社 員	見 習 員	臨 時 作 業 員	計
受 付 配 達 部	課	21	1	21			22
	課	77	6	72	3		81
	課	26	1	22			23
	課	42	2	40			42
	計	166	10	155	3		168
電 話 託 送 部	課	139	8	127			135
	課	126	4	119	1	1	125
	課	55	2	52			55
	課	55	1	49			50
	計	375	15	348	1	1	365
印 刷 通 信 部	課	136	10	134			144
	課	28	1	27			28
	課	55	2	53			55
	計	219	13	214			227
中 継 通 信 部	課	92	7	86			93
加 入 電 信 部	課	19	5	14			19
	課	100	4	96			100
	計	119	9	110			119
業 務 部	課	24	1	21			22
	課	11	1	24	9		34
	課	20	2	17			19
	課	16	1	15			16
	計	71	5	77	9		91
共 通	課	11	1	9			10
	課	5	1	5			6
	課	11	1	10	1		12
	課	5	1	4			5
	室	9	1	7	1		9
	課	5	1	3			4
	課	39	1	36			37
	課	25	10	20			30
計	110	17	94	2		113	
合 計		1,152	76	1,084	15	1	1,176

注 資料出所：大阪中央電報局『業務年鑑』昭和43年度から転載

などから電報を電話によって受付け、発信文をタイプにうつとともに、送信に必要な諸符号を記入するなどの作業がおこなわれ、印刷通信部では、電話託送部から自動配分機で送られてくる電文をテープにさん孔し、それを通信機にかけて発信する作業と、受信された電文が自動的に印写されてでてくるテープを台紙に貼りつける作業とがおこなわれ、加入電信部では、テレックス加入者との送受信作業がおこなわれ、中継通信部では、他局からの電報を受信すると同時に、それを宛先局へ中継転送する中継交換機の監視的作業がおこなわれ、業務部、共通では、一般の管理事務作業などがおこなわれている。これらの部のなかで、女子の比重が高いのは、電話託送部、業務部、共通などである。

なお、このような公社側の部課編成に対応して、電信支部は、各部を支部大会代議員、支部委員などの選出母体として位置づけるとともに、そこに部会を設置して組合運営をおこなっている。ただし、業務部、共通は共業部会として一本化され、大阪電信施設所と大阪北統制無線中継所は、別に施設部会として加えられている。また、各部会には、青年会議が組織されている。

第1節 「安保春闘」と処分反対闘争

「大阪中電マッセンストライキ」をよびかける労働者が、大阪中電の職場のなかに公然と姿をあらわし、外部の労働者、学生と呼応しながら、精力的な宣伝、煽動を開始したのは、「安保決戦」を目前にした1969年9月以降のことである。それは、以下にみる如く、大阪中電の労使関係に深刻な衝撃を与えた事件であった。だが、一見して突発したかに思われるこの事件にも、そこにいたる一定の前史があった。

われわれは、まず、1969年に入って「安保決戦」が視野に入ってくるにつれて、大阪中電の労使関係にはすでにかんがりの緊張が漂いはじめていたことに留意しておくべきであろう。それは「安保春闘」とそれに対する公社側の処分、さらに、その処分反対闘争の過程でおきた一事件とそれをめぐる公社、組合などの対応のなかにあらわれていた。

I 「安保春闘」

1969年春闘において、全電通は基本給一律12,000円増額を中心とする諸要求を掲げて、4月4日から10日にかけてストライキ批准の「一票投票」をおこない、その高批准率（83.1%）に支えられて電々公社との団体交渉を重ねたが、

「5%を下らない賃上げに努力する」という公社側回答を不満として、4月17日、公労協、交運共闘などの統一ストライキの陣形に加わり、全国8拠点局で早朝11時までのストライキをおこなった。

なお、1969年の春闘の全体的な情勢についてふれるならば、「私鉄、海員組合が3年ぶりに統一ストライキを実施したのをはじめ、機械金属関係の中小組合でもかなりのストライキが発生した。なかでも4月17日の統一行動日には、46単産87万人がストライキに参加し、春闘方式採用以来の最大規模の動員数となった」（昭和45年版『労働白書』46頁）。公労協は、4月17日の統一行動に参加したのち、東京、大阪中心に、5月2日の拠点ストライキをかまえたが、結局、公労委調停委員長が提示した「8%+1,000円」の線以上の進展は望めぬという判断のもとに、ストライキは中止された。因みに、全電通の場合、それはアップ額4,388円、定昇込み6,052円の線であった。

ところで、この年の全電通の春闘には、次のような特徴がみられた。その一つは、公社当局が組合のストライキ闘争に対して、例年より厳しい高圧的姿勢でのぞんだ、ということである。「一票投票」の折に当局はその違法性を強調し、その中止をもとめる申入れを組合本部におこなうと同時に、同趣旨の訴えを職場に掲示した。全電通は、これに対して「スト投票妨害」として反撥したり。また、4月17日の拠点ストライキに際しては、公社側は単に管理者を動員してストライキ破りを企図しただけでなく、ピケットによる就労妨害を排除するために、各地で警察の出動を要請した。因みに、1969年春闘では、公労協のストライキに対して警察が介入する傾向がひろくみられた。いま一つには、このような妨害にもかかわらず、組合側のストライキ闘争のかまえは一段と強まった、ということである。「一票投票」の批准率自体、数年来にない高い水準に達した²⁾、拠点に指定された職場でのストライキ闘争も整然とおこなわれた。労働者の多くは、反安保闘争の成否につながるものとして、この年の春闘にとりくんだのである。

それは全電通機関紙『全電通』に掲載された組合員の声の中に表現されているが、組合幹部もまた、その方向での発言をおこなっていた。2月末に開かれた全電通第53回中央委員会では、総評議長堀井勝利は、「春闘の帰趨が70年安保闘争の成否にかかわるとの観点から精力的にとりくむ」と挨拶している（『全電通』1969年3月8日）。

1) 『全電通』1969年4月5日。

2) 全電通の春闘ストライキの批准率は、1966年には79.2%、68年には82.5%、69年には83.1%、70年には79.2%と推移している。

しかも、以上のような労使間の緊張は、近畿通信局管内において、とくに顕著にあらわれたのではないかと想定される。まず、公社当局側は、次章で詳細に考察するように、1966年以来、職場における労使慣行を「合理化」する姿勢をかため、労働組合の「既得権」の整理に着手してきたのであるが、1968年以降、当局のその姿勢は一段と厳しいものとなり、労働組合のいわゆる職場闘争・職場交渉の圧力に屈せず、厳正な職場管理秩序を確立しようとする動きが一段と活潑になってきたことが注目される。「ヤミ協約」によって安易な妥協にはしることを戒めるとともに、「正当性を持たない慣行」「ヤミ慣行」をなくすために管理者は毅然たる態度をとるべきである、というのが当局のとくに強調した点であった。中間・末端管理者を掌握するための努力が強められるとともに、職場管理秩序を脅かす動きに対して容赦ない制裁措置を加える動きが目立ってきたのである。大阪中電当局も、近畿通信局管内のこの大きな流れの圏外にいることはできなかつたに相違ない。

1965年7月に近畿通信局長に着任した井田勝造のもとで、すでに、課長などの中間管理者を自局勤務者から任用する慣行を改め、いわば広域人事によって管理秩序を強化するための措置がとられはじめたが、1968年1月に本社職員局長から近畿通信局長に転出した遠藤正介のもとでは、主任、係長などの末端管理者層の再教育にも格段の努力が払われた。すでに早くから関東で導入されていた目標管理などの管理技術がそこで利用されはじめた、と伝えられる。なお、次章でふれるとおり、遠藤正介は、電々公社の労使関係の「近代化」を推進するうえで、当局側の代表的なイデオログであった。

1968年頃から、近畿通信局が労務管理の「改革」に強い姿勢でとりくみはじめていたことは、次のいくつかの資料によってたしかめることができる。即ち、近畿通信局職員部長森谷昭夫は、1968年の「年頭に際して」と題する一文で、「いかに困難な道ではあっても……安易な妥協にはしることなく、是は是、非は非と明確に対処する正しい責任体制を築きあげることが急務である」と強調している（近畿電気通信局職員部『近畿労務情報』63号、1968年1月25日）。この指摘が具体的に何を意味していたかは、次の文章によって明らかであろう。「……安易に妥協し、所謂「ヤミ協約」を締結することにより、一応の結着を図り、表面的には紛争を回避したとしても、それは一時的な解決にすぎず、将来にわたって大きな禍根を残す結果となるもの」であることを考慮し、「今後は、所謂「ヤミ協約」についてその生誕の経緯が例えどのようなものであろうとも、決して容認されるものでないことを銘記しなければならない。」「管内の一部機関においても、未だ服務関係に関するヤミ休憩の黙認、任命権に関しての組合関与、組合活動に関しての過度の便宜供与、時間外手当の割増支給等の慣行および開局、改式等に際し、安易な判断から一時的な解決手段として当を得ない

内容について、その行為を黙認したものが慣行として残されているものもあるのが実情である。……現在一部機関でなお存続する正当性を持たない慣行について当該機関の管理者は、正しい慣行たりよう根拠と勇気をもって対処することが肝心である」（『近畿労務情報』68号、1968年7月3日）。

このような公社側の強い姿勢が労使間の緊張をつよめることは当然であろう。近畿通信局は、1969年1月14日、堺報話局浜寺分局の分会長等3名を減給10ヶ月2名、戒告1名の懲戒処分にし、同年3月には、京都山科電報電話局の組合員に対し、懲戒免職、停職、減給各1名、口頭注意11名の処分をおこなった。前者は、平素組合の集会用に使わせない食堂が局の「切替完了式」の祝宴に使われていたことに関して、その現場におしかけた組合員が「管理者出てこい」などの「罵声」を発して抗議し、制止しようとした「管理者の肩を二、三度突」いたことに対する処分であり（『近畿労務情報』74号、1969年1月22日）、後者は、「局舎内における花札、ギャンブル行為を追求」したものであるが、労働運動の活動家たちは、「その背景と公社の意図はあまりにも明らか」であり、前年来の公社側の「公然とした攻撃」の一環としてうけとめている（電通労働運動研究会・大阪労研機関紙『大阪労研』50号、1969年4月15日）。

また、4・17の拠点ストに際しては、近畿通信局は、「従来ない執念の下に職員個々に……就労の説得に当る一方、……管理者を応援に出して……ピケット排除に当った。管理者によるピケット排除行動は数次にわたったが、結果的には、警察によりこれを排除、業務確保のため管理者を入局せしめ、平常どおりのサービスが提供できた。」また、同局は「上部指導にないものと目される「一種のハネ上り行為」でおよそ正当な組合活動とはみとめられない」行為に対しては「何をおいても、上部あるいは関係機関に連絡」し、「この種行動を即刻排除する」ように管理者に指示している（『近畿労務情報』78号、1969年4月23日）。

大阪中電当局が以上のような近畿通信局全体の動きの中にあつたことはいうまでもない。1969年度を迎えて、大阪中電局長宮島富雄は、「東京に追いつき、追いこせを合コトバにしよう」「良いことは良いこと、悪いことは悪いことのケジメをつけよう」とよびかけ、「見ても、見ぬふりしたり、エエ、カッコスルナといわれるのを恐れて黙っていても明るい職場はできない」と強調している（大阪中央電報局『大阪中電』1969年4月）。

他方、このような公社側の動向に対して、1969年春闘を「安保闘争」と位置づけて、春闘時の大衆的昂揚をその後も持続させ、その運動の勢いを安保闘争にまでもちこむことを追求する活動家たちの動きが活潑になってきたことが注目される。この年の春闘では、近畿通信局管内の少なからぬ職場では、当局に有額回答をせまると同時に職場における労働者の諸権利を主張する運動が、過激ないわゆる大衆団交や事実上の職場占拠というかたちでひろがるにいたった。

公社側の文書によれば、この年の春闘では、「大衆行動も、ビラ貼り、集団交渉要

求等、近畿、九州、東北等地方で昨年度にみられなかった激しい態度のものが一部ハネあがりに実施された」（『近畿労務情報』特集号、1969年6月30日）。近畿通信局管内で発生した「悪質な行動態様」について公社当局は次のように述べている。「M地区管理部ほか2局」では、「坐り込み」「庁内デモ」「つるし上げ」「シュプレヒコール」などをおこない「管理者に集団交渉をせまる」という事態が発生し、また「K局」では「局長室に管理者が集まり各種作業打ち合せ中のところ、午後9時すぎ分会役員等5名の者が管理者の制止、退去命令にもかかわらず、局長室に乱入」し、「そのうちの幾人かは酒気を帯び、管理者の顔をなせる、腕をとってひっぱる等し」「管理者を愚弄」する事件が発生し、さらに「T局」では、2度にわたって管理者が「脅迫状態の下で監禁」され、徹夜でつるしあげられ、一度は賃金問題で交渉中、「管理者に脅迫的言辞」をあげせ、「管理者の拒否にもかかわらず、胸に手をかけ、社章を剥奪する」事件が発生した（『近畿労務情報』78号、1969年4月23日）。なお、活動家たちの証言によれば、「T局」では警察力の導入に抗議するいわゆる大衆団交が徹夜でおこなわれ、局管理者は文書で「自己批判」し、のちに管理者が左遷されるという事態も発生した、といわれている。

いうまでもなく、それは公社当局の職場管理秩序に対する真向からの挑戦であつたが、同時にまたそれは、整然たる「底辺行動」にバック・アップされた中央での団体交渉によって成果をかちとろうとする、全電通本部の方針をいわず左から脅かすものであつた³⁾。その動きをリードした活動家たちのなかには、ただ単に賃上げを有効にかちとることを目指すというよりは、職場の労働者に鬱積しているさまざまな不満を爆発させ、それに対する公社当局の処分を契機に処分反対闘争を拡張させ、大衆的昂揚を安保闘争にまで持続させようとした共産同活動家の決意が滲透していたように思われる。大阪中電においても、この年の春闘では、例年よりもはるかに活潑な大衆行動がおこなわれた。以上、われわれは、すでに「安保春闘」時から、やがて同年秋の「中電マッセンストライキ」につながる不穏な動きが、近畿通信局管内の労使関係にあらわれはじめていることを確認しうるのである。

共産同活動家、大阪中電の大前弘志は、1969年8月、次のように述べている。「我々は69〔年〕春闘を70年安保闘争の前段の闘いしないしは、安保決戦時に於ける組織労働

3) 全電通は、1969年春闘のたたかい方として、「全組織的に幅広く底辺行動と大衆行動を展開」し、公社の態度如何では、「仕事が遅れてもやむを得ない」という「労働者の怒りを積極的に行動化する」という方針をきめていたが（『全電通』1969年3月8日）、もちろんそれは、伝えられるような過激な行動を積極的に評価するものではなかった。だが、全電通近畿地本によれば、公社側のいわゆる「悪質な大衆行動」による被処分者に対しても、若干の曲折はあつたが、最終的には組合の犠牲者救援規定を適用している。

者としての一つの闘いの型として追求した。「……春闘で見られた大衆の高揚を永続的に、70年、あるいは、70年代へと発展拡大しなければならない重大な課題が我々に荷せられていた。」(『7・9運動』7・9運動発行、9頁、1969年8月10日)。もちろん、共産同活動家たちは、安保闘争への道をただ春闘の延長線上にのみ求めていたわけではない。その年の4・28闘争では、中電の職場で政治ストライキを「個人スト」としてでもおこなおうとする動きがあった。だが、その企図は共産同活動家たち内部での意見もまとまらず挫折した(『戦旗』1969年10月17日参照)。彼等の中の若干名は、東京における4・28街頭闘争に参加して、はじめて「ゲバ棒」を手にし、その中の一人、桑畑正信は機動隊のガス弾の直撃で重傷を負った。彼等は「中央権力闘争」に参加しつつ、職場での新たな質の政治闘争をおしすすめようとしたのである。重傷を負った桑畑に対しては、職場から10数万円におよぶ大量のカンパがよせられ、他方、中電当局は、この事故について関知しない立場をとった。

なお、大阪中電での69年春闘では、職場内ビラ貼り、シュプレヒコール、局舎内デモ、職場集団交渉などの行動が、託送部会、印通部会などの青年労働者を中心に活潑にくりひろげられた。大阪電信支部のこの年の春闘は「例年にない、停滞をうち破ったもの」であったといわれる。同支部委員長松葉誠一郎は、同年7月、次のように述べている。「69年春闘における大衆行動はラジカルにやりたい。場合によっては相手の攻撃は処分という形であり得る。しかしそれを越えなければ一定の壁は打ち破れないであろう。[そういうかまえでとりくんできた]……全体が高揚しうる中における突出する部会をどうつくるかという立場で、すべての物事を考えてきたつもりである」(前掲『7・9運動』43頁)。

II 春闘処分と「5・30事件」

電々公社は、5月29日、春闘に対する懲戒処分として、全国で停職138名、減給66名、戒告1,426名、計1,630名の処分を発令した。この中には、4・17拠点ストライキに参加した組合員の処分だけでなく、春闘時におこなわれた職場での「悪質な大衆行動」に対する処分85名が含まれていた。近畿通信局管内では、全体で停職12名、減給20名、戒告249名、計281名の処分が発令されたが、その中の停職、減給処分を受けた者の大多数は、4・17ストライキ参加以外の「大衆行動」の責任を問われたものであった。「悪質な大衆行動」に対する処分85名のうちの3分の1以上が近畿通信局管内に集中していることが注目される。それは電々公社の労使関係が近畿通信局管内においてとくに緊張していたという、さきの指摘を裏づけているといえよう。

5月29日に発令された処分の内訳は、表II-2、表II-3の如くである。

この処分に対して全電通本部は、同日、中央闘争委員会の名を以て、5月29

表II-2 4・17ストライキ関係処分内訳

量定		地域							
		東京	関東	東海	近畿	中国	東北	中本 央部	
計画指導責任および実行行為者	停	1年			2		1		3
		10月			7		3		
		8月		1	3		1	1	
		6月		1	1	2	1	2	
		3月		1	2	1	1	1	
		2月	38		16		16	3	
	1月		2	3	2	2	1		
	減給(10月)		5	7	4	3	4		
	計	38	10	41	9	28	12	3	
その他	戒告		261	316	241	265	319		
合計		38	271	357	250	293	331	3	

注 資料出所：『近畿労務情報』79号、1969年5月31日。

日以降10日間、時間外労働を拒否することを主な内容とする抗議行動をおこなうことを指令した。それは、あくまで処分撤回をかちとるために新たな闘争をひろげるといよりは、抗議の意志を表示し、組合の団結を強めることに力点をおいた行動であった。

中央闘争委員会が決めた方針は、その他、処分発令当日に「時間外職場集会を開催し抗議の意志結集をはかること」、不当処分が行われた地方では、地方本部の指示によって「管理者への抗議行動」「抵抗活動」をおこなうこと、「大衆行動を理由とする処分」に対しては、「その内容を詳細に調査」すること、などであった(『全電通』1969年5月31日)。

ところで、大阪中電では、電信支部書記長に戒告処分がだされる

表II-3 「大衆行動」関係処分内訳

量定		地域			
		近畿	中国	九州	東北
停	1年	1			2
	10月	4			
	6月	1		1	
	4月			1	1
	3月				2
	2月			1	
職	1月	1			1
	10月	5			
	8月	2			6
	6月	1			
	5月			2	
	4月				7
給	3月	1	1		
	2月			2	4
	1月	7	3	1	1
	戒告	8	5		9
合計		31	9	12	33

注 資料出所：第II-2表と同じ。

にとどまった。上にふれた近畿通信局管内での処分の動向にてらして、それはむしろ軽微であったともいえるであろう。大阪電信支部としては全電通本部の方針の線にそって、一定期間の抗議行動をおこなえば、さし当っては充分であるという考えかたにたっていたように思われる。だが、すでにふれたような意図をもって「安保春闘」を闘った活動家たちにとっては、処分の発表は新たな闘争拡張の機会として徹底的に利用されるべきものであった。とりわけ、「悪質な大衆行動」への処分が近畿地方に集中的にだされたという事態は、活動家たちの危機感をかきたてた。

電信支部は、5月28日、部会長会議をひらいて、不当処分が発令された場合の抗議行動の方針として、「実害回復を目的とする闘い」でなく、「スト権奪還と事業法による懲戒処分の不当性」の追及に重点をおいて、「昨年同様」「全体的な抗議行動と息の長い激励行動」を実施する、戦術的には「全国書記長会議」の方針にしたがって、「処分の上積み避ける」立場にたった「底辺行動」、具体的には、「リボン着用」「拠点職場に対する激励行動」「部会を中心にした追及交渉」などをおこなう、という方針をきめていた（全電通大阪電信支部『印通部における管理者とのトラブルについて』1969年6月10日）。

処分が発表された5月29日、大阪電信支部の若干の部会では、青年会議を中心に課長への追及行動が開始された。印通青年会議（印刷通信部会の青年組織）はその先頭にたち、若干の曲折をへて、翌30日に管理者と「話し合う」確認をとった。だが、30日朝、数人の活動家たちの管理者への追及行動が暴発するという事件がおこった。共産同活動家川村忠孝が、午前9時40分頃、彼の所属する運信課の課長土居巽にエレベーター前で出会い、直ちに職場で「話し合う」よう要求したが、課長はこれを拒んだので、居合わせた共産同活動家大前弘志とともに同課長をエレベーターに押し込んで屋上に連れだし、「話し合い」に応じなかったことに対する謝罪を要求し、同課長に暴行を加えた、というのがその事件の概略である。

公社当局側によれば、川村忠孝は、課長の「大腿部を蹴りあげ、傷害を与える等暴力をもって屋上へ拉致し」屋上では「スリッパで頭部を、また平手で顔面を殴打する等の暴力行為を働いた」とされている（前掲『7・9運動』45頁）。

この事件自体は、計画的に仕組まれた暴力事件というよりは、多分に偶発的なものであった。だが、この事件の経緯に立入ってみるならば、そこには、すでに「安保春闘」以来次第に顕著となってきた近畿通信局管内における労使関

係の緊張が、大阪中電内においても一段とたかまり、公社当局と労働組合との「話し合い」によって一切の問題を処理しようとしてきた、従来の大阪中電内労使関係が大きく動揺しはじめていた、とい事情を確認することができる。

まず第一に、大阪中電の青年活動家たちの中に、全電通本部の方針に不満をもち、単に一定期間スケジュール的に抗議の意志を表明するだけで処分撤回闘争を終息させてはならない、という硬い態度をとる核が形成されてきていた、ということである。もちろん、さきにふれたように、大阪中電の組合員に対する処分は比較的軽微であり、職場での反応も必ずしも鋭くはなかったが、「安保春闘」の激発→処分→処分撤回闘争の拡張という文脈において、職場における安保闘争への道を探りあてようとしてきた活動家たちにとっては、全電通本部の方針にそった大阪電信支部の方針は余りに微温的であり、正規の組合機関の態度如何にかかわりなく、独自の抗議行動をすすめることが必要であると意識されていたのである。

「春闘の処分が発令されたとき、書記長だけか、止むを得んとか、どうせ組合は撤回ようせんやろとか思った組合員は、沢山いたに違いない。それほどダレた空気になっていた」。だが、共産同党派活動家たちは、5月29日に発令された処分は、「70年安保」を意識してだされた「政治的処分」である、と捉えた。それは「公社の合理化計画遂行と新たな支配秩序の確立を」めざして、その障害となる活動家たちを弾圧しようとするものであり、「活動家ねらい打ち」的性格をもつ、というのが彼等の基本的認識であった（前掲『7・9運動』1頁、20頁）。

第二に、すでにふれたように、前年来、活動家たちの圧力に屈せずに厳正な職場管理秩序の確立の努力を一段と強めていた大阪中電当局は、労働組合の正規機関との秩序ある「話し合い」以外には応じない、という姿勢をかためていた、ということである。同局管理者としては、組合の支部、部会の統制のもとにおこなわれる処分反対の「追及交渉」に対しては応ずるとしても、一般の活動家との「話し合い」は拒否する、というのがとるべき原則的な態度とされたのである。このような管理者側の態度は、当然、上にみたような活動家たちの態度と正面から衝突せざるをえないであろう。かの5・30事件の発生の直接的契機が、活動家たちとの「話し合い」の諾否自体をめぐる問題であったということは、決して偶然ではなかったのである。

一支部委員は次のように証言している。「今春闘の中で公社のとった態度は一貫した青年会議との交渉拒否でありつづけた。それは託送部会をはじめ他部会においても

見られる通り公社の攻撃とは一切の集団交渉拒否という方針の下、大衆的な運動発展を阻止せんがため……青年会議との交渉を拒否したのである」(『前掲7・9運動』49—N頁)。

さきにふれたように、大阪電信支部は「部会を中心にした追及交渉」を方針としてだしていたし、公社当局としても、組合の統制下の「追及交渉」には応ぜざるをえないものと観念していたように思われる。だが、5・30事件は、そのような交渉ルートとは別の「話し合い」の諾否をめぐって発生したのであった。即ち、すでに5月29日に、川村は土居運信課長に処分の理由説明を求めたが、課長はこれに応ぜず、結局、部会役員が仲介に入って、支部委員を含めて「話し合い」の時間、場所の設定を改めて「話し合う」という約束を同課長からとりつける、というやりとりがあった。翌30日午前9時過ぎ、川村が同課長に「話し合い」を要求したとき、課長は支部委員の出勤をまって「話し合い」たいという意向でそれを拒んだという(全電通大阪電信支部『印通部における管理者とのトラブルについて』。印通青年会議の「処分撤回闘争に対する中間総括」によれば、同課長は「お前のようなジャリと話出来るか」という態度をとった、という(前掲『7・9運動』)。

第三に、以上のような対立が激化するなかで、大阪電信支部の組合役員の中に、一部の活動家たちの職場での「暴走」を統制することが必要である、という意識が強まってきた、ということである。いかに過激な行動であっても、それが職場の外でおこなわれている限りでは、それを組合役員として黙過することも可能であろう。だが、たとえ少数者の行動であれ、それが職場でおこなわれ、しかも、それが組合と公社側との正規の交渉機構の円滑な運営を脅かすおそれをもつ場合には、組合役員が自らの権威にかけて、そのような「暴走」に対して統制的な態度をとることは必然的であろう。5月30日当日、屋上にかけてつけた組合役員はまさにそのように行動したのであった。

運信課長がエレベーターに連れ込まれたとの急報を受けた印通部長古布は、直ちに屋上に行き、「課長の胸ぐらをつかんでいた」川村に対して、やめるよう説得したが、川村は「事情を知らない者が口出しするな」といって従わず、同課長を殴打した。かけつけた公社側印通部長三木は、「話し合いの場所を移すよう」申し入れたが、川村は拒否し、結局、印通部長から「話し合い時間の理解の相違」について同課長が十分納得的な説明をおこなわなかった点についての陳謝をしてはどうか、という提案がなされ、印通部長も「事態收拾策」としてそれに応じる態度を示した。なおも同課長にくいさがる川村の前に支部書記長が「割り込み」、その場の紛争はおさまったが、川村は、これに対して、「事情を知らない書記長が仲介に入って止めたのはけしからん、どうして管理者を逃したのか、その責任をとれ」と激しく抗議した(前掲『印通部における管理者とのトラブルについて』)。

Ⅲ 5・30事件の処理と7・9運動

共産同党派活動家によってリードされた一部青年活動家たちの過激な行動は、単に大阪中電当局側に強い衝撃を与えただけでなく、組合の内部運営に対しても深刻な波紋を投げかけた。それは、5・30事件以降の事態の推移をおうならば、明白である。

まず、大阪中電当局はこの事件を重視し、公社上部機関に報告し、それをうけて、近畿通信局では懲戒委員会を開いて処分を検討した。その結果、公社は、川村、大前の行為を、公社職員就業規則第59条第18号および第20号に該当する行為であるとみなし、川村を免職、大前を停職6ヶ月の懲戒処分に付することを7月4日付で発令した¹⁾。公社当局がこの処分をいかに重視していたかは、処分発令当日の7月4日に、とくに「局所内の秩序維持について」と題する中電局長名の通達を全職場の掲示板にはりだしたことで、翌5日には近畿通信局労務速報でとくにその懲戒処分の説明および暴力行為否定のよびかけがなされたことから明らかである。公社当局は、いわゆる反戦派の労働者の動向に極めて敏感に対応する態勢に入ったのである。

大阪中電局長通達は、5・30事件は「職場秩序を乱す不祥事件」であるので「厳正な処分」をおこなったが、今後とも「万一不幸にして職場秩序を乱すような事態が発生した場合には厳重に処断せざるをえない」と警告するものであった。また、『近畿労務速報』は、この処分は「労使問題と関係のない一般非違行為」に対してなされたものであると述べたうえ、これを機会に「管理者、職員各位は、力を一致させ、暴力行為等を否定し、“生きがいのある職場”“さらに明るい職場”づくりのために一層努力するよう」うったえたものであった(『7・9運動』44～46頁)。因みに、5・30事件が真に「労使問題と関係のない一般非違行為」とのみいえるかどうかは疑問である。もしそれが職員間の単純な暴力事件であったとすれば、公社当局がこのように対応したかどうか、断定しがたい。大阪電信支部執行委員会が発行した文書には、「この種の事件は支部創始以来の問題であります」と述べられている(前掲『印通部における管理者とのトラブルについて』)。むしろ公社当局は、5・30事件に単純な暴力事件にとどまらぬ質をかぎつけたからこそ、大々的に事件をとりあげたのではないか、と思われる。

1) 日本電信電話公社職員就業規則第59条には懲戒に該当する行為が列挙されており、その第18号には、「第5条の規定に反したとき」第20号には、「その他著しく不都合な行為があったとき」と記されている。なお、第5条には、職員が局所内において「風紀秩序を乱すような言動」をしてはならないことが細部にわたって規定されている。

処分発令後、大阪中電当局は反戦派の労働者の動きに神経をとがらせた。たとえば、7月10日、11日の両日、京都で開かれた全電通大会を傍聴中のいわゆる反戦派の組合員が、7・4処分の撤回を求めて大阪中電当局にデモをかける、という情報が流れた。当局は、直ちに「施設所とともに全管理者を動員して厳戒体制をひいた」（大阪中央電報局『大阪中電マッセンスト前後』1969年11月、2頁）。丁度、その前日、7月9日には、後に述べるように、7・4処分の撤回をめざす運動が大阪中電内に生まれていたものであった。

他方、全電通大阪電信支部では、執行委員会がこの事件の当事者である組合員、川村、大前兩名から事情を聴取し、屋上への課長の連行、殴打が事実であったことを確認し、全電通近畿地本の指導をもうけて、6月10日『支部執行委員会の見解』をとりまとめ、職場討議にかけた。それは、兩名の5月30日の行動は組合の組織的行動ではなく、予想される処分は「正当な組合活動に対する弾圧として受け止めることはできない」という趣旨のものであった。そして、この見解をめぐって、7月15日の支部委員会²⁾は多数の傍聴者が見守るなかで熱心な論議をおこない、結局、賛成20、反対10、保留3で執行委員会見解を承認した。

『支部執行委員会の見解』は、処分発令以降の「印通青年会議の組織的行動」は「正当性を確認できる」が、5月30日の兩名の行動は「組織性を全く欠いており、個人の判断のもとにおこなわれている行動」である、とくに、「屋上での殴打を含む一連の行動」は、「全電通の処分てっ回方針と相いれない」だけでなく、「暴力をふるった事実」は「きびしく糾弾されなければならない」し、「部会長、支部書記長の指導にしたがわなかった事実」も「重大な問題」である、という立場にたつものであった（前掲『印通部における管理者とのトラブルについて』）。それは当局の処分に先だって、兩名の処分に組合として反対しない、犠牲者救援規定を適用しない、という立場を宣言したものに他ならなかった。

このような動向のなかで注目されるのは、次の諸点である。まず第一に、一部の青年活動家たちの過激な行動にいかに対応するか、ということをも契機に、大阪中電当局と近畿通信局との間の労務対策上の連繋がきわめて緊密化してきた、ということである。中電当局は、もはや、その局内の労務管理上の問題をいわば内輪の問題として独自に処理する余地をもちがなくなってきた、といえよう。

2) 支部委員会は、「大会につぎ議決機関であって、役員と委員および部会代表1名をもって構成」される。役員とは、支部長、副支部長、書記長、執行委員、会計監査であり、委員とは、部会を単位に一定の人数基準に選出される支部委員である（大阪電信支部『規約・規程類集』1969年）。

一活動家は次のように記している。「中電当局は……〔これまで〕……中電労使関係というナショナリズムを維持してきた」が、「5・30」は「それを放棄して全面的に近畿通信局の労政に結合する契機となった」と（『7・9運動』75頁）。

第二に、支部執行部は一部の青年活動家たちの過激な行動を批判するだけでなく、それに対する公社の処分に反対しない立場を明らかにした、ということである。しかも、そのような立場の表明は、処分発令のはるか以前におこなわれたのであった。それは、支部執行部がいわば間に入って、この種の事件を穏便に処理する道をふさがれていることの表明でもあった。

支部執行部としては、おそらく、暴力をふるった組合員の管理者への反省・陳謝をとりつけることによって、公社側の穏便な措置を望むという事後処理の方法を考えたに違いない。だが、それはもはやこの場合には有効でなかった。まず、暴力をふるった者が管理者に対して反省・陳謝の意を表明するとは期待できなかった。また、当局側としても、執行部が形式的に遺憾の意を表明したとしても、その種の青年活動家たちへの執行部の統制力の低下が明らかな状況のもとで、処分なしにすますことはできなかった。さらに、組合内部にも、暴力行為に対する懲罰を当然とする声があった。支部執行委員会はこれらの事情に制約されざるをえなかったのである。7月15日の支部委員会で、松葉支部長は次のように述べている。「私はあの処分がでるまでの間、自分に課せられた条件の中ですけれども、……なんとか〔処分を〕ださない為に努力はしてきたつもりであります。しかし結果としてはああいう風な結果になった。きわめて残念であります。」「公社側が打出してきておる処分の実相」について「私自身、妥当だとは決して思っておりません」が、この種の暴力的な事件を「組織の内部における相互批判にのみ止めて、組織を守れるのかどうなのかということについて、私は真剣に考える。」（『7・9運動』49頁）。

第三に、支部執行部の見解は、一応、支部委員会の場で多数の支持をえたとはいえ、従来、この支部の組合活動を支えてきた活動家たちのなかに、それに対する根強い反撥のあることが明確になってきた、ということである。それは、左翼的、戦闘的な活動家たちが大阪電信支部によせてきた期待と信頼が失われていく過程でもあった。もちろん、彼等がとった立場も決して一様ではない。そこにはさし当って二つの考えかたが合流していた。一つは、暴力事件については、運動の内部で批判することにし、公社当局の処分に対しては処分撤回闘争をくむべきであるとする考えかたであり、いま一つは、暴力の正当性を主張しつつ処分撤回闘争をくむべきであるとする考えかたである。この微妙な、しかし深刻な見解の差異をならむ二つの考えかたは、この段階ではなお、公社の処分に反対し、被処分者を「見殺し」にする支部執行部に反対する限りで、共

同の戦線を結んでいたことに留意しておくべきであろう。

支部執行部の見解に対する各支部の対応は、五支部が支持、一支部(託送部会)が反対、一支部(印通部会)が結論をださず、という状態であった。執行部見解は、とくに共業部会など事務系の職場、管理者層よりの組合員など、穏健な組合運動をのぞむ層の支持をうけた。また、日共中電細胞員は、支部委員会の採決において、支部執行部見解への賛成と保留とにわかれた、と伝えられる(『7・9運動』69頁)。

暴力事件は批判しながらも、処分撤回闘争をくむべしとする考えかたにたつたのは、託送部会、印通青年会議、託送青年会議などであった。彼等は、5・30事件は処分撤回闘争の過程でそれに派生して生じたもので、単なる個人行動ではない、屋上への連行、殴打については「運動論の立場」から内部的に批判するが、事態を紛糾させた主要な責任は管理者側にあるので、5・30事件への処分は不当処分である、という立場をとった。暴力の正当性を主張して処分撤回闘争をくむべしとする考えかたを表明したのは、受配青年会議、電信反戦などであった。彼等は、5・30事件における「実力行使」は、「公社管理者の不当な態度と挑発への正当な怒りの表現」であって、春闘への機動隊導入や処分など、「暴力の日常的行使」をしている公社当局への闘いにおいて、「暴力はよくない、と我々の手をしばる必要は全くない」という立場をとった(『7・9運動』29～32頁)。この時期にはなお、共産同活動家が電信反戦の場で大きな影響力をもっていたと推定して間違いないであろう。

ところで、このような立場にたつ活動家たちにとって、7月15日の支部委員会の決定にいたる支部執行部の態度や組合内論議の動向は、大阪中電の組合運動の深刻な危機を示すものとうけとめられた。その危機感のうえに、7・9運動が生まれた³⁾。それは5・30事件の被処分者の生活を支えるカンパをおこなうと同時に、7・15支部委員会決定にみられた組合運営の方向に抗して、「7・4処分粉碎、活動家パーージ粉碎、70年安保粉碎、職場支配のファッション的再編を許すな、強権的近通局労政粉碎」などのスローガンを掲げて闘おうとする運動であった⁴⁾。

7・9運動の「アピール」は、「7・4処分」は「公社の許容する組合活動の枠をつき破ろうとする闘いに対する弾圧であり、そういった活動家に対するパーージに他ならない」が、「かつての闘う大阪電信支部」はこれを「放置」することで「自らを公社の定めた枠内組合と規定し近代労使関係の担い手たる事を内外ともに明らかにする第一歩をふみだした」と述べ、7・15支部委員会は、そのような「右翼の変質を決

定づけた」と断じている。そして、「我々はもはや、官僚組合の枠内活動家としては真に公社と闘うことはできない」「攻撃にまっこうから闘う部隊を独自のにつくりあげていくこと」とおして、「労働組合の存在の仕方そのものを変革してゆくこと」を追求すべきである、というのであった(『7・9運動』4～5頁)。

この7・9運動は、電信反戦のメンバーを中心に⁵⁾、組合活動家のかなりの層をまきこむ運動となった。さきにふれたような考えかたにたつ二つの流れが、この運動のなかで合流したのである。だが、7・9運動は、2ヶ月をへずして鎮静した。それは、この種のカンパ活動一般の通例であるとのみえぬように思われる。むしろ問題は、この運動に集まった組合員たちの間でも、7・4処分への反対と現存組合への批判においては一致しながらも、もともと、今後の運動の進めかたについては明確な意見の一致がなかった、という点にある。7・9運動の基調は「労働組合の戦闘的再生」を追求することにあつたが⁶⁾、5・30事件をひきおこした共産同活動家たちは、そこにとどまらぬ運動論を模索していたように思われる。彼等にとっては、突出行動を契機にはじまった運動が「労働組合の戦闘的再生」という枠の中に収斂していくことは賛成しがたかつたに違いない。

だが、たとえ労働組合の「変質」がはじまるとしても、それまで労働組合の活動を支えてきた活動家たちが即座にとる反応が、「労働組合の解体」ではなく、「労働組合の戦闘的再生」の追求であることは当然であろう。この点は、「官僚組合の枠」とらわれない「新たな運動体」を志向するものにとつても、当然配慮されるべき点であった。前章でふれた共産同の労働運動方針の転換は、このような反応を示す労働組合活動家をいかに「新たな運動体」に結集していくか、という「組織戦術」上の困難な課題に充分にこたえたものとはいえなかつたように思われる。大阪中電の共産同活動家は自らの政治主張を直截に表現しうる行動と組織を「労働組合の枠」とらわれずに自由に追求しようとしたのであるが、その奔放な運動論は、7・9運動に集まった多くの組合活動家たちに困惑と不安をもたらさざるをえなかつたのである。9月以降に顕在化する

3) 7・9運動とは、たまたま7月9日に、活動家有志が5・30事件の被処分者の生活救援について相談するために集まり、今後の運動のすすめかたについて論議したことから、その呼称が生まれたものである。

4) 『7・9運動』65頁。なお、この運動には約60名位の活動家が結集したと伝えられる。

5) 電信反戦とは、電信反戦行動委員会の略称である。この組織は、1966年に、日韓会談反対、アメリカのベトナム侵略阻止、南ベトナム民族解放戦線支援、原子力潜水艦寄港阻止を目的として結成された電信共闘会議を、67年に個人加盟を原則に改組したところの、大阪中電内のいわゆる反戦派労働者の統一戦線的な職場行動組織であった。

6) 『7・9運動』2頁。

大阪中電の活動家内部での亀裂は、この頃すでにかなりの幅にひろがりかかっていた、とみるべきであろう。

大阪中電の共産同活動家たちの運動論はなお荒けずりの模索の域をでていなかった。川村は、極めて単純に、「旧いブルジョア社会」を破って「新社会」を築くために「今日から暴力を組織しよう」と訴えている。また、大前は、「企業、権力側の対立物でなく、従業員組合になりさがった現在の組織」を「解体」し「新しい労働運動体としての労働組合」を創造しよう、と訴えている（『7・9運動』6～10頁）。

だが、彼等が現存の労働組合の「解体」を追求しはじめたことは間違いないであろう。すでに6月14日に開かれた全国電通反戦連絡会議で、秋のマッセンストの方針が提起されていた（無署名パンフレット『中電マッセンストはいかに形成されたか』）。7・9運動が主催して8月上旬に開かれた安保粉砕集会に、共産同は地区反戦の労働者、学生をも参加させ、全国的な安保闘争において大阪中電の労働者が特殊にとりくむべき闘いを強調した。さらに、8月末に開かれた大阪中電の支部組合大会に際して、共産同活動家の多くは、大会解体方針を提起したと伝えられる。それは実行されなかったが、そのような方針が、「労働組合の戦闘的再生」を追求しようとする活動家たちの反撥を招くことは不可避であった、といえよう。

第2節 中電スト実の結成と「マッセンストライキ」の組織化

8月28日、29日の両日、大阪電信支部は定期大会を開き、そこで、5・30事件およびそれに対する公社側処分、組合執行部の態度などに関して論議がおこなわれたが、結局、7月15日の支部委員会の決定が承認された。また、安保闘争に関しては、全電通第22回全国大会（7月8日～12日）で決定された方針にそって、「秋から来春にかけて、本ものストライキ体制をつくるために全力をそそぐ」という方針が決定された。

「5・30事件」について、支部大会でも次のような批判的意見の表明があった。「労働運動をすすめるにあたって、組織の統一と団結をいかに守るかは原則であるが、同時に階級的視点をつらぬく立場を堅持することを忘れてはならない。この大前提をふまえた指導こそが、今もっとも重要である。」「5・30事件を単なる組織問題に終らせることには問題がある。今日の状況が求めている運動のあり方について率直に目をむけ、再びこのような状態を惹起しないため、全組織的に配慮しなければならない。」（全電通大阪電信支部『第26回定期支部大会決定集』1969年、3頁）。

1) 全電通大阪電信支部『第26回定期支部大会決定集』1969年、8頁。

なお、同支部大会が具体化しようとした全電通の安保闘争方針は大略次のようなものであった。第22回大会への本部提案は、70年を「安保廃棄にむけての重要な闘いの節」として位置づけ、佐藤首相訪米時には「沖縄の即時無条件全面返還」をかちとる闘いを強化する観点から、「デモ・署名運動など」をおこなう、70年春闘では全電通単独で「安保廃棄のためのストライキ」をおこなう力はないが、総評のすすめる闘争のなかで「組織として可能なかぎりの行動」をおこなう、という趣旨であった（『全電通』1969年6月21日）。すでに6月14日の総評拡大評議員会で、岩井事務局長から、11月佐藤訪米時にもスト態勢でせい一杯の闘いをおこなうべきである、という方向がだされていたことからすれば（『総評新聞』1969年6月27日）、この本部提案はやや微温的であった。大会ではその点に批判が集中し、「安保廃棄のヤマ場へむけて……積極的な闘いを展開し、ストライキ体制の確立に努力する」という修正がなされた（『全電通』1969年7月19日）。ついで10月16日から18日にかけて開かれた全電通第54回中央委員会では、9月10日に総評拡大評議員会が提起した11月13日のストライキに1時間の規模で参加することを決定した（『全電通』1969年10月25日）。

共産同活動家の多数は、この支部大会の直後から、大阪中電ストライキ実行委員会（略称中電スト実）の結成へむけて組織的な活動を開始した。7・15支部委員会の決定が最終的に支部大会で承認されたことが、すでに既成の組合の枠にとらわれない独自の運動を模索してきた彼等に対して、いわば最終的なきっかけを与えたのである。9月5日夜、彼等は電信反戦の総会において、安保政治ストライキのためのストライキ実行委員会（略称スト実）の結成を提案した。電信反戦に加盟している中電労研のメンバーなど、電信反戦の多数派はこれに反対したが、少数派は総会終了後スト実準備会を開き、翌6日朝、中電安保スト実行委員会（準備会）の署名での最初のビラ「我々労働者は、何ぞ、安保政治ストをうちぬかねばならないのか」が、共産同活動家川村、桑畑らによって配布された。因みに、川村はすでに5・30事件で懲戒免職となっていた。以降、10月にかけて、中電スト実は、主として周辺地域の共産同活動家の支援をうけつつ精力的な宣伝、煽動をおこなった。そして、それをめぐって、公社当局はもちろん、労働者内部の諸組織、他の政治的諸党派などがめまぐるしい対応を開始したのである。

かつて6月から7月にかけて、共産同活動家は電信反戦の運営に大きな影響力をもっているように思われたのであるが、わずか2ヶ月後に開かれた9月5日の総会において、彼等が少数派になったことが注目される。中電スト実が正式に結成され、「10・21中電マッセンストライキ」の方針が決定されたのは、9月11日または17日であった、

と推定される。公社側資料によれば、11日に集まった者は、「大阪中電職員4名、免職した川村を含む部外者7名計11名」であった（前掲『大阪中電マッセンスト前後』2頁）。中電スト実、川村の他、桑畑（託送）、大前（印通）、佐渡（託送）、佐々木（託送）などの共産同活動家を中心に構成され、他に数名のシンパサイザーを含んでいたものと推定される。

ところで、中電スト実の行動とそれへの諸主体の対応をとおして、すでに指摘してきた中電労使関係の緊張が一段と強まり、中電内政治状況の顕著な流動化が始まったことが注目される。その指標として、次の諸点を指摘しておくべきであろう。

まず第一に、大阪中電の労働者のなかに、安保闘争を「中電＝北大阪一帯マッセンストライキ」として闘うことを目標とする新たな組織、中電スト実が公然と形成されるにいたった、ということである。もちろん、特定の闘争目標のために、ストライキ委員会なり闘争委員会なりが組織され、そのようないわば臨時闘争組織がその闘争の具体的な指導にあたるということ自体は、とくに新奇なことではない。だが、ここで組織された中電スト実、その追求するストライキを「職場からの労働者の総反乱」として捉えている点においても、また、そのストライキの実行を組合組織に期待せず、むしろそれと対立し、地域の学生、労働者の支援をうけた「先進的」労働者の組織のみがなしうるものと捉えている点においても、極めて特異なものであった。それは、前章でみた共産同中央の提起した方針と基本的に符合するものであった。

中電スト実によれば、安保闘争は単なる「外交政策反対闘争」として捉えられるべきではなく、「警察・自衛隊といった力＝権力を中心に」おしすすめられている「全社会に及ぶ支配の再編」を許すか否かの闘争として捉えられるべきものであった。安保闘争の成否は「議会において多数を握る」ことにかかっているのではなく、「権力＝キドータイという暴力装置と闘えるかどうか」にかかっており、1967年10・8闘争以来、「自らを暴力として権力に対峙させる」闘いをきり開いてきた学生、労働者とともに「妥協のない闘い」を「生産点」において開始し、「職場からの労働者の総反乱をつくりあげ」なければならぬ、というのがその基本的な考え方であった（ビラ① 中電安保スト実行委員会（準備会）「我々労働者は、何ぞ、安保政治ストをうちぬかねばならないのか」1969年9月6日、ビラ② 大阪中電ストライキ実行委員会「なぜ独自のストを準備しなければならないのか」1969年9月20日、ビラ③ 中電スト実「今秋安保決戦を中電——北大阪一帯マッセンストを闘い抜き、中央権力闘争へ進撃せよ」1969年9月22日、ビラ④ 中電スト実行委員会「10・21中電ストから中央権力闘争へ進撃し、70年代階級闘争の突破口を切り開け！」1969年9月24日、ビラ⑤ 中電

スト実行委員会「官憲の中電導入弾劾—10・21スト貫徹総決起集会へ結集せよ！」1969年9月30日などを参照）。なお、中電スト実の掲げたスローガンは、70年安保闘争勝利、帝国主義の中電解体、10・21中電スト——北大阪一帯制圧闘争貫徹などであった（ビラ②③などを参照）。

中電スト実によれば、権力に対するそのような「妥協のない闘い」としての、安保政治ストライキが「電通民同指導部」の指導のもとに実現できぬことは明らかであった。「もともとのとりとりのひき材料として、職場支配の強化や再編をゆずってきた民同労働運動」は、そのような闘いをなしえぬ「構造的限界」をもっているものであり、全電通が「公社支配にくみこまれている」構造自体を「解体再編しうる方針」をもつことが必要である、というのがその主張であった。そして、彼等がそこで積極的に提起した組織方針は、「下部労働者」の力による「独自の安保ストの組織化」であり、具体的には、「全共闘、ベ平連、地区労働者、反戦」と結んで「ストを防衛する数千、数万の部隊」を結集させて「本部の指令如何にかかわらず、我々独自で」ストライキをうつために「スト実」を組織せよ、というものであった。

だが、大阪中電の共産同活動家によって具体化された「マッセンストライキ」の方針が、共産同中央の提起したそれに対比して、次のような特徴をもっていたことは注意しておくべきであろう。即ち、まず、彼等の「マッセンストライキ」の方針は、基本的には、労働者の正当な権利への権力の側からの攻撃に対する抵抗の方針として、いわば防衛の論理に媒介されたものとして提示されたことが注目される。

彼等がくり返した宣伝は、革命的状況が到来したから、あるいはそれをきり拓くために、生産点で蹶起せよ、というようなものではなかった。労働者が「安保政治ストをうちぬかねばならない」のは、「独占資本・サトウ国家権力」が「70年安保—軍事強化」のために、「物価の値上げをほったらかしにしたり」、全通の郵便番号自動読取機の導入反対闘争、全電通の賃上げ闘争、国労の首切り撤回闘争などの折にあらわれたように、「機ドータイの暴力的な労働者への攻撃」と「労ム支配の強化」によって、「労働者を抑圧してきているから」である、というのであった。「安保政治スト」をうちぬくためには、「機ドータイと闘える準備」をしなければならないが、それは、「賃上げストにも警察が介入し、中電へも何か事あればすぐ介入してきているから」である、と説明された（ビラ①参照）。さらに、スト実の宣伝に対して官憲、公社側から厳戒体制がとられた状況では、「ビラまきといった一つのごく当然の権利を守ろうとしても」「官憲との闘い」をさけることはできない、という宣伝が強められた（ビラ④参照）。共産同中央の「攻撃型階級闘争」の方針が職場の党派活動家によって実践される場合には、正当な権利主張への権力による攻撃に対する非妥協的な反撃として捉えかえされていることに留意しておきたい。

さらに、そのような方針にあっては、職場の労働者への精力的な働きかけが

重視されたことが注目される。大阪中電の共産同活動家たちが、外部の学生、労働者の支援をたのみにしていたことは事実であるし、また、彼等が職場の圧倒的多数の労働者のストライキを容易に実現しようとは考えていなかったことも事実であるが、彼等がわずか数名の「マッセンストライキ」という、戯画的な結果を当初から已むをえないものと観念していたわけではなかったことを強調しておくべきであろう。むしろ、後にみるような事態の推移は、彼等の見透しの甘さ、組織化の努力の失敗として自覚されるべきものであった。

大阪中電の共産同活動家が中電スト実の結成をよびかけたとき、彼等は、すでに、他の諸党派が69年10月21日に彼等と類似の「マッセンストライキ」の闘争を他の生産点でおこなう用意のないことを知っていた。だが、大阪中電の活動家の多くが彼等の闘争に合流することを期待していた。中電スト実への加盟が極めて少数にとどまるのが明らかになった段階でも、彼等は職場の労働者への宣伝、煽動を執拗にくりかえした。公然メンバー4～5名、非公然メンバー数名の実勢でありながら、彼等は、9月6日以降、10月2日までに、ほとんど毎日の局舎玄関前でのビラ配布、数回の食堂での集会を、公社管理者や官憲の妨害をはねのけておこなっている。

第二に、このような中電スト実の形成にもなって、公社および官憲は極めて鋭敏にその活動を排除する態勢をかため、いわば警戒体制をとるにいたった、ということである。公社は、9月15日から「反戦団体の暴力から企業を防衛するため」にさまざまな防衛施設のとりつけを開始し²⁾、9月26日には「企業防衛対策要領」を定めてストライキ突入後の非常事態にそなえた。さらに公社管理者は9月19日以降、スト実などの局舎玄関前でのビラ配布に対して威圧を加えるとともに、彼等の食堂での演説を実力で制止する行動をくりかえした。この間に、大阪中電当局は、近畿通信局とはもちろんのこと、警察当局とも緊密な連絡体制をかためた、と推定される。

大阪中電当局は、「ビラまきが当局敷地内で行なわれれば、直ちにその排除行動にでた」し、「証拠写真」もとった。また、スト実のメンバーが「昼食時間帯に食堂に赤ヘルメットで現れ、アジ演説もはじめた」のに対しては、「多数の管理者を緊急動員し制止につとめた」(前掲『大阪中電マッセンスト前後』3頁)。また、中電スト実によれば、彼等のビラ配布に対して「大阪府警と中電当局のいやらしい妨害」がくりかえされ、中電当局管理者は「はずかしげもなく我々にカメラを向けた」だけでなく、

「私服警官は我々の行動を8ミリにおさめつづけた。」そして「ほぼ連日」「天満署私服が電々会館～中電をうろつき、労務課に出入りしている」というのであった(ビラ④)。

第三に、このような中電スト実と公社当局の動向にはさまれながら、当初、組合はその旗色を鮮明にすることを避けた、ということである。中電スト実の提起した方針が組合の組織自体を脅かすものであることは明らかであったし、また、公社当局の対応が従来からとられてきた労働者の言論の自由への威圧であることも明らかであったが、組合は、当初そのいずれに対しても、明確な、断固とした態度をとらなかつたように思われる。この間における中電内政治状況は、主に中電スト実と公社当局の対抗に牽引されて流動化したのであり、組合はその中であって見るべき政治的影響力を行使できなかったのである。

もちろん、電信支部がこの間に中電スト実や公社に対して何等の対応もしなかつた、と描くことは不正確であろう。中電スト実によれば、「支部の検印をもらって」組合掲示板にはりだされたスト実のポスターを、支部執行部は「掲出責任者へのひと言のことわりもなくそれを撤去し」、スト実の抗議に対して「スト実の方針がよくわからない」「全電通の方針と相入れぬ組織のポスターは掲示させることはできない」とこたえたという(ビラ③)。また、公社の威圧的な態度に対して、支部執行部が一定の抗議の申入れをおこなったことも事実であろう。だが、それらはいわば通り一遍のものでしなかつたように思われる。

9月30日、中電スト実のメンバー5名が赤ヘルメットを着用して食堂にあらわれ、その中の一人佐渡正昭がアジテーションをはじめたとき、労務課長、庁務課長他10名の管理者、労務課員などがあらわれ、それを規制しようとしたが、スト実のシンパと思われる数名の青年組合員と激しい怒鳴りあいとなり、「大衆的シュプレヒコール」がおり、管理者側が退散するという事件があった。また、翌1日には、スト実組合執行部も食堂での討論に参加することをよびかけたが、組合執行部は姿をみせず、マイクをもってあらわれた公社側管理者10余名とスト実メンバーとの論争が、一般組合員の前でおこなわれた、と伝えられる。多くの一般組合員は、スト実の主張への積極的支持を留保しつつも、その宣伝の場を奪おうとする管理者側の動きには反撥を示したのである。そして、組合は、この衝突の場において、有効な政治的影響力を行使できなかったのである。

第四に、中電スト実の形成にもなって、それまで電信反戦に結集していた大阪中電のいわゆる反戦派労働者内部に、深刻な分裂が生じるにいたった、ということである。既にふれたように、電信反戦の総会において、中電スト実結成の動議は多数の支持をえられなかつたのであるが、9月12日には、全大阪反

2) 取りつけを開始した施設は、局舎外周の防護網、電力室、通信室等重要部門鉄扉のカンヌキ、非常階段、屋内通路の閉鎖設備、非常ベルの増設、消火器の増備、連絡用オートダイヤル装置、防火毛布などであった(前掲『大阪中電マッセンスト前後』8～9頁)。

戦主催の「佐藤訪米阻止安保スト貫徹青年集会」に電通反戦を代表して中電スト実の佐渡が「10・21中電マッセンストライキ」のアピールをおこない、他方、それと時を同じくして、「中電マッセンストライキ」に反対する電信反戦行動委員会名のピラが配布された。

電通反戦は1969年6月、全関西的な規模で結成された。9月12日午前から午後にかけて開かれた電通反戦運営委員会において、当日午後6時からの全大阪反戦主催の集会に、電通反戦を代表して誰が挨拶するかをめぐって論議があり、結局、多数決（9対1）で中電スト実が「10・21中電マッセンストライキ」をアピールすることを決定した。電通反戦は、全般的に、共産同の影響下にあったと推定される。

これに対して、電信反戦行動委員会は、9月10日付のピラ「佐藤訪米阻止へ戦列を固めよ！——「請負スト」は労働者への不信表明だ——」（ピラ⑥）を配布した。このピラでは、スト実のよびかける「独自スト」の方針は「結局のところ「数千、数万の部隊」を結集させることこそが中心なのであって、それに呼応する一人の電信労働者がおれば、こと足りる方針といえないであろうか」と批判し、必要なのは「孤立した少数者としての戦術から、より多数を形成していくための闘いと方針」であると、強調されている。そして、スト実の「提起した方向」は「中電マッセンスト」というような「外部の政治的責任の不明瞭な発言や動向に結果的に帰を一にし」たものであり、電信反戦と「全く違った方針」であるので、電信反戦は「スト実委集会には一切参加しない」ことが宣言されている。このピラの配布は、当時なお電信反戦に加盟していたスト実のメンバーによって非難された。スト実の佐渡正昭は、当時、電信反戦の事務局長でもあったので、9月13日の電信反戦運営委員会では、このピラの内容、発行手続きをめぐって激論があったと伝えられる。

かくして、分裂の事態は明らかとなってきた。9月15日には、大阪電通労研の総会が開かれ、その場で中電労研は「中電マッセンストライキ」に反対し、中途から退場するという事態が生じている。もともと電信反戦の重要部分をなしていた中電労研が「中電マッセンストライキ」に反対の立場をとったことによって、既にふれた電信反戦の総会の帰趨も決せられたのである。

9月15日の大阪労研の総会で、中電労研は大阪労研を各労研の連絡協議体として運営する方針を提起したが、多数をもって否決された。そして、総会は、多数をもって「中電マッセンストライキ」の方針を決定したのであるが、肝心の中電労研の圧倒的多数はこれに反対したのである。「労研は中電の私物ではない」という発言に対して、中電労研の中心メンバーの一人前田裕悟が激怒し、総会は混乱し、結局、中電労研は大阪労研から脱退するにいたった、と伝えられる。なお、前田は当時なお共産同同盟員であったが、翌16日に脱退届を提出した、と伝えられている。なお、中電労研のメンバーでスト実に加盟したのは川村ただ一人であった、と伝えられる。大阪労研にお

ける中電労研と他の労研との政治的性格の差異が目されるべきであろう。因みに、9月16日以降、中電労研はその名を付したピラを1枚も発行していない。おそらく彼等は、大阪労研を脱退した以上、労研の名を使うことを避け、彼等が多数を占める電信反戦行動委員会として動くことにしたのである。他方、大阪労研の側も、その名を付したピラを発行していない。おそらく彼等は、大阪労研として動くのではなく、各地区反戦青年委員会として動くことをえらんだのであろう。

以上のごとく、大阪中電のいわゆる反戦派労働者は、中電スト実に代表される電信反戦少数派と、中電労研を中心とする電信反戦多数派の両極に分裂した、と捉えられるのである。この分裂を規定した諸要因を、両社会集団の歴史的形成過程にまで立入って吟味することが必要であろう。なお、前者の方針提起がこの間の政治状況に深刻な波紋を投じたことは、既にふれたとおりであるが、これに対して、後者の方針提起は少なくとも当初かなり立ちおくれ、当面の政治状況を牽引する影響力をもちえなかったように思われる。

ところで、9月10日付の電信反戦の最初のピラは、スト実の方針を批判することに力点があった。そこには、組合支部大会の方針を実践しよう、というよびかけ以外には、積極的な主張は含まれていなかった。その後3週間たって配布された、9月30日付の第二のピラ「最高の形態で闘争に参加せよ！——闘争を「官僚」や「請負屋」にまかせな。諸君が立ちおくれを克服し闘いの主導権を創出せよ——」（ピラ⑦）には、その点で若干の変化がみられる。そこではスト実の方針を「冒険主義的」と批判する立場にたちながらも、スト実のピラ配布に対する「当局・官憲の弾圧」に抗議すると同時に、スト実の宣伝に対する組合の統制的措置についても、労働者の「知る権利」を守る立場から釈明を要求する、という見解が述べられている。また、「11月訪米阻止闘争は10月闘争の成功なくしてはあり得ない」「10・21、11・13を政治ストライキで」闘うべきである、という方針が提示されている。だが電信反戦は、その場合でも、従来の労働組合運動の枠を前提し、いわば組合内左翼パネとして運動の左傾化を追求する立場をかえてはいなかった。それはやがて、組合指導部の左傾化によって包摂される主張であった。

第五に、中電スト実に連帯して「マッセンストライキ」をかちとろうとする周辺地域の労働者、学生の動きが急速にたかまり、中電スト実はそれらの動きを牽引する位置にあることが明瞭になってきた、ということである。9月10日頃から、「中電マッセンストライキ」を訴える周辺地区反戦のピラが配布されはじめ、9月12日には、全大阪反戦主催の前記集会終了後、電通反戦と関西地区反戦連絡会議の旗のもとに、約200名が正規のデモコースを離れて大阪中電局舎前を行進し、中電スト実への連帯を表明した。

ここで全大阪反戦青年委員会の性格について一言しておく必要がある。「新左翼」諸党派が反戦青年委員会の運営に、組合青年部あるいは地区反戦の組織と活動をおおして介入し、その影響力を滲透させるにともなって、総評青年部、単産青年部、社青同、社会党青少年局などの団体代表をもって構成されていた全国反戦青年委員会は、県地域レベルの反戦青年委員会の行動への統制力を失った。そこで1969年2月には、総評拡大評議会は「反戦委凍結」の方針をきめ、全国反戦青年委員会の事務局の活動を停止するにいたったのであるが、10の県反戦はその後も全国反戦の再開を追求して活動を続けた。全大阪反戦青年委員会はそのなかの一つであったのである。「全国反戦の凍結という官僚主義的な闘争圧殺をはねかえし、下部の青年労働者の戦闘的なエネルギーに依拠し、地区反戦、職場反戦、県反戦、単産青年部の闘争を基礎に全国反戦の戦闘的再開をちかるとる」というのがその基本的な立場であった。そこに「新左翼」諸党派の影響力が滲透していたことは明らかであろう。9月12日の全大阪反戦主催の集会には、約1,000名が集まり、約500名がその指導下のデモ・コースを行進したと伝えられる。また、この集会では、「時限スト、山猫ストを主張し、集会を様々な職場反戦の意見表明、交換の場にしようとする構革諸派」と、「戦略的マッセンスト」を方針として提起しようとする共産同との間に、「集会組織過程」から対立があった、と伝えられる（『戦旗』1969年9月19日）。

さらに、9月20日には、「10・21中電スト＝北大阪制圧闘争を頂点に拠点政治スト——職場、学園、街頭の総反乱を」組織することを目標に掲げて、全関西安保スト実行委員会（略称全関西スト実）が約300名を集めて結成された。これらの組織の主張と行動が、共産同活動家によってリードされていたことは明白である。かねて予告されていたとおり、関西の共産同がその党派の全力量を投入して「中電マッセンストライキ」にとりくみつつあることが、明確になってきたのである。中電スト実^(マ)に結集した共産同活動家は、ただ単に一事業所における突出部隊であるというよりは、全関西的、さらには全国的視野でくみたてられた党派の運動を牽引すべき、いわば公然司令部としての位置を占めるにいたった、と云って大過ないであろう。

全関西安保スト実行委員会（準）および関西地区反戦連絡会議の署名で、9月20日の全関西安保スト実結成大会への結集をよびかけたビラは、「反戦・全学連の首都を中心とした街頭実力闘争の一層の量的、質的飛躍」と「反戦派労働者を中軸とした生産点に於る実力政治ストライキ」を「一つの権力闘争として固く結合させて闘い抜く」という立場^(マ)にたつて、「反戦派労働者内部」における「二つの潮流」、即ち、「山猫スト、グルミスト、総評提起によるゼネストという一連の方向」と「マッセンスト、叛乱型の権力の暴力と直接対決する暴力スト、全学連、地区反戦の街頭実力闘争と結合したストという一連の方向」とを、対立的に捉えることなく、「運動の発展段階の

違い」として位置づけ、結びつけていくべきである、と述べている。そして「マッセンスト」の「方向性」をもちながら、「あらゆる「安保スト」を闘い抜こうとする者」に「自由な討論」と「創意ある行動」を保障する「開かれた組織」として安保スト実をつくろう、とよびかけている。全関西安保スト実^(マ)は、共産同がそのヘゲモニーのもとに「マッセンスト」を闘い取るための共闘組織として位置づけられていた、といえよう。が、その実態はすでに形成されていた地区反戦と大差なかったのではないかと推定される。なお、中電スト実以外^(マ)は、地区別スト実であり、全関西安保スト実^(マ)は関西地区反戦連絡会議が「連絡先」となっていた。

なお、地区反戦、地区スト実の署名で配布されたビラには、中電スト実のそれよりも、共産同中央の追求した10・21闘争のイメージが直截に表現されているように思われる。9月9日に洛南地区・伏見地区反戦青年委員会の署名で配布されたビラには、「10月21日、反戦青年委員会は……大阪中電マッセン（大衆）ストを決行する。大阪中電は数千の安保粉砕デモの場と化すであろう。反戦青年委員会、学生に包囲されるであろう」と記されている。また、9月30日に、全関西ストライキ実行委員会の署名で配布されたビラには「大学解体は、工場解体・官庁解体、そして既成の旧組織の一切の解体にすまねばならない。そして、その闘争の中でつくり出した労働者の団結の原理で全ての社会組織を再編せねばならない。……私達はそのような闘争を「中電政治スト＝北大阪制圧闘争を頂点に政治拠点スト——職場学園街頭の総反乱」と表現している。……それは時間を区切った意志表示のための抗議スト……とは断じて異なっている。……全ての労働者、学生、市民諸君！ 諸君の持ち場を放棄せよ……そしてその闘いの中で生れる一切の力を関西の社会機構の中心地——北大阪（中央電報局、中央郵便局、国鉄関西支社、市役所、新聞社、放送局等の密集地帯）を人民広場にす闘いに結合せよ！ 官庁と飲み屋の町——北大阪を労働者・人民の解放区とせよ！」と記されている。

第六に、中電「マッセンストライキ」の宣伝、煽動が活潑化するにともなうて、中電スト実や全関西スト実^(マ)に対して、ただ単に日本共産党から激しい非難が向けられただけでなく、「新左翼」諸党派からも批判が表明されることになり、その闘争が、共産同の意図するごとく戦闘的左翼諸勢力が統一的にとりくむ闘争とはなりえぬことが明確になってきた、ということである。

日本共産党は、「中電マッセンスト」は「一部のトロツキスト^(マ)（共同＝ブンド）」や「反戦青年委員会」や「関西地区反戦連絡会議」などの「きわめて挑発的、反労働者的な方針であり、中電労働者の永年の伝統や努力を破壊する方針」であると断じ、必要なことは、佐藤内閣打倒、国会解散、総選挙の展望にたつて、「情勢をつかむ啓蒙活動」をひろげ、組合の方針にそってストライキ体制を確立するために努力することであると主張した。

日本共産党大阪中電細胞は、この間に『ニュースよみきり』と題する無署名ピラを配布していた。本文の引用は、『ニュースよみきり』（1969年7月16日）からである。なお、この『ニュースよみきり』は、単に「中電マッセンスト」を「請負イスト」「押し寄せスト」として非難するだけでなく、山猫スト的な行動、即ち「一部の活動家だけの行動」や「とくに労働組合の決定・方針の逸脱を前提とした行動」に対して、批判的な立場をとることを明らかにしている。

「新左翼」諸党派のなかでは、いち早く第4インター日本支部が、既にふれた電信反戦行動委員会のとった立場を基本的に支持することを表明し、統社同は「拠点政治ストライキ」を主張し、ともに中電スト実への批判を表明した。また、革共同中核派は、「職場を皆に大挙して街頭デモに進出せよ」という合言葉のもとに、「機動隊粉碎、首都制圧」の街頭闘争を当面の目標とすることを明らかにした。なお、これらの党派間論争は基本的に宣伝戦としておこなわれており、いわゆる「内ゲバ」は生じていない。

第4インター日本支部の主張：9月16日に、第4インター日本支部関西地方委員会の署名で配布されたピラは、ローザ・ルクセンブルグがマッセンストライキについて述べた文章を引用したのち、「10・21マッセンストライキ」の方針が「本来の意味の内発的な労働者大衆の戦闘的エネルギーの爆発としてのマッセン（大衆）ストライキとは正反対に、下部労働者大衆の圧倒的多数の意志とは全く無関係に「数千万の部隊」を動員して労働者の就労を力ずくで阻止する、という全く絶望的な方針をはらんだものとして提出されていること」を批判した電信反戦行動委員会の見解に「基本的に賛成」する、と述べ、「10・21ストライキを全国一斉のストライキとして闘うことを指導部に要求すると共に、直接に他の職場の労働者に訴えよう」という方針を述べている。この時期の電信反戦行動委員会への第4インター日本支部の影響を推定すべきであろう。

統社同の主張：9月18日直前に統一社会主義同盟関西委員会の署名で配布されたピラは、一方で「革共同中核派の「10万の軍団による11月羽田1日戦争」なる反帝市民主義を「なによりも弾劾しなければならない」と述べると同時に、「ブンド諸君」に対しても、「スト拠点の労働者の意志形成をぬきにして」「マッセンスト」を構想してはならぬ、と批判し、「スト拠点の労働者の意志形成」に裏うちされた「拠点政治スト」を追求すべきである、と唱えている。

革共同中核派の主張：9月18日直前に革命的共産主義者同盟の署名で配布されたピラは、「拠点的バリスト、占拠等の闘いも決して街頭闘争と対立させるものでなく、11月首都武装制圧の闘いへ向っての実力の結集として位置づけなければならない」と述べている。重点が街頭闘争におかれていたことは明らかであろう。なお、革共同中核派は、10月～11月闘争が終った時点で、共産同の「マッセンスト」は、結局、「山猫ストの左翼的変種」でしかなかったとのべ、山猫ストを追求した「スト実派は」、

「ストとしても体をなさず」、街頭での「決戦」の勢力を分散させ、「中央政治闘争との必然的結びつき」を十分自覚するにいたらなかった、と批判している（『70年6月ゼネスト・武装決起めざし三里塚決戦・バリケード春闘へ』『前進』1969年12月8日）。

第3節 「無期限スト」突入から10・21闘争へ

10月2日、中電スト実は、ピラおよび食堂での演説で、翌日から「先行ストライキ」に突入することを明らかにした。2日深夜から3日早朝にかけて、局舎外周および道路向いの防潮堤に「中電スト貫徹」「佐藤訪米阻止」等の文字がペンキで大書されたり。そして3日午前8時頃、赤ヘルメットをかぶった共産同活動家約30名が大阪中電玄関前に現れ、「安保粉碎！ 無期限スト」「中電マッセンスト、北大阪制圧」と大書した看板をたて、ピラ配布、アジテーションをおこなったのち、中電スト実のメンバー4名を含む10数名が午後1時頃まで坐りこんだ。中電スト実の「マッセンストライキ」へむけての行動は、極めて少人数の党派活動家による、他の活動家の決起を促す「山猫スト」のかたちで開始されたのであった。

中電ストのメンバーで10月3日朝に坐り込んだのは、既に5・30事件で解雇されていた川村、停職処分中の大前に加えて、佐渡、桑畑であった。佐渡は当日、年休をとっている。坐り込みが計算された示威行為であったことは明らかであろう。因みに、彼等は午後1時前、「警察の実力行使」の情報が入ったので、坐り込みを解いた。

ところで、10月3日付の「ストライキ宣言」に名前を連ねたのは、川村、大前、桑畑の3名であり、先にふれた事情により、厳密に言えば桑畑のみがストライキに入ったにすぎなかった。当日の夕刊は、「山ねコスト」と報道したが、山猫ストとしても最小規模のものであった。むしろ、問題は、この極少数の示威的山猫ストが、後に見るような大きな波紋をえがく一石たりえたのは何故か、を吟味していくことであろう。それは行論のうちに明らかにされるが、さし当ってまず、中電スト実の「先行スト」が、決して自己の私利を追求する通常の「山猫スト」ではなく、むしろ、自己の私利を投げうって労働者階級に覚醒を促そうとする、すぐれて観念的、倫理的な、あえていえば、焼身自殺的な行動であったことに注意しておく必要がある。

「ストライキ宣言」には次のように彼等の決意が記されている。「この日、この時間からの3名による無期限ストライキは、長い間、日本独占資本と帝国主義権力の重い鎖につながれてきた日本労働者階級ならびに中電労働者の解放のために、真の闘い

1) 前掲『大阪中電マッセンスト前後』4頁。

の火ぶたがきっておとされる、歴史的な革命への進撃の合図である。われわれの闘いは、資本家どもの暴力的な権力支配との妥協のない闘い故に、この日からわれわれ3名の上に連続的な肉体と精神の苦闘がまらうけているであろう。だが、われわれの闘いがどのような意味で抹殺されようとも、資本家から抑圧された労働者階級の連続的な苦闘と精神を代表し、又、分け合っていくという歴史的な広さと深さを形成していくであろうということ、輝かしい社会主義社会の建設を展望するが故に、我々3名の苦闘と、3名という数の少数さは、問題ではあり得ない。今春闘、……不当処分撤回闘争をもっとも戦闘的に闘った……我々が……解雇された。〔が〕……支部執行部は……我々の闘いを圧殺した。……支部民同幹部をはじめとした……このような墮落した総評民同を粉砕し、我々3名は無期限の政治ストライキに突入することによって、真に闘おうとしている。……我々は帝国主義権力と公社当局と断固、最後まで闘うぞ！我々は全国反戦労働者とともに闘うぞ！我々は全共闘とともに闘うぞ！全国の労働者諸君、決起せよ！」

以降、10月20日にいたるまで、彼等は「10・21マッセンストライキ」へむけての精神的な宣伝、煽動を続けていった。そして、それに対する公社、警察側の対応、活動家、組合の動向などが交錯するなかで、前節でふれた政治的流動化がさらに一段と進展するにいたった。以下、事態の推移に即して注目すべき点を拾いあげておこう。

まず、中電スト実のストライキ行動の開始に対して、大阪中電当局は直ちに激しい警備体制をもってこたえた。10月3日以降、ほとんど連日おこなわれた局舎玄関前でのビラ配布に対して、当局は、通信局施設所の応援をもえて管理者多数を動員して、それが公社敷地内でおこなわれぬように規制した。また、昼食時の食堂でのアジテーションを阻止する行動を強化した。

大阪中電当局は、9月26日に定めた「企業防衛要領」にしたがって、10月3日以降、順次、次のような警備体制をしいた。まず、「通常の体制」としては、「管理者を動員すると同時に、通信局、施設所からも連日、10～30名の応援をもとめ」て、①玄関では、「監視員のほか、管理者10名で、部外者の入局、危険物の持込み、敷地内でのビラ配布を規制」し、②夜間には「通常の宿直者のほか、管理者10名のグループが1ないし2組配置につき局舎内外を警戒」し、③「免職者、危険分子を1人当たり5名前後の管理者グループが責任担当し、グループの長の指揮のもとに入局の阻止、局内での行動の監視や制止を行な」うなどの措置をとり、これとは別に、「緊急時の体制」として、「暴徒の乱入が事前に予想される場合」「暴徒が乱入した場合」などの防衛対策をきめ、「管理者個々の任務と分担を明らかにし」「図上演習を行う」などの訓練をおこなった（『大阪中電マッセンスト前後』10～12頁）。

10月3日当日には、「当局は一部施設所の応援のもと管理者20名を動員、部外者が

局の敷地内にはいれば、ただちに実力でこれを排除するとともに、すわり込み中の職員に対しては、敷地外であっても取りやめるよう強力な説得を繰り返した」（同書、4頁）。スト実メンバーの食堂でのアジテーションに対して、当局は「食堂入口でヘルメット、携帯マイクを取りあげる、演説をすれば実力で連れ出す、個人個人に尾行をつける、など、いろいろな方針や作戦をたて、阻止にあたったが、彼等は10月20日まで、しつようにアジ演説をこころみてきた」（同書7頁）。

10月4日には、部外者の立入りを禁止するだけでなく、職員についても職員証の提示を求め私物検査をおこなうことがある旨の掲示をだして、検問体制をとり、10月7日以降は、なお職員の身分をもつ中電スト実の桑畑、大前兩名についても、「就労の意志がみとめられない」という理由で入局を禁止する措置をとった。10月8日には、職場秩序、電信電話施設の安全を阻害するものに対しては嚴重なる処分をおこなわざるをえない、という近畿通信局長名での警告がだされた。

10月8日、近畿電気通信局長遠藤正介の名でだされた「職員各位に告ぐ」という警告文は、「大阪中央電報局の玄関前で、10月3日以降、一部グループの者10数名が座り込み等の行動をとっていること」、そのグループは「政治課題を掲げその目的完遂のため職場等生産活動点を拠点とするマッセンストと称するもの等を計画し、その突破口として大阪中電を力で制圧し、解体し、管理する等」と主張していること、にふれたのち「この種のグループの実施している悪質な内容のビラの配布、さらには大阪中電玄関前の座り込み等一連の行動に一部の公社職員が職場を放棄して参加、自らの職場の秩序を自らが破壊する行動は絶対に許せない」と述べ、「今後かかる政治課題をかかげた反社会的グループに同調し、この種行動に参加するものがあるとすれば、断固、解雇を含む嚴重な処分を臨まざるを得ない」と断言している。『きんき労務速報』（1969年10月9日）にも、同趣旨の大森調査役談話が掲載されている。

10月14日には、桑畑、大前に対して懲戒免職の処分が発令された。この間、局舎外周の防護網その他「企業防衛施設」のとりつけ工事が急ピッチで進められ、10月20日には玄関前防護網も完成した。この間、公社当局と警察との警備上の連繋が一段とつよめられたことはいうまでもない。

10月14日、公社は、大前、桑畑を、就業規則第59条1号、18号、19号に該当する行為をおこなったものとして懲戒処分を発令し、即日、『きんき労務速報』に処分理由を発表した。桑畑は「公社が注意したにもかかわらず、無断欠勤をつづけたうえ」、また大前は「停職6ヶ月の処分をうけているにもかかわらず」、「再三にわたる公社の制止に反抗して、大阪中電局玄関および食堂等において集会、座り込みおよび演説などを行ない、「10・21大阪中電マッセンスト貫徹」等を主張、業務の正常な運営を妨げ、また妨げることをあおるなど、公社秩序を著しく乱す行為」をおこなったので処

分する、というのがその趣旨であった。同『きんき労務速報』は、「大阪中電局前における一部特定グループの配布ピラ内容等の行動に公社職員が参加し、職場の秩序の破壊、または正常な業務の運営を阻害するなどの行為等があるとすれば、懲戒免職を含む嚴重な処分を臨まざるを得ない」と重ねて警告している。

なお、10月3日以降、早朝の局舎玄関前配布の規制に動員される制服、私服警官の数はふえている。また、10月21日が近づくにつれて警察の独自判断による警備体制も強化され、10月21日当日には、中電局舎を多数の機動隊が防衛した。

このような公社当局側の強圧的な対策によって、中電スト実のとりうる行動の領域は著しく狭められた。とくにストライキの突入を宣言した3名の入局が禁止されたことによって、局舎内での活動力は大きく制約された。だが、そのような制約をうけながらも、中電スト実は、中電労働者に「マッセンストライキ」への決起をよびかける宣伝、煽動をくり返した。10月4日以降は、局舎玄関前で配布されるピラは、中電スト実のものは比較的少なくなり、外部の地区反戦、スト実のものが増えているが、昼食時における食堂内でのアジ演説は、公社管理者の厳しい制止にもかかわらず、2名の中電スト実のメンバー、佐渡、佐々木を中心に連日続けられたのである。彼等は、公社当局の厳戒体制に対する中電労働者の反撥をかきたて、それを突破する行動を組織することによって、職場管理秩序を麻痺させ「マッセンストライキ」への突破口をひらく、という方針を追求したように思われる。中電スト実は、単に「マッセンストライキ」への決起をよびかけるだけでなく、現実におこっている公社当局の厳戒体制が、労働者の基本的人権をおかしていることを指摘し、その体制を突破する大衆的な実力行動を組織することの重要性をくり返し強調したのである。

したがって、彼等が単に「外人部隊」に依存して大阪中電の「物理的解体」を追求したかのごとく批判するのは、当たらないであろう。また、彼等が当初から少数での自己満足的な示威行動を追求したかのごとくみるのも、当たらないであろう。他党派に批判されるまでもなく、彼等は自己の属する職場の労働者をいかにして「マッセンストライキ」に導いていくか、というその戦術に腐心していたのである。

もちろん、中電スト実は、外部の共産同活動家の支援によって中電の占拠闘争が成功することを期待していなかったわけではない。だが、スト実結成以来、彼等が一貫して力を注いだのは、何よりもまず中電の活動的労働者自身の決起を促すことであり、とくに「先行スト」に入って以降は、漸く顕著になってきた活動家たちの公社当

局、警察への抗議行動や安保ストライキへの動きを、いかに職場管理秩序の解体へ導いていくか、ということであった。

彼等が10月17日以降、いわば丸裸でおこなった「労務課占拠」やクーリング・タワー占拠の行動は、彼等がそれまで追求してきたところの、職場の労働者、とりわけ電信反戦活動家の多数をまきこんだ職場反乱が遂に不発におわらざるをえない、という形勢が明らかになってきた段階で、いわば彼等の当初の戦術が失敗におわったことが明らかになってきた状況で、彼等の当初の意図を内外に宣伝しようとした示威行動にすぎなかった。

中電スト実の「労務課占拠」の実態は、ほぼ次のようなものであった。即ち、10月17日午後2時半、10月14日に懲戒免職処分を受けた大前、桑畑が、すでに7月に処分されていた川村とともに現われ、退職手続きをとりたたいと申し出た。当局は、管理者10数名で川村の入局を阻止し、大前、桑畑を6階の労務課交渉室に入れ、庶務課長ほか1名が退職手続きの説明をしていたところ、両名は、隙をみて同課長等を威嚇して部屋からおいだし、交渉室を一時占拠した。当局は、むしろ、暴れる両名を外側から交渉室に閉じこめた、ともいっている。ともあれ、その間に、両名は「中電マッセンスト貫徹、北大阪制圧、中央権力闘争貫徹、労務封鎖中」などのたれ幕をおろし、窓ガラスにラッカーで「中電解体」の文字をふきつけた。当局は4時頃、天満署に警官の出動を要請し、約10名の警官が見守るなかで局職員の手で封鎖をとき、部屋から両名をつれだし、局舎外につきだした。だが、このとき両名は逮捕されなかった（前掲『大阪中電マッセンスト前後』12～14頁、『毎日新聞』1969年10月18日朝刊）。のちに、中電スト実は、この占拠闘争の意図について次のように記している。「10・3が切り開いたあの激動の地平を、我々は、高めなければならなかったにもかかわらず、中電内においては持続する事すら困難な状態となっていた。それは、我々の闘争が、平時の時の闘争しか組みえなかった事に問題点がある事明確にする中で、スト実（我々）の具体的な行動^(マ)テイキが要求されていた」（中電ストライキ実行委員会『第三の蜂起』1969年、57頁）。

つぎに、クーリング・タワー占拠の実態は、ほぼ次のようなものであった。即ち、10月20日午前11時50分頃、佐渡は食堂にあらわれ、10・21闘争への決起を訴えたのち、「屋上で集会を開こう」とよびかけ、12時から屋上にあがった。屋上には、組合員10数名、管理者約20名がいたが、12時半頃、さらに屋上のクーリング・タワーにのぼって「中電マッセンスト貫徹」などと記された横断幕をはって、「全大阪、全国の労働者に、中電のプロレタリアートを代表して、スト実の決起とその革命的意義を明らかにし、中電労働者に決起を訴える」アジテーション演説をおこなった。中電当局は、12時以後、屋上へ通じる階段にピケットをはり、組合員の立入りを規制し、佐渡に対しては数回の退去警告をだし、実力による排除にとりかかったが、佐渡は「上って来たら火炎ビンを投げるぞ」と威圧し、なお演説を続け、「管理者に警告する」と

叫んで屋上に火炎ビンを投げた。ビンは1m位の炎と黒煙をだした。午後0時59分、当局の要請でかけつけた警官4名と公社次長が屋上にあがり、退去命令をだしたが、佐渡はこれを無視したので、警官はクーリング・タワーにのぼり佐渡を逮捕した。なお、その後、午後1時10分頃、学生4名が局舎玄関における管理者の警備を突破して、屋上にあがり、1時15分にはクーリング・タワーにのぼったが、午後2時すぎ、当局の要請にもついで警官に逮捕された(前掲『大阪中電マッセンスト前後』『毎日新聞』『朝日新聞』夕刊(1969年10月21日)『佐渡正昭他刑事事件裁判判決書』などを参照)。

もし、中電スト実の戦術が、「外人部隊」に依存して大阪中電の「物理的解体」を追求するものであったとすれば、彼等の「占拠闘争」が、相対的に多数の「外人部隊」の援助を期待しえたはずの10月21日にはなく、その前日におこなわれたこと、中電の業務の中枢部にめがけての占拠闘争ではなく、最も業務に関係のない屋上の一面の占拠闘争であったこと、準備された「武器」が業務遂行上の機器の破壊に適合的なものではなく、事実、「武器」=火炎ビンは、佐渡の占拠・演説を制止しようとする管理者への威圧として、いわば象徴的に投げられたにとどまること、さらにまた、時間的におくれ突入した学生も全く素手であったことなどは、到底、理解しがたいであろう。以上の諸点は、10月20日の中電スト実の行為が、主観的にも、10・21闘争および11月闘争へむけての政治的示威行動として遂行されたことを明示しているように思われる。

したがって、以上のような最終局面を英雄的に描くことも、また、戯画的に皮肉なことも、事態の核心にせまる道ではないであろう。むしろ問題は、たとえ少数者とはいえ、既に述べてきたような思想と行動の軌跡をえがいた労働者がいかにして形成されたか、彼等の生活を賭した行動が職場の労働者の間にどのような深さと広がり波紋をまきおこしたか、また、何故にそれが大規模な職場反乱につながらなかったか、を明らかにしていくことにあろう。その点についての具体的な検討をぬきにした運動の「総括」は、所詮、一片の空語にとどまるであろう。

ところで、中電スト実が「先行ストライキ」に突入した10月3日以降、中電労働者内部にさらに一層の政治的流動化が進展した。その一つの契機は、中電スト実の宣伝、煽動に対して中電当局がとった警戒措置が、少なくとも従来の職場における慣行、既得権を重んじようとする者にとっては、耐えがたい侮辱とうけとめられたということである。既にふれたように、労務室占拠のおこなわれた10月17日までは、中電スト実の精力的な活動は、基本的にビラ、マイク、

示威的坐り込みなどによる政治宣伝にすぎなかった。それに対する公社当局の威圧妨害の措置が異常にエスカレートしていくのを黙過してよいか、その過程で、従来の大阪中電の職場においてかちとられてきた慣行、既得権がきりくずされていくのを傍観してよいか。そこに深刻な流動化の契機があったのである。とりわけ、過激派の乱入、暴走をおそれとられた検問その他の警備体制は、多くの一般組合員の公社への反撥をかきたてた。事実、10月3日以降、公社の警備体制に抗議する組合員の声は急速にたかまっていっただのである。

10月3日以降、スト実以外の中電労働者の配布するビラが増えていることが注目される。既に10月2日には、印通部会名のビラは、「最近激しくなってきた、官憲と一体となった公社の警備体制」に対して抗議することをきめた「職場委員会」の意志を伝えていたが、10月5日には託送青年会議、6日には印通青年会議、受配青年会議準備委員会、8日には加入青年会議、15日には受配部会などの名で、次々と、公社の警備体制を強く批判するビラがだされた。たとえば、託送青年会議のビラには次の如く記されている。「この一ヶ月のあいだに、制服、私服合せて数百名以上にのぼる官憲が局内に入りこみ、我々は毎日、毎日、官憲の目と労務などのきびしい監視下におかれている。……我々は青年会議が作られた時から先進的に闘ってきているので、とても現実を放置しておけない。局の入口の張り紙にみられる様に、局へ入るのに身分証明書のみせて入り、私物を調べられるという奴隷のダイグウを受けさせられようとしている。我々はスト実が良い悪いは別にして、この様な状態に断固反対し抗議する。又支部執行部は局側に「今後官憲を入れない」事を確約してきたといっていたが、守られていない。我々は局側に、官憲を二度と入れるな! と申し入れると共に今まで放りしてきた支部執行部にも抗議する。又、引続いて官憲が導入されるならば、我々託送青年会議は庁内デモ以上の抗議行動も辞さない(託送青年会議「中電官憲導入に抗議す!」1969年10月5日)。

政治的流動化のいま一つの契機は、中電スト実のメンバーが彼等の私利私害を投げ捨てて安保闘争に決起したその姿勢が、いわば倫理的な深層で、広く労働者の心をゆさぶった、ということである。既にふれたように、いわゆる反戦派労働者の多くも、中電スト実の提起した戦術を冒険主義的なものと考えざるをえなかったのであるが、中電スト実のメンバーの宣伝、煽動は、自らは安全な地帯に身をおきながら活動家を危険な冒険にまきこもうとするような、自らの主体的な責任を不分明にした言動とは質的に異なっていた。彼等の行動を客観的に危険かつ無意味なものと批判することはもちろん可能であるが、彼等と同様に「安保粉碎、佐藤訪米阻止」を追求しようとする立場になつ労働者にとっては、自ら省みてスト実のメンバーに劣らぬ緊張と決意をもって安保闘争にと

りくんできたと断言しうるかどうか、その意味で、中電スト実の行動を真に批判しうるだけの倫理的資格があるかどうか、が鋭く問われたのである。この点に関する反省は、やがて、中電スト実の方針に批判的な活動家の間にも、新たな運動を促していく契機となった。

10月8日、「スト実を見殺すな」という心情をこめて、電信反戦の施設部会メンバーをはじめとする「被支配者階級の会」が生まれ、2名の組合員が年休をとって玄関前入り込みに入った。彼等が配った「今こそ各人の意志表示を行動で示そう」と題するビラには次のように記されている。「……この安保を選挙の材料としてしまう既成政党の方針には賛同しかねる。我々はこうした問題を大衆の結集した力によってのみ粉碎出来るのだと信ずる。従って、真に安保を闘いぬく組織が必要なのである。その点で「スト実」に対し敬意を表したい。彼等こそ現時点における既成政党、総評のワグ外の運動をしている唯一の組織である。……彼等の運動によって、我々は毎日自身自身がせめられている。……確かに現時点において労働者大衆を結果的には無視した一面がでていと思う。しかし、この様な現状が異常であって、この様にさせたのは誰の責任か考えねばならない。その責任を感じている既成政党があるか？ 我々はこの事を考えると絶対に彼等に対する一切の攻撃を労働者全体の攻撃であると受けとらねばならない。……結論的に云うならば、大阪電信の労働者は各人の発想にもとづいて最大限の行動をおこし、「スト実」と連帯せねばならない時期に来ている。今や官権の導入のもとに我々は仕事をしている。10月21日まで具体的な行動をおこさないのは道義的に許されるであろうか？……我々は断片的ではあるが、年休ストによる連帯をする。我々は安保に対しての意志表示と官権の導入等に対する抗議行動と「スト実」を支持すると云うのではなく連帯する行動として行い事を明確にし、宣言する」。

また、10月13日、印通青年会議からだされた「全組合員の反撃で10・21、11・13闘争を日常的に組織せよ」と題するビラ（「叛逆」号外）には次のように記されている。「このような異常な状況は単純にマッセンストで闘う労働者のみにかけられたものであろうか。又、なに故にマッセンストと云う闘いが出たのだろうか。全電通として11・13を宙に設置する事のみが今秋安保闘争では決してない。10・21、さらに、現実にかかけられている公社、官憲の攻撃に対し、大衆的な反撃を組織する事なくして11・13は闘い得ないし、又、意味を持たないだろう。……我々は直ちに10・21の闘いをいかに闘うか、提起し、決意しなくてはならない。この立ち遅れ、真に安保闘争を闘い抜く決意、行動がない故、マッセンストが出てきたのではないか。労働者の闘いで最大の方法はストライキである。10・21をストライキで闘う体制が出来なくても、それにかわる最大の闘いを組もうではないか」。

以上のような政治的流動化の動きに直面して、それをいかなる方向に誘導していこうとするのか、あるいは、それをいかにおしとどめようとするのか。大阪中電の労働者に影響を与えようとする者は、その点についての見解を表明す

ることをせまられた。われわれは、当時、次のようないくつかの方針が提示され、競い合っていたことを指摘することができる。

第一は、全電通近畿地方本部（略称、近畿地本）によって10月3日にだされた「指示第1号」にもりこまれた方針である。それは、関西スト実の行動は全電通大会決定にもとづく「11・13ストの体制づくりを妨害する以外の何ものでもない」という観点にたつて、関西スト実の「個人ストライキ」や入り込みへの参加を中止すべきこと、全電通全体の方針である11・13スト体制づくりのための署名その他の行動を強化すべきこと、を組合員に指示するものであった。10月9日には、「電信支部における諸問題」に「一元的に対処」するために、出口地本委員長を責任者とする対策本部が近畿地本に設置された。当日だされた近畿地本の「声明」は、関西スト実の行動は「結果的に利敵行為につながるもの」と断じ、これに参加している全電通組合員が「あえて反組織的言動を続行するなら、組合員としての権利を自ら放棄し、義務を履行しないものとして断固たる組織統制を行なわざるを得ない」と警告している。

近畿地本がだした「指示第1号」および「声明」は、全電通の中央執行委員会と近畿地本が協議のうえだされたものである、と全電通第54回中央委員会（1969年10月16日～18日）で報告された。中央執行委員会は、「一部の政治集団（関西ストライキ実行委員会等）が「マッセンストライキ」と称するものは、「ストライキ等職場での全電通の諸行動に関係なく、外部の部隊を動員して、職場に混乱を惹起せしめ、業務をマヒさせるなかからほう起せしめようとするもの」で、全電通の方針と異なるだけでなく、それを「妨害」するものと判断する、という立場にたつて、スト実の行動は「全員ストへの努力を無視し、遂に物理的な力を外部より加えることにより自らの主張をおおそうとするもの」であり「労働運動といえるものではない」こと、「全電通の職場において、旧三派・革マル等、全電通と無関係な集団が異なる方針をもちこみ、職場を混乱させようとしていること」は、公社に「職場防衛としてスト切崩しの策動の余地を与え」「結果的に」「利敵行為」となること、などを強調し、「われわれはこれらの動きが全電通のたたかいと全く無関係であることを確認するとともに、スト体制確立への努力を妨害するものとして組織的にき然たる態度で対処する」こと、また、「これら行動を口実としてスト体制を切崩そうとする公社に対してもき然として対応し、そのすきを与えないように体制引締めをはかる」ことなどを「マッセンストライキに対する中央執行委員会の態度」として決定している（全電通大阪電信支部『電信月報』1969年11月、8～10頁）。

第二は、スト実の「マッセンストライキ」方針を批判し、スト実と同一歩調をとりがたいことを明らかにしながらも、彼等を一層孤立させることに力点を

おくのではなく、当局の厳戒体制に抗議し、10・21闘争を組合支部独自の行動として強力におしすすめることに力点をおこうとする方針であった。この方針は、厳戒体制への抗議という点でも、10・21闘争への最大限のとりくみという点でも、次に述べる第三の方針と類似する面をもっていたが、その運動を組合支部としての組織的行動としてすすめるべきことを強調する点において、かなり異なっていた。電信反戦多数派がこの時期に提示した方針は基本的にこれであり、また、大阪中電の組合支部幹部は、若干の曲折をへながらも、この方針を自らの方針としてとり込んだように思われる。同支部の幹部が、既にふれたような近畿地本の方針をそのまま機械的に執行するのではなく、支部内の活動家の動向を考慮しつつ、そのエネルギーを組合内に包摂するための大胆かつ柔軟な決断をしたことは明らかであろう。大阪中電の組合支部がこのような指導体質の幹部によって占められていたことは、留意しておくべき点である。

中電スト実の「先行ストライキ」突入後、電信反戦の宣伝の力点は、スト実への批判よりは支部としての独自行動の提唱におかれるようになった。それは支部ぐるみあるいは部会ぐるみでの大衆的抗議行動を、全電通全体の方針を上廻るものとして追求しようとするものであった。電信反戦の10月6日付のビラは、「いつまでも「指令」や「指示」による待機主義に身をおくのではなく、電信労働者の自覚と決意にうらうちされた独自の闘いの方向をうち出すべき時期」である、という観点にたつて、スト実に「トロツキスト」のレッテルをはり「労働者内部における政治論争のあり方を組織問題によって「ケリ」をつけようとするやり方」に反対し、むしろ「スト実」への「批判者に要求されるのは、「マッセンスト」を乗り越えた、あえていうならば、それをものみこんでしまうような方針と実践的な運動を作り上げていくことではないだろうか」と記している。電信反戦の10月8日付のビラ「それぞれの戦線を強固なものに！」はスト実への批判を含んでいない。ある意味では、事実上、スト実との連帯の可能性が追求されているかのごとくにもみえる。だが、電信反戦多数派にとって、中電スト実のごとく、組合の枠を全くこえた闘争組織によって、組合支部の動向如何にかまわず突出した独自行動をくもとうとする方針は同意しがたいものであった。電信反戦の10月13日付のビラ「官憲の弾圧に大衆行動で応えよ！」は、「我々は……戒厳令」を労働者自身の手によって粉碎し、自らの力で職場を掌握しなければならない。……現在の闘いを「民主的権利の確保」から「労働者の自主管理」の方向へと発展させなければならない……10・21の闘いは、このような中電を包む官憲の弾圧と大衆的に闘う中から作り出していくことが必要である」という観点にたつて、「ワッペン、腕章、ゼッケン、立てカン、集団交渉、座り込み等」の大衆行動をおこなうべきことを提案し、「本日の支部委員会で、我々の最高の、最良の闘争方針を確定しなければならない」と結んでいる。

ところで、10月6日にだされた大阪中電支部執行委員会の「見解」は、スト実の方針・行動は、「職場の労働者を無視し、特定団体の方針を無条件にもちこもうとしていること」「全員ストライキへの努力に傾注するのではなく、むしろ逆に「中央指令によるスト」の否定を強調していること」「外部の勢力を動員し、物理的に混乱を与えることによって、自分たちの主義主張を強引に実現しようとする」と「労働組合とは無関係に、特定組織をつくり、その決定を部会や支部を黙殺して実施にうつしていること」などの内容をもっているため、組合として決して賛成できない、として、その意味で、近畿地本の「指示第1号」の「実現に努める」ことを明らかにしているが、同時に、その「基本をふまえつつも」スト実の行動が「労働組合に問いかけていること」について「私たちが答えることの必要性を放棄すべきではない」という立場にたつものであった。「見解」は、スト実が「職をかけ、官憲の弾圧を覚悟し、労働組合への庇護も求めず、個人の立場で考えた行動を実践にうつす」ことの意味を「率直に受け止める」べきで、「かれらを「トロツキスト」とか「アメリカ帝国主義の手先」だと断定し、弾劾することによって、ことたれりとしたり、意見の違いのみを強調することで戦術的な対応策をもとめること、のいずれをも、支部としては否定することを、キッパリと言明」すると述べ、具体的には、スト実への批判は明らかにしつつも、「公社や官憲の介入とは、ハッキリ対決する姿勢をもちつづける必要」があること、全電通全体の方針にしたがって10・13ストに全力をつくすと同時に、10・21闘争にむけて「支部独自の反戦行動」を展開すべきことを強調している。

もちろん、支部執行部としても、スト実への組織統制を命じた近畿地本の「指示」を無視することはできなかった。事実、10月14日に発令されたスト実メンバーへの処分について、支部執行部は「労働組合として「不当処分であり撤回すべきだ」という立場」をとらなかった（『電信月報』1969年11月、6～7頁）。だが、支部執行部がスト実のメンバーに対してとった態度は、近畿地本の「指示」「声明」に比してはるかに柔軟であったように思われる。支部として「組織運営の立場」から「一定の措置」を講じなければならない事態が生じていること、現状では「組合員としての権利を自ら放棄し、義務の履行をおこなう意志がないものと判断せざるを得ない」ことなどを伝え、16日までに文書で回答するようにスト実参加者に「申し入れ書」を渡したのは、10月13日になってのことであった（同書、11頁）。そして、結局、組織統制処分はおこなわれず、公社によるスト実メンバーへの処分に対して組合の犠牲者救援規定を適用しない、という措置がとられたにとどまっている。

第三は、スト実の「マッセンストライキ」の方針への賛否はさし当っては問うことなしに、大阪中電をおおっている公社、官憲の厳戒体制に対する抗議と、10・21闘争への独自のとりくみを最大限に追求するなかで、11月へむけての闘争の展望をきり拓こうとする方針であった。「被支配者の会」、託送青年会議、印通青年会議、支部青年常任委員会などがとった方針は、基本的にこれであった。もちろん、この方針が、既にふれた第二の方針と類似の面をもっていたこ

とは事実である。実際、10・21闘争への独自のとりくみという場合でも、その具体的な内容が明確に提示されていたとはいえない。おそらくは、電信支部として、あるいは自己の所属する部会ないしは青年会議として、最大限の抗議行動をくむべきである、というのが共通の考えかたであった。だが、スト実への批判を明確にし、その行動と一線を画するという立場をとらずに、先に述べた方針を追求しようとする場合には、近畿地本その他の組合機関と衝突する可能性があるだけでなく、スト実と行動において連帯する可能性があることは明白であった。ある程度はその可能性、危険をも承知のうえで、公社、官憲への抗議行動をゆるめてはならない、というのがこの方針だったのである。

託送青年会議の方針は、既にふれた10月5日付のビラ「中電官憲導入に抗議す！」に明かである。印通青年会議の10月6日付のビラ「一斉の弾圧に抗し10・21、11・13に全勢力を傾注せよ！」は、「今年の6・15」に「社会党、共産党によってはとうてい結集させ得ない労働者が闘争に立ち上った」ことに端的に示されるような「新たな闘争の発展段階」においては、「階級的な主体としての運動」が必要であると述べ、「一方における先鋭な闘争を批判する余り、組合機関の指令、指示をアテにする事」があってはならないこと、「我々は自らの位置に於て、10・21、11・13闘争への独自の組織化が緊急に必要である」こと、10・21には、「最低時間内職場集会是勝ち取らねばならない」こと、などを強調している。また、そこでは、公社、官憲の厳戒体制がしかれているのは、「一部の人が云う様な「挑発分子」が居るからではない」と述べ、公社、官憲に抗議すべきことを訴えている。

第四は、公社、官憲の厳戒体制への抗議行動を徹底的にエスカレートさせ、それを職場管理秩序を解体させる闘争にまでたかめ、その闘争のなかで形成される運動のエネルギーを周辺地域の地区反戦労働者、全共闘学生のと結びつけて、「中電マッセンストライキ——北大阪一帯制圧」の大衆的政治反乱を実現しようとする方針であった。中電スト実が追求した方針は、基本的にこれであった。もちろん、この方針もその具体的な内容が明確であったわけではない。むしろ、それは最後まで曖昧な部分を残していたとみるのが正しいかもしれない。だが、既にふれたことをいま一度くり返すならば、彼等は単に「外人部隊」に依存する大阪中電の「物理的解体」の方針を追求したのではなく、むしろ基本的には、中電の労働者自身の公社、官憲に対する大衆的抗議行動を触発し、それを職場管理秩序を社会的に解体する職場占拠その他の大衆的実力闘争に導いていくことを追求しようとしたのであった。「外人部隊」の行動は、一面では中電労働者のそのような決起を促すべきものとして、他面では、中電労働者

の決起を支援し、それを「北大阪一帯制圧闘争」に波及させるべきものとして位置づけられていたとみて大過ないであろう。いうまでもなく、この方針が組合の行動として実現されるとはもともと期待されていなかった。むしろ組合の指導統制の枠をこえた闘争を拡張させることが追求されたのである。

中電スト実の10月18日付ビラ「あらゆる場所で、あらゆる戦術を駆使し、権力の中電制圧を実力でうち破れ」は、組合の「民同指導部」の10・21方針が「マッセンスト解体の一点においてたてられている」こと、「既成指導部とその枠内にとどまる左翼反対派は、今日の職場状況の困難性と敵の攻撃の厳しさを理由としてスト実を批判し多数（量）獲得の一点にしがみついている」ことなどを指摘し、彼等に「権力の最終的打倒に至る戦略」「戦略に導かれた革命的戦術」がないことを批判している。だが、中電スト実自身も、職場での政治的反乱が大衆的規模でひろがることを追求しなかったわけでは決してない。まさにその逆である。事実、中電スト実の10月21日付ビラには「中電スト実の非妥協の権力闘争は、中電内青年・婦人労働者の庁内デモ、山猫、年休ストライキ等々の革命的労働者を生み出しつつある」と記されている。本来、中電スト実にとっても、そのような「革命的労働者」の動向と連繋し、それをいかにして本格的な政治的反乱にまで導いていくか、が課題として意識されていたのであった。中電スト実の日記には次のごとく記されている。「10月15日。この日、13日にひきつづいて青年会議の集会、庁内デモがかちとられる。青年労働者は、中スト〔中電スト実〕の一面ではあるが、行動による戒厳令突破を試みている。我々中ストが明確なケン引者である事に確信がもてる。」「10月16日。我々中電スト実と地域労働者は、絶対に持続した闘争（連日の青年会議のデモ、集会）を闘っている部分と結合し、ケン引しなければならぬ。しかしながら、単純に今までの闘いのように共闘するとか、同じ闘いのスタイルで行うとかいうものでなく、まさに我々が提起した「民同運動」ないしは「左翼反対派運動」の限界をこえた、文字どおり権力闘争の質を主体的に担いける独自部隊として展開せねばならない」（前掲『第三の蜂起』53頁）。

また、全関西安保スト実、大阪中電スト実、関西地区反戦連絡会議の連名でだされた10月16日付のビラは、「中電スト実の闘いが……無期限の権力解体に向けた労働者階級の生産点に於ける権力闘争の口火を切るものである」こと、「それは現象的には無期限の職場占拠闘争として登場する」ものであり、「民同指導部のいう年休闘争や山猫ストには決して集約される事のない」ものであること、などが述べられている。そして、「中電マッセンストは中電の革命的労働者自身の手によって勝ち取られるであろう」が、それは「全ての反戦、全共闘、ベ平連」の「一大拠点闘争」「共同の闘い」として闘われるべきものであり、10・21には、扇町公園に結集し「北大阪制圧闘争で中電マッセンストと結合せよ」とよびかけている。

以上、われわれは、この期間に大阪中電の労働者に配布されたビラ類を主な資料として、中電労働者が模索していた方針を整理してきた。共産同活動家の行動を契機に、中電の労働者内部に、相互に微妙な差異ないしは鋭い対立をは

らむ複数の潮流が顕在化してきたことを確認しうるであろう。大阪中電の労働運動の動態は、これらの潮流の形成度合、および相互作用をとおして規定されることとなる。全国的な諸党派も、これらの潮流のいずれかにコミットすることなしに、当時の大阪中電の労働運動に影響力をもちがたい状況にあったと思われる。われわれは、当時配布された諸党派のビラ類の分析をとおして、大阪中電の労働運動への諸党派の具体的なかかわりかたを次のように推定して間違いない。

まず、日本共産党は、基本的に第一の方針を支持した。この間に、社会党は独自のビラをだしていないが、スト実「トロツキスト」というレッテルをはるか否かを別にすれば、日本共産党と同様に、基本的に第一の方針を支持したと推定される。それは、整然たる示威的抗議行動をつみ重ね、その成果を国会解散、総選挙の文脈でかりとろうとするものであった。そこでは、佐藤訪米阻止をあらゆる手段で追求しようとする事自体、妄動であると批判されることになる。

日本共産党大阪中電細胞の機関紙と推定される『ニュースよみきり』（1969年10月4日）には、「中電スト実」や「関西地区反戦連絡会議」などは「トロツキスト集団（共産主義者同盟を中心とする）」であって、その行動は「労働組合の方針とは縁もゆかりもなく「混乱」を与えることを目的としており」「11・13スト体制の確立の取りくみに公然と敵対するもの」という判断と、「今大切なことはこの近畿地本の指示1号を全組合員に知らせ討議をおこし、11・13ストライキ成功のための自からの決意を固める労働者をふやしていくことです」という方針が記されている。

大阪中電の労働者にビラを入れた「新左翼」諸党派は、佐藤訪米阻止闘争を最大限の手段で追求し、「安保粉碎」「日帝打倒」の道をきり拓こうとする点で、既存左翼とは決定的に異なっていた。だが、「新左翼」諸党派内部でも、その手段の具体的な内容、とるべき戦術に関しては、かなりの差異があった。その第一は、10・21に「革命的街頭闘争」で「機動隊を殲滅」することに当面の戦術上の環がある、という考えかたである。革共同中核派、日本マルクス・レーニン主義者同盟はこの戦術を提唱した。この方針は、さきに見た四つの方針のいずれとも異なるものであった。これらの諸党派は、大阪中電の労働者のなかに、ほとんど全く共鳴者ももちえなかつたように思われる。

革共同中核派の10月21日付のビラには「新宿解放首相官邸占拠に呼応し人民の敵＝機動隊せん滅！北大阪制圧！本日の闘いに引き続き連続的ストライキ、デモで騒乱を

つくり出し、11月訪米阻止、佐藤内閣打倒を実現せよ！」と記されている。街頭における「闘いの爆発を直ちに職場にもち込」むことの必要性もふれられてはいるが、重点はあくまで街頭制圧闘争にあった。また、日本マルクス・レーニン主義者同盟の10月16日付ビラには、「10・21新宿占拠、機動隊突破、首都制圧から首相官邸へ」「すべての闘う人民は新宿へ総結集しよう」と記されている。ここでは、首都、とりわけ新宿の「占拠・解放」の闘争が当面の環とされている。

第二は、10・21には「拠点政治スト」を、職場における「下部からの独自のストライキ」、「生産点内部からの決起」として実現することに当面の戦術上の環がある、という考えかたである。それは既成左翼の指導するスケジュール的なキャンペーンの枠を、下部組合員のエネルギーに依拠してのりこえていこうとする路線であった。はじめ中電スト実が「マッセンストライキ」の方針を提起したときに、統社同が提唱した方針はこれであったが、その後、社青同大阪地本電通班協議会もこの方針を訴えている。これは、基本的には、先にふれた第三ないし第二の方針に近いものであった。

おそらくは、既存左翼内の左派グループは、政治状況の流動化にともなって、この方針に傾斜したと推定される。「10・21拠点政治スト——11・13全面政治スト——羽田現地へ！」と題する社青同大阪地本電通班協議会のビラは、総評の「10・21街頭カンパニア——11・13公務員賃闘抱き合せスト——佐藤訪米時明治公園の方針」は「徹頭徹尾スケジュール的、経済主義的」と批判し、「生産点を労働者の佐藤訪米阻止、安保粉碎、佐藤帝国主義内閣打倒の政治闘争の拠点として構築」していくべきこと、「分会、支部単位のス署名、スト突入決議の積みあげによって、組合からのスト指令をひき出させ、もしもスト指令がない場合でも、分会、支部総体が独自に政治スト突入ができるまでに闘争体制を固めなければならない」こと、などを訴えている。この方針は先述の第二の方針に近いものであった。

また、統社同関西委員会書記局・全関西社会主義学生戦線（フロント）が「10・21へむけての最後の方針提起」をおこなったビラ「10・21拠点政治スト実現めざし戒厳体制実力突破し戦闘的局舎内デモをかちとろう」は、「中電労働者の任務」として、「第一に、10・21朝、機動隊・公社による屈辱の検問を実力で突破し、庁舎内デモをかちとり、反戦派・スト派の年休闘争・ボイコット闘争をストへとおしあげていくこと」を訴えている。既成左翼の統制下のデモと区別された「戦闘的デモ」や「拠点防衛闘争」の意義はふれられているが、拠点たるべき中電労働者にとっては、「中電拠点ストを中電の労働者自らがかちとること」こそが最も重要である、と強調されている。そして、「マッセンスト派」は、それをめざす労働者の闘いを「彼等の頭の中でつくりあげた「戦術の型」にあてはめようとし……階級闘争の遺物になろうとしている」「街頭反乱」闘争に全てを流しこもうとしている」と批判され、また同時に、おそらくは電信反戦多数派が、「マッセンストへの即自的反撥から……最後の最後まで拠点

にふさわしい実力闘争を……闘いぬ」くことをあきらめ、「民同の御堂筋デモに包摂されようとする」ものと批判されている。この方針は先述の第三の方針に近いものであった、とみて大過ないであろう。

第三は、中電スト実の決起を積極的に評価し、10・21には、生産点における労働者の決起と街頭における実力闘争とを具体的に結合する陣型をくむことに戦術上の環がある、という考えかたである。もちろん、その場合に、その陣型の具体的な態様をいかに構想するかについては、党派によってかなりの差異があるが、共産同はもちろん、共労党大阪府委員会、革労協関西地方委員会などが提示した方針は基本的にこれであった。ただ、これらの党派の場合でも、10・21寸前には、「北大阪制圧」の街頭闘争に全力を傾ける方針に傾斜したことが注目される。

10・21寸前に配布されたと推定される共産同のビラには、「安保決戦を中央権力闘争（資本家階級の権力機関を解体し、労働者の政治的方向性を示す闘争）とマッセンスト（社会機構を解体し、自らの組織を対置する闘争）として、その融合した〇〇闘争として創りあげなければならない。山猫スト、時間内集会の延長、反戦フォーク集会等々一切の反体制運動はこの二つの闘争を軸に、その広大なすそ野を形成する位置を獲得せねばならない。」「10・21中電マッセンストから中央権力闘争へ進撃せよ」と記されている。

共労党大阪府委員会の10月3日付ビラには、「10・21職場政治叛乱の頂点＝中電ストを貫徹し、首都一北大阪制圧で訪米実力阻止、佐藤帝国主義内閣打倒へ」と記されている。そこでは「職場政治ゲリラから拠点政治ストに至る職場政治叛乱のピラミッド」こそが「闘いの中軸」である、と強調されている。が、共労党関西地方委員会が10月21日に配布したビラでは、「北大阪制圧——大衆的反乱闘争のみが、10・21決戦の関西の唯一の戦場なのだ」「この日の闘いの勝利的貫徹は、明日以降の噴出するヤマネコ政治スト、大衆的全国的反乱の開始をつげるだろう」と記されている。

革労協関西地方委員会が10月21日に配布したビラは、革労協が「関西における拠点職場」として「京都の畑鉄工、大阪の労金」の「政治スト」を「中電バリストに対する堅い連帯をこめて」闘っていることにふれたうえで、10・21闘争は「4・28闘争のくりかえし、又は延長上で終わってはならない。それは北大阪制圧ということではなく、中電バリストを闘った労働者との階級的連帯をこめて中電への進撃でなければならない。同時に、この関西の闘いは首相官邸実力占拠闘争との連帯を見つめて執要に中電へ進撃しなければならない」と訴えている。ここでは「工場からの反乱」に力点がかけられていることが注目される。

以上あげた三党派は、10・21闘争をまえにして、「北大阪制圧」に力点をおいて闘うことを公然と表明した。10月19日、共産同、共労党、社青同解放派の3人が共同で記者会見し、「21日は扇町公園（北区）を根拠地として、東京の首都制圧闘争と呼応、

北大阪に騒乱状態をつくり出す」と宣言している（『毎日新聞』1969年10月20日）。

最後に、以上整理してきた諸方針が、どの限りで実現されたか、あるいはされなかったかを、大阪中電の労働者の現実の運動に即してたしかめておこう。

まず、注目されることは、中電スト実が「先行スト」に突入して以降、多くの活動家が第三の方針にそって動きはじめた、ということである。それは、当初は多分に偶発的にはあるが、スト実支援者への官憲の弾圧に対する抗議行動として、あるいは、スト実の食堂でのアジ演説を規制しようとする公社管理者への抗議行動としてあらわれ、やがて、公社当局の警告をかけたの、部会、青年会議単位の庁内デモ、屋上集会にまで組織化されていった。

この点について、若干の事実を拾いあげておこう。

10月6日早朝、スト実が外部の支援者を含めて局舎玄関前で約30名の集会を開いたとき、公社管理者は集会参加者を局舎敷地外におしだし、警察はビラまき中の外部者3名を道路交通法違反で逮捕する、という事件が発生した。その日、組合支部の役員など約10名が「佐藤訪米阻止」「マッセンスト反対」のプラカードをもって玄関前に立ち入り込むと同時に、支部の青年会議の組合員20～30名も玄関前に集まり、公社、官憲の厳戒体制に抗議するビラを配布していたが、さきの逮捕事件に対して、「支部組合員から「不当逮捕だ」「ポリ公帰れ」のシュプレヒコールがくり返され一時は騒然」とした、と伝えられている（『毎日新聞』1969年10月6日夕刊、ビラ類参照）。

また、中電スト実の日記によれば、「10月9日……食堂集会——もはや、昼食時におけるこの食堂は、我々中電スト実を中心とした完全な自由広場となった。労ムは、1、2回我々に「集会禁止」を通告してすぐひきさがる。何故なら食事にくる青年労働者、活動家から「労ム帰れ、ナンセンス！」というヤジと、我々の演説をわざわざ組合員が聞きにきたり、拍手をしたりするように、我々のこの食堂集会が、ひとつの構造として勝ちとられて来たからである」（前掲『第三の蜂起』45頁）。

また、印通青年会議の10月13日付ビラによれば、「印通部会では去る8日、休憩時間を利用して、10・21、11・13闘争勝利、公社官憲の弾圧に抗議する職場集会を開き、全組合員による庁内デモを行った。しかし2回目の職場集会に於て、執行部より「戒厳状態だからデモを中止せよ」と指令が下り、大衆的反撃を受けた」。

さらに、支部青年常任委員会は、「官憲導入反対」「人間無視の労務政策反対」「安保粉砕」などのスローガンを掲げて、10月13日、15日、16日と、数十名の青年労働者を集めた屋上決起集会を開いた。13日には、「庁内デモ等をやった者については免職を含む厳重な処分をだす」という公社の警告があり、組合支部役員からもデモ中止の指示があったにも拘らず、約80名の青年労働者が屋上集会に参加し、その後、労務課にむけて庁内デモをおこない、労務課長に抗議文を手交した、と伝えられる。中電スト実のメンバーは、当時、「外部の人にはわからないと思うが、この青年会議の行動は、まったく驚くべきことであり、革命的なのである」と記している（前掲『第三の蜂起』

46頁ほかピラ類参照)。

以上のような行動に参加した活動家の多くは、必ずしも中電スト実の提起した戦術に賛成していたわけではないが、その行動は、公社の管理秩序に真向から挑戦する方向性をもつものであり、その意味では、中電スト実と事実上連繫する可能性をはらむものであった。中電スト実の戦術の主眼が、中電労働者のなかに潜む戦闘的、左翼的エネルギーを公社、官憲への抗議行動へむけて触発することにおかれていたとすれば、その無謀ともみえる3名の「先行ストライキ」は、少なくとも一時的には、極めて大きな成功をおさめたというべきであろう。中電スト実が運動の最終局面でおこなった突出行動に注目するあまり、彼等の行動を契機にこのような運動潮流が顕在化してきたことの意義を軽視してはならないと考える。むしろ重要なことは、大阪中電の職場において、このように顕在化した労働者の戦闘的、左翼的エネルギーがいかに歴史的に蓄積されていたかを問うことであり、さらに、そのエネルギーが最終的にはスト実の提唱した方向へいきつくことなく收拾されたことの意味を問うことであろう。

ところで、ほぼ100名近い青年労働者が、公社当局、官憲の厳戒体制のもとで、その威圧に抗する抗議行動をおこなうにいたったことは、ただ単に公社当局に脅威を与えるにとどまらなかった。組合支部執行部としては、大阪中電内外の異常に緊張した政治状況のもとで、すでに支部役員の指導統制下におさまりがなくなったかにみえるこれらの戦闘的、左翼的青年労働者のエネルギーを、公社当局による警告、威圧を背景に厳しく抑えこみ、彼等と敵対する立場に身をおくか、それとも、公社による処分や公社管理者に近い組合員からの反撥、さらには組合上部機関との摩擦を覚悟のうえで、彼等のエネルギーをとりこみうるだけの支部独自の闘争方針をくむか、の決断をせまられたのである。大阪中電の組合役員は後者の道をえらんだ。そして、10月13日の支部委員会は、支部独自の10・21闘争の方針を決めたのである。それは基本的に第二の方針にそのものであり、このとき以降、すでにふれたような急進的な動きが中電スト実の誘導しようとする方向へ流れていく可能性は著しく狭められたといえよう。スト実の行動を契機に生みだされた中電職場内の政治的流動化が、組合支部役員、左翼的リーダーシップのもとに收拾される形勢がかたまってきたのである。大阪中電の多くの活動家、とりわけ電信反戦多数派は、組合支部委員会の決定の精力的な推進者として動くこととなった。

10月13日の支部委員会では、10・21闘争には、総評・全電通のよびかける早朝時間外集会、夜の集会、デモに参加するだけでなく、支部の独自行動として組合員が年次休暇を最大限にとり、「青欠処分」(公社当局の許可しない休暇のとりかたをした者への賃金カットなどの処分)を覚悟で、終日行動に決起しよう、という方針が決定された。このような方針の決定が、先にふれた電信反戦の方針提起を大胆にのみこんだものであることは明らかであろう。

当時、電信反戦多数派が組合支部役員のような柔軟な、左翼的対応を予測していたかどうか、必ずしも明らかではない。もしも、支部役員がより硬直的な、右よりの決断をした場合に、電信反戦多数派ほか活動家の多くがどのように動いたか、またそれと中電スト実との関連がどのように発展したか、は推論に値する問題であろう。だが、電信反戦多数派などの活動家の多くが、職場における生産停止自体をかちとるべき政治的示威として追求することを断念し、街頭における政治的示威行動への活動家たちの参加の手段としての職場放棄・年休闘争を提起していたのだとすれば、それは、支部組合役員としてもなお組織の存亡をかけることなしに包摂可能なものであった、といえよう。かりに、「100%の年休取得」がオルグの目標にされていたとしても、それは、スト破りへのピケッティングを不可欠な手段とするストライキ・生産停止の戦術とは質的に異なるものであった。まして職場秩序の解体・麻痺を意図した職場占拠とは全く異なるものであった。公社当局にとっても、そのような方針は相対的には脅威が少ないものとうけとめられたに違いない。むしろ当局としては、先にふれた支部委員会の決定によって、中電スト実のストライキ・職場占拠への言動が批判され、活動家の暴走が統制されることを期待したに違いない。事実、前述のように、支部執行部は中電スト実のメンバーへの統制処分警告文を10月13日に手渡している。また、この支部委員会の決定以降、電信反戦多数派など活動家の多くは、「支部委員会の10・21行動の方針を支持し、その組織化の先頭にたつ」(ピラ電信反戦「10・21闘争に多数の人々の参加を呼びかける」1969年10月18日)立場に身をおくことになったのである。

このような形勢が、中電スト実のメンバーの焦躁感を強めていったことは容易に想定できる。彼等の「先行ストライキ」を契機に、その「本性」をあらわにした公社当局、官憲に対して、多くの活動家の抗議行動を触発することに成功し、また、安保闘争へのとりくみを積極化することに成功しながら、それが組合支部役員、指導統制のもとに收拾されることは、既にふれたような彼等の窮極的な戦術目標にてらして、明らかな敗北であると意識されたのである。中電スト実は、かの支部委員会の決定以降も、先にふれたような青年活動家層の抗議行動と結びつけて、それを中電局舎内の職場占拠闘争へエスカレートさせることを執拗に追求したように思われる。だが、その努力は遂に実を結ぶことがなかった。

10月15日昼の支部青年部常任委員会主催の屋上集会は、約50名を集めて開かれたが、その後、13日と同様に労務課へむけての庁内デモを追求しようとしたスト実メンバーの企図は、組合支部役員の指導、統制のもとに挫折している。また、同日午後3時頃、懲戒処分⁽¹⁾の苦情処理手続きのためと称して川村、桑畑、大前の3名が局舎内に立入り、組合事務所⁽²⁾にあらわれて、闘争のため同所に泊り込みたいと申し出た。翌16日の支部青年常任委員会の行動と結合することを企図していたものと推定される。だが、15日夜の緊急部会代表者会議は3名の実力排除をきめ、その企図も挫折した。16日にもなお、中電スト実⁽³⁾は青年常任委員会の庁内デモとの結合を企図していたかのごとくであるが、組合支部役員の庁内デモ禁止の指導によって、その企図も挫折した、と伝えられる。

このような中電スト実の企図の挫折は、もちろん、組合支部執行部の強力な指導・統制の結果でもあるが、また、青年活動家層自身が、職場占拠闘争によってひらかれる闘争の展望について、確信をもちえていないことの結果でもあった。この状況でなお、支部委員会の決定を左からゆさぶり、職場における大衆的⁽⁴⁾の反乱を追求しようとする場合には、公社当局や官憲の厳戒体制のもと、二重三重の恫喝をうけている活動家層自身に、ただ単に倫理的な説教をくりかえすだけでなく、身を危険にさらしつつもきり開きうる闘争の展望についてたしかな自信を植えつけることが不可欠であった、というべきであろう。中電スト実⁽⁵⁾は、まさにその課題にこたええずして、いわば政治的に敗北せざるをえなかったのである。この窮状において中電スト実が敢行した前述のような占拠行動も、少なくとも中電の職場内に関していえば、既にかたまりかけていた右のような形勢をときほぐす契機とはなりえなかったのである。もちろん、中電スト実の最終局面における占拠行動が中電労働者に一定の衝撃を与えたことはたしかであろう。その捨身の行動によって、改めて彼等への畏敬の念をかきたてられた労働者がいたことも事実であろう。しかし、それは自分達と彼等との埋めがたい距離を思い知る事件でもあった。スト実に支援の声を送るものも、自らはスト実と同じようには動かなかつた、ということが強調されるべきであろう。

かくして大阪中電支部は、全電通一斉の行動に支部独自の行動をつけ加えて、10・21闘争に決起した。その闘争への動員規模は、勤務時間外集会、デモへの参加者という点でも、年休闘争への参加者という点でも、画期的なものであり、当日の中電当局の業務には相当の障害があらわれた。だが、この中電支部の行動は中電スト実と全く別の流れに収拾されるものとしてあった。組合支部の立

場にたつ限り、それが大きな成功であったことは明らかであろう。

10月21日には、「近畿では大阪市外、電信支部など約3,000人が、午前7時から大阪市北区の扇町公園⁽⁶⁾に集って、大阪での反戦行動のトップをきって、早朝決起集会をひらいた。「安保廃棄」「ベトナム戦争反対」「佐藤内閣打倒」などと書いたゼッケンや、ハチマキ姿の組合員を前に、酒井中央執行委員長が……「われわれも暴力を用いないで組合運動の威力を示そう」と激励のあいさつ。このあと全員がゼッケンをつけたまま大阪中央電報局まで出勤デモを行なった。」(『全電通』1969年10月25日)。大阪電信支部からは約980名が参加したが、これは、過去のどの早朝集会よりも参加者が多かった、と伝えられる。また、「支部独自の行動として、約250名を結集して、時間外集会と局舎周辺のデモ、座りこみ、また、午後からは、中之島一体から中野コースを、ヘルメット部隊を含めて力強くデモ行進をおこなった。……夜⁽⁷⁾の反安保大阪府民集会には……当支部からも350名が参加、小雨のふるなかをナンバまで御堂筋デモを力強く闘いとった。」(『大阪通信』1969年10月25日)。

当日、午後6時近くから、大阪総評主催の「安保廃棄、沖繩奪還、ベトナム侵略反対、10・21国際統一行動大阪大会」が大阪城射撃場跡公園で開かれ、約70,000人(大阪府警調べ約35,000人)がそこに集まったのであるが、大阪電信支部が参加したのはこの集会であった。それは、「メーデーを除いて一つの集会でこれだけ集まったのは大阪で初めて」といわれるほどのものであった。そして参加者は、集会後、御堂筋、難波にでるコースを六列縦隊で11時頃まで行進した(『毎日新聞』『朝日新聞』1969年10月22日朝刊)。

なお当日、大阪電信支部の独自行動に参加したもののうち、72名は当局に休暇請求を拒否されてなお参加した「無断欠勤者」であった。当局は他機関から15名の応援者をえて仕事にあたったが、繁忙時には「115」の完了率48.5%、電報配達⁽⁸⁾の停滞800通など、相当のサービス低下をひきおこした(前掲『大阪中電マッセンスト前後』17頁)。

他方、中電スト実の追求した「中電マッセンストライキ」が不発に終わったことは明らかであった。10・21当日、中電スト実のメンバーは、中電労働者の集会、デモの場にたちあられることもなかった。もちろん、この間の中電スト実の行動が、周辺地域のいわゆる反戦派労働者、全共闘系学生の決起を促す効果をもったことは明らかである。そのことの意義を過小評価してはならない。

10月3日夜、尼崎市労働福祉会館で、関西スト実の主催で全関西安保スト貫徹労学総決起集会が開かれ、共産同ほか革共同中核派、ML同盟、共労党などの党派を含めて約800名が結集したが、その集会で中電スト実の佐渡がかの3名の「無期限スト突入」を宣言したとき、会場は熱い拍手につつまれた、という(『戦旗』1969年10月10日)。また、10月10日午後1時半から、京都円山音楽堂で10・10全関西労学市民総決起集会が開かれ、ここには共産同、革共同中核派、ML同盟、解放派、共労党などの党派を

含めて、約10,000人が結集したが、集会のなかで、「10・21を中電拠点政治ストを頂点とする職場反乱—北大阪制圧闘争をかちとることが圧倒的に確認された」と伝えられる（共産主義労働者党機関紙『統一』1969年10月20日）。この集会でも中電スト実の佐渡がアピールしている。

だが10月21日に、「外人部隊」が大阪中電に突入する事件は発生しなかったし、「北大阪制圧闘争」もまた、若干の散発的なゲリラ的衝突があっただけで、不安と期待の交錯するデモと群集の渦のなかに消えていった。因みに、中電スト実が上述のように職場占拠闘争への企図をくり返していた当時、共産同が党派として、それを支援する意味での「外人部隊」の中電局舎への突入闘争を本格的に企図していたかどうか、疑問である。10月14日、地域の労働者、学生約50名が扇町から中電にむけて「求心デモ」をおこなっているが、局舎内への突入は試みられなかったし、10月20日の学生5名の突入は、多分に象徴的なものにとどまっていた。もしも当時共産同が、周辺地域の党派の全力量を投入して中電局舎の占拠闘争をおこなうことを「中電マッセスト」とイメージしていたとすれば、共産同としては、そのような「マッセスト」を断行することなく、力点を「北大阪制圧闘争」に移動させたことを自覚すべきであろう。

「北大阪制圧闘争」の攻防は、概略次のようなものであった。共産同、革労協、共労党、ML同盟、革共同中核派などを中心にした10・21闘争実行委員会主催の「安保粉碎、沖繩闘争勝利、日帝打倒全関西労学総決起集会」は、21日午後2時から北区扇町公園で開かれ、6時までに、全共闘学生約9,000人、反戦派労働者約4,000人、ベ平連約7,000人が結集した（『統一』10月27日）。集会は統一的には運営されず、まず、ベ平連約5,000人は大手前公園へのデモに出発したのち（日本マルクス・レーニン主義者同盟機関紙『赤光』11月2日）、仕事をおえてかけつけた地区反戦の労働者を加え、6時ごろ、全共闘、反戦、ベ平連の順で、大阪駅、大阪中電近くをへて鞆公園にいたるデモ行進に出発した。デモ隊の一部は桜橋交差点で機動隊の阻止戦を突破して大阪駅前、大阪中央郵便局前に殺到し、そこでジグザグデモ、フランスデモなどをおこなった。半ば衝突を期待して、駅前には約20,000人（大阪府警調べ）が野次馬的に集まっていたが、8時頃からデモ隊の解散者がそれに加わり、機動隊に散発的に火炎ビン、石などを投げる騒ぎが始まり、長さ約200m位の道路を群集が一時占拠する事態も生じたが、結局、11時頃には騒ぎは鎮まった。この間、西成警察署、曾根崎警察署、その他大阪市内十数ヶ所に火炎ビンが投げられたが、いずれもすぐに消しとめられた（『戦旗』『統一』『赤光』掲載の関連記事および10月22日の『朝日新聞』『毎日新聞』の報道を参照）。

10・21に備えて、大阪府警察本部は警視庁と同様、空前の警備体制をしいた。大阪

駅など北大阪一帯では、前日から「終夜、警戒に当る多数の私服警官の眼が光った」。「ターミナル駅、繁華街では不審者の職務質問の強化など、強い姿勢で警戒に当」った（『朝日新聞』10月21日朝刊）。21日当日は、デモ警備機動隊2,000、大阪中電、市役所、大手前にそれぞれ800、400、400が配置され、ほかに、30名1組のゲリラ対策機動隊約2,000、私服約2,000などの警官が警備にあたった、と伝えられる（『戦旗』10月24日）。

これに対して、「新左翼」側は、「部隊を、整然とデモする“平和部隊”、警備の隙をついてフランスデモなどをおこなう“機動部隊”、軍団組織の“ゲリラ部隊”……の三つにわけ、平和、機動両部隊は……扇町公園の集会に参加させ、ゲリラ部隊は完全な“カゲの配置”、この三つの部隊の“連係プレー”で北大阪制圧を成功させる」計画であったと伝えられるが（『毎日新聞』10月22日朝刊）、その「連係プレー」は充分におこなわれなかった。

なお、大阪中電をめぐる10月21日当日の状況については、当局が次のように記している。「扇町公園で集会したデモ隊の第1波約5,000名が午後5時すぎ、第2波約2,000名が午後6時40分頃、当局東約70米の地点に達した。当局ではそのつど、局内でのハネあがりや、デモ隊が申請コースをはなれ当局前になだれこむことを考え極度に緊張し厳戒体制をしいた。……しかし当日は1日中、特別な問題は起きなかった」（前掲『大阪中電マッセスト前後』16頁）。

以上、「大阪中電マッセスト」も、「北大阪制圧闘争」も、ともに不成功に終わったことは明らかであろう。「北大阪制圧闘争」の挫折の経過をふりかえるならば、その直接的な原因が、警察側の警備力に比しての、デモ隊側の攻撃力の弱さにあったことは明らかであるが、それは単に保持する武器の優劣の問題に還元されるわけではない。共産同はその労働者活動家の多くに長期休暇をとらせ、非合法の軍事組織に編成し、組織的なゲリラ活動を企図したが、それは満足に作動しなかった。そのことの原因が追求されてしかるべきであろう。俄づくりの軍事組織は、その武器や軍事技術の面においてもつハンディキャップを補って余りある旺盛な士気をもつことなしに、職業的軍事組織を圧倒することは不可能であろう。その士気を支えるものが、窮極的には大衆の支持であることも明らかである。軍事が政治の延長であり、凝縮であることをふまえての総括が必要であろう。

「新左翼」諸党派自身は、10・21闘争の直後の機関紙で、闘争を次のように評価している。即ち、共労党は、「扇町、北大阪における街頭戦は敵の分断—規制—圧殺体制の中で大衆的反乱—騒乱闘争への転化をかちとり得なかった。……北大阪制圧闘争を提起した党派としての政治的責任を関西の戦闘的大衆の前に自己批判する……」

という(『統一』10月27日)。共産同は、一方では、「我々は多くの不十分さを持ちながらも10・21中電マッセンスト、北大阪制圧闘争を貫徹した」、といい、他方では、「〈大阪中電マッセンスト——北大阪制圧〉の闘いも、首都と同様、北大阪一中電を先行的に制圧した官憲の前に、そのエネルギーを出し切ることなく、全くの不完全燃焼に終息せしめられた」という。機関紙一面の主張は後者の見地にたつて、追求した闘いを実現できなかったことを「痛苦をこめて明きらかにしなければならない」と述べている(『戦旗』10月24日)。

なお、公社は10月21日、佐渡の懲戒免職を発令した。

第4節 11・13ストライキの挫折

前節で明らかにしたように、10・21国際反戦デーに、総評の主催した集会、平和的デモが大きな成功をおさめながら、既述の「新左翼」諸党派の追求した「中電マッセンスト——北大阪制圧闘争」が失敗に終る結果となったことは、11月の佐藤首相訪米に反対する闘争の勢いにも、大きな影響を与えた。総評は、佐藤首相訪米への抗議と人事院勧告完全実施、年末一時金、合理化反対などの要求をからめて、11月13日に統一ストライキを組織し、それは、60年安保闘争における6・4ストライキを上廻る幅広い実力行使となった。他方、「新左翼」諸党派は佐藤訪米実力阻止をかねて、13日から佐藤首相が出発する17日まで、「首都制圧」「羽田空港占拠」をめざす街頭実力闘争を追求したが、再び機動隊の壁にさえぎられた¹⁾。

11・13統一行動には、公労協関係の早朝1～2時間のストライキをはじめ、本土では67単産、300万人が実力行使や職場集会で参加した(『総評新聞』1969年11月28日)。

このような情勢のなかで、大阪中電における政治状況はやや複雑な動きを示した。それは、10・21闘争で組合として未曾有の政治行動をおこなった電信支部が、11・13闘争では全電通近畿地本の統一行動の線から後退する、という事態が生じたことにあらわれている。短期間の間にそのような変化を促した要因が何であったかにふれておくことが必要であろう。

第一は、大阪中電の10・21闘争の昂揚を牽引した勢力がすでに職場から姿を消した、ということである。職場での宣伝、煽動を精力的におこなってきた中

電スト実のメンバーが、あるいは逮捕され、あるいは入局を阻止されることになった、ということは既に述べた。だが、問題は、そのようないわば物理的排除だけにあったのではない。既にふれたように、最終的に彼等が物理的に排除されるに先だつて、少なくとも中電職場内において政治的敗北を喫していたことこそが重視されるべきであろう。それに加えて、10・21の「北大阪制圧闘争」の不発は、中電スト実の宣伝、煽動の迫力をさらに殺ぐことになったのである。10・21闘争以後も、中電スト実は数度にわたり、11・13闘争への決起をよびかけたビラを配布しているが、中電労働者内部に、そのよびかけにこたえる新たな動きは生まれなかった。かつて中電スト実のメンバーに心情的な負い目を感じて独自行動に走った活動家も、逮捕されたスト実メンバーへの救援活動に己れの分を見出すにとどまったのである。

10・21闘争以降の中電スト実のメンバーのよびかけ自体、すでに彼等が中電内に手足をもたぬことを暗示しているように思われる。10月26日付の佐渡正昭の「獄中アピール」には、「中電スト実の進撃は、70年代階級闘争を攻勢的に切りひらくべき70年安保闘争の質と闘いの型をくっきりと全人民の前に明らかにした。……あの北大阪中電戒厳令、制圧状況を革命的戦術によって具体的につきやぶる闘いぬぎに、安保の闘いはありえなかった……」と述べ、「再び、三たびの中央権力闘争——マッセンストをもって労働者人民の嵐の進撃をつくりだそうではないか」と訴えているが、11月8日付の北大阪スト実と中電スト実委の連名のビラは、「11・13～11・17“中電マッセンスト＝北大阪一帯制圧”闘争を貫徹しよう！」と叫ぶのみで、大阪中電内でスト実のメンバーがいかに関っているかには全くふれえなかった。そのビラは、「免職された3名の中電スト実メンバーはすでに、全国オルグにまわっている！」という言葉で結ばれている。

なお、「中電マッセンストが闘われている間」に有志が集まり、「大阪中電統一救援センター」が発足した。それは、70年代にむけての闘争の犠牲者のなかで「既成の労働組合で抱えきれない部分」について、とくにそのなかの「中電の組合員をバックアップ」しようとするものであった。「会員方式」をとらぬこの「センター」には、「マッセンスト」に反対していた組合員からも救援カンパがよせられ、その後、裁判の公判廷傍聴の組織化などがつづけられた(大阪中電救援センター『1969年秋中電マッセンスト』)。

その後、11月13日午後零時頃、中電スト実と同調する外部の者4名が局舎内に侵入し、そのうち3名が労務課室に乱入して同室を占拠し、約10分後に私服警官に逮捕される事件が発生したが、これまた、中電労働者内部に新たな動きをよびおこす契機とはなりえなかった。

1) 首都における11月13日～17日の闘争経過については、第3編(下巻)を参照されたい。

既に、11月10日付の中電スト実のビラには「中電闘争は中電労働者だけの闘争では決してあり得ない。全てのプロレタリアートの闘いであるが故に、内外から攻撃開始しなければならない……」と記されていた。11月13日の事件が、その観点から共産同活動家がひきおこしたものであることは明らかであろう。それがほとんど自滅的な突入であることは、おそらくそれら活動家自身によっても意識されていたに違いない。だが、彼等は党派の威信をかけた示威行動に自らをかけたのである。彼等が逮捕されたあと、「3人が占拠した部屋には、「共産同」「反戦・関西スト実」などと書いた旗や垂れ幕数枚、火炎ビン3本が残されていた」(『朝日新聞』1969年11月13日夕刊)。

第二は、10・21闘争における電信支部の既にふれたような行動に触発されて、支部内の保守的層から支部役員へむけての批判が顕在化してきた、ということである。10月末以来、11・13ストライキを成功させるための宣伝、煽動を、主として組合組織が精力的におこなった。そして、11月4日から7日にかけておこなわれた同ストライキの1票投票の結果は、一応の成功とみなしうるものであった²⁾。全電通本部は11月8日に、11・13の具体的な戦術として、拠点ストライキ方式を決定し、翌9日に近畿地方本部が拠点以外の全局所についても一定の実力行使の戦術を決定した。

全電通の全国委員長会議が11月8日に開かれ、11・13闘争の戦術が決定された。それは、各地本単位に100人~200人規模の一局所で一時間の拠点ストライキを実施し、それ以外の局所では早朝時間外集会を実施する、というものであった(『全電通』1969年11月15日)。この決定に対しては、全局所でのストライキを回避したことへの内部からの批判があり、その一部は機関紙にも掲載されているが(『全電通』1969年11月22日)、これに対して全電通本部は、16支部、391分会でスト批准に失敗し、とりわけ大分会での批准率が低かったためにやむをえなかった、と答弁している(『全電通』1969年11月29日)。

近畿地本では、11月9日に支部代表者会議が開かれ、拠点以外の局所では「20分の時間内くいこみの抗議集会」を実施することを決めた(電信反戦行動委員会「限りない戦線逃亡を許すな！」(1969年11月13日)。

ところが、このような全電通の方針を大阪電信支部は実現することができなかった。拠点に指定されなかった電信支部が、近畿地本の決定にしたがって態勢をかためようとしたのに対して、大阪中電の事務系の職場から、実力行使に反対する声があがったのである。それは、10・21闘争へのいわば右からのゆりもどしとみるべきであろう。そして、結局、電信支部は、11・13には近畿地本

の独自に追求した実力行使から脱落することとなった。近畿における戦闘的な労働運動の一拠点を自負する電信支部の内部でも、このような労働者集団の動きが目立ってきたことに留意しておくべきであろう。

11・13闘争へむけて電信支部執行部は、各部会に近畿地本の方針を説明し、その体制づくりに入ったが、11日の共業部会では、8時から15分間の集会とし、定刻8時30分には先頭が入局することにした、という意見がだされた。12日の部会代表者会議では、討論の結果、10分~20分の時間内くいこみ集会をおこなうという立場で共業部会の全体集会にのぞむことが確認されたが、同日午後のその集会では、「時間内くいこみ集会」への不安と、「定刻に出勤したい」という意見が「続出」し、その後、部会代表者会議は「やむなく根本的な方針転換である「8時30分集会終了8時30分入局」すなわち「全出勤帯における定刻出勤」方式に切りかえることを決定した」。電信反戦行動委員会は、「今回のこの方針転換によって、支部は「統一と団結」という伝家の宝刀に守られ、無原則に、闘わない弱い右の少数部分に同調した。……今迄の「闘うポーズ」をかなぐり捨てて、極端に右に迂回し、……大多数の組合員の真に闘う意志を切り捨てた」と非難している(前掲「限りない戦線逃亡を許すな！」)。

なお、中電当局によれば、11・13の「当日は、無断欠勤者26名、10分前後の遅刻者約600名を出したが、その他の欠勤者は1,100名中わずか41名であり、サービスは平常以上の水準を確保することができた」(前掲『大阪中電マッセンスト前後』19頁)。これに対して近畿管内全般に関しては、公社は次のごとく述べている。「11・13当日……近畿管内のみで実施された勤務時間内喰い込み職場集会があり、管内151局所がこれに参加、実質的にストライキ態様を示し、業務に多大な支障を与えた……」(『近畿労務情報』84号、1970年2月12日)。この近畿地本独自の行動に対して、公社は、停職2ヶ月~8ヶ月285名、減給1年443名という厳しい処分をおこなった。

ところで、このような過程で、かつて10・21闘争の折に電信支部の独自の年休闘争を追求した活動家層がどのように動いたかにふれておくべきであろう。この間に、部会青年会議あるいは電信反戦行動委員会がだしたビラはさほど多くはない。彼等がストライキ投票の成功のために動いたことはもちろんであるが、そこでは、かの10・21闘争にいたる過程でたちこめた熱気は薄れていたのではないかと推定される。電信反戦が、11月8日の全電通全国委員長会議の決定した戦術を「裏切りの方針」として非難し、「緊急に支部の闘いの方針」をだし「支部独自としての戦闘体制」を確立せよと訴えたのは、11月13日の前日になってからのことであった。彼等が、組合内左翼反対派の行動様式の枠内におさまっていたことは明らかであろう。かつて中電スト実の行動に触発されて生じた、戦闘的、左翼的活動家たちの組織だった動きは再現しなかったので

2) 全電通の全国平均の批准率は71%強で、電信支部のそれは74%であった、と伝えられる。

ある。

11月13日付の電信反戦行動委員会のビラは、組合幹部の「戦線逃亡」を非難しながら、行動の方針としては、ただ抽象的に、「労働者諸君！ 次の闘いを準備せよ、佐藤訪米阻止にむけただちに闘いを組織せよ！ 準備せよ！ そして討論せよ！」と述べるにとどまっている。

厳戒体制への青年労働者の反撥も、ただ偶発的事件を生んだだけである。11月12日、配達課のロッカーの上に置いてあった「反戦」の名入りの青ヘルメットを管理者が押収・「保管」していたことに対して、配達課の一青年労働者が抗議し、直属課長のネクタイをつかむ事件がおこった。当局は、殴打事件とみなし、12月19日に、同労働者を停職6ヶ月の処分にした。

最後に、外部の地区反戦、スト実、「新左翼」諸党派の中電労働者への働きかけの変化についてふれておこう。一般的にいて、10・21闘争をへて、中電労働者への外部からの働きかけは明らかに弱まった。中電当局もかなり警備体制を緩めた³⁾。共産同の影響下にある地区反戦が配布したビラは、なお、「中電マッセンスト——北大阪制圧」のスローガンをくり返してはいるが、現実には「北大阪制圧」と首都における「中央権力闘争への進撃」が最も重要な課題として意識されていたように思われる。革共同革マル派を除き、「新左翼」諸党派がこの時期に力をこめて追求したのは、最精鋭分子を東京に結集し、街頭闘争によって機動隊の警備体制をきりくずし、その勢いで佐藤首相の訪米を実力で阻止することであった。そして、その闘争が、多数の逮捕者をだしながら、遂に目標を達成しえずして終息したとき、「新左翼」諸党派は反省と分裂の季節を迎えることになる。この10月～11月闘争の嵐のなかでいわば素顔をみせた労働者、経営者たちも、やがて新たな装いをこらしはじめるであろう。嵐は彼等をいかにかえたか、あるいはかえなかったか。われわれは、その点については終章で検討することとして、次章では、以上整理してきた大阪中電の経営者および労働者諸集団の行動様式を規定している諸要因について、やや立入って吟味することにしよう。

なお、11月13日の大阪における動きについて、『毎日新聞』（11月14日朝刊）は次のように報じている。「総評大阪地評は……13日夕刻から……扇町公園で「佐藤訪米抗議・安保廃棄・沖繩奪還統一行動大阪大会」を開いたあと北大阪デモをした。……午

後5時から、退勤前1時間のストをした全国金属など民間労組員約10,000人が参加して第1次集会、同6時から……官公労系組合員や部落解放同盟など各民主団体、社会党員など約20,000人も参加して第2次集会を開いた。「5時頃から総評系大会場のすぐ横で地区反戦、全共闘、ベ平連、関西スト実行委など約6,000人が「佐藤訪米実力阻止総決起集会」を開いていた」が、総評系集会参加の労組がデモに移りだしたときに、「このうちの一部グループ」「緑ヘル、赤ヘルの反日共系学生グループ約400人が鉄パイプなどを手に飛出し、労組のデモ隊を分断、警備の大阪府機動隊に投石と数本の火炎ビン攻撃をかけた。このため付近は大混乱」「学生らと機動隊の攻防は約半時間続き、学生ら58人（うち女性10人）が逮捕され、警官18人が軽傷、学生ふたりが重体、ほかに多数の学生が負傷した（大阪府警調べ）」翌14日夜、意識不明のまま、重傷者の一人、岡山大学生糟谷孝幸が死亡した。なお、首都における動きについては第3編（下巻）を参照されたい。

3) 中電当局によれば、「10月22日以降は前日までとうってかわって玄関前も静かになった。……情勢判断の結果、10月31日に玄関前の金網は取りはずした」（前掲『大阪中電マッセンスト前後』17頁）。

第3章 「大阪中電マッセンストライキ」の規定要因

以上、われわれは、第1章で明らかにしたような共産同の「大阪中電マッセンストライキ」の方針が、現実に大阪中電の共産同活動家をとおして、いかに実践され、また、その実践が大阪中電の職場にどのような波紋を投じたかを、詳細に検討してきた。われわれは、その検討をとおして、共産同の方針がその党派活動家自身の解釈と位置づけにおいて具体化される反面、同じく党派活動家をも含む他の活動家によって反発され、いわゆる反戦派労働者内部にも深刻な分裂をひきおこしたことを、そして、共産同が意図した闘争は遂に実現されなかったことを明らかにした。そして、その際に、その闘争の敗北が、ただ単に、外部の勢力の局舎内への乱入を阻止するためにとられた公社、官憲の厳戒措置によってもたらされただけではなく、より根底的には、党派活動家の自己犠牲的な活動が、多くの労働者に深刻な衝撃を与えながら、遂に、いわゆる反戦派労働者層の大部分をも政治的に獲得しえず、一旦は流動化した状況が、組合支部執行部のリーダーシップのもとに収拾されるなかで孤立して行くことになった、という、職場内の政治状況によって規定されていたことを明らかにしたのである。

そこで、本章では、共産同の「大阪中電マッセンストライキ」の推移を規定している要因を、大阪中電の労働者の動きに即してやや立入って探ってみることにしたい。それは、共産同の方針に照応する共鳴的社会集団がいかなる歴史的条件的のもとで、いかなる範囲で形成されてきたか、逆にいえば、それが他の労働者集団の動きのなかで、いかなる位置を占めたかを明らかにすることになる。

ところで、その関心からすれば、われわれはまず、このドラマの主役として登場した中電スト実を構成した労働者集団が、どこから、いかなる経緯で、この役割をになうものとして歴史の舞台に登場するにいたったか、を問うべきであろう。その場合、もちろん、われわれはそこに登場する労働者一人一人の生いたち、そこで育まれた人格などに眼を配るつもりであるが、問題をその次に還元させることはできない。むしろ、そのような労働者の大部分が、60年代

の日本の政治社会において、大阪中電の職場を中心にして労働と生活の日々を送り、60年代後半の反戦・反帝闘争に直接かかわるなかで、その人格を刻みあげ、発展させてきたという、その連関こそが重視されるべきであろう。また、かりに彼等の生得の気質が、多分に直情径行であったとしても、1969年の秋にかけて、そのような彼等をこのドラマに登場させた、歴史的、社会的事情こそが吟味されるべきなのである。この事情に立ち入ることは、いわゆる反戦派労働者として、あるいは「新左翼」諸党派の社会的基盤として、一括同類のものとなされてきた活動家層が、その社会的体質において、いかなる差異をはらむものとして形成されつつあったか、という、すでにふれた、かの分裂の基底に横たわる事情に立入って行くことにつながるであろう。

さらに、中電スト実の行動とその波紋に関していえば、われわれは、彼等の行動を可能にしたものが何であったかを問うべきであろう。その行動はもちろん、彼等自身の決意にもとづくものであったが、しかも決して、彼等自身の決意のみで可能な行動ではありえなかった。スト実の行動に対して、公社・警察当局のとった対応措置が、「中電アウシュヴィッツ」とまでよばれるほどの厳戒体制であったとはいえ、まさに、その体制のもとで、スト実は、政治ストライキと職場管理秩序の解体をよびかける過激な宣伝、煽動を、局舎内において公然と続けえたのであり、公社は、それを遂に実力で排除しえなかったのである。われわれは、ここで、大阪中電の労働者の多くが、スト実の宣伝、煽動に同調しなかったとはいえ、スト実がその過激な政治主張を局舎内で表現する自由を陰に陽に支援したこと、さらには、少なからぬ活動家が厳戒体制自体に抗議する行動をおこなったことをおもいおこす必要がある。組合支部が、おそらくはこの種の山猫的行動に対してとられる組合の態度としては、極めて柔軟な態度をとったのも、基本的には、大阪中電の労働者のそのような権利意識の態様に規定されていた、とみるべきであろう。中電スト実の行動が、そのような職場の政治的土壌においてのみ可能であったことを想定するとすれば、われわれは、そのような政治的土壌の形成史にまで眼をむける必要がある。それは、いわば、このドラマを可能にした舞台装置自体にかかわる問題なのである。本章では、極めて荒削りにではあるが、当面入手しえた資料を手がかりに、以上の論点について、私なりの解釈を提示したいと考える。

第1節 大阪中電職場の政治的土壌

I 全電通反合理化闘争と労使関係のルール形成

大阪中電の職場における労働者の権利意識の態様を規定している要因を、職場の歴史に即して探るとすれば、われわれはまず、1965年の大阪中電の中継機械化改式にいたる一連の反合理化闘争の過程で、大阪中電の労働者がどのような運動をつみ重ね、その結果として、職場においてどのような「慣行」をうちたてるにいたったか、に注意しておくことが必要であろう。それは、全電通の合理化反対闘争の一環をなすものとして、大阪中電の組合が、職場の労働者の創意を生かして組織した運動の遺産をたしかめておくことである。

そこでわれわれは、まず、電々公社の合理化計画に対して、全電通が対置した合理化反対闘争の一般的動向を吟味すると同時に、その紛争を解決する過程で、中央レベルで確認されたところの、合理化問題を処理するにあたっての労使間の基本的ルールの特徴を明らかにしておきたいと考える。それは、大阪中電の運動の特徴を捉えるための前提となるであろう。

電々公社は、公社発足の翌年、1953年に、第1次5ヶ年計画の実施に入った。それは、戦災大都市のサービス改善に重点をおき、加入電話70万個、市外回線118万kmの増設をはかると同時に、大都市間および京浜、阪神、北九州地区などの同一経済圏の市外電話の即時化、電報中継機械化などの合理化をはかるとなどを主な内容とするものであった。この計画の立案における力点は、施設の拡充とそのための資金計画におかれ、労働力の充用、統轄面での合理化が周到に企画されていたとはいえないが、計画の実施にともなって具体化してきたところの、水戸電報局の中継機械化を発端とする電信合理化、あいつぐ電話の自動改式などは、合理化に対する労働者の不安をかきたて、さらに、定員総改訂(削減)、機構改革、職種別賃金体系の導入などに対する危惧・反発とも結びついて、合理化に対する労働組合の方針を明確にする必要が、次第に多くの労働者によって自覚されるにいたったのである。

全電通のこれに対する当初の対応は、比較的穏やかなものであった。もともと、戦後動乱期に日本共産党指導下に過激な闘争をくり返した全通労組への批

判をバネとして、「健全にして民主的な労組」の旗じるしをかかげて進んできた全電通としては、合理化絶対反対の硬直的な態度はとらなかった。公社の合理化にともなう労働条件の低下は認めない、という、いわば受動的な条件闘争の態度が、全電通の当初の対応であった。1953年の第8回大会では、組合の手による算出要求、労働基準法違反の摘発、誠切り反対などが決定されるにとどまっている。だが、職場の労働者の不安の増大を反映して、次第により活発な方針が形成されてくる。1954年の第9回大会は、なお受動的な条件闘争の枠内においてではあれ、既存の労働条件を維持し防衛する立場にたつて、現行勤務時間の厳守、強制配転反対などの要求をかかげて、職場闘争を核にした抵抗帯を確立する方針を決定し、1955年の第8回大会では、「とりあえずの防波壁として総労働協約を闘いとる」方針を決定した。そして同年秋には、3割年休などの職場闘争の圧力を背景に、協約締結の中央交渉がにつめられ、1955年12月には、勤務時間、休暇、休職、配置転換、苦情処理などに関する「五大労働協約」が締結された。それは、基本的には、それまでの労働条件を下廻らない線で労働者の諸権利を確定しようとしたものであったが、そこではなお、作業量、要員など労働強度を規定する要因についてのとりきめはなされていなかった。それは事業所、ないしは職場レベルにおける労使の力関係に委ねられていたとみて大過ないであろう。

たとえば、個々の職場における勤務の条件を具体的に規定する「服務線表」（個々のサービスの始・終業時刻および服務線の配列、服務線別予定配置人員などを記載したもの）の指定変更などは、「団体交渉事項かどうかの問題には触れずに」その円滑な運用をはかると同時に、事業所レベルでの「協議」に委ねられるものとされていた。もちろん、そこでの「協議」がととのわない場合には、通信局・地方本部レベルの「協議」に上移され、最終的には通信局長の権限において決定されることがうたわれていたが、事業所レベルにおける「協議」によって処理されるのがたてまえであった。そして、「服務線表」の引き方によって実働時間に差が生じても差支えないものとされていた¹⁾。

また、拘束時間内にとられるべき「交替準備時間」「特例休息」などについ

1) 「勤務時間及び週休日に関する協約の了解事項」1955年12月1日、「協約類の解釈並びに運用について」1956年1月14日、「暫定措置要綱についての質疑応答集」1956年6月6日（日本電信電話公社職員局労務課『電信電話労働運動史昭和30年・昭和31年』206～239頁）。

でも、画一的な規定は設けられず、「別途協定が成立するまで」は原則として従前どおりとする、とされていた。それが事業所レベルでの「慣行」に委ねられていたことは明らかであろう。このような労使関係の構造は、この段階における労使紛争のあり方を規定すると同時に、戦闘的、左翼的活動家のあり方をも条件づけるものであったのである。

なお全電通は、57年の第16回大会において、「職場活動の最低重点目標」を「時間外労働を極力やらないという思想のもとで規制」することと、「服務線表の協議が大衆の参加のもとで確実に行われる」ことの二点におくことをきめている（労働省『資料労働運動史昭和32年』1200頁）。

ところで、「五大労働協約」によってとりきめられた労使間のルールが、上のような性格のものである以上、公社の合理化の進展にともなって、職場における紛争がひろがることは必然的であった。第1次5ヶ年計画立案時の目標を上廻るテンポでの事業の拡張は、衰頹産業におけるような大量の人員整理を生みだしはしなかったが、合理化にともなう女子職員の大量の配転、女子臨時作業員の解雇などをめぐる紛争を局部的に生み出すと同時に、自動改式、仲継機械化など、設備の合理化にともなう作業様式の変更に当って、新たな労働条件をいかに確定すべきかをめぐる、職場レベルでの労使間の対抗を次第にあらわにしていくこととなった。さらに、1958年にはじまる第2次5ヶ年計画は、政府の新経済5ヶ年計画、産業開発計画、都市計画などに即応して、電信電話サービスの需要増大にこたえることを主眼に、加入電話135万個、市外回線430万kmの増設などをはかると同時に、主要都市及び近接都市間の電話の即時化をすすめるなど、電話サービスの改善を主な内容とするものであったが、その膨大な合理化計画は、自動改式、自動即時化、電報中継機械化などの新設備導入により、要員計画の面では、5ヶ年後に約1万5千名の増員をみこむにとどまり、電話運用要員では8千余名の過剰人員の発生を予想するというものであった²⁾。ここで、労働組合としての合理化反対闘争の前進が要請されるのは当然であった。

すでに、56年末から57年にかけて、北九州の門司、八幡、折尾の各電話局の自動化にともなう約300名の女子職員の配転、約300名の女子臨時作業員の契約

2) 全電通労組「電信電話第2次5ヶ年計画の概要」参照(労働省『資料労働運動史昭和32年』693頁)。

解除などの要員計画に対して、組合側は、「無理な配転は行わない」「臨時作業員は就職が決定するまで公社が雇用する」などの要求を中心に、36協定の制限などの圧力を背景に九州全体の合理化反対闘争をくんだ。和歌山電話局、下関電話局、清水電話局においても類似の問題での紛争が発生した。これらの紛争は、各局レベルで、配転における職員本人の希望の尊重、臨時作業員の継続雇用ないしは就職斡旋などの線で、一応解決されたのであるが、大規模な第2次合理化計画の実施に対抗するためには、従来の組合のいわば受動的な条件闘争の方針を、より能動的、攻勢的なものにおしすすめていくことが必要である、ということが、多くの組合活動家によって自覚されてきたのであった。

1957年、全電通は、公社に対して、合理化計画は事前に組合と協議すべきであり、また、合理化の進展にともなって、労働条件を向上させることを約束すべきであるとせまった。合理化絶対反対の立場をとるべしとする者からすれば、それは明らかに合理化自体に反対しない条件闘争路線にはかならなかったが、当初の全電通の方針に対比すれば、より能動的、攻勢的な条件闘争方針として評価されるべきものであった。事実、全電通がその要求貫徹のために行使した闘争手段は、この時期に一段と強化され、この頃から事実上のストライキである時間内職場集会などの戦術が行使されるにいたっている。そして、1957年11月には、その圧力のもとに、「合理化の進展に伴う労働条件に関する基本的了解事項」が締結され、その趣旨にそって、「計画の協議に関する覚書」「職員の配置転換に関する協約」などが締結されたのである。

この「基本的了解事項」では、「1. 企業合理化の進展に伴い、労働条件は向上させる。2. 企業合理化の進展に伴い、諸般の措置を行うことによって、職員等の「首切り」のごとき事態を到来させない。3. 労働条件、特に要員に関係ある設備計画等については、計画を変更できる段階で組合に提示し、協議する。4. 標準作業量を変更する場合には本社において組合の中央本部にあらかじめ説明するものとする。5. 企業合理化の進展に伴って、各事業所での職場環境、厚生福利についての不均衡を解消するよう努力する」ことなどがうたわれていた(前掲『電信電話労働運動史昭和32年・昭和33年』354頁)。

このような労使協議制を軸にした、合理化問題の処理ルールのとりきめが、当時これをとりきめた両当事者の主観においては、紛争の防止ないしは軽減に役立つべきものと位置づけられていたことは間違いないであろう。とりわけ、公社当局にとっては、第2次5ヶ年計画を円滑に実施して行くうえで、組合の協力をえて労使間の紛争を防止することが必要であり、いわば成長産業におけ

る独占体として、そのための代価を労働者に保証することも可能である、と観念されていたといえよう。全電通としても、労働条件の向上をかちとるためには、いわばその代償として合理化に協力することが、とるべき賢明な道であるとされたように思われる。

かの「基本的了解事項」の公社側の案には、その趣旨が次のように明記されていた。「甲〔公社〕は、企業合理化の進展に伴って、基本的労働条件の向上について最善の努力を払い、一方、乙〔全電通〕は、企業合理化の円滑なる推進に積極的に協力するものとする」。この原案の後段は、「基本的了解事項」の最終文案から削られたわけであるが、この時期にとりきめられた事前協議制が、あくまで公社の合理化計画の提示、説明と、それに対する組合側の意見の開陳の域をでないものであることからすれば、公社当局者が、今後の合理化の推進にあたって、少なくとも全電通本部との無用な摩擦をさけるルールをしいたものとうけとめたとしても、不思議ではないであろう。事実、この「基本的了解事項」をとりきめた団体交渉において、両当事者は次の如く述べている。「公社：……従来ややもすれば、自動化、機械化をめぐって局地的紛争があったことは遺憾であります。これらの事態に対して公社としても根本的に省慮を加えて、かかる紛争を未然に防止する如き諸措置をも今回新たに協定したので、これらの協定を今後公社も組合も誠意をもって実行して参れば、今後無用の紛争の絶無を期し得ると信じます。……組合側においても今回の諸協定の締結のみでは、未だ充分ではないと考えられる点もおありかと思いますが、公社事業の発展のためには従来以上の協力をして下さるよう切望します。

組合：……諸協定の妥結をみたことは組合としても喜びとするところであり、組合としてこれで満足だというわけではありませんが、只今の公社の御発言の趣旨は、組合としても理解しようとするところであり、合理化の進行にともなう紛争のなるべく起らないように努力して行きたいと思ひます。……」前掲『電信電話労働運動史昭和32年・昭和33年』353～354頁）。

だが、いかに本社あるいは地方通信局のレベルで事前協議のルールが尊重されたとしても、先にふれたような、現場における労働強度を規定する諸要因が、事業所ないしは職場レベルでの労使の力関係に委ねられている構造のもとでは、紛争を未然に防止する保証は全くなかったといつてよい。とりわけ、合理化にともなう作業様式の変化は、新たな作業に従事する労働者の要員や勤務の条件をいかに確定すべきかという問題を、労使間に鋭く提起せざるをえなかったのである。作業量を一定とすれば、個々の労働者の労働強度が、要員数と労働時間によって規定されることは明らかであった。1958年から59年にかけて、全電通は、時間短縮、要員獲得によって労働条件の向上をはかるといふ立場にたつて、交替準備時間1週30分以上の獲得、更衣時間の獲得、女子の9時

帰りなど、職場闘争の「到達目標」をかかげて、いわゆる到達闘争をおしすすめ、また、「全局所全職種一斉拘束1時間短縮」をかちとる方針をきめた。「余計な仕事をしない運動」を柱として、「集団交渉、不服従、非協力運動」などの手段をもってすすめられた到達闘争は、とりわけ、自動改式、中継機械化などの合理化がすすめられた局所における「地方合理化闘争」と結びついて、激しい紛争をひきおこした³⁾。58年には、津電報局で、59年には、広島電報局で、それぞれ、中継機械化反対闘争が激発した。改式をひかえ、特例休息、作業準備時間の設定、1時間の時間短縮などをつよく要求する組合側に対して、局側も、それらは局長の権限外事項であるから交渉に応ずる余地なし、と強い姿勢で対応し、結局、集団的な威圧で確認をせまる組合と、それを拒否する局長が、正面から激突し、やがて組合のリーダーは、業務妨害、事務命令違反などの理由で懲戒処分に付される、というのが対抗の典型的なパターンであった。当時、全電通内部の戦闘的、左翼的活動家は、このような職場闘争にその全力を傾けたように推定される。そして全電通大会、中央委員会などにおける票の動向をおうと、その影響力は無視しがたいものになっていた、と推定される。

組合側は、労働条件を現場において決定することを強く要求した。たとえば津電報局の紛争で、組合側は、特例休息、作業標準時間、服務線表協議の「現地自主性」の三点をつよく要求した。職場交渉に自主性をもたせ、権限外事項であっても一方的に拒否することなく、打開策を考えるべきである、というのが、彼等の主張であった（前掲『電信電話労働運動史昭和32年・33年』746頁）。彼等が労働条件を職場レベルで最大限に規制しようとしていたことは明らかである。

だが、すでに57年に、かの「基本的了解事項」を締結した公社当局にとって、このような事業所レベルにおける泥沼的な紛争は、ただ弾圧すればこと足りるものとはされなかった。公社の労務管理機構を整備すると同時に、よきパートナーたるべき全電通中央との話し合いをとおして、事業所レベルの労使関係に秩序を確立することが不可欠とされたのである。また、全電通中央にとつても、この種の紛争が續発することは決して好ましいことではなかった。とりわけ、戦闘的、左翼的活動家による職場闘争の激発が、比較的穏健な組合員の反発を招き、鹿児島などでは、第2組合が発生する事態も生じ、公社当局の攻撃如何では、全電通は深刻な組織動揺にみまわれる危険に直面していた。さら

3) 労働省『資料労働運動史昭和34年』595頁参照。

に、職場闘争、合理化反対闘争で公社に処分されたものに対する犠牲者救援資金の支出が、相当の負担となることも明らかであった。

「長期運動方針」(1962年)では、この間の事情を次のように反省している。「われわれは、このようなたたかひのなかで……いわゆる統一機能の重視について反省した。なぜなら、個々の改式などに直面する地方ごとや、職場のたたかひを強調するのあまり、労働条件の部分的な向上が、全体へのしわ寄せであったり、公社の経営の意志と真向から対決するような労働条件の向上を拠点職場だけの力でたたかひとろうとするなど、その位置づけについて、一定の偏向をおかしてきつあるきらいのあった状態は克服する必要があった」(全国電気通信労働組合『長期運動方針』1962年、40頁)。

公社は、この状況を的確に捉えて紛争解決のイニシアティブをとり、1960年春闘の妥結過程で、労使関係の基本的ルールを改善する方向についての、全電通の合意をとりつけることに成功したのである。60年4月に締結された、「第2次5ヶ年計画実施に当たりの基本的了解事項」は、公社が懲戒処分による昇給延伸措置を実質的にとり消すことをいわば交換条件として、組合は第2次5ヶ年計画の「公共性を理解」し、「全体的な能率向上」をはかるなかで勤務時間の短縮の「漸進的実現」をはかる、という態度を表明した。これと時を同じくして、公社は、事業所ないし職場レベルでの労使関係の規範となるべき団体交渉ルール、労働協約の解釈運用上のルールなどを協定化することに成功したのである。それは、組合の方針としては、職場における労働者の権利意識をかきたて、いわば強い職場を拠点として、下から労働協約の改善をかちとって行くことを志向した職場闘争方針を改め、全電通本部がまさに中央指導部として、組合下部機関への指導、統制をつよめ、組合員全体の統一闘争をとおして、徐々に労働条件の改善をかちとろうとする方向へ転換して行くことを意味するものであった。

「団体交渉方式に関する協定」には、「特に職場交渉委員会においては、権限外事項および管理運営事項について現場機関における団体交渉が混乱することを防ぐものとする」(8条3項)こと、「労働協約の解釈上の疑義ないし、条文上の不備については、当該協約を締結した機関および第3機関によって解決をはかるものとする」(9条)こと、などがうたわれた。また、「特別休暇に関する協約」では、「生理休暇等、特別休暇を濫用しないものとする」(4条)ことがうたわれた。これらが職場闘争の暴走を規制するルールの形成の意味で打出されたことは明らかであろう。『電信電話労働史』は、この協定に組合が合意したことは、「従来の闘争方式についての重大な方向転換を示すもの」であった、と指摘している(前掲『電信電話労働運動史昭和34年・35年』411頁)。

なお、1960年の「基本的了解事項」の締結にあたって、労使双方は、次のように語っている。ここには、新たなルール形成に向かおうとする当事者の意欲が表現されているように思われる。「大橋総裁談話：……今次春闘に当たって、単に当面の要求事項のみならず、今後の第2次5ヶ年計画遂行に伴う労使関係の路線について、大綱的一致を見たことは、極めて重要なことであると思います。私はここで、過去の労使関係について云々するつもりはありませんが、少なくとも今後、相互信頼関係の上に立って責任のある労使関係を確立するためには、労働組合も公社も共にその責任を痛感し、且つその努力を真剣に果して行かねばならぬと思います。……片平委員長談話：本日をもって妥結したいろいろな条件については……組合員にとって必ずしも満足とはいえない。しかし組合としては諸般の情勢を考え、また、現在までの経過をふりかえってみて、団体交渉、首脳会談等において、公社が示した誠意が、今後においても、その実行を期待したが故に妥結することとした。……組合も電通従業員だから、好んで事を構えようとは思わない。正常な労使関係を望む点では、総裁の意見と同じである。しかしそれには、御互いが約束したことを厳守することで遂行できるものである。組合もこのことは、公社とともに認識したい。……」(前掲『電信電話労働運動史昭和34年・35年』415頁)。

たしかに、反合理化闘争、職場闘争の激しい紛争を収拾するなかで形成されたこのような新たな労使関係のルールは、その後の労使双方の姿勢を大きく制約するものとなった。公社は全電通各級機関との秩序ある団体交渉、協議に誠意をもってとりくむことをたてまえとし、それに応じうる公社側の態勢を整備することに努めた⁴⁾。また、全電通は、1962年に「長期運動方針」をとりきめた。それは、従来の闘争が、公社の「長期の展望にたった系統的な合理化の攻撃」に対して、「個々バラバラの抵抗」「改式までのその場限りのたたかひ」に終りがちであったことを反省し、「系統的なたたかひ」を組織しうるように、「統一機能のもとに、全職場、各級組織それぞれの役割りを明確にし」「組織ぜんたいが最大限の力量を発揮し得る方針」を確立しようとしたものであった。それは、従来、職場レベルでの労使の力関係に委ねられていたところの、労働強度を規定している諸要因の規制を「統一闘争」の課題として拾いあげ、それを「総合労働協約」のなかで規制しようとする方向を打出すとともに、その反面において、職場闘争の突出を規制する組織運営の方向を明記したものであった。

「長期運動方針」は、すでに、公社の第3次5ヶ年計画の大綱が提示されているな

4) この点は、当時、本社職員課長であった遠藤正介の指導的論稿のなかに明確に表現されている(遠藤正介「いわゆる4条件と労使安定について」『電信電話経営月報』No. 132, 1960年9月)。

かで決定されたものであって、「合理化にたいするたたかい」に、その全体のほぼ半分のスペースを割く構成となっていた。そして、従来、職場レベルでの紛争の種となっていた争点を総合的に拾いあげ、それを、統一協約のなかで規制しようとするものであった。増員要求と結びつけた拘束時間の短縮、勤務線表の協議決定、標準作業量の協定、要員算出基準の協定などを「統一闘争」とおしてかちとる、というのが具体的なイメージであった。それは、従来の労働強度に関する個別的な闘争が、その場しのぎの「全体の枠内でのぶんどり」にとどまる傾向があった、という反省に裏づけられていた（前掲『長期運動方針』173～178頁）。

因みに、63年にはじまる第3次5ヶ年計画は、国民所得倍増計画、全国総合開発計画などに即応して、加入電話500万、市外回線約1600万kmを増設し、市外通話の即時化範囲の拡大（とくに長距離市外通話の自動即時化）、計画初頭での電信中継機械化の完成などをはかるという内容をもつものであり、その要員計画においては、事業規模の増大にともない、従業員約60,000名の増加が見込まれる反面、自動改式即時化などにもなる過剰労働力の処理のため相当規模名の配転、職移が予定されていた（労働省『資料労働運動史昭和36年』452頁など）。

また、「長期運動方針」のとりきめた「組織運営」の方針によれば、分会の「職場活動」は、労働協約の完全実施、勤務線表、要員配置などの協議など、中央レベルでとりきめられた協約・協定の実施につとめるとともに、組合上級機関との連携をつよめて、組合員の意見を組合全体の運営に反映させることに主要な任務があった。もちろん、「職場独自の要求」は職場で解決をはかることが原則であるとされ、そのために「職場闘争」をおこなう必要がうたわれてはいたが、その「職場闘争」は、「職場組合員全体がまとまりうることを前提にして、「かならず支部の指導のもとにすすめ」、「決して一つの職場だけで激しい行動をくんだり、局長や課長を追い詰めたりすること」を追求することなく、「全国統一闘争との結合」を追求すべきものである、とされていた。支部は、その観点から、職場闘争を「直接指導統制する」べきものと位置づけられていた（前掲『長期運動方針』275～279頁）。したがって、ここでいう「全国統一闘争」は、「到達闘争」なり「職場闘争」での拠点、あるいは、先進的などころを基礎にそれをつつみ込むものとして位置づけられるような、いわば下からの全国統一闘争とはかなり趣きを異にするものであった。

労使双方に形成されたこの新たな姿勢は、当面、事業所ないし職場レベルにおける紛争を減少するのに役立つとみて間違いなであろう。事実、60年以降は、合理化反対闘争が局地的な紛争として激発するという事例はほとんど見当たらない。もちろん、労使間の紛争自体が消えて行ったわけではない。全電通は毎年、春闘の折に、賃上げ要求に時間短縮、要員、作業量協定の締結、配転の事前協議決定などの諸要求を附加して、「統一闘争」をかまえ、61年には拠点59ヶ所で2時間、63年には拠点19ヶ所で1時間の勤務時間内職場集会、

65年には、延1705ヶ所で「自宅待機」の半日ストライキなどの実力行使をおこなっている。だが、これらの争議が主としては賃金争議であり、とりわけ63年以降は、公社が、「自主団交」の「当事者能力」をもつものとして振舞うことを要求するところの、賃金決定機構にかかわる争議としての特徴をおびてきたことは、留意するに値するであろう。労働組合の「統一機能論」にもとづいて、公社との中央レベルでの団体交渉によって、賃金その他の労働条件の改善をはかるようとする全電通の立場からすれば、専ら、公労委の仲裁裁定をまつのみで、自主的な団体交渉で事態を改善する誠意をみせない、公社の他力本願的な姿勢を改めさせることが緊要な課題とされたのである。

「長期運動方針」は、調停、仲裁制度を、「闘いの場」として活用するが、政府や公社の「公労委利用の企図を粉碎する」ためには、「その前に団体交渉を徹底におこなう」ことが必要である、と指摘していた（前掲『長期運動方針』238頁）。

63年には、全電通は、「自主交渉・調停決着を基本とする」ことを方針とし、64年には、当事者能力をもって「自主回答」をだすことをせまり、65年には、事実、少額ではあれ、「自主有額回答」をひきだすことに成功した。全電通は、「自主交渉」で妥結することが「健全な労働関係」の立場であることを主張したのである（全国電気通信労働組合『全電通20年のあゆみ』1970年、前掲『電信電話労働運動史』当該年参照）。

以上、われわれは、1960年の労使間の「了解事項」の締結と、62年の全電通の「長期運動方針」の形成を主な画期として、電々公社の労使関係の基本的な枠組が形成され、労使紛争のパターンも大きく変化してきたことを明らかにした。最後に、われわれは、次節以下の分析への橋渡しとして、この基本的枠組のもとで堆積される矛盾について示唆しておくことにしたい。その第一は、全電通が「統一闘争」の課題に吸いあげたところの、労働強度を規定する諸要因についての中央レベルでの協定化が容易でないとすれば、問題は再び職場レベルの労使の力関係に委ねられることにならざるをえない、ということである。事実、全電通が、中央レベルの交渉にもちだした合理化反対闘争関係の諸要求は、61年に拘束時間週30分の短縮がかちとられたのみで、とりわけ、要員、作業量などの協定化については、公社はこれを固く拒んだ。全電通が公社のその壁を突破しえないとすれば、問題は振りだしにもどらざるをえないであろう。

だが、職場組合活動家たちにとって、状況は50年代末よりはるかに困難である。さきにふれたような「長期運動方針」のもとでは、彼等はその職場闘争を

強化しようとするにあたって、組合上級機関のバック・アップを素朴に期待することはできない。また、公社当局側は、すでに労務管理の体制を整備し、職場における不満の爆発を未然に防止するための網の目をはりめぐらしているであろう。さらに合理化された設備の導入にともなって、個々の労働者が労働強度を自主的に規制する余地は著しく狭められているであろう。この閉塞された状況におかれた職場の活動家は、いかに振舞いうるであろうか。

第二に、全電通が、「統一闘争」の軸に据える賃金闘争に対して、職場の労働者が大きな期待をよせることは当然であるが、中央レベルでの団体交渉によってかちとられる賃上げ額が不充分である場合には、労働者の不満は公社に対してと同様に、組合諸機関の役員にもむけられ、組合役員と一般組合員との断層が定型化してこざるをえない、ということである。すでにふれたように、現場の労働者自身の手による職場闘争の場に、組合役員が積極的な組織者としてたちあられず、中央レベルに上移された交渉においても、職場の労働者が利用しうる適切な協約なり協定なりがかちとられない場合には、年々くりかえされる春闘こそが、職場の労働者にとって、ほとんど唯一の組合の存在理由と意識されることになる。しかも、かの「統一機能」論からすれば、一般組合員は、組合本部の指令に従順に従って行動することこそが期待されているのであって、一般組合員は、いわば、その統制に服従することを条件に、自己の労働力の対価を引上げる交渉を組合役員に委任しているという意識をもつことになる。かくして、交渉結果に対して不平は述べるが、自らは組合活動に必ずしも能動的な姿勢をもたない一般組合員の分厚い層が形成されてくることになる。それは、第一にあげた論点とも関連して、職場レベルにおける組合の形骸化をおしすすめる土壌となるに違いない。この計算高い「無関心」層に囲まれて、職場の活動家はいかに振舞いうるであろうか。

II 大阪電信支部の合理化反対闘争と「既得権」の協約化

大阪中電の中継機械化は、東京中電のそれとならび、電々公社がその第1次合理化計画以来次々と実施してきたところの、一連の電報局の中継機械化の総仕上げの位置を占めるものであった。

公社は、当初、東京中電の中継機械化・改式（以下、改式と略す）を62年3月に、大阪中電の改式を64年2月に予定し、そのためのプランをすすめたが、

東京中電の場合には、公社の設計技術上の失策により、同年8月に、大阪中電の場合には、組合支部の要求を入れたプランの修正により、65年11月に、改式が実現した。大阪中電の改式が日程にのぼり、電信支部がそれに本格的にとりくみはじめたのは、58年であるから、その間に、ほぼ7年間の実施準備期間があった。もちろん、われわれは、ここでその過程をくまなくおうことはできない。また、その必要もない。われわれにとっての関心は、その7年間にくりひろげられた、改式をめぐる組合支部の闘争と、それへの中電当局の対応をとおして、大阪中電の労使関係がどのような性格のものにかためられていったか、を明らかにすることである。

ここで、電報の中継機械化の技術的性格について、ごく簡単に説明しておこう。元来、電報の業務は、①発信人からA局で電文をうけつけ、②それをA局から受信人の近くのB局に通信機で電送し、③B局がそれを受信し、印刷したのち、④B局から受信人に配達する、という、大きくは4段階の作業工程よりなるものと単純化しようが、現実には、全国のすべての局所間に直通線をひくことは経済的に不可能であり、すべての局所を地方的に区分けした「帯域制」をしき、その組織による中継作業を間にはさんで電報を送達する体系がつけられている。そこで、その中継作業が一回ですむ最も簡単な場合を想定しても、上記②の工程は、現実には、①A局から近くの「中継局A」に電送し、②それをA'局が受信し、③それをA'局からB局近くの中継局B'局に電送し、④それをB'局が受信し、⑤さらにそれをB局に電送するという作業工程としてくみだされざるをえない。

そこで、電信部門の合理化は、さしあたって、以上8段階の作業工程のそれぞれの作業様式の合理化としてすすめられ、たとえば通信装置が音響通信からSK通信、KP通信など（タイプでテープに穿孔して発信装置にかけ、受信は自動的にテープに印字される）へと改良されたり、また、配達にモーターバイクが導入されたりするなどの措置がとられたのであるが、中継機械化は、中継局に中継交換機を導入することによって、上記②の①—③の作業工程を自動化する、という画期的なものであったここでは、以前には、多くの人手によってはじめて可能であった中継局における受信、発信が、すべて中継交換機によって自動的にすすめられていくことになる。

この中継交換機の導入によって、中継局の労働者の作業様式にどのような変化が生ずるかについては、行論のうちに明らかにされるが、さし当ってそれが、それまで中継作業にあっていた労働者を不要化することによって、人件費の節約に大きく貢献するものであることは、説明するまでもないであろう。公社当局によれば、中継機械化は、機械化のための設備投資による経費増を上廻る労働者の減少をもたらすだけでなく、伝送の速度をはやめ、誤びゅう率を減少させるなど、電報サービスの質をたかめるものであった。かくして、中継機械化は、電信部門における合理化の中核をなすものと位置づけられていたのである（薄信一、長尾信次「電信電話の技術革新と雇

用問題』『日本労働協会雑誌』第1巻第9号参照)。

ところで、その7年間の経緯をふりかえるとき、われわれはまず、労使双方が重視したこの大規模な改式が、少なくとも表面的には中電労使関係における大きな波瀾、衝突をひきおこすことなく、比較的順調にすすめられたということに気づくのである。もちろん、この間に、大阪中電で労働争議が発生しなかったわけではない。たとえば、59年3月には2度にわたる2時間ないし3時間の時間内職場集会、60年4月7日にも1時間の時間内職場集会、63年2月15日には1時間のストライキ、65年4月には2度にわたる半日ストライキなどがおこなわれている。だが、それらは大阪中電独自の問題での争議ではなく、全電通の指令のもとに、賃金増額を主目的とする全国的統一闘争＝春闘の一環をなすものであった。中継機械化に関する諸要求については、中電支部は、主として、中電当局との交渉、協議によって実現しようとしたのであり、それをバック・アップする大衆的運動としては、大阪中電への加入局の「先行改式」によって配転がはじまるまえに、改式後の労働条件の大綱を確定することをめざしてこられたところの、62年7月の集団陳情、決起集会などがややめだつ程度である。前節でふれたような、津電報局での激しい反合理化闘争と対比して、それは明らかにおだやかなものであった。

大阪電信支部は、62年「7月5,6,7日の3日間、連日120名、延360名の組合員を動員して、部課長集団陳情を展開。また、7月9,10,11日の3日間延1200人を結集して大決起集会〔時間外〕を開催」「可成りの盛り上り」をつくった、という(全電通大阪電信支部『勝利への前進』(その3)1962年、10頁)。

だが、一見おだやかにすすんだ大阪中電の「静かなる改式」²⁾は、その内実においては、決して公社側の改式計画のペースによって一方的に進められたものではなく、むしろ、組合側の要求を大幅にうけいれ、公社側がいわば譲歩に譲歩を重ねて実現されたものであった。まず、組合側は、新局舎ブロック・プランの協議において、厚生福利関係の施設について本社基準を上廻る水準のものを要求し、当初の6階建てプランを7階建てに変更させ、また、近畿地本レベルでの交渉でかちとられたところの、交替準備時間、作業附帯時間あわせ

1) これらの闘争は、組合支部の統制下、きわめて整然とおこなわれ、63年の1時間ストライキには脱落者1名、65年の自宅待機ストライキには脱落者なし、の状態であったといわれる(大阪電信支部第19回(1963年)、第21回(1965年)『支部大会議案書』参照)。

2) 『大阪電信』昭和40年11月19日、2頁。

て1週60分間の協定化に加えて、実拘束8時間について130分の休憩時間、配達外勤者の20分～40分の車体清掃・点検時間を協約化し、さらに、要員に関しては、当局の当初提案に110名を上積みした1,323名の定員をかちとると同時に、作業量増に対応して要員措置をとることを約束させた。さらに、改式のための訓練に関しては、訓練の内容、条件、対象者の選定などについて、また、137名の配転に関しては、配転希望者のなかからの公正な選考基準による選定などについて、組合側の要求の大筋がみとめられた。これらは、当時の全電通が中央レベルでかちとっていた諸権利の水準にてらして、明らかに抜きん出たものであった。

以上の労働条件の大綱は、「先行改式」をまえにおこなわれた62年7月の交渉、および大阪中電の「本体改式」をまえにおこなわれた63年12月の交渉において確定した(前掲『勝利への前進』(その3)23～47頁、および大阪中央電報局・大阪電信支部『労働協約類集』参照)。その水準は、多くの点で中央協約の水準を上廻る。たとえば、中央の「勤務時間および週休日に関する協約」では、休憩時間は、「拘束2時間につき15分の割合で計算した時間」と定められており、交替準備時間、附帯作業時間、車体清掃・点検時間などは協約化されていない。

われわれは、ここで、大阪中電の改式にあたって、組合側が過激な闘争をかまえることなしに相対的に有利な諸条件をかちとったのは何故か、を問うべきであろう。この間にこたえることは、大阪中電の組合および当局の対応の特質にせまることであり、したがってまた、改式をとおしてかためられた大阪中電の労使関係の歴史的特質にせまることでもある。

われわれはまず、大阪中電の組合の対応の仕方にみられる特徴にふれなければならない。それは、基本的に、中継機械化に際して従来の「既得権」を防衛するだけでなく、それを上廻る労働諸条件をかちとろうとするものであり、明らかに、前項でみた全電通の反合理化の方針にそうものであったが、条件闘争とはいえ、「要求が認められない限り、機械化そのものに抵抗する」³⁾というかまえで、事業所レベルでの執拗な団体交渉をとおして中央レベルの協約を上廻る諸条件をかちとろうとする、きわめて攻撃的なものであった。

その意味では、大阪電信支部の闘いは、一面では、全電通本部がすでにかちとっていた「五大労働協約」や「事前協議制」によるところをもちながらも、

3) 大阪電信支部『第16回定期大会議案書』1960年、1頁。

他面では、その全電通本部の到達点を下部での闘いをとおしてのりこえて行くとするものであった。

大阪電信支部・東京電信支部は、合同の討議を重ねた結果、全電通が1957年の闘争でかちとった事前協議制の「現在の内容、現在の運用では問題がある」ことを明らかにした。それは、明らかに、全電通の合理化反対闘争の方針に対する左からの批判であった。「従来のような、2年前の時点で、機械の種類と台数、要員の概要だけを聞き、労働条件の細部について確定を見ぬ形で原則的に改式を承認するやり方ではつよい闘いが組みにくい。……場合によっては、機械化そのものを阻止するという構えを基本的に堅持する中で要求を出さなければ、団交も進展しないし、また公社側に何等圧力も与えることもできず、従って、要求も貫徹しない。しかるに局舎訓練、要員配転計画が詳細に説明されない段階で了承を与えることは、下部の闘いを規制する結果となってしまう」というのが基本的な立場であった。

そして、具体的に、「計画の協議に関する覚書」を次の諸点について「根本的に修正すべきことを提案している。即ち、協議の目的が、「実施の段階において生ずる摩擦を未然に防止するため」（第1条）とされているのを、「合理化によって労働条件を引上げるため」という観点で修正すべきこと、協議対象事項の限定（第3条）を改め、「組合の要求する事項」についてすべて公社に回答義務をおわすべきこと、協議期間30日以内の限定（第4条）は短かすぎることを、中央での協議事項を重複して地方では協議しないという規定（第3条）は、「運用如何によっては、本部が地方以下の闘いを拘束してしまう危険を持つ」から削るべきこと、などが指摘されている（大阪・東京電信支部『電報中継機械化とどう取組むべきか』1959年、117～118頁）。

しかも、この闘いは、かの「地方合理化闘争」の過程でみられたような、追いつめられて激発する形態であってはならない、というのが電信支部の考えかたであった。電信支部は、ただ単に支部組合員の要求に耳を傾けるだけでなく、すでに中継機械化された他局の闘争経験をも調査し、また、東京中電の組合とも密接に連絡しながら、むしろ、公社を圧倒しうのような、丹念な理論的、組織的準備をおこなうことに努めたのである。「改式時期に決戦を構え、一挙に解決する方法によらず、公社がうち出す計画の節々をとらえて要求を定着させ⁴⁾る戦術を有効に運用しえたのも、その周到な準備あればこそであったといえよう。その意味では、大阪中電の改式闘争を組合側の優勢のうちにしめくくさせた重要な要因が、以上のような方針を打出した電信支部の指導部自体にあったことは疑う余地はない。

4) 大阪電信支部『第22回定期大会議案書』昭和40年11月、2頁。

大阪中電支部は、1958年11月、松山、和歌山、神戸中央、高松、名古屋中央、長野等の電報局における改式闘争の事例を調査し、そこから闘いの成果と欠陥などを学びとることにつとめた。その調査をとおして、とくに比較的初期に改式された局の闘いでは、誠首・強制配転阻止に力点がおかれ、局舎内の福利厚生施設、要員獲得の闘いが充分でなかったこと、その後要員獲得に力点がおかれてきた場合でも、定員枠の拡大でなく「保留要員」によったところでは、一時の気休めにおわること、また、全員訓練によって誰もが新たな席について作業しうる場合には、要員の適正配置、作業負担の均等化をはかり易いこと、などが確認された。そして、局舎、訓練、要員、配転のすべてを重視した闘いをくむべきこと、闘争をすすめる場合に、訓練問題を重視し、改式後の要員その他労働諸条件についての要求が受け入れられない場合には、訓練自体を拒否する姿勢でのぞみ、その訓練拒否の圧力で諸要求を実現して行くべきこと、従来重視されてきた配転問題は改式後の労働条件の大綱が確定したあとで組合としてこれにとりくむべきこと、などが定式化されている（前掲『電報中継機械化とどう取組むべきか』）。事実、大阪中電支部はほぼこの方針にしたがって運動をすすめたように思われる。労働者自身が地道な調査と討議を重ねてつくりあげたこの方針は、極めて豊かな内容をもつものであるが、ここでは、上記のごとく、その闘いのかなめの位置をしめる訓練問題についての方針についてごく簡単にふれておこう。まず、ここでは、「訓練を充分に行わせるべきであるということ」「訓練内容を充実させるべきであるということ」「訓練人員が改式に必要な要員に限定されるべきでないということ」「訓練期間中の労働条件を低下させてはならないということ」などが要求として掲げられ、その要求の実現度如何が、改式闘争においてかちとるべき労働諸条件と密接に関連していることが強調されている。そして、従来、「訓練を、訓練のみの問題として対処してきたこと」が闘いを不十分にしてきたのであるから、「改式後の要員その他を明確にし、そして初めて訓練に応ずる、という組織の態勢」こそが重要であり、「社側の打ち出す方針に対しては、訓練拒否という構えをもって闘って行くべきである」というのであった。その意味で、神戸中電が「要求が入れられない限り総合訓練には応じない態度」で闘ったことがとくに注目されている。「改式を延期したり、阻止したりすることが、公社の一番痛い所であるだけに、総合訓練に対決点を求めたことは……高く評価されてしかるべきである」というのであった（同書、21～45頁）。

だが、大阪中電支部の組合指導者たちの資質を高く評価すべきであるとしても、ただそれだけで上記のような成果があげられたわけでないことも明らかである。もともと、彼等がすでにふれたような方針を形成しえたのは、それ以前におこなわれた他電報局での改式闘争の経験から、きわめて具体的な教訓をひきだしたからであった。大阪中電の中継機械化が、電々公社全体の中継機械化計画のなかで最終段階に設定されたものであったということが、電信支部に周到な対策をめぐらしうる条件を与えた、ということは無視してはならない。し

かも、公社の立場からすれば、西日本方面の総括局としての位置をしめる大阪中電の中継機械化を円滑に実現することは、まさに全国的に中継機械化の実をあげるうえでの至上命令であった。大阪中電の改式が全国的な中継機械化のための枢要点に位置しており、しかも、それが全体をしめくくる段階に設定されていたということが、公社側に大幅な譲歩を余儀なくさせた客観的条件でもあった。大阪中電の改式が、局所内の労使関係の軋轢によって延期されたり、あるいは齟齬をきたすことは、公社の電信部門全体の合理化計画の達成という見地から、何ともしも避けるべきこととされたのである。たとえ他の改式局に比べて有利な条件を与えるとしても、それによって改式が円滑に実現しうるのであれば、この際は譲歩するのが賢明である、というのが当局側の最終的な計算であったように思われる。

もちろん、そのように有利な客観的条件があったにせよ、組合側がそれを充分に利用して公社から譲歩をひきだしうるためには、先にふれたような組合支部の方針が職場の組合員によって強く支持される、という態勢をつくりだし、その力を背景に鋭い団体交渉を重ねることが不可欠であった。その意味では、闘争の成否は、基本的に、組合支部が大阪中電の労働者の諸要求をさきにふれた方向にまとめあげうるか否か、にかかっていたというべきであろう。一口に、訓練拒否の圧力で諸要求をかちとるといっても、それが一片の空語でない意味をもつためには、当局によるさまざまな威圧や誘惑があっても、事実、訓練を拒否して行くだけの強力な組織体制がくまれていることが不可欠であった。電信支部は、まさにそのような体制をくみえたからこそ、すでにみたような大幅な譲歩をひきだすことに成功したのだ、というべきであろう。

この改式闘争の過程で、組合支部が一般組合員をいかに確実に掌握していたかは、62年7月に、改式後の労働条件の大綱を確定させたのちに支部が実施した「配置転換希望アンケート」に対して、短期間の間に対象者1,444名のうち92.1%の者がこたえていることのなかに端的にあらわているように思われる（前掲『勝利への前進』（その3）60頁）。

そこで、問題の核心は、そのような強力な組織体制をくむことを可能にしたものが何であったか、という点にある。もちろん、ここでも、われわれは、当然、組合支部の組織活動上の指導を評価すべきであるが、問題をそこに還元することはできない。われわれの以下の分析との関連では、むしろ次の2点に留

意しておくことが重要であろう。

第一は、この改式闘争の過程で組合支部が当局からかちとったものは、たしかに、公社の当初の合理化計画にてらして明らかな譲歩であったが、その多くは、大阪中電のいくつかの職場ではすでにかちとられていた「慣行」であり「既得権」でもあった、ということである。たとえば、1963年末に休憩時間の自局水準を130分に確定したとき、印通などの若干の職場では、むしろ、50年代の末にかちとった「慣行」がきり崩されることに反対する声もあったほどである。

要員闘争についても、57年に組織された臨時作業員の社員化、定員の増加などを要求した闘争以来、一定の蓄積があった。改式闘争の過程で他局を上廻る水準をかちとることができたのも、すでに改式以前の職場闘争において、若干の職場でかちとられていた「慣行」なり「既得権」なりに依拠して、それを事業所レベルでの協約において平準化することに成功したからに他ならなかったのである。

すでにふれたように、休憩時間の自局水準の協約化は、他の諸条件を確定した、62年7月の時点では実現されなかった。当時、電信支部は、「この問題は、公社の抵抗もさることながら、組合側そのものにも、要求に対する、ビシヤリとして統一⁽¹⁷⁾になっていないことにも一因はある」と総括している（『第19回定期支部大会議案書』1頁）。その含意は、前掲『勝利への前進』のなかに次のように明確に記されている。「自局水準設定は、組合の内部統一さえとれば、わが方に有利な形で確定しえたにちがいない。しかし、極端に条件の悪い職場（託送など）では、最高水準のところは或る程度ドロップしても、公社から捲き返されない自己水準を闘いとうと主張したのに対し、その逆の職場では、恩恵的に黙認されている実績維持に急のあまり、その権利化には消極的であった。これでは力の強い職場はよいとしても、条件の悪い職場の水準引上げは至難であるし、結局、潜在的に平準化された実績も確保することも不可能となる」（同書、79頁）。

なお、印通の若干の職場では、58年から59年にかけての職場到達闘争の過程で、1時間の実労働に対して1時間の休憩という、「1・1方式」が「慣行」化し、それが63年まで続いていた、とさえ伝えられる。また、当時の休憩時間の実態は、ほぼ90分～190分の範囲に分布していたとも伝えられる（社青同中電班機関紙『エル・エス・ワイ』No. 5, 1963年2月11日）。

なお、要員闘争に関していえば、公社は、57年当時、大阪中電は改式局であるからという理由で、社員の新規採用をストップし、改式時に解雇する前提で臨時作業員を大量に雇用していた（総定員1,455名、臨時作業員106名）のであるが、支部はその全員社員化をかちとった（全電通大阪電信支部『合理化討論集会資料』1965年4月4日、30～32頁）。

第二は、その点とも関連するが、改式闘争の中心的なでない手をしたのは、従来の電信部門の労働者のなかで最も「熟練的」な位置を占める印刷通信労働者であり、組合支部はその基幹的な労働者層がもつエネルギーに依拠して改式闘争をおしすすめた、ということである。もともと、中継機械化によって直接的な影響を受ける労働者層が、従来、中継通信に従事してきた印刷通信労働者であることは自明であった。新たに導入される中継交換機のために必要な作業は、従来の通信作業とは異なる監視作業であり、その作業につくためには新たな訓練が必要であった。すでに改式された他局での経験では、そのための訓練をうける者の範囲を限定することによって、従来の印刷通信労働者の間にくさびが打ち込まれるおそれもあった。もちろん、従来のままの印刷通信の作業が自局加入部門にのこされることは予想されたのであるが、そこに過剰人員が生まれることも明らかであった。それは、ただ単に、機械の導入によって従来の作業様式がいかに変化するか、という問題であるだけでなく、それを媒介として、従来の作業様式のもとできずきあげられてきたところの、印刷通信労働者の熟練の公社内における社会的地位が大きく揺らぐ事態を迎えた、ということに他ならなかったのである。

電信部門における男子労働者の事業所内での社会的地位は、一般に、印刷通信を最上層として、電話託送、配達という序列をもつものと観念されていたように思われる。新規に電信労働者として配置されてくる労働者は、一般に電話託送に入って実地の訓練をうけ、ついで、印通に入る、というのが通常のコースであった。また、元来、電信労働者の華は、モールス通信の教育をうけ、それに熟達した職人的労働者であったが、大阪中電についていえば、50年代はじめに、SK通信機が導入されて、電文をみてタイプでさん孔する作業や、印字されてでてくる電文を台紙にはる単純作業などがひろがり、ついで、65年には、モールス通信は消え、SK通信はKP通信にきりかえられた。中継機械化は、すでにモールス通信を基礎にきずきあげた熟練が相当程度不要化した状態に、おうちをかけるかのごとく導入され、さらに、印刷通信のうえに、中継交換という上位の新型職場をおくことを意味したのである。

しかも、独占的企業である公社において企業内養成された、従来の熟練が、公社以外の場で高い評価をうける見通しはありえなかった。大阪中電が優秀な電信労働者を多数確保してきたことは、従来、大阪中電に「電信のメッカ」という評価を与えてきたのであるが、まさにそのことが、中継機械化に対する大阪中電の労働者の抵抗力を大きなものとする条件となったように思われる。組合支部は、その労働者層の不満に依拠し、そのもてる力に全面的に依拠するこ

とによって、すでにみたような改式闘争の方針を形づくって行ったのである。その意味では、組合支部が、大阪中電の基幹的労働者のつよい支持をうけたのは当然であった。

印刷通信労働者は、電信部門の諸作業を全体的に透視しうる地位にあった。また、モールス通信の場合ほどではないにしても、勤務の態様を労働者グループ内部で自由に、自主的に規制しうる余地をもっていた。公社側としても、彼等が作業量を確実にこなしうる限りでは、その比較的ルーズな勤務態勢を比較的大目にみてきたものと思われる。さらに元来、大阪中電は「電信のメッカ」といわれ、そこには、歴史的に電信労働者としての技能と自負の高い優秀な労働者が数多く集まっていたという事情が、同時に留意されるべきであろう。因みに、改式闘争の過程で大阪中電支部が作成した文書類は、極めて程度の高いものである。

なお、大阪中電、東京中電の殆どの職員が、部内養成機関である「講習所」、「学園」、「官練」の出身者であり、とりわけ、通信現場における主力労働者は100%そうであった。しかも、電信現場で働く職員の多くは、養成機関を出て直ちに中電に配属され、そこで、電信労働者としての熟練をみがきあげてきた人々であった。「運用主任」、「指導主任」などの末端職制は、そのような熟練労働者によって占められていた。中継機械化は、電信労働者の伝統的な生涯コースを根本的に攪乱するものとしてあらわれたのである（なお、電信労働者、とりわけ、東京中電の労働者構成について、薄信一「電信労務論（1）」『電気通信大学報』第8号、1956年12月を参照）。

以上、われわれは、大阪中電の改式闘争の特質について、やや立入って考察してきた。われわれは、このような性格の改式闘争に、大阪中電の戦闘的、左翼的労働者が、いかに主体的にかかわるなかで、自己を形成して行ったかを吟味していくべきであろう。われわれは、それを次項において果したいと考えるが、ここでは、この改式闘争でかためられた大阪中電の労使関係の歴史的特質に関して、次の2点を指摘して本項をとじることとしたい。

第一は、この改式闘争をとおして、従来、大阪中電の若干の職場のなかにめばえていた「慣行」「既得権」が、若干の整理をへて、大阪中電の事業所レベルでのいわば「ヤミ協約」として確認されるにいたった、ということである。この闘争の過程をとおして、大阪中電の労働者が全電通とは相対的に独自の大阪電信支部の存在理由を自覚すると同時に、当局側の「大阪中電家族主義」の残渣を感じとったとしても不思議ではあるまい。

大阪中電・大阪電信支部の共同編集でだされている『支部労働協約類集』（昭和42年7月）では、かの休憩時間130分の協約などが「秘抜いの分」として、その「別冊」に収められている。

第二は、この「ヤミ協約」において確認された「慣行」「既得権」は、ただ単に狭い意味での労働条件に限られるのではなく、職場における労働の強度を左右する要因について当局が一方的に管理をつよめることを規制するところの、いわば経営権にかかわる協議ルールを含んでいた、ということである。中電当局は、組合に「事前に説明し、話し合う」ことなしに、設備、機構、作業方法などを変更することができない、という立場に身をおいたのである。しかも、改式闘争において、このような「ヤミ協約」をかちとった基幹的労働者が、やがて下級職制ないしは中間管理者の地位にたつことは必然的であった。かくして、下級職制ないしは中間管理者層の意職を公社が完全に変革し、掌握することに成功しない限り、大阪中電は、当局と組合の「共同管理」的ルールの拘束下におかれることになるであろう。公社の上級機関が、これを大阪中電における服務規律の弛緩として意識したとしても不思議ではあるまい。

62年7月に結ばれた「労使慣行について」の協約（昭和37特記1号）では、中央レベルで確認されていた協議ルールに加えて、要員措置についての協議が支部レベルでおこなわれることが「慣行」として確認されている。即ち組合は、「現在の労使慣行」として、「1. 定員（実行定員を含む）の改訂にあたっては、できるだけ個々にその理由、数を含め、事前に説明する。2. 定員改訂期以外の取扱作業の変動により要員数を変動する場合は、事前に説明し話し合う。……8. 設備または作業、通信方式の変更・新設改廃および機構改革、作業内容の変更などについては、事前に、要員措置を含め説明し話し合う」こと、「確認」をもとめ、局側は、「そのような従前の慣行を否定するものではない」ことをみとめている。われわれは丁度同じ頃、中央交渉において、全電通から「自動改式即時化、集中合併……及び、新技術導入に伴う要員の増員減員となる要素、及び、措置人員数……」など、「合理化計画に伴う要員措置」については、中央レベルでの事前協議終了後、すみやかに地方においても協議せよ、という要求がだされたのに対して、公社がこれを拒否していることと対照させて、大阪中電での事態を理解すべきであろう（労働省『資料労働運動史昭和37年』384頁）。なお、このような要員問題に関しての手続きは、それ以前の新規採用の停止を打破するためにくまれたところの、57年の「職場を基礎にした要員闘争」の過程でかちとられた。それ以降は、「新規採用数が通信局段階で決定される2～3ヶ月以前に組合が意見をのべ、公社自身の見解も明らかにさせて、その必要を論議する慣行をつくりあげ」た、といわれる（前掲『勝利への前進』（その3）124頁）。

第三は、この闘争の過程で、電信支部の指導部が、事業所内労使関係における一方の責任主体としての地位をたかめるにつれて、職場レベルでの活動、闘争に対して、一定の制約を加える立場に身をおかざるをえなくなってきた、

ということである。もともと、全電通本部の合理化反対闘争が職場闘争を軽視していることを批判してきた電信支部の指導部にとっては、やや皮肉なことであったが、バラつきのある職場の「既得権」を事業所レベルでの「協約」に一本化しようとする以上、交渉の過程で、中間的水準への平準化をせまられることは必然的であった。電信支部は、突出した職場に一定の譲歩をしいることによって、闘争を収拾したのである。

休憩時間の自局水準の確定をめざす闘いをまえに開かれた大阪電信支部第19回定期大会（63年）では、「確定する以上は、労使協定として、組合側も拘束されることを割り切る」（同議案書、18頁）の一句が入れられている。支部執行部が最終的な交渉をまえにして、この一句を大会決議にもり込んだことには、深い意味があったように思われる。当時、組合支部大会で確認された組合要求は160分であり、公社側の回答は、東京中電の線にあわせたもの（130分）であったが、支部委員会では42対10で受諾を決定した、という（前掲『エル・エス・ワイ』No. 5）。

この過程で、職場の活動家たちが、電信支部の指導に対して一定の不满を抱いたとしても不思議ではない。また、さきにふれた「共同管理」的ルールの運用に組合がコミットするにつれて、仕事のきつい職場で堆積する不満が、当局に対してと同様、組合支部役員に対してもむけられるにいたることは必然的であろう。組合支部は、かちとった権利のいわば代償として、そのような不満を組合内部で調整するという負担をも引受けざるをえなかったのである。

このような「共同管理」的な体制のもとで、一般組合員が、組合機関を一種の管理機関としてイメージすることはさけられないであろう。なお、組合機関が一般組合員を管理し統制する、というこの関係は、64年4・17ストに際して、日本共産党員が、党の指令にもとづいて、組織的なスト破りをおこなった際に、全電通がとった一連の統制措置のなかにはっきりと現われた。中電支部内部では、日本共産党のめだつた動きはなかったが、近畿地本傘下では、多くの支部、分会で、スト破りが煽動された。当然、それは統制処分の対象となったが、近畿地本は、さらにこれを契機に、全組合員に対して、全電通の綱領、規約の承認決定への服従をせまる「団結再確認運動」を組織した。スト破りへの統制処分に賛成するもののなかにも、このような、機関への忠誠をせまるにひとしい措置に対する反発が生じたとしても不思議ではないであろう。因みに、全電通の『綱領』には、「左右を問わずいま恐るべきファシズム」を「断固粉碎」しなければならない、「闘争は常に合法的でなくてはならない」というよ

うな、出生時の母斑が刻印されていた。

Ⅲ 大阪中電の戦闘的、左翼的活動家集団の形成

大阪電信支部の中継機械化闘争が一定の成果をあげる過程は、大阪中電の職場の戦闘的、左翼的労働者たちが、いくつかの活動家集団として形成されてくる過程でもあった。前項でみたような電信支部の闘争は、そのような活動家集団を、組合支部の職場活動家として包摂することによってはじめて可能となったのであり、やや先廻りしているならば、かの「中電マッセンストライキ」の主演は、そのような活動家集団のなかから、その活動の限界を突破することをモチーフとして形成されてきたのである。そこで、ここではまず、中継機械化闘争の過程で公然化してくる戦闘的、左翼的活動家集団が、いかなる経緯で形成されてきたかを整理し、その活動家集団の社会的性格について吟味しておきたいと考える。

日本共産党大阪府委員会は、1961年4月28日、「党派性と階級性をたかめ、トロツキストを粉砕しよう」と題する声明を発表した。この声明は、「トロツキスト」として活動した大阪中電細胞の前田裕晤、青木正義、およびそれに同調して「反党的活動」をおこなった伊藤修身を、同年3月除名したこと、また、中電細胞は、「トロツキストの党破壊の反革命活動」に対して、「原則的な立場にたって毅然たるたたかいをおこなうことができず」、むしろ、多くの細胞員が党機関の指導に反対し、大量に離脱するという「重大な事態」が発生したことを明らかにした¹⁾。

この「声明」とこれに関連して発表された関係者の発言は、さし当って、次の二つのことを明示している。第一は、かつてレッド・ページでほとんど壊滅した筈の共産党中電細胞が、60年頃までに、日本共産党の拠点細胞といわれるまでに再建され、拡大されてきていた、ということである。レッド・ページ後、数名で再建された細胞は、当初のサークル活動、学習活動などをとおしての青年活動家の結集段階をへて、50年代後半に、飛躍的にその党勢力を拡大し、60年頃には、組合支部の活動において主導権をとりうるまでの影響力をもつにいたっていた、と伝えられる。

1) 日本共産党機関紙『アカハタ』1961年5月7日、8日。

元中電細胞の細胞委員前田裕晤は、52年から55年にかけて、映画、文学サークルなどを通じて活動家を結集し、学習活動をおこない、6全協後、59年にかけて、「党中央が、全党的に呼びかけた倍加運動以前に、すでに、十〇倍の拡大〔出発は5名であったという〕をなしとげ、組合活動に於ても主導権をとる勢力に迄発展していったのである」と記している（前田裕晤『日本共産党大阪中電細胞離党に至る経過について』1961年7月10日）。また、61年4月15日、16日、中央委員会幹部会員として北大阪地区党会議に出席した志賀義雄は、中電細胞が「大阪の拠点と誇った細胞」であったことを明言している（『アカハタ』1961年5月8日）。当時、細胞メンバーは100名をこしており、組合支部の議決機関の過半数のメンバーを細胞員がしめていた、と伝えられる。

第二は、そのような拠点細胞が、わずか数名の「トロツキスト」の活動と、それに対する党機関の統制措置を契機として、またたくまに解体されるにいたった、ということである。前田がすでに党から除名された「トロツキスト」たちと連絡をとり、「トロツキスト」たちの機関紙類を党員に配布したことを共産党大阪府委員会が摘発し、前田らを細胞委員としてもつ中電細胞がそれについて直ちに結論をださない間に、共産党大阪府委員らは前田を中電局舎前から車で連行して「査問」しようとするにいたり、中電細胞はその強引な機関の措置に反対して機関の指導を拒否し、やがて、細胞委員を含む大量の党員が離脱するにいたった、というのが事件の概略である。

61年3月13日、共産党大阪府委員ら約20名は、午後5時頃に大阪中電局舎前にきて前田をよびだし、「査問」のために連行しようとした。玄関前には、連行のための乗用車が横づけにされていた。一般大衆の面前でおこなわれたこの「乗用車事件」が、前田の行動を「規律違反」として批判しようとしていた細胞員をも憤激させたであろうことは容易に推定できる。3月19日に開かれた緊急細胞総会は、前日に北大阪地区委員会がおこなった前田の除名を確認すると同時に、「乗用車事件の思想的あり方は、マルクス・レーニン主義とは縁もゆかりもないものであろう。今回の事件によって失われた中電細胞の信頼を回復する適当な処置が出され、乗用車事件〔について〕の府地区の自己批判がない限り、地区、府の指導を認めない」という結論で「満場一致」で決定し、府、地区委員をのこして全員が退場してしまった、と伝えられる（前掲『日本共産党大阪中電細胞離党に至る経過について』）。『アカハタ』によれば、離党届けの理由には、「指導に服することができない」「党活動をやって行く情熱と確信を失った」「前田の査問のため機関が直接中電にきて自動車を配置したのは非人間的であり、官僚主義である」「共産党は前衛党でない、とどまるに値しない」などと記されていた、という（『アカハタ』61年5月7日）。

当時、共産党中央がこの事態にいかんにかに衝撃を受けたかは、次の松島幹部会員の発言

に明らかである。「いま、中電には、全党のどこにもなかったような事態がおきている。細胞委員会も壊滅する。大量の離党者が出る。残った同志たちも、……なお、党中央の方針に疑問をもっているという状態である」(『アカハタ』1961年5月8日)。

もちろん、経営内に秘匿された共産党細胞の内部事情に立入ることは、われわれにとって極めて困難である。だが、この事件は、50年代の後半に大阪中電で形成されていた戦闘的、左翼的活動家集団の性格を知るうえで、また、彼等が60年前後に直面せざるをえなかった問題を知るうえで、いくつかの示唆を与えているように思われる。

まず、大阪中電における戦闘的、左翼的活動家集団の形成は、すでにみた50年代後半における組合支部の職場闘争、反合闘争の過程ですすめられた、ということである。組合支部の職場活動を誠実におこない、公社当局に対して戦闘的に闘う活動家たちの、いわば職場における戦闘的友誼をもとに成立したのが中電細胞であった、と推定される。すでにふれたように、ときあたかも、中継機械化にともなう不安が職場にひろがる時期であったことが注意されなければならない。中電細胞は、何よりもまず、職場における戦闘的組合活動家の結集体として再建・拡大されたのである。そこには、共産党の党機関から相対的に自由な、原始的な民主主義が支配していたものと推定される。

中電細胞の「ネズミ算式」増大は、「良き世話役としての活動」から「個人的信頼をもとに」活動家の結集をはかったことによる、という。それは、「党派性を独自に展開しえぬ弱点」ともなっていた(前掲『日本共産党大阪中電細胞離党に至る経過について』1~2頁)。共産党大阪府委員会の「声明」は、中電細胞の「トロツキスト」の方針が、党の「統一戦線の路線」を否定し、「労働者の素朴な組合幹部への不満や、おくれた層の感情をテコにして、闘争の局部的な激発と反幹部闘争に集中」するものであり、中継機械化をまえにして労働者の間に生じた「切迫感とあせり」が細胞内に反映している、と批判している(『アカハタ』1961年5月8日)。

中電細胞では、50年代末に顕在化してきた共産主義運動の路線上の論争が極めて自由に論議されていた。職場における戦闘的友誼がゆるがぬものである限り、共産党中央の指導なり、共産主義運動の路線について、批判的吟味を加えることは、少なくとも細胞内においては全く自由におこなわれていたのであった。かねて、党中央の指導に疑問を表明していた前田らが細胞委員にえらばれていたことは、その端的な表現である。共産党府委員会は、「中電細胞会議で前田らが平和共存否定という意見をだし、また「永続革命論」など明らかにトロツキストの理論と方針を党内外にもちこんでいたにもかかわらず、細胞委員会と地区委員会は、これをたんに党内の理論闘争の問題とみていたほか、前田を細胞委員の一員に加えていた。……これは、党内の討議は自

由であるという自由主義的、分散主義的傾向のあらわれである」と批判している(『アカハタ』61年5月7日)。

だが、職場における戦闘的友誼をもとに形成された活動家たちの集団が、同時に、自己を日本の前衛政党の一細胞として位置づけている以上、たとえ彼等の主要な活動領域が「職場問題」のなかにあるとしても、前衛政党の全国的な政治指導のありかたがその活動家集団内部で論議されることは必然的であった。ときあたかも、共産党第8回大会へむけて「綱領討議」がおこなわれており、それをめぐって、党内外で活発な論議がおこなわれていた。大阪中電の細胞員たちがそれらの論議に影響をうけたとしても不思議ではない。だが、中電細胞の活動家たちが、共産党中央の指導に批判を抱くにいたったのは、すぐれて実践的な体験をとおしてであった。まさにその体験のなかに、当時の戦闘的、左翼的活動家集団がぶつかった諸問題、彼等が日本共産党を唯一の結集軸としてみとめがなくなった事情が刻みこまれているのである。

それは、まず、全電通の戦闘的な一支部の行動に対する全電通本部の統制措置を承認すべきか否か、という論議としておこった。1957年の「千代田丸事件」をめぐる論議がそれである。全電通の左派の拠点の支部であった本社支部に対して加えられた公社側の弾圧を事実上容認するだけでなく、戦闘的支部の役員を組合から放逐してしまうような全電通本部の統制措置をみとめることが許されるか否か、というのが活動家たちの抱いた疑問であった。当時、共産党の機関が、「統一戦線」「組合民主主義」を守るという理由で、事実上、本社支部の闘いを見捨てたと思われたことが、中電細胞員の間に党中央への不信を植えつける最初のきっかけを与えたのである。

1956年2月、公社は、朝鮮海峡の米軍ケーブルの修理工事のために、布設船千代田丸を出航させようとしたが、人命の安全および仕事の性格について、千代田丸分会の属する本社支部と公社の間に交渉がまとまらず、公社がだした出航命令に対して、本社支部は出航拒否を指示した。全電通本部は、「弾圧の口実を与える」として、出航拒否を解除するように指令し、結局、同船は出航したのであるが、公社は、同年5月4日、本社支部三役に対して、出航を遅らせたことは公労法第17条違反であるとして、解雇処分を発令した。全電通は、同年の第9回大会で解雇撤回の基本方針をきめたが、その後、中央委員会で「話し合いで復職をはかる」方針をきめ、同年12月10日、全電通本部と公社との間に、「組合側は、解雇撤回の要求はしない」「公社側は……誠意をもって組合側と……平和的な話し合いをおこなう」との「覚書」が締結された。その含意は、1年ないし1年半の間に解雇時の処遇で再採用するから、再採用発令時

で、被解雇者は支部役員を辞任する、というものであった。その後、本社支部は、57年4月中旬に「完全職場復帰」の話し合い解決ができなかった場合には「覚書」を破棄して闘うことをきめ、同年8月には、再度被解雇者3名が支部役員に立候補する動きがでた。全電通本部は、公社側との話し合い解決をこわすものとして、前記支部三役の支部役員就任を辞退するよう「指示」したが、支部大会は「指示」を返上した。そして、全電通本部は、「組織統制の見地」より、3名に対する犠牲者扶助規定の適用と組員資格の継続を打切ることを決めた。同年9月の全電通中央委員会では、本部提案が、総数126票中賛成64票で承認された。本社支部からは、毎回の全国大会で復権要求がだされ、58年の全国大会は混乱におちいり、漸く、59年に復権がみとめられた（労働省『資料労働運動史昭和32年』789～793頁）。

当時、日本共産党電通内フラクションは、本社支部を支持する関東派と、全電通民同派に同調する関西派とに分れ、党中央は、これに対して確固たる指導をおこなえなかった。大阪中電細胞のなかで、本社支部三役の組員資格の復権を強く要求した前田、青木両名に対しては、離党勧告がだされた、と伝えられる（前掲『日本共産党大阪中電細胞離党に至る経過について』2頁）。

57年10月、中電細胞の一部メンバーは、「労働運動研究会」（俗称、第1次労研）を組織し、月1回の研究会開催と機関誌『労働運動研究』の発行をはじめた。その第3号（58年8月）は本社支部三役問題をとりあげ、「階級協調的話し合い主義反対」「非妥協的闘いが反合闘争への準備である」等の主張を掲げている。なお、この第1次労研は、共産党の機関の指示で解散させられた。

さらに、1960年の安保闘争における全学連の学生たちの闘争に対して共産党中央がとった態度は、中電細胞の多数メンバーを失望させ、憤激させたのであった。そして、共産党中央の指導があるべき前衛の路線から逸脱しているのではないか、という彼等の直観的な危惧は、共産主義運動の基本的路線をめぐる論議への関心を生んでいったのである。大阪中電細胞が「トロツキスト」たちの文書に接したのは、まさにこのような文脈においてであった。

1959年11月27日の国会突入事件を大阪中電細胞は高く評価した。60年1月16日の岸首相渡米の日に、反安保国民共闘会議の呼びかけに応じて、大阪中電からも6人の代表団が上京した。しかし、岸渡米を「飛行機にすがりついても阻止せよ」との声に送られてきた彼等は、羽田行中止の共産党の方針を車中で伝えられた。激論の末、大阪中電代表団は、大阪府学連とともに羽田にむかい、そこで、学生たちの死にものぐるいの闘いに接したのである。この体験をとおして、「共産党こそは、あらゆる闘争の先頭に立つ、との概念は、一遍にふきとんでしまった」という。大阪中電の細胞会議では、羽田事件が論議され、「あの情勢にあっては、党としては当然、羽田へ行くべきであった、との結論をだした」（前掲『日本共産党大阪中電細胞離党に至る経過について』）。

だが、大阪中電細胞が共産党中央の闘争指導に対する批判の一つにまとめあげ、あるべき戦略、戦術を積極的に提起する力量をもちえないままに、共産党機関の組織統制上の措置に反発するなかで解体するにいたったことは、重ねて強調されなければならない。それは、当時の中電細胞が、結局のところ、職場における戦闘的、左翼的組合活動家の結集体という域をでていなかったことを示すものであった。そして、共産党の官僚主義的指導に対する反発を主要なバネとして党をはなれた活動家たちが、再び前衛組織に結集する見通しは極めて暗かった、というべきであろう。細胞解体後、自主的に前衛党をつくりだすための会合がもたれたが、「トロツキズム」の評価などをめぐって意見はまとまらなかった、と伝えられる。

すでに、60年頃、大阪中電細胞のなかには、「構造的改良を指向する部分」「革共同に同調する同志」「共産同を支持する同志」などがいた、と前田裕悟はのべている（前掲『日本共産党大阪中電細胞離党に至る経過について』4～5頁）。

ところで、職場の戦闘的、左翼的活動家たちが、中電細胞に結集軸を見出しえなくなったとしても、彼等が労働運動内部での活動家であることをやめないう限り、何らかの組織的結集体を模索するのは当然であった。まず、61年秋に、数名の有志をもって、大阪中電内に「労働運動研究会」（略称、中電労研）が組織され、62年1月には、東京、神戸、四国の賛同者をも含めて、「電通労働運動研究会」が発足し、機関誌『電通労研』が発行されはじめた。中電労研には、元中電細胞のメンバーを中心に、最高時約30名の活動家が結集したと伝えられる。

電通労働運動研究会は、東京電通労研、神戸電通労研、四国電通労研、大阪中電労研をもって構成され、その、全国事務局を大阪中電労研内におくということで出発した。なお、62年3月までには、大阪電通労研が組織されている。

また、元中電細胞のメンバーで、中電労研に加わらなかった者の中では、「月曜会」「社会問題研究会」などのサークル的会合が間歇的に開かれていたが、64年秋には、それまで中電労研に加わっていた一部メンバーをも含めて、「中電社会主義研究会」（略称、中電社研）が発足した。中電社研の登録人員は約20名で、例会参加者は、12～13名であったと伝えられる。

以上の「中電労研」「中電社研」が、元中電細胞のメンバーを中心に構成されていたのに対し、社青同中電班に結集するいま一つの活動家集団があった。

共産党中電細胞の解体された状況のもとで、職場に入ってきた若い活動家たちにとって、社青同は加入し易い組織であった、と推定される。社青同中電班には、やがてふれるような曲折があり、メンバーの出入りがあったが、はじめは14～15名、のちには10名位をもって構成されていた、と伝えられる。以上、50年代末には共産党中電細胞に結集していた活動家たちが、60年代前半には、すでに微妙な分化を開始していたことは明らかであろう。

以上の3組織とならんで、社会党および共産党のメンバーが独自の活動をおこなっていたことはいうまでもない。だが、社会党は大阪中電内に独自の組織をもたず、主に、社青同か組合機関をとおして活動するにとどまっていた。また、共産党は、64年のいわゆる4・8声明でストライキ破りをとなえたことによって、職場の労働者への影響力を失っていた。そこで、戦闘的、左翼的労働者集団の形成過程をおうわれわれにとっては、既存左翼の指導下をはなれて形成されつつあった、上記3団体の性格に注目することが重要であろう。

まず、同じく元共産党中電細胞のメンバーを中心に構成された2つの団体、中電労研、中電社研の主張と行動について吟味してみよう。

中電労研は、先にもふれたように、元共産党中電細胞のメンバーたちの、直ちに前衛党を再組織しようとする試みが挫折したのちに成立した。たとえ直ちに前衛党として再出発する力量をもたぬにせよ、前衛党の不在とその創出の必要を自覚しつつ、当面は、彼等が部署についている労働戦線において、「階級闘争の原則性」をまもって、「目前にふりかかる資本の火の粉を最先端にはだかって振りはら」わなければならない²⁾、というのが、彼等の基本的な立場であった。そこには、職場の戦闘的活動家たちの集団であった元中電細胞の伝統が流れていた、といえるであろう。事実、60年代の半ばにいたるまで、彼等がとりあげた主なテーマは、年々の春闘であり、職場の反合闘争であった。だが、中電労研は、元中電細胞の再版ではありえなかった。挫折をとおして再出発を志した彼等の運動には、次のいくつかの新たな特徴があったのである。

第一は、彼等がはたすべき課題を組合運動の分野に限定した、ということである。電通労研は、彼等の所属する労働組合、全電通の運動と組合運営を「全労働者階級の期待に答えうる」ものにするを「目標」とし、そのために職

2) 電通労働運動研究会『電通労研』No. 4, 1962年12月, 5頁。

場の労働者の先頭にたつて闘う活動家集団として自己を位置づけたのであった。事実、彼等の主要なエネルギーは、「職場の戦闘性」を回復する闘い、「官僚化した指導部の日和見主義」との闘い、「組合民主主義」のための闘いなどに注がれた³⁾。

「電通労研」の「結成アピール」には、「我々は自らの手で……全電通を闘う組合、血の通った組織として、全労働者階級の期待に答えうる存在とする事を目標に、労使対決の場の労働者の先頭にたつて、ダラ幹、ニセ左翼を退けて闘う事を声明する」と記されている(『電通労研』No. 1, 1962年1月, 1頁)。

また、中電労研が中心をなす大阪労研の「基本的方向」は、「労働組合の正常化」を「目標」とし、「官僚化された組合、資本の代弁機関になり下がろうとしている左翼既成組織が、民主主義的な組織になる努力をする」というものであった(『電通労研』No. 4, 16頁)。

第二は、その点と密接に関連するが、中電労研は、「前衛の不在」を自覚し、その創出を課題として意識しながらも、当面は、イデオロギー的な多様性を前提とし、現実の運動と内部論争をとおして、その多様性の克服をめざす活動家集団として自己を位置づけた、ということである。もちろん、「真の前衛」を組織して行くための理論研究の必要は自覚され、事実、そのための努力もおこなわれたのであるが⁴⁾、中電労研は、自らを「前衛党」としてうちかためることはできなかった。中電労研の一指導者がいみじくも語ったように、労研は「全電通という組織内に於ての我々の力量の発揮といった限定つきの、半政党、半大衆団体」であったのである⁵⁾。63年頃に、漸く、電通労研の政党的性格をより明確にしようとする動きがおこり、「テーゼ草案」などが論議されたが、それも結局は確定されず、むしろ、この過程で、のちに中電社研に入った数人のメンバーが脱会したことは象徴的である。

中電労研のリーダー、前田裕昭は、「前衛」は「あくまでも、目的追求のための、一過程としてあること」を強調し、「党そのものが追求目標となる自己完結論との訣別」を唱えた。文意は必ずしも明晰ではないが、大衆闘争において前衛的機能を果たす集団を、いわば下から形成することを追求していたものとみて間違いなからう。

3) 『電通労研』No. 4, 5頁。

4) 1962年6月、中電労研は、三つの小委員会を設置した。第1小委員会は、社会主義とは何か、現代の社会主義国家をいかに評価するか、をテーマとし、第2小委員会は恐慌と貧困化法則を中心に経済分析をおこない、第3小委員会は、戦後日本の労働運動史を学ぼうとするものであった(『電通労研』No. 3, 1962年6月, 15～18頁)。

5) 前田裕昭「組織論への試み」(『電通労研』No. 4)

「常に観点は、党的観点ではなく、現実の労働者の視点からの出発とならなければならない」という前田の文章は、中電労研の立脚点をも明示しているように思われる(前掲「組織論への試み」)。

なお、このような前田の主張は、当時、すでに彼がそこに属していた関西共産主義者同盟の機関誌においても提起されていた。「労働運動における新左翼活動家の任務」と題する論稿において、大崎悟(前田裕昭)は、組織を自己目的化する「党的視点からの解放」を唱え、「常に、労働者大衆のありのままの思想状況と結びついた、大衆の視野からの活動方向こそが、我々新左翼の視点とならねばならない」と述べている。また、「新左翼故に、殊更新奇な、又、万能薬的な理論が、一日にして出来上る筈がない」ので、「誤れる綱領主義」を排して、「大衆組織を全労働者の中に作りあげて行くこと」こそを追求せよ、と強調している。すでにふれたような、66年における共産同の統一再建を促した一契機が、労働戦線における活動家たちのイニシアティブにあったという第1章での推定は、ここでも裏づけられているように思われる(『共産主義』No.15, 1963年, 21~23頁)。

以上のような特徴をもつ中電労研が、何よりもまず、中継機械化闘争の過程で、職場における「既得権」を守り、労働条件の向上をはかる活動家たちの結集体としてあったことは明らかであろう。とりわけ、50年代後半の職場闘争において、多くの「既得権」をかちとり、自主的な「労働慣行」をきずきあげてきた「熟練的」労働者層は、その権利を守って一步もゆずらぬ闘いを組織することを組合幹部にせまる中電労研に、かなりの期待をよせたように思われる。事実、中電労研は、60年代前半の組合支部執行委員の選挙において、相当の成果をあげたが、その主な地盤は印刷通信の職場にあった。

大阪電信支部の組合執行委員の選挙結果について概観すると、共産党中電細胞の解散前の1960年7月の選挙では、執行委員9名中3名が共産党員で、2位、4位、5位を占め、他が社会党員であったのに対し、1962年8月の選挙では、2名が労研メンバーで、2位、7位を占め、他が社会党員ないし無党派であり、63年8月の選挙では、2名が労研メンバーで、1位、7位を占め、他が社会党員ないし無党派であり、64年8月の選挙では、4名が労研メンバーで、1位、3位、4位、6位を占め、他が社会党員ないし無党派であった。労研候補者は、すべて、印刷通信の職場に所属していた。

ところで、以上のような中電労研の性格について、その会員の内部からも批判があった⁶⁾。その一つは、労研が「エネルギー」の大半を「組合民主主義の闘争」「官僚化した指導部との闘争」に注ぎ、「政治闘争における空白沈黙」を余

6) 「電通大阪労研の若干の総括と当面の具体的行動」(『電通労研』No.4, 1962年12月)。

儀なくされてきた、という反省であり、「根強い労働組合主義の病巣」を養ってきたのではないか、という批判である。いま一つは、労研が「前衛の不在」を問題にしながら、組織の分裂をおそれて「政治思想的な雑居性」を克服するための徹底的な討論を会内においておこなうことを避けてきたのではないか、という批判である。それらは、ともに、中電労研の本質にむけられた批判であった。だが、すでにふれたように、中電労研がその出発点においてきびしく課した自己限定の枠をとり払わない限り、その批判にそって会の性格をきりかえることは困難であった。その意味では、すでに第2章でふれたような、69年秋に中電労研が迎った運命は、その影響力がつけよめられていった60年代前半にすでに定められていた、というべきであろう。

1962年に、『電通労研』の「一読者」は、次のような感想を寄せている。「労研についてぼくが良く耳にし、又、ぼく自身も考えていることの一つに、労研の考え方の、余りにも職場あるいは職場感情に密接した地点からの発想、思考の発展のさせ方についてである。それは、ある意味では、労研の良さでもあり、又、欠陥ともなっているのではないだろうか。労組幹部の日和見の收拾への痛烈な批判は、全く職場労働者に激しい共感を呼びおこすものがある。……だが、ぼくは、その主張になにか、一本調子すぎるものを感じる。……組合幹部を変えることによって、果して、現在の労働運動の停滞を脱皮することが出来るだろうか。……現在の運動停滞の主要な側面は、前衛の不在といわれる様な思想上の、運動理論上の停滞、不統一にこそあるのではないだろうか」(『電通労研』No.4, 20~21頁)。

次に、中電社研について、以上のような性格の中電労研に対比するならば、さし当ってまず、中電社研は、「創造的な革命理論」の探求をとくに重視する活動家たちの、研究会的集まりの延長線上に成立したことに注目すべきであろう。もちろん、中電社研が旗上げをしたのは、共産党中電細胞の解散以来、細々と続けられてきた研究会的集まりの「行きづまり」を打破し、「泥臭い活動」にもたずさわることを志向してのことであったが、それは、中電労研の後においてはありえなかった。65年1月に中電社研の決定した「基本的な視点」は、次のような会の立脚点を明らかにしている⁷⁾。

第一は、中電社研は、「前衛の不在」と革新陣営の四分五裂を嘆く「消極の地点」から脱却し、「革新運動の主体たる我々」こそが「創造的な革命理論を

7) 「我々のもつ基本的視点」(中電社会主義研究会『社研』No.2, 1965年3月)。

開花させ得る」という「自負」をもって出発した、ということである。それは、「在来の既成左翼の硬直性」に対する批判をバネとするものであり、具体的には、構造改良路線を模索しようとするものであり、「階級闘争の原則性」をくり返し強調した、かの中電労研とは明らかに異なるものであった。中電社研が研究会活動を重視したのはこのためである。中電社研は、例会のほかに、原則として、月1回の研究会を開き、外部から講師を招いて、国際国内情勢を研究することを申し合わせていた⁸⁾。

第二は、中電社研は、「政治、平和、文化、労働等、あらゆる運動」に「運動主体としての自負と責任」をもって参加し、影響力を拡大することを志向した、ということである。中電労研が、全電通の運動に自己の活動領域を限って出発したのと異なっている。しかも、中電社研は、その運動をすすめるにあたって、「諸運動の主流に自己が位置すると否とにかかわらず、常に、運動の結果の責任を共有する態度」をつらぬくことを強調したのであった。これは、組合内左翼反対派として「ダラ幹」「組合官僚」の批判に力を注ぐ、中電労研の態度とは明らかに異なるものであった。因みに、中電社研の機関誌『社研』には、ひろく文学、美術、その他文化運動全般についての会員の意見が掲載されていた。

このような、中電社研の「基本的な視点」が、労働組合の機関に責任ある地位をしめ、その内部からの革新を志向する労働者たちに共感をもってうけとめられたであろうことは、ほぼ間違いないであろう。実際、中電社研の指導的メンバーの多くは、大阪電信支部の執行機関で活動する人々であった。中電社研は、中電労研のごとくに、支部執行部の主流を占める社会党員と硬直的に敵対することなく、組合支部の運営に深くたずさわりながら、それを内部から徐々に革新する道をえらんだように思われる。

64年に、中電社研に結集したメンバーの2名ないし3名は、すでに61年以来の選挙において、無党派として支部執行部におくりこまれていた。とくに、63年以降は、支部三役の中にもそのメンバーがおくりこまれていたのである。

中電社研が、その「基本的な視点」にもとづいて、労働組合運動以外の分野における運動に一定のイニシアティブをとり、しばしば活動家集団の政治的結

集をはかったことは事実である。とくに、ベトナム反戦運動や建国記念日反対運動などで、注目すべき動きを示した。

中電社研は、65年3月、当面の統一行動の目標を日韓会談、ベトナム反戦におき、社会党、共産党、民青、社青同、労研に統一行動の申し入れをおこなった。共産党、民青は参加を拒否し、社会党は経営内組織がないので個人的に協力すると約し、結局、社研、社青同、労研の3者で、「日韓会談粉碎、ベトコン支持、原潜寄港阻止、電信共闘会議」を発足させた。電信共闘会議は個人加入を原則とするが、当面は、個人、組織の2本立て加入とする、という申し合わせであった。4月21日には、電信共闘会議主催で「アメリカのヴェトナムへの侵略抗議集会」がもたれ、約60名が参加した。なお、のちにふれるように、電信共闘会議は、やがて電信反戦行動委員会にきりかえられた。また、67年2月には、中電社研は、建国記念日を否認する統一行動をよびかけ、労研、社青同などのメンバーを含めて27名が、2月11日の祝日を否認し、通常どおり出勤する、という運動をおこなった。

だが、労働組合運動分野に関して言えば、組合支部機関におくりこまれたそのメンバーをとおして、いわば上から運動をリードする、というのが中電社研の主な活動様式であったように思われる。そして、事実、中電社研は、その柔軟な発想と活動様式によって、社会党メンバーとも連繋しつつ、組合支部運営のリーダーシップをとるまでにいたるのであるが、まさにその結果、中電社研は、職場における戦闘的、左翼的活動家たちの結集体にまでかためられることなく、休眠状態に入ったのである。

1967年1月、中電社研の中心的メンバーの1人、柴田義雄は、中電社研が「社会革新主体」とはなりえない限界をもっていることをみとめ、「職場活動家グループとしてのゆるやかな研究会」として運営していくか、「新左翼の結集」に「主体的に参加」して行くかの岐路にたっている、と指摘し、前者の道を進む場合に、全電通組合幹部についての分析と評価を明らかにすべきである、と「提言」し、「最早、言葉の上での左翼的ポーズだけでは、社研は成り立って行かない」と述べている。その含意は、必ずしも明晰ではないが、中電社研の活動が低迷していることがうかがわれる(『社研』号外1967年1月23日)。事実、機関誌『社研』は、第7号(66年5月)で途絶えている。

以上、二つの団体が、元共産党中電細胞のメンバーを中心に形成されたのに対して、社青同中電班は、共産党経歴の全くない若い労働者たちによって構成された。社青同中電班は、60年安保闘争以降に職場に配属された高校卒の若い労働者たちにとって、比較的近づきやすいものとしてあったのである。われわれは、ここで、かの中電スト実メンバーの大半が、60年代前半に公社に入り、はじめ他局に入った一人を除き、すべて社青同中電班に入って活動をはじめてい

8) 『1966年度社研総会議案』1966年1月31日。

ることに留意しておく必要がある。

ところで、その機関紙から判断する限り、63年8月頃までは、社青同中電班の主張と行動は、社会党の路線にそった、比較的穏健なものであった。憲法完全実施要求、原潜寄港反対、日韓会谈反対などの政治的課題で、職場での統一行動をよびかけることに、彼等の主要な努力が払われていたように思われる。労働組合運動の分野でも、とくに独自の主張や行動はなされていない。なお、後の中電スト実の主役、佐渡正昭は、63年6月に、社青同中電班の班長にえらばれている⁹⁾。

62年から63年にかけて、社青同中電班は、民青に対して、度々にわたって当面の課題についての統一行動を申し入れている。62年10月15日には、民青と社青同共催で、「日韓問題について」討論会がもたれた。63年春には、「より前進的な行動体をめざし」て、「お互い的一致できる点を探しだ」そうとする討論集会在、民青、労研、社青同共催でもたれようとした。最終段階で参加を拒んだ民青に対して、社青同中電班はもちろん批判しているが、それは、「今後、大いに協力しあわねばならない」「友好的な立場」からの批判であった。また、労研については、「労研の一部の人々の言う平和共存を否定し、世界革命を対置させる考え方には反対である」が、「当面の行動」について意見が一致した場合には、統一行動をくむ、と述べている（社青同大阪中電班機関紙『輝く道』No. 2, 62年11月, No. 4, 63年7月1日）。また、62年10月の時点では、社青同中電班は、62年7月のかの先行改式時の闘いに関して、活動家層のエネルギーが充分にくみあげられなかったことを批判しながらも、休憩時間の自局水準確定のための執行部原案を「課のセクトをむき出しに」して批判することに反対であった。中電内の労働条件格差をなくして組合内部の矛盾を緩和しようとしている執行部の態度を理解せよ、というのがその主張であった（社青同大阪中電班機関紙『輝く道』No. 1, 62年10月1日）。

社青同中電班の主張がより戦闘的、左翼的な色彩をおびてくるのは、1964年に入ってからである。63年8月には、支部役員選挙の「不正」摘発によって、社青同中電班は社会党員と対立した。ときあたかも、社青同全国組織がそれまでの構造改革路線を捨て、新たに、改憲阻止、反合理化を運動方針の基調にする時期にあっていた。社青同中電班は、この方針転換を積極的に評価し、その線にそって新たな活動を展開していったのである。おそらくは、従来の活動にあき足りないメンバーがこの転換を促し、メンバーの出入りがあったものと推定される。社青同中電班が追求した新たな方針は、合理化反対闘争を職場

9) 『輝く道』No. 4, 1963年7月1日。なお、社青同中電班は、62年11月、市外班と合併し、63年6月、再度、市外班と分かれている（『輝く道』No. 2, 62年11月, No. 4）。

において徹底的に闘い、それを当面する改憲阻止の政治課題と結びつけ、全電通、総評の体質改善をせまっていく、という趣旨のものであった。それは、「階級闘争の原則性」を強調し、全電通の左翼反対派として職場闘争の強化を訴えつづけた、中電労研の方針と大差ないものであった。事実、64年7月の全電通大会代議員選挙では、中電労研と社青同中電班とは、統一候補をたてて闘った。差異はさし当って、社青同中電班メンバーが、主として60年代に入社した若い労働者を中心に構成されている、という点のみにあった、といえるかもしれない。

「電通労研、施設青年の会、社青同中電班」の署名でだされた64年7月14日付の統一候補推薦ピラは、「民青派」「現幹部派」に対立して、「われわれ」の主張として、①低賃金構造を打破するために、「公労協などの統一闘争」をつよめ「ゼネストで政府にせまる」、②職場での闘いを徹底し、それを「全体的にストライキへ集約」して、不当処分撤回をせまる、③「職場抵抗闘争でいっさいのしめつけと労働条件の悪化を許さず、資本のための合理化にはあくまで反対する」、の3点を掲げている。なお、この統一候補の中には、前田裕昭、佐渡正昭など、69年の「マッセンストライキ」の過程で激しく対立した活動家が名を連ねていることが注目される。

だが、1964年から65年にかけて、社青同中電班の主張と行動が、当時の中電労研のそれとはかなり異なる色調を帯びはじめていたことも事実であった。社青同中電班に結集していた労働者の多くが、69年のかの「マッセンストライキ」の過程でスト実派として登場し、中電労研の大多数と対立するにいたることを知っているものとしては、その差異に注目しておくことが必要であろう。第一に、社青同中電班は、原潜寄港阻止（64年）、日韓条約粉砕（65年）など、政治的課題を直接的にとりあげた政治闘争に、中電労研以上にエネルギーをさいた。しかも、その闘争が「実力阻止」「実力粉砕」の闘いとしておこなわれるべきことをとくに強調した。「具体的闘争課題そのものに非妥協的に肉迫することなしには、運動そのものの拡大もありえない」というのが、彼等の戦術を導く発想であった。

1964年9月、社青同中電班は、原潜寄港阻止闘争にあたって、「現地大衆動員による実力寄港阻止闘争こそが、一点突破の戦術として闘争を全国化し得る」と述べ、もし原潜が「海上ピケ」を突破して入港した場合には、ポートなどで原潜の上に「すわり込み部隊」をおくり、日本の治安当局との「大乱闘」をも辞さない、そのような「徹底的な戦術」こそが、人民に敵を明らかにし、全国各地に政府打倒の闘争的デモをよびおこすであろう、というのであった（社青同大阪電信班『弾道』No. 7, 1964年）。

9月15日)。耳目聳動の戦術の意義が、すでにこの当時から社青同中電班の機関紙で強調されていることは、留意するに値する点である。

第二に、しかも、社青同中電班は、その政治闘争を単に街頭における「市民主義的な闘争」におおらせることに批判的であった。「街頭における行動のみでは、権力に対する決定的な力とならない」のであって、「デモにおける戦闘性」をかちとると同時に、職場において「政治ストライキ」をかちとることが決定的に重要である、というのが、くり返し強調された主張であった。日韓条約紛争闘争の過程で、社青同中電班は、すでに、議会制民主主義の路線をこえて実力で闘うために、職場に「ストライキ委員会」をつくれとよびかけている¹⁰⁾。

第三に、社青同中電班は、労働組合運動の強化を唱える場合でも、それが「組合主義的傾向」におちいることに批判的であった。彼等にとって、労働組合は、単に労働力の取引条件を有利にするだけの組織ではなく、「本当に労働者が、社会の主人となる社会主義社会」への「基礎を作る」べきものと捉えられた¹¹⁾。闘争の戦術もそのような観点でくみだてられるべきである、というのが、その主張であった。

1965年、社青同中電班は、中電労研の春闘方針が「技術的問題」に限られていると批判し、「賃上げ闘争一本やり」ではなく、「我々労働者こそが、社会の主人であることを宣言するような闘争の展開こそが必要なのだ」と強調している。その含意は必ずしも明らかではないが、圧迫された労働者の不満を激発させ、公社管理者を圧倒し、管理秩序を麻痺させるような職場闘争を追求しようとしていた、と推定して間違いないであろう。彼等は次のように述べている。「われわれ労働者は、闘いのまっただなかで、管理者よりも俺たち労働者こそが主人公であり、えらいんだということを体験するのだ」(『弾道』No. 10, 65年5月15日, 8頁)。

以上、われわれは、社青同中電班に結集した活動家たちが、中電労研とは異なる方針を模索しはじめていることを確認した。ここに結集した活動家たちが、同じく戦闘的、左翼的活動家であるとしても、中電労研に結集した活動家たちとやや異なる体質をもっていることは、すでにある程度示唆されているであろう。われわれは、ここで、次の2点を指摘しておけば充分である。第一は、社青同中電班の活動家たちは、60年安保闘争における「政治闘争の挫折」を知らぬ世代としてその活動を開始した、ということである。彼等は政治課題に直接

きりこむことによって、彼等の生活をしばりあげている社会体制を打破することを夢みた。彼等はたしかに労働組合活動にも熱心にとりくんだが、それは、それをおして労働者が全人間的な解放への道をきり拓きうる、と観念したからに他ならない。

社青同中電班に結集した活動家たちは、青年としての人間の悩みを率直にぶつけあうグループとして形成されていたのではないかと推定される。彼等の職場での「学習会」がだした同人的機関誌『サスケ』には、人生観、恋愛論、文学論などが掲載されている。

第二は、社青同中電班の活動家たちは、主に、電話託送などの下位職場において働き、そこで一定の影響力をもっていた、ということである。印刷通信に働く労働者たちを「熟練的」労働者とよぶとすれば、電話託送に働く労働者は明らかに「半熟練的」労働者であったが、社青同中電班の活動家たちは、自己の座席にしばりつけられて単調な作業をくり返す、そのようなタイプの労働者の悩みを、戦闘的に表現するものとしてたちあられたのである。だが、社青同中電班は、大阪電信支部の組合運営全体でリーダーシップをとることはできなかった。中電労研と異なり、支部執行部にメンバーを送り込む力はなかったのである。

なお、ある労働者は、社青同中電班の影響力がつよかった電話託送の職場の雰囲気について、次のように述べている。「皆さん方から、大変嫌われているのが、託送課であろうと思います。なぜ託送が嫌われているかといえば、あまりにも、課全体が大きすぎて、人と人とのつながりがいいのではないかと思います。……又、もう一つは、あまりにも、仕事が単純すぎるのではないのでしょうか」(『弾道』No. 10, 65年5月15日, 4, 8頁)。

以上、われわれは、大阪中電の職場における戦闘的、左翼的活動家集団の形成過程、およびその性格について、われわれの主題に必要な限りで分析した。大阪電信支部がすでにみたような中継機械化闘争を強力におこないえたのは、これらの活動家集団を組合内左翼パネとして包摂しえたからに他ならなかった。だが、60年代後半の日本の政治状況および電々公社の労使関係の展開は、その包摂関係を次第に困難なものとしざるをえなかったのである。次節において、われわれはその点に立入るであろう。

10) 『弾道』No. 14, 1965年11月13日, 『弾道』No. 15, 1965年11月15日。

11) 『弾道』No. 3, 1964年3月16日。

第2節 協約体制の「成熟」と職場闘争の壁

I 「パルチザン闘争」と「6.25協定」

1960年から62年にかけて形成された電々公社の労使関係の基本的枠組のもとで、全電通は、従来職場レベルでの労使の力関係に委ねられてきたところの、労働強度を規定している諸要因についての規制を「統一闘争」の課題として拾いあげ、それを中央レベルでの協約によって規制することを追求した。全電通は協約闘争に最も熱心な組合の一つであった、とあって差支えないであろう。同一公企体のなかにあつて、比較的類似の画一的な作業をおこなう労働者が多いということが、一見したところ、労働強度を規制する協約の締結をも可能にしているかのごとく思われたのである。

念のために付言するが、電々公社の職種は決して他公社に比して少ないわけではなく、また、作業自体が類似、画一的である場合でも、注文サービスに依るという作業の基本的性格に規定されて、場所、季節、時間帯による受注量の変動は甚だしく、労働強度を画一的に規制しようとする場合に相当の技術的困難があることも否定できない。

だが、この点についての公社側の対応は賃金、労働時間が協約でとり決められた場合に、単位時間当り一労働者の作業量の決定について、労働者によるインフォーマルな規制を解体し、その介入を排することが、「資本の論理」の要請であることを鮮かに示した。全電通の度重なる要員、作業量に関する協定化の要求を、公社は「管理運営事項」としてつよく排しつづけた。賃金、労働時間の面での譲歩が労働能率の増進をともなうべきことは、公社にとって自明の前提であり、公社は、その見地から、自由に、合理的な要員、作業量の決定をなしうる体制を確保すべきである、というのが基本的な考え方であった。全電通自身が率直にみとめるごとく、組合側は、「要員、作業量に関する事項については、公社の厚い壁を遂に破ることができず」、「職場における労働密度の上昇」をおさえることができなかった。せいぜい、地方レベルで「なんらかの説明協議体制」をつくりえたにとどまる、というのであった¹⁾。

1) 全国電気通信産業労働組合『第2次長期運動方針』1969年8月、108頁

1962年2月、公社は、組合側の「要員の算出基準および配置に関する協約」を締結せよ、という要求に対して、「要員の算出および配置は、労働条件そのものではなく、団体交渉の対象とはなり得ないもの」である、とこたえ（労働省『資料労働運動史昭和37年』38頁）、以降一貫して、「要員問題は管理運営事項である」という立場をくずさなかった（同上、昭和38年、471頁、昭和39年、433頁）。

ところで、全電通がかの長期運動方針にそって力を注いだ協約闘争が、「公社の厚い壁」にさえぎられて、その初期の目的を達成しえないとすれば、すでに、職場レベルでの反合理化職場闘争の態勢をとくことを余儀なくされ、いわば守勢にたつ活動家たちの、重い不満が鬱積することはさけられないであろう。全電通としては、長期運動方針でうたった要員、作業量の協定化をかちとるために、組織の命運をかけて強力な合理化反対闘争をくむか、それとも、労働強度の増大をやむないものと観念し、賃上げ、労働時間短縮に主な目標をおくか、その選択をせまられたといえよう。そして、事実上、全電通は後者の道を選んだように思われる。鬱積する一般組合員や活動家の不満を年々の春闘における賃上げ、労働時間短縮闘争に集約して「統一闘争」をおこない、政府、公社から何らかの譲歩をひきだす、というのが組合幹部の主な任務となったのである。その路線によってもみるべき成果をあげえぬ場合には、組合の存在理由自体が一般組合員によって問われることはさけられないであろう。

すでにふれたように、全電通は公社との自主交渉路線を追求した。だが「第2次長期運動方針」によれば、その「成果は何ら生かされることなく、残るのはただ虚無感のみというのが、ここ数年の実態となっている」というのである（前掲『第2次長期運動方針』100頁）。また、全電通の反合理化闘争に関する組合員の不満については、次のように記されている。「ぼう大な計画の事前協議に対し、大衆レベルにおいて討議し、対処することはなし得られず、組合員、活動家層に事前協議と個々の合理化闘争についての不満が存在している現実にある。」「要員、作業量に関する事項については、公社の厚い壁を、遂に破ることができず、職場における労働密度の上昇をもたらしており、職場要求のすべてが、この点に集中している現実を素直にみつめ、合理化闘争に対する無力感を克服しなければならない」（同上、108頁）。

全電通が、61年、63年、65年と、春闘における実力行使の形態を次第にエス

2) 全電通の春闘ストライキ権確立の「一票投票」における批准率(対有効投票数)は、60年、75.9%、62年、80%、63年、84.5%、64年、87.2%、65年、88.3%となっている(労働省『資料労働運動史』参照)。

カレートさせたのは、まさに、以上のような一般組合員の不満の増大につき動かされてのことであった²⁾。とりわけ、64年秋から65年にかけての賃金闘争はつよもりあがりを見せた。公社側がこれに対して大量の懲戒処分を加えたとき、全電通としては、「16万訴訟」の戦術をうちだすと同時に、久しく抑制してきた職場における抵抗闘争をもって反撃した。いわゆる「パルチザン闘争」がそれである。それは、本部からの具体的な指令、指示をまたずに、組合の各級機関が独自に創意工夫をこらして、ビラ貼り、集団交渉、ゼッケン・ワッペン・鉢巻の着用、その他の抗議行動を継続的におこない、公社の業務運営をさまたげることによって、公社に処分撤回をせまる、という戦術であった。かくして、組合活動家の不満は、せきを切ったように各事業所の管理者にぶつけられたのであった。とりわけ、60年代に入社した青年労働者たちにとって、それは最初のはなばなしい職場闘争の体験であった。

64年12月10日、公社側が、当面、自主交渉に応ずる態勢にないことを明らかにしたのに対し、全電通は「非常事態宣言」を発表して、「電気通信の途絶を含む特別行動」「無期限時間外労働拒否」などを内容とする「指令第一号」をだし、12月12日には、本社前に組合員1200名がすわりこんだ（労働省『資料労働運動史昭和39年』278頁）。12月18日におこなわれた両当事者の「トップ会談」は、改めて自主交渉を確認した。65年春闘はその前提のうえに闘われたのである。

全電通は、65年4月20日および4月23日に半日ストをおこなったが、これに対して公社は、6月5日に、解雇32名、停職677名、減給11,855名、戒告142,950名、計155,514名の大量かつ苛酷な処分を発表した（労働省『資料労働運動史昭和40年』284頁）。全電通としては、もはや引き下がる余地はなくなったのである。

だが、このはげしい「パルチザン闘争」は、たしかに全電通の処分撤回への決意を示すものであったが、それと同時に、全電通がそれを全国的な「統一闘争」としてすすめる態勢にないことを示すものでもあった。事実、65年秋の「パルチザン闘争」の強化月間では、地方、事業所による差異がめだつた。因みに、近畿地方では最も激しい「パルチザン闘争」がおこなわれたが、他所ではすでに組合にその力はなかった、という。そこで、全電通本部が、相対的に突出する職場の「パルチザン闘争」を他の職場にひろげ、それを全国的な「統一闘争」としてくみあげることができない場合には、早晚、その收拾に動かざるをえないことは自明であった。65年12月、公社が処分問題についての「話し合い」を約束したことを契機に、「パルチザン闘争の統一行動は解除する」指令

がだされたのである。

65年12月20日におこなわれた労使の交渉の結果、「処分問題は、労使関係において重要な議題であることは認める。組合側で処分のため、労使関係が正常でないとするならば、今後、この問題を中心に、組合と話し合っていく」という確認がなされた（労働省『資料労働運動史昭和40年』451頁）。

公社は、この「話し合い」を労使関係の正常化のための機会として利用した。1966年6月25日、公社側は、処分によって組合側がうけている「実害」を回復するかわりに、全電通側も、「パルチザン闘争、およびこれに類する行動」を今後おこなわないこと、両者は「中央協約と異なる内容の協約等」を「整理の対象」として、その「解決のための基本的方針を早急に検討する」こと、などを主な内容とする「部外秘」の「了解事項」が中央レベルで締結されたのである。いわゆる「6.25協定」がこれであった。

この「了解事項」において、公社は、63年2月15日、65年4月20日、4月23日のストライキに関して戒告を受け昇給延伸の措置をうけているものの、次期昇給期間を短縮することを約したのである。全電通は、65年7月の大会で犠牲者救援のため、組合員一人8,500円の臨時徴収をきめていた。この公社の「実害回復」措置が、全電通の組合財政にとって極めて重要な意味をもったことは明らかであろう。「6.25協定」は、ほかに、公社の「拡充計画」について、全電通は過去に締結した「基本的了解事項」にもとづいて「誠意をもって努力すること」、「夏期特別手当」を勤務成績によって支払基準上下10%の枠内において差別支給の調整をすること、などを含んでいた（労働省『資料労働運動史昭和41年』268頁）。

この「6.25協定」は、すでに、60年から62年にかけて形成された労使関係の基本的枠組を最終的に確定し、それを完成する意味をもつものであった。かの基本的枠組のもとで、全電通は、すでに、職場闘争を通じて下から協約を闘いとしていく路線からの転換をとげていたのであるが、「6.25協定」は、より積極的に、職場レベルで闘いとられてきた「慣行」「既得権」を整理する道を、全電通が歩みはじめることを意味していた。具体的な結論は、地方レベルでの交渉を通じて出されることとされていたが³⁾、「6.25協定」によれば、中央協約を上廻る条件をちとっていた事業所レベルでの協約、慣行の整理をせま

3) 「6.25協定」では、「中央協約と異なる内容の協約等」の「整理」については、「地方交渉委員会」においても「検討・提示」し、「団体交渉において結論を出すものとする」とされていた。

られることは明らかであった。もちろん、形式論理的には、突出した事業所であちとられた協約内容を中央協約あるいは地方協約に吸収し、フォーマライズしていく可能性も皆無ではないにせよ、現実には、中央レベルでの協約闘争が「厚い壁」にぶつかっている状況のもとで、しかも、「パルチザン闘争および、これに類する行動」はおこなわないことを約束したうえで、新たにすすめられる「協約の整理」が何をもちたらずかは明らかであった。端的に言って、それは、これまで事業所ないし職場レベルでの職場闘争、団体交渉の「戦果」を御破算にし、職場での労働強度を規定している諸要因を直接的、間接的に制約してきた職場におけるインフォーマルな規制をとり払うことを意味した。かくして、協約体制の「成熟」にともない、職場闘争のぶつかる壁が一段と厚くなったことが強調されるべきであろう。他の単産に先がけて体系的に進められた全電通の協約闘争が、突出した職場闘争を抑制し、組合分裂の危機を回避するなかで、このような協約体制にたどりついたということは、留意しておくに値する点である。

「6・25協定」のなかに「毒素」が含まれることを、全電通本部も知らなかったわけではない。66年7月の全電通の大会では、非公開でこれについて激論がかわされた。結局、それは賛成233票、反対198票の小差で承認されたが、その際の「議長集約」は、全電通本部の苦境を明示している。即ち、「この了解事項を本大会で承認しなかった場合には、資本並びに同盟などからし烈な第2組合への分裂攻撃がかけられることは必至であるが、いかながら、現在の組織体制では、1名の脱落者も出さず、組織の統一と団結を保持することは至難であり……組合員の素朴な声に耳をかたむけ、まずは、なにはともあれ、実害回復をはからなければならない状態にある」（労働省『資料労働運動史昭和41年』、269頁）。

もちろん、「6.25協定」によって、事業所レベルでの協約を整理する方向がだされたとはいえ、それがいかにすすめられるかは、地方レベルでの交渉如何によるところが大きかった。おそらく、近畿地本は、その整理に際して最も執拗な交渉を試みた地本の一つであったといえよう。近畿地本は、団体交渉を通じて問題解決をはかること、「協約の整理」にあたっては、「代償措置」を明確にするか、新たに地方統一協約などに「発展的に解消する」ことを追求すること、などを交渉にのぞむ「基本的な態度」とした。すでに死文化している協約なり、組合組織運営上、問題のある協約の破棄はみとめるが、現実には生きていく協約については手をつけず、できれば適用範囲をひろげる、という

のが、近畿地本の考えかたであった、といってよいであろう。

近畿地本は、その「基本的な態度」として、(1)「6.25協定」では労使協力して「整理」することを規定している以上、「一方的破棄」はありえず、「団体交渉を通して問題解決を行う」ことをまず確認すること、(2)「中央協約と異なる内容の協約等」とは、労働基準法違反や「中央協約より下廻るもの」を指すのであって、中央レベルで未協約のもの、或いは細目協定などは含まない、という解釈にたつこと、(3)協約の「整理」とは直ちに「解消」ではない、「代償」が明確にならない限り「解消」させないこと、(4)労働基準法以下の協約、中央・地方協約を否定し、「組織統制上問題がある」と地本が判断した協約は「自律的に否定」すること、などをきめた（全電通近畿地本『41中第1018号「6.25協定」第3項に基く地方交渉協約類集について』1967年7月）。

当時の近畿地本委員長片山吉市は、地本としては、「死んでいる捕虜」＝すでに死文化している協約は捨てても、「生きている実兵」を殺してはならない、という考えかたで交渉にのぞんだ、と回想している。現存する資料およびその後の経過は、片山のこの回想が必ずしも自己弁護ではないことを裏づけているように思われる。

なお、他地本と比較して、近畿地本がこの協約整理をいかに重視し、執拗にとりくんだかについては、全電通『各地方交渉委員会における最終結論の集約』（1967年）を参照。但し、この点の立入った吟味は、別途おこなうべきことであろう。

近畿通信局は団体交渉で解決をはかることに同意したが、近畿地本の上記のような「基本的な態度」とは正面から対立した。「単一企業体」として「均衡を失っている」ものはもちろん、「管理権を放棄しているとみなされるもの」はこの際「整理」し改めたい、というのが、公社側の基本的な考えかたであった。そして、66年12月13日から、労使間のはげしい交渉がくり返され、結局、67年5月23日に、破棄する協約74件、当面凍結する協約78件とすることで⁴⁾、一応の決着がつけられたのである。

近畿通信局側は、「単一企業体における労働条件はでき得る限り均衡を保つ必要があり、均衡を失っているものについては改める。」「公社として管理権を放棄しているとみなされるものがあり、適正な管理を行なうために改善したい」という考えかたにたつた（『近41確2001号議事録確認事項』1966年12月13日）。

近畿地本と近畿通信局の間で「整理」された協約の内容およびその締結年次などを整理すると、第II-4表のごとくである。われわれは、この表から、問

4) 近畿通信局側は、「凍結」とは、「6.25協定」にもとづく「整理対象」の協約ではあるが、「当面は討議の対象にしない」、その間、「従来どおり協約としての効力をもつもの」と説明している（『近42照第2006号議事録照会事項』1967年5月23日）。

題としてとりあげられた協約の7割以上が61年以前に締結されたものであること、とりあげられた協約の内容を事項別に分析すると、人事・労務管理上の諸問題についての協議ルールに関する協約が過半数を占めていること、実態的に労働条件をとりきめた協約の大部分は労働時間に関するものであることなどを指摘しよう。しかも、協議ルールに関する協約が、ほとんどすべて、61年以前に締結されたものであることがめだつ。すでに度々ふれてきたところの、かの労使関係の基本的枠組が形成される以前に事業所レベルでとり結ばれた協約類が、この時点で整理対象にあげられていることに留意すべきであろう。また、労働時間に関する協約の多くは、交替準備時間、作業準備時間、車体清掃時間などの作業附帯時間に関するものであることにも留意すべきであろう。これらは、公社側が管理権の確立、職場規律の厳正化、労働能率の向上にむけて、本

表Ⅱ-4 「破棄」「凍結」された協約の総括表

協約事項	締結年次	年次											計	
		'55	'56	'57	'58	'59	'60	'61	'62	'63	'64	'65		'66
1) 任用・表彰・懲戒等の協議	A			2	1	2	4	6						15
	B													
2) 配転・配置がえ訓練等の協議	A		1	1			1	4	1				1	10
	B	2	2			2	3	4		1		1	15	
3) 服務線表・勤務割り等の協議	A													
	B		3			3	3				1		10	
4) 労働時間関係(含休暇)	A		1	2	5	5	7	1	1		3		3	28
	B		4	4	4	5	8	3	2	3	4	3	3	43
うち、交替準備、作業準備、掃除等作業附帯時間	A													
	B		2	3	3	5	6	2	2	2	1	3	3	32
5) 合理化施策の協議	A						2	1						3
	B			1		1	1	2					1	6
6) 団体交渉方式関係	A							2	4	1			1	9
	B												1	9
7) その他	A			1		1	3	1	1	1			1	9
	B					1			1	1			1	4
合計		2	11	11	10	20	32	24	10	7	8	7	10	152

注 1) A=破棄された協約件数

B=「凍結」された協約件数

2) 全電通近畿地本『41中了第1018号第3項にもとづく協約整理に関する覚書』(近42覚11号)等の添付資料より作成。

格的な努力を開始したことを示唆している。

だが、同時に、この表Ⅱ-4は、近畿地本が公社側の意図に対して相当の制約をつけたことをも示唆している。任用、表彰、懲戒等に関する協議ルールはすべて破棄されたが、服務線表、配転、配置がえ等に関する協議ルールの多くは「凍結」されるにとどまった。また、先にふれた作業附帯時間に関するものはすべて「凍結」されるにとどまった。先にふれた近畿地本の「基本的な態度」にもとづく交渉が一定の効果をあげたことは否定できないであろう。

近畿通信局は、1967年1月9日に、「整理対象」となる協約138件を組合側に提示し、4月21日に、「解約」するもの59件、中央交渉に「上移」するもの2件、地方交渉で「代替協約」を締結するもの15件、当面「凍結」するもの64件と分類、提案した。これに対して、同年5月4日、近畿地本は、64件の「凍結」に賛成、他の公社側提示の協約については、「破棄」してよいもの42件、「議論」したいもの34件があると指摘し、それとは別個に、組合側として「破棄」してよいもの17件を提案した。この17件が、おそらく片山甚市のいわゆる「死んだ捕虜」であったのであろう、と思われる。

近畿通信局にとっては、なお「改革」すべき多くの問題が未決のままにのこされたのであった。『近畿労務情報』は、「協約の整理」後1年たった68年7月に、改められるべき「慣行」がなお存在していることを強調している。事実、近畿通信局は、69年12月、67年の「協約の整理」において「凍結」された協約類やその他の協約、慣行の「整理」を、改めて近畿地本に提起せざるをえなかったのである。この点に関しては、後に再びふれるであろう。

近畿通信局によれば、「管内の一部機関においても、未だ、服務関係に関するヤミ休憩の黙認、任命権に関しての組合関与、組合活動に関しての過度の便宜供与、時間外手当の倍増支給等の慣行および開局、改式等に際し、安易な判断から、一時的な解決手段として、当を得ない内容についてその行為を黙認したものが、慣行として残されているものもあるのが実情である」(『近畿労務情報』68号、1968年7月3日)。

大阪中電の場合、「6.25協定」によって直ちに破棄された協約はない。中電当局は、改式闘争の過程で協約化された「休憩時間や車体清掃時間」についての協約、労使慣行に関する「念書」⁵⁾などを「整理対象」として通信局に上申したが、結局、前者が「凍結」されるにとどまった。すでに、前項で分析した

5) 「念書」の具体的内容については、次項においてふれることにする。

ような、長期間にわたった中継機械化闘争の過程で徐々に堆積してきた「慣行」「既得権」に対して、直ちに「改革」のメスを入れることは、中電当局にとって極めて困難なことであったに違いない。さらに、大阪電信支部が支部委員会で「6.25協定」に反対する立場をかため、66年8月の支部大会では、「6.25協定」の「毒素」を排除するための「職場活動、職場闘争、大衆行動の進め方」を具体的に決定していることにもふれておくべきであろう。

近畿地本は、全電通の大会において、「6.25協定」の承認に賛成した。これに対して、大阪電信支部は反対し、いわば支部ぐるみ反主流派の立場にたったのである。中電当局の管理者は、当然、組合支部の動向に慎重な配慮を払わなければならなかったに違いない。大阪電信支部の「活動方針」では、「6.25協定」を空洞化させるための活動として、「当支部における部課長との話し合い活動、時間外労働の自主規制、理由の不明確な貸借役拒否」などの職場闘争や、大衆行動、年次休暇などの完全消化、生理休暇の趣旨の徹底などの職場活動をさかんにすべきことが述べられている（大阪電信支部『第23回支部定期大会決定集』1966年8月、8～9頁）。

だが、にもかかわらず、近畿地本の場合にも、また大阪電信支部の場合にも、全電通全体の流れを逆転させる力をもちえなかったことを忘れてはならないであろう⁶⁾。「協約整理」の交渉が一段落した段階で、近畿地本が提起した「今後の方針」は、明らかに防衛的なものであった。職場での協約「締結闘争」を今後とも進めるべきことをうたいながらも、「軸」は地本レベルでの交渉におかれ、支部、職場の組合は、地方協約の「履行を迫る体制」をかためるべきである、というのが、その基本的な考え方であったように思われる。また、大阪電信支部の場合でも、「協約締結の闘争」というよりは、「協約完全実施」「既得権」「慣行」の防衛に力点がおかれてくることは避けられなかったのである。

全電通近畿地本『41中丁第1018号〔6.25協定〕第3項に基く地方交渉協約類集について』（1967年7月）は、「今後の方針」として次のように述べている。「これからの職場の労協締結の闘争は、労組としての統一された方針のもとに、最終的には、地本段階における協約化ないし批准を展望して闘われなければならない。……具体的には、地方交渉への下部の意見の集約と、地方交渉結果のすみやかな伝達、下部の交渉状況の上部への報告、下部交渉と併行した地方交渉の展開……地方本部を軸とし、支部分会の有機的連携……さらに、労協を完全に実施するきびしい姿勢を貫ぬかねばならな

6) 全電通のストライキ批准「一票投票」は、66年春闘で批准率79.2%にさがり、67年には、ストライキ批准の「一票投票」自体おこなわれなかった。

い。……労使慣行については……これを変更し解消するためには、単に、公社の一片の通告では効力をもたない。労働組合として、組織統制を乱し、又は、法律に違反すると考えられる如きものを、自立的に否定することを含め……労使間で対処……しなければならない。

以上、われわれは、「6.25協定」が電々公社の労使関係においてもった意味を、近畿地本に焦点をあてて吟味してきた。この興味ある歴史過程の分析は、一見したところ、われわれの主題にてらしてやや迂遠にみえるかもしれない。だが、実は、決してそうではない。やや先廻りするというならば、全電通のなかで、最も戦闘的、先進的な拠点支部と自負してきた大阪電信支部が、近畿地本全体と同じく、「6.25協定」を契機に明らかに守勢にたち、たしかにその支部内ではなお「既得権」「慣行」を維持しながらも、もはや、全電通全体の運動を近畿地本をとおしてリードしうるかのごとき幻想をもつことは許されなくなった、という状況が、前節でみたような戦闘的、左翼的活動家たちにかなる転回をせまるか、ということが重要なのである。とりわけ、65年のかの「パルチザン闘争」において局管理者に激突し、職場闘争のなかで自らのエネルギーを自覚しはじめた青年労働者たちが、「6.25協定」以降、一段と厚さを増した職場闘争の前にたちはだかる壁にいかにか苦悩しはじめるか、を問うことが重要なのである。

われわれは、その点を次節において立入って吟味したいと考える。だが、そのまえに、職場闘争をおし進めてきた活動家たちが直面した、いま一つの壁、「6.25協定」以降の公社側の労務管理政策について、吟味しておくべきであろう。

II 改式後の新たな労務管理

65年11月、大阪中電は中継機械化のための機械、諸施設を設置した新局舎に移転した。新局舎における中電労働者の作業様式に、相当大きな変化が生ずることは当然であった。だが、すでに中継機械化闘争の過程を知るわれわれとしては、中継機械化にともなって、電信部門で必要とされる具体的有用労働の変化が、直接かつ一義的に、中電労働者の作業様式の変化を規定しているかのごとく想定することはできないであろう。いかにドラスティックに具体的有用労働の質的な変化が生じようとも、それがいかなる労働者たちによって、いか

なる仕方様式で遂行されるかは、さまざまなレベルでの労使間の対抗に媒介されざるをえない。われわれは、まず、必要とされる具体的有用労働の変化を条件として、公社側がいかなる労務統轄様式を打ちだすにいたるか、を確定しておくことが肝要であろう。

中電当局と電信支部との間では、65年4月から5月にかけて、中継機械化にともなう「各課別要員配置計画」や、「改式後における大阪中央電報局の組織と運用の概要」についての説明、協議がおこなわれている(『昭40記第1号、団体交渉記録書「中継機械化に伴う要員問題について」1965年4月28日、『昭40照第9号、交渉議事録照合事項「中継機械化に伴う運用方法について」1965年5月15日)。

その場合、中継機械化にともなう具体的有用労働のいわば質的な変化は、やや大胆にいえば、中継通信の基幹的作業部門を中心におこり、他の部門ではそれほど大きな変化はなく、せいぜい、いわば量的な変化にとどまっていたことが留意されるべきであろう。即ち、従来の中継通信に必要とされた中継局での具体的有用労働を、大阪中電の場合に即して描くならば、それは、①電文が受信されて、タイプ文字で記録されたテープを、規定通りに切って中継紙にはりつけ点検したのち、それをコンベヤなどの運信機で運信課に集め、②それを宛先によって区分して、再びそれを運信機でその宛先方面に通じる直通回線の送信席におこり、③そこで、中継電文をみながら、タイプライターに似た鍵盤鑽孔機をつかって送信用のテープをつくり、それを送信機にかける、という一連の作業の流れとしてあった。そして①と③とが一定回線をうけもつ労働者グループによってになわれ、②が別の労働者グループによってになわれていた。

中継交換機の導入はこれらの一連の作業の流れ自体を不要化した。そして新たに、中継交換機を巡回・監視し、事故の発見と処理、テープのとりかえなどの作業をおこなうことが必要となった。もちろん、中継機械化されても、従来、受信、送信に必要とされていた作業自体が全く不要化するわけではない。大阪中電の場合でも、電話あるいは窓口でうけつけた電文の発信、管内に配達する電文の受信などは、当然、必要な作業であった。だが、そのような作業に必要な労働者数は、取扱い電報量を一定とすれば、当然、減少する運命にあった。

1) 前掲薄・長尾「電信電話の技術革新と雇用問題」参照。なお、音響通信機(モールス)の場合には、受信は、音響を聞きとりながらタイプライターで記録し、送信は、電文をみながら通信機をたたく、という作業を必要とした。

表II-5 大阪中電部別要員推移

年	部名	受付配達	電話託送	第一通信		第二通信		業務	共通	分室	全定員	全要員
				印刷通信	中継通信	加入電信	加入電信					
1960		151+11	262+6	424+13		351+21		92-6	141+4	66+3	1496	1546
61		149+8	269+12	427+18		343+9		87+25	146+11	66+3	1496	1581
62		144+7	273+18	424+17		336+0		84+11	142+14	68+3	1476	1550
63		144+7	289+16	329+15		264+14		84+53	139+12	65+8	1319	1435
64		140+3	295+34	331+25		264+16		84+22	139+11	65+11	1323	1451
65		136+7	305+41	342+36		249+28		84+36	137+5	69+4	1327	1487
66		159+6	397+3	215+5	92+2	117+3		74+42	111+10	68-2	1233	1306
67		159+5	397-9	215+25	92+3	117+8		74+11	111+1	68-2	1233	1279
68		159-4	375	219+22	92	122+2		71-1	111+4	65+3	1214	1240
69		166+2	375-10	219+8	92+1	119		71+20	110+3		1152	1176

注 1) 大阪中央電報局『業務年鑑』(各年次)より作成。

2) a±bは定員を基準に増減を表現している。

表II-5から、大阪中電労働者のなかで、本来の電信部門の労働者の占める比重が著しく低くなってきたことを指摘しうる。また、人員に大幅な減少がみられたのは、63年の先行改式、65年末の中継機械化の時点であり、その際に労働者数が大幅に減少したのは、本来の電信部門の職場であったことを指摘しうる。

なお、仔細に観察すれば、新局舎に設置された新式機械設備によって、一見、従来とほとんど変わらないと思われる作業にも、注目すべき変化があらわれている。たとえば、印刷通信の作業は、従来、担当直通回線別に区分けされ、その担当によって、受信・発信席も異なり、電文はその担当席に区分けして送られてきた結果、担当直通回線別に、作業の繁閑が生ずることは不可避であったが、機械中継のもとでは、宛先符号をテープにうちこめば、どの席からも送信しうることとなった結果、その区分けは不要化し、担当席間の作業量は均一化し、いわば、画一的・集团的作業の性格が濃厚になってきた。また、電話託送部でおこなわれているところの、電話で電報をうけつける作業も、従来、客からのコールが入ると、座席のまえのランプがつき、そこでキーを操作して応待をはじめの仕組みになっていたのに対し、新式設備のもとでは、応待が終って一定

秒数たつと自動的に新たなコールが入りうるようになってきた。また、各席の作動状況を集約し、ランプで明示する「盤」が設置された。このような変化のもとで、個々の労働者がその作業の速度を自主的に規制する余地は、著しく狭められてきたことは明らかである。

印刷通信労働者の場合、以前は、特定の地方回線をたとえば2人の労働者がくんで担当し、その取扱い電報量が比較的少ない場合には、交代で1人が席をはずすことも比較的容易であった。だが、新たな体制のもとでは、電報が均等に配分されてくるのがたてまえであり、もし1人が席をはずす場合には、運信課の配分の係にとどけて、配分をストップさせることが必要となった。それによって、他の同種労働者たちの作業負担が増加することは明らかであり、その点の配慮ぬきに個々の労働者が作業をさぼることは困難となった。

さて、中継機械化以降の新局舎における労務管理は、以上のような具体的有用労働の面での変化をふまえて、それを一面では利用しつつ、また他面では、そこから生じうる摩擦を防止する配慮をも加えて、新たな展開をとげた。ときあたかも、すでにふれた「パルチザン闘争」と「6.25協定」の締結がおこなわれた時期であり、念願の中継機械化を完了した段階で、新たな労務管理がうちだされるのは必然的であった。われわれの蒐集しえた資料は極めて限られているが、次のいくつかの点を指摘することができる。

第一は、始業、終業、休憩などの時間管理を中心に、職場における就業規律を厳正にすることが追求された、ということである。先にふれたような作業内容自体における変化は、機械設備に対する個々の労働者の従属度をつよめたのであるが、公社側は、この条件を利用しつつ、末端職制機構を強化することによって、長い間に職場にしみついた「悪弊」を是正することに本腰を入れはじめたのである。

大阪中電局長は、毎年の年頭のあいさつにおいて、厳正な職場規律の確立の必要を訴えている。なお、「6.25協定」にしたがって、勤務時間関係の協約類を「凍結」したさいに、公社側は、「出勤時刻の管理については厳正に対処し、事実上、休憩時間の過付与、又は時短とならない様措置する」ことを強調していることを指摘しておきたい（『近42第2005号、議事録照合事項』1967年4月21日）。

第二は、職場レベルにおける組合活動が公社の職場管理秩序をおかさないように、とりわけ組合職場組織の要求する管理者との「話し合い」が団体交渉的な性格をおび、業務の「正常な運営」を妨げることのないように、職場管理

者の組合に対する姿勢をつよめることが追求された、ということである。

「6.25協定」の折に、中電当局が「整理」を希望したところの、63年3月13日締結の「念書」では、「社内報（『大阪中電』）と、組合側機関紙類の職場における取扱いは同様とする」など、職場での組合活動の余地を大幅にみとめると同時に、「支部委員または部会委員から、それぞれの部課長に対し、その部課の問題について話し合いの申し出があった場合は、当該部課長は、支障のない限り誠意をもって応ずるものとする」と規定されていた。それは、「分会交渉的性格をもつものではない」とうたわれていたが、この「念書」でみとめられた労使慣行は、職場管理者にとって、重い負担であったに違いない。

おそらくは、新任管理者のなかには、この「念書」に反する、新たな労務管理をおこなうものがでてきたのであろう。62年2月28日の『昭42特記第1号団交等特別記録書』には、「とくに、新任管理者は……組合の部会委員または支部委員等と、正常な労使慣行を維持するため、常に意志疎通を行なうよう配慮する」と記されている。また、「話し合い」が無秩序におこなわれることをなくするために、「話し合い」に際しては、職場の労使双方に窓口担当者を定め、事前に、「話し合い」の日時、場所、議題を打ち合わせるなど、スムーズに運営できるよう配慮する」と記されている。当局が職場における集団交渉的な「話し合い」を拒否する態度をかためたことは明らかであろう。

また、『近畿労務情報』（68号、1968年7月3日）は、68年7月に、「協約整理後1年をふり返って」「今後は、所謂「ヤミ協約」について、その生誕の経緯がたとえどのようなものであろうとも、決して容認されるものでないことを銘記しなければならない」と強調している。

第三に、労働者の労働意欲をたかめ、その自発的な協力をひきだすために、さまざまな新しい労務管理技術が導入されてきた、ということである。社内報の労働者家庭への郵送、レクリエーション、サークル活動の育成、提案制度の普及などがすすめられると同時に、いわゆる目標管理、コミュニケーション・ルートなどの導入が試みられた。

すでに、60年代前半に、関東で導入された目標管理、コミュニケーション・ルートが、68年から69年にかけて、大阪中電でも漸く導入されはじめたことが注目される。当局者の説明によれば、目標管理とは、「職場の業務上の問題を解決するために、皆で討論して目標を決め、各々が自己啓発しながら仕事をすすめていこうというもの」であり、コミュニケーション・ルートとは、そのために「主として、業務上の諸問題について、周知っていはかる目的で、主任係長のまわりに何人かずつのグループをつくらうというもの」であった（託送部会『職場討議資料』1969年3月30日）。現実に職場の末端職制層にまで、この目標管理の方式が滲透してきたように思われる。

第四に、以上の方向での新たな労務管理をすすめて行くために、強力な職場

管理機構をつくる努力がおこなわれた、ということである。当局は、従来の職場にしみついた「悪弊」を改革するために、部課長を中電内部から任用することをやめ、新任管理者を送りこむように努めると同時に、係長、主任クラスの数をややし、かつ、彼等を末端管理者として教育することにつとめた。

大阪中電『業務年鑑』より試算すれば、大阪中電の係長、主任の数は1961年には、要員5.1人に1人、66年には、4.55人に1人、69年には、4.34人に1人という具合に、相対的に増加していることを指摘しうる。なお、71年には、3.73人に1人となっている。主任、係長のこのような増加は、新たな状況のもとで古参労働者を掌握しなおそうとする、公社当局の努力を表現していた。中継機械化がおこなわれる以前の印刷通信の職場についていえば、係長、主任は、作業内容を熟知した労働者として、上級管理者に対して相対的に独自の発言権をもっていた。事実、一般労働者は、彼等をまきこむことによって、個々の職場である程度、融通のきく職場慣行をきずいてきたのであった。だが、中継機械化は、そのような係長、主任の地位を支えていた熟練をほりくずした。単純化された作業をおこなううえで、古参労働者がその多年の経験の優位をほこることは著しく困難となってきた、といえよう。公社当局は、そのように熟練労働者としての地位がゆらいできた係長、主任クラスを、もっぱら一般労働者の単純作業を監督することを使命とする末端職制にくみかえ、新たな労務管理の下士官として掌握しなおすことをめざしたのである。

もちろん、以上のような方向で打ちだされた新たな労務管理が、どの程度、実効をあげたかは、自ずから別個に吟味されるべき問題である。だが、以上のごく簡単な考察によっても、かの「6.25協定」以降、大阪中電の労働者が一段ときびしい労務管理に直面したことは明らかであろう。第2章でふれたところのいわゆる反戦派労働者が敵視した「遠藤労政」なるものは、以上の流れの一環を占めるものとして理解されるべきであろう。

第3節 職場闘争の壁と直接的政治行動

I 組合内左翼反対派活動の限界

大阪中電の中継機械化改式がおわり、新局舎で作業が開始されたとき、職場環境や労働条件にある程度の改善もたらされた、というのが、多くの労働者の率直な印象であったように思われる。冷暖房が完備した近代的な7階建のビルディングには、ゆとりのある福利施設や組合事務所なども収められていた。

また、新機械設備によって、手労働が軽減され、作業が単純化した分野では、さしあたって肉体的疲労が緩和するかのごとく思われた。

だが、新局舎における労働と生活の日々をとおして、労働者の新たな不満が顕在化してきた。それは、さし当って、単純化され単調化した作業のくり返し、作業のテンポを個人的に規制することの困難さ、作業を監督する機構の強化などへの苦痛、圧迫感として形成された。しかも、その不満は、彼等の日々の労働が、今後の展望としてどのような労働生活とつながっているか、という、より持続的な、生涯的な不安とつながっていたことが、同時に強調されなければならない。基幹的電信労働者が多年にわたって身につけてきた熟練がほとんど全く不要化され、彼等が大量に配置転換の対象にあげられたということは、当事者である中高年労働者自身に転落への不安感をかきたてただけにとどまらない。それは、企業内養成された基幹的労働者がその公社内の職業的生涯においてあゆんできた、いわば従来の職務昇進の階梯自身がくずされた、という意味では、青年労働者にとっても、彼等の予定する未来にかかわる問題として重視されざるをえない。もちろん、適応性にとむ青年労働者は、新たに導入された中継交換機のオペレーターをめざして「自己啓発」をすることも可能であった。だが、その新たな作業自体も、そのための一定の訓練をへたものにとって、比較的単純なものと意識されたのである。職場に漂う空虚感、無力感の根はひろく、かつ、深かった、というべきであろう。

電話託送部の労働者は、次のように記している。「改式後、作業が単純になって仕事にはりあいがなくなった、という事は、しょっちゅう聞く言葉です。……クロスバ交換機なるもののおかげで、受信終了毎にスイッチをいれる手間もなくなり、設備類の新しさも手伝って、肉体的には仕事が楽になったようにも思えました。……しかしながら、私たちの一つ一つの手間をはぶいて、自動的に仕事が出来るとこの便利さそれ自体が、現在、「空虚」だとか「味けない」と語られる精神的不満感、苦痛感をうらはらのものとして生みだしてきたのです。……「トンツー」中心の古き、よき(?)時代は、公社からみれば、非常にやっかいな時代でありました。それは、通信作業が、熟練や経験やカンなどの、労働者の肉体的諸条件に大幅に左右されるものであり、この為に、労働者がツムジをまげたら、たちまち通信がストップしてしまう条

1) この点、大阪電信支部『第22回定期大会議案書』(1965年11月)および『第23回支部定期大会決定集』(1966年8月)を参照。ここでは、職場環境の改善と安定した労働条件が、組合の中継機械化闘争の成果として位置づけられ、今後の組合活動をとおして、さらに、それをたしかなものとするべきである、と捉えられている。

件にあったからです。中継の機械化等の合理化によって、公社が追求したのは、人間の労働を、できる限り機械におきかえて、人べらしをはかるとともに、作業をできるだけ単純にして、労働者を無力にしてしまう（反抗したら別の者とりかえられる）ことではなかったでしょうか。……日々の私たちの労働が示しているように、労働者は、今や、機械の付属物にすぎず、思考を介しつつ労働するという人間的労働は排除され、ウマヤウシ同然の、非人間的労働が強いられること、このことこそ、「仕事の空虚さ、味気なさ」の原因にほかなりません」（託送部会『職場討議資料』1969年3月、4頁）。

前節で指摘した新たな労務管理は、このような状況への公社なりの対応であった。とりわけ、係長、主任など、下級職制層への管理者教育の強化は、一般労働者への監督機構を整備するという意味でも、また、古参労働者たちに新たな「生き甲斐」を植えつけるという意味でも、重要な意義をもつものであった。だが、ここで、大阪中電の労働者たちにとって、そのような「生き甲斐」への道は、比較的狭いものと意識されざるをえない事情があったことにもふれておくべきであろう。大阪中電の年齢別勤続年数別の労働力構成の推移を分析するならば（図Ⅱ-1、図Ⅱ-2参照）、大阪中電の労働者が比較的流動性少なく、大阪中電への定着率が高いこと、中継機械化にともなう他局への配転では勤続15年未満層の比重が高かったこと、したがって、長期勤続者の相対的比重が次第に、とりわけ改式後、高まってきていることなどを指摘しうるのであるが、そのことは、係長、主任などへの道が狭隘化する可能性を示しているといえよう。事実、表Ⅱ-6の示しているように、大阪中電の古参労働者が主任となる

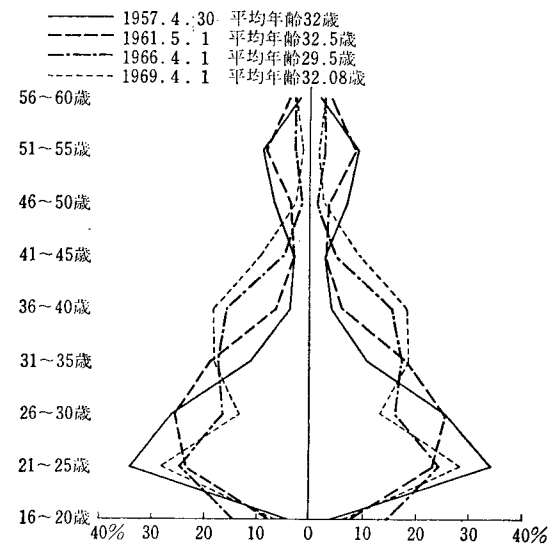
表Ⅱ-6 役職者平均勤続・年齢構成推移

役 職	1961. 5			役 職	1966. 4			1969. 4					
	性	A	B		C	性	A	B	C	性	A	B	C
指定管理職	男	87	34.6	51.3	同 左	男	77	33.2	50.1	男	76	32.2	46.0
医療管理職	女	2	39.3	55.5		女				女			
運用主任、共通・業務主任	男	120	28.8	47.9	運用係長、業務・共通係長 看護婦長	男	123	25.1	42.0	男	116	25.8	43.1
	女	2	37.5	53.0		女	3	28.0	47.3	女	4	27.5	50.0
指 導 主 任	男	176	19.8	38.3	運 用 主 任	男	151	19.9	37.8	男	140	21.4	38.7
	女	10	28.8	45.0		女	10	24.9	42.8	女	11	23.0	40.4

注 1) 資料出所：大阪中央電報局『業務年鑑』当該年より作成。
2) A=人員、B=平均勤続年数、C=平均年齢。

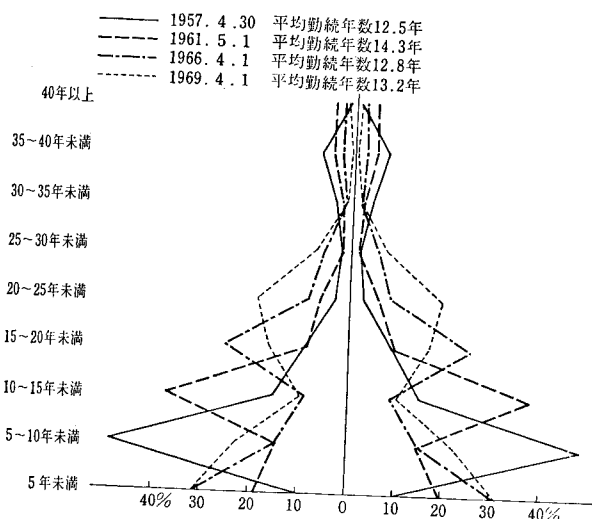
平均年齢は、次第に上昇している。以上のような、先輩労働者たちの間にひろがった、さまざまな意味での挫折感、閉塞感、60年代に入社した青年労働者たちにとっても、不安定な自分たちの将来を暗示するものとして、他人事ではなかったに相違ない。とりわけ、高校を卒業して入社し、自己の能力を職場で生かすことを望んでいる意欲的な青年労働者たちにとって、彼等のもてる才能が豊かであればあるだけ、大阪中電での労働と生活の日々は、たとえ、一見、個々の労働環境なり労働条件なりが相対的に恵まれたものであっても、満足すべきものとはなりえなかったに相違ない。

1965年、電信支部は、配転希望アンケート調査をおこなったが、その結果は、当時見込まれた配転数193名の枠に対して、配転希望者数は462名であり、しかも、その年齢構成をみると、若年齢層（16歳～23歳）が197名、壮年齢層（28歳～35歳）が156名という状態であった。青年労働者たちが、他局への転出を志向していることは注目すべき点である（全電通大阪電信支部『合理化討論集會資料』1965年4月）。



図Ⅱ-1 年齢別労働力構成推移

注 1) 資料出所：大阪中央電報局『業務年鑑』当該年より作成。
2) なお、1957年については、20歳未満、25歳未満、etc.と分類されている。



図II-2 勤続年数別労働力構成推移

注 資料出所：大阪中央電報局『業務年鑑』（該当年）より作成。

もちろん、以上のような状況は、さしあたって、戦闘的、左翼的活動家たちにとって、労働組合活動の強化によって克服されるべきものと意識された、といえるかもしれない。事実、その面での彼等の努力が断念された形跡はない。だが、1966年以降の事態は、彼等の努力の前にたちふさがる壁が極めて厚いことを、彼等につよく意識させずにはおかなかった。

第一に、さきにふれた職場での不満を直接的に緩和する一契機が、要員闘争なり、作業量協定化の闘争にあることは事実であるが、すでにふれたような「6.25協定」以降の事態は、その闘争を一つの職場なり事業所なりの闘いとして突出させることを困難にしていた。もちろん、他にもさまざまの形で生起する不満をとりあげて、それを職場闘争として展開することは可能であったが、それを従来のごとく、職場なり事業所なりでの団体交渉によって協約・覚書・念書などとしてみらせることは、当局管理者および組合上部機関の態度の変化によって、極めて困難となったのである。多くの活動家たちにとって、それは、労多くして成果少なきものと意識されたに違いない。

「6.25協定」締結以後、そこに含まれていた夏期手当の差別支給に対する闘いは、職場闘争の重要なテーマとなった。戦闘的、左翼的活動家たちは、その闘いの先頭にたった。だが、68年5月24日、全電通本部と本社は、夏季手当の差別支給について「画一的指導」をしない、という「了解事項」をとりまとめた。「差別支給ゼロ」をめざす闘争自体が、全電通本部の統制対象となったことが伝えられる（「5.24 了解事項」に反対する各地の闘い『電通労研』No. 11・12合併号、1968年8月4日、参照）。

第二に、職場における当局管理者側の強硬な姿勢にぶつかって、活動家たちが全電通の全国的な「統一闘争」の必要を意識したことは当然であるが、彼等のまえにある現実の全電通は、強力な「統一闘争」をかまえる力を失っているように思われた。もちろん、活動家たちは彼等の声を組合運営に反映させることを追求したが、その道もまたきわめて暗いように思われた。とりわけ、まさにこの時期にすすんだ組合役員の企業離籍、職業的組合役員層の形成は、組合運営の官僚化を一段とおしすすめるものと活動家たちは意識したのである。実際、職業的組合役員が、そのポストを維持して行くうえで、一部の事業所なり職場なりの突出した闘争に自己の運命をかけることは、危険であった。突出した闘争にとりくもうとする活動家たちが、職業的組合役員の支援をあまり期待できなかったとしても不思議ではない。

日本の組合役員の企業離籍の実態については、未だ本格的な調査研究がおこなわれていないように思われる。いかなる資質をもつものが、いかなる手続きで企業離籍し、いかなる待遇を保障されていかに組合業務にたずさわり、その後いかに一般組合員の信任をうけるか、といった点について、単に組合規約上の規定だけでなく、その運用の実態にメスを入れることが必要である。この調査では、その点について若干の断片的資料を蒐集しえたにとどまっている。

われわれは、第1節でみたような大阪中電における戦闘的、左翼的活動家集団が、このような職場闘争の壁につきあたるなかで、それまでの活動スタイルについての反省をせまられ、新たな模索をはじめすることに注意すべきであろう。われわれは、次のような動向を指摘することができる。

まず、中電社研は、1966年から67年頃に、事実上、その活動を停止するにいたった。すでにふれたように、もともと中電社研は、職場闘争の激発、組合幹部へのつきあげ、批判という活動スタイルに批判的であり、左翼的硬直性を排して、より柔軟な、創造的な活動スタイルを追求すべきである、と唱えてきたのである。以上のべてきたような職場闘争の壁にぶつかるなかで、彼等は、「無目的な蜂起」のような職場闘争ではなく、地道で、執拗な団体交渉こそが

重要である、という考えかたにかたまっていたように思われる。そして、中電社研の有力なメンバーは、大阪電信支部のリーダーとして、その課題に専念することになる。66年、67年と続けて、中電社研は、そのメンバーの多くを電信支部の執行部に送りこむことに成功したが²⁾、その過程は、「変革主体」を志向した中電社研が、その独自活動を次第に停止して行く過程でもあった。67年2月の紀元節反対運動がおそらく最後の活動であったといえよう。こうして、中電社研が独自の戦闘的、左翼的活動家集団としてかためられることなく、電信支部の組合役員層の中枢を占めるにいたったことが、電信支部の組合役員の特異な性格を構成する一契機となっていたのである。それは、第2章で指摘したような、大阪電信支部の執行部の独特な行動様式を規定している要因の一つであった。

中電社研から組合支部の三役に送りこまれた松葉誠一郎は、67年に、次のように記している。「職場活動や職場闘争が、団体交渉機能を軽視してとらえられるとき、そこには、闘いという現象のみが表面に出て、労働諸条件の規制・充実が影をひそめ、結果的には何を目的にするのかが判然としなくなる」「職場闘争が、無目的な蜂起（労働者の怒りや不満の結集のみを目的としてみたり、とにかく、そうぞうしい状態を惹起したりする）でなく、労働者の諸要求の解決を目的にする以上、交渉機能が各級組織にあたえられている全電通労組の交渉方式は、他労組に推奨しうるものといって過言ではない」（伊東保恭他編『根拠地』No. 4. 1967年7月、6頁）。

中電労研は、1965年の支部執行委員の選挙において大きく後退した³⁾。おそらくは、中継機械化闘争の過程で支部執行部に多数のメンバーを送りこんだ中電労研は、改式闘争が一段落した段階で、また、全電通の統一ストライキ闘争が未曾有の規模でおこなわれるなかで、左翼反対派としての独自の主張を電信支部主流派に対峙しがたくなったのではないか、と思われる。もちろん、「6.25協定」は、中電労研の左翼反対派としての活動にとって恰好の攻撃目標となった。「6.25奴隷協定廃棄」は彼等の合言葉となった。だが、職場闘争の再生を叫ぶ電通労研の主張には、67年から68年に進むにつれて、次のいくつかの新たなニュアンスが込められてくる。第一は、従来の組合内左翼反対派的な活動スタイルでは、全電通全体の運動を左傾化させることはできないであろう、とい

2) 中電社研は、電信支部の執行委員選挙において、66年には、定員6名中3名、67年には4名の同会系統のメンバーを当選させている。

3) 中電労研のリーダー前田裕昭が最下位で当選したにとどまる。

う認識である。それは、60年代後半における日本の労働戦線全体の右傾化の動きを見渡して、強調された点であった。そして、組合指導部を下から突きあげる「左翼パネ」として自らを位置づけるのではなく、自ら独自に組織する運動の指導部になることをめざすべきである、というのが新たな主張であった。

「従来、50年代の「日本の組合主義」運動の中で、組合内左派活動家のスタイルは、民同に対する左翼パネとして、民同の方針の不徹底性を批判し、民同の方針をむしろ逆手にとって、より非妥協的に闘いを押し進めることによって、いわば民同と同じ「日本の組合主義」の土俵の中で「左翼パネ」としての役割をにやうのものであった」。それは「電通労研も含めて、組合内左派の一般的活動スタイルであった」が、今日の「段階」では、「50年代で展開されたような「左翼パネ」によって、組合全体が左傾化し、階級闘争の前面におどり出る事は期待できない」「組合内左派活動家の新たな任務は、彼等民同指導部とむしろ敵対し、独自に帝国主義支配の強化に対する反帝闘争を組織し、自らを運動指導部にまできたえあげる事で行なければならない」というのが電通労研の主張であった（『電通労研』No. 11・12, 1968年4月、7頁）。

第二は、職場闘争をおしすすめる場合にも、単なる「物よりの職場闘争」ではなく、「反帝闘争の一環としての職場闘争」を追求することが必要である、という主張である。その含意は必ずしも明確ではないが、組合上級機関の協約交渉に集約されるような闘いのくみかたではなく、職場における「山猫ストライキ」「大衆の実力闘争」を目的意識的に追求し、組合上級機関の右翼的指導と敵対することが必要である、というのがその趣旨であったと思われる。

今日の「段階」では、「労働者の⁽⁷⁷⁷⁾即時的要求が、常に帝国主義の暴力的、非妥協的力とぶつからざるをえない」のであり、その闘いは、「大衆の実力闘争主義として、協約闘争の限界を打破して、組合主義的右翼的指導と敵対するであろう。我々は、かかるものとして崩れいく「もの取りの職場闘争」ではなく、新しい職場闘争の波を形成しなければならない」というのであった。このような捉えかたの背景には、従来のような職場闘争が困難になっている、という認識があった。即ち、「職場闘争は、今日、全く困難な状況のもとに置かれている。かつて反合闘争の内容を貫いてきた自然成長的な職場闘争は、その課題を中央に吸いあげられ、さらに、民同路線の枠外に捨て去られることにより、死滅への道をたどりつつある」。職場闘争の新しい波をおこすためには、「自然成長性と組織的分散性」を克服することが不可欠である、とされたのである（『電通労研』No.11・12合併号、8頁）。

第三は、職場における闘いが直面する壁を打破するうえで、反戦青年委員会の街頭行動への参加が積極的な意味をもつ、という提唱である。それは、一面では、職場での闘いを有効に闘いえない状況での回路として、また他面では、

職場活動家のおちりがちな組合主義的傾向を克服する契機として、積極的に評価されたのである。

「労働者にとって、職場生産点での闘いこそが肝要である」という見解は、「左翼活動家の常識」であるが、「問題は、にもかかわらず、職場での闘いが闘いえない状況下での闘いの設定、方法を何に見出すかという、すぐれてダイナミックな視点の確立である。……職場闘争、生産点での闘いを支え得る活動基盤の創造こそが第一の目標にならねばならない」というのであった（『電通労研』No. 10, 1968年4月, 24頁）。そして、次のように強調されている。「職場活動家組織、職場闘争組織それ自体では、日常的な組合主義的傾向を克服する事は出来ない。我々電通労研の60年以降の実践が、組合主義からの脱皮、階級的労働組合の再生を目的意識的に追求しながらも、克服できなかったカベである。だが、砂川、羽田、佐世保、王子等、新たな展開を示した一連の反戦運動……反戦青年委員会の実践的経験と、フランス「5月革命」の教訓が、我々に、我々の組合主義的傾向を打ち破る実践的形態を提起している。……フランスに於ても、「本ものの政治」は工場の外にあり、地域にあった。外から工場の中に組織を媒介としながら持ち込まれたのである」（『電通労研』No. 11・12 合併号, 8～9頁）。

以上のような主張が、60年代前半の中電労研の主張と対比してかなり飛躍したものであることは明らかであろう。もちろん、ここに拾いあげた新たな主張が、どの程度、中電労研の一致した見解をなしていたかは吟味されるべきである。だが、中電労研が戦闘的、左翼的活動家の結集軸たろうとする限り、60年代前半の主張の線にとどまることはもはやできなかった、と捉えて大過ないであろう。

電通労研の以上の新たな主張への転回は、第1章で分析した共産同第7回大会における方針転換と符合するものであった。われわれは、電通労研の運営における共産同の影響力が、より直接的なものとなってきたように推定できる。だが、共産同の影響力が中電労研にどの程度深く及んでいたかは別の問題である。かの1969年の「マッセンストライキ」の過程において、大阪労研の総会で中電労研とそれ以外の労研とが鋭く対立したことが想起されるべきであろう。

最後に、社青同中電班の動向にふれておこう。だが、社青同中電班の主張はこの時期に重要な転回をとげたとは思われない。すでに第1節で分析したように、その主張は、中電労研の主張に対比して若干の差異をもっていたのであるが、電通労研の主張の以上ふれたような転回によって、その差異もほとんど消え去ったようにも思われる。すでにふれてきたような改式後の条件のもとでは、社青同中電班が半熟練の労働者の職場を根拠地として構想してきたような運動

論が、より一般的な妥当性をもつものと意識されてきたのであろう。ここでは、社青同中電班のかねての主張にみられた特徴が、この時期に一層、鮮明になってきたことにふれておけば充分である。

第一に、社青同中電班は、職場における「資本への徹底抵抗」の闘いをくりかえし強調した、ということである。その含意は必ずしも一義的ではないが、そこには、ただ単に全電通の運動が職場闘争を抑制する方向にすすんできたことへの非難がこめられているだけでなく、そもそも全電通の運動が、自主交渉・総合労働協約など、「労働力を高く売る運動」の域をでないことへの不満がこめられている。職場における「徹底抵抗」の闘いは、決して「労働力を高く売る運動」に集約されるものであってはならず、「反管理者——職場の自治」「公社との対決」「権力との対決」へと発展する闘いとして追求されるべきである、というのが、彼等の積極的主張であった。それは、労働組合の整然たる運動というよりは、ゲリラ的な、山猫的な闘いとしてすすめられるべきものとされていた。

彼等は、「労働者が、自らを「売るための1個の商品」として完成させようとしている限りにおいて、資本主義社会は、絶対的に安泰である。……労働者が商品として（より高く売るため〔ということ〕が、あたり前として）とどまっている限り、資本家は、直接的に、国家権力——軍隊・警察——という道具を使って労働者を抑圧する必要はないのである」と述べている（『弾道』No. 19, 1967年7月1日）。彼等は、労働者がこのような意味での「体制内運動」をつづける限り、「賃金奴隷という鉄鎖」ときはなつことができない、と主張した。

65年以降の「転機を迎えた階級情勢」において、「妥協的とりひきの許容される条件」は失われ、全電通は「まったくの体制内組合」に転落しつつある、というのが彼等の認識であった。彼等は次のように主張した。「我々の方針は資本への徹底抵抗を基調とされねばならない。職場を拠点とし、徹底抵抗の基調のもと、反管理者——職場の自治を闘いの中で生みだすのだ。さらに、それは、全国的ゲリラ集団の組織化へとすすめられねばならない」（社青同大阪地本北支部『北風』No. 6, 1967年2月）。また、彼等は、次のようにも表現している。「……自主能力・労働協約闘争をわれわれは否定するものではないが、これらが自己目的化されているところに、我々は意をひるがえさずにはおれない。これらの路線の自己目的化によって起るものは、経済闘争から政治闘争への発展的 pursuit の欠如。したがって、そこには、現代の階級闘争をみる事ができず、市民的ヴェールを被ったエゴ的労働者を資本との対決点である職場闘争という実践的媒介によって、労働者の革命的本質をさぐるという思想が欠如している。……われわれは、職場闘争を中軸にして、労働者の現実的生活問題を追求し、公社との対決、さらに政治的対決へと発展させて行かなければならない……」（『北風』

No.7, 1967年10月, 10頁).

なお、社青同中電班は、この時点では、社青同大阪地本北支部の機関誌『北風』のなかで、自己の主張をのべている。

第二に、社青同中電班は、直接的に政治課題にきりこむ政治闘争、とりわけ反戦闘争の重要性を主張したが、それが単に市民的な抵抗にとどまることなく、職場における政治闘争、とりわけ反戦ストライキ闘争として追求されるべきことをとくに強調した。労働者にとっては、生産点をはなれて「市民としての政治闘争」をおこなうにとどまらず、「大胆に、職場に政治をもちこむこと」「職場の反戦ストライキを大胆に提起すること」が本来の使命ではないか、というのが彼等の積極的な主張であった。次項においてみるごとく、彼等の街頭政治闘争への参加は、つねにこの使命感をかきたてたのである。

1967年2月の「建国記念日否認の闘い」について、社青同中電班の佐渡正昭は、その闘いが「市民主義的闘いであり、どこまでも合法の枠を守りぬく闘いであ」ったことを反省しつつ、従来、「労働者は生産点をはなれて市民としての政治闘争を強制され、労働運動自体の体制内的性格とあいまって、政治闘争は、支配階級の後手後手をピョンピョン飛びはねるカエル飛びのような闘争がつづいてきた」と指摘し、運動の停滞を打破するためには「既成秩序への大胆な挑戦」「職場の反戦ストライキ」を大胆に提起すべきであると主張し、「労働組合とのハネムーン」のときは終わった、と記している（『北大阪電信反戦』1967年2月16日）。

彼等は、青年労働者の多くが「政治的無関心」「私生活型合理主義」の状態にあることをみとめたうえで、彼等をより動かすような「本来的な政治闘争」を職場で提起することが必要である、と考えた。「人間解放の闘いの中心的担い手」となるべき「社会的使命」をもっている労働者が「政治的無関心」に「変質」しているのは、「われわれ自身が、日常不断に、われわれの政治を現出化しないからである」というのであった（『北風』No.6, 1967年2月）。

なお、このような反省にともなって、彼等の方針は、改憲阻止・反合理化の路線から、反帝・社会主義の路線へとすすんでいる。

このような社青同中電班の主張は、現実の労働組合の微温的な運動によって、単調な労働生活の日々の苦痛から脱しえぬことに焦燥感を覚える労働者たちにとって、また、街頭での政治闘争に参加しながらその闘いの限界を体験する労働者たちにとって、共感をもってうけとめられるものを含んでいたように思われる。もちろん、彼等の主張をそのままに実践することは、職場における摩擦を覚悟することなくしては不可能であった。だが、この時期における青年労働者たちの労働市場条件は、彼等が大胆な方針を主張することを鼓舞した、とみ

てよいであろう。さらに、すでにふれたような大阪中電の職場でかちとられてきた諸権利の状態は、彼等が、このような方針にそって活動することを比較的容易にしたに違いない。

最後に、われわれがとりあげてきた共産同と、中電労研、社青同中電班との組織的關係についてふれておきたい。中電労研の有力メンバーの中には、共産同のメンバー前田裕昭がいたことはすでにふれたが、60年代後半においても、中電労研は「半政党・半大衆団体」的性格を維持していた。大多数の中電労研のメンバーは共産同に加入しなかった、と伝えられる。これに対して、社青同中電班の共産同との関係は、むしろより深かったように推定される。すでに、64～65年に、社青同中電班の中心的メンバーは共産同に加盟し、以降、少なからぬ社青同メンバーが共産同に加盟した、と伝えられる。大阪中電の共産同のメンバーたちが、一方で中電労研に加わり、他方で社青同中電班に加わっている、という状況であったことが留意されるべきであろう。かの「マッセンストライキ」は、社青同中電班の活動の中で育った若い共産同メンバーが、共産党中電細胞や中電労研の活動の中で育った古い共産同メンバーと対立し、前者が、後者による制止をふり払うかたちで強行されたのである。さし当ってそれは、当事者たちにとって、共産同の内部規律の問題として意識されたに違いないが、以上の分析をふまえるならば、われわれはむしろ、歴史的に異なるかたちで形成された二つの活動家集団の社会的体質の差異が、その基礎に横たわっていたことを想定すべきではないか、と考える。

II 街頭政治闘争への参加と職場への還流

大阪中電における戦闘的、左翼的活動家集団が、67年から68年にかけて、街頭における反戦政治闘争への参加の度合を深めようとしたことについてはすでにふれた。彼等は現実にとどのような仕方で参加したか、また、その参加の体験をとおして何を感じ得たか、そして、彼等自身の職場における闘いをいかに構想することになったか。われわれは、以上の諸点について吟味し、戦闘的、左翼的活動家集団にとって街頭政治闘争がもった意義を明らかにしたいと考える。

ところで、大阪中電の活動家たちが反戦青年委員会の活動に参加し、自らその運動の一翼をにならう過程をふりかえってみるとき、われわれは、そこに注目すべきいくつかの特徴があることを指摘しなければならない。

まず第一に、彼等は、反戦青年委員会の組織と活動をひろげていくに当って、労働者一人一人の主體的な自覚と決断による参加を重視した、ということである。周知のように、反戦青年委員会の組織化は、65年8月に、総評青対部、社会党青少年局、社青同などの旗振りによる全国反戦青年委員会の結成を皮切りに、いわば「上から」はじめられたのであるが¹⁾、大阪でも、同年9月、「ベトナム戦争反対・日韓条約批准阻止」を掲げて、全大阪反戦青年委員会（略称、全大阪反戦）が結成された。

全大阪反戦は、その発足当初から、「組織単位による加盟方式」と、「個人加盟方式」の併用という「2本立方式」をとっていた。この「2本立方式」では、特定個人が二重ないし三重に加盟することがおこりうるが、それは、自主的な共闘組織であるから容認されるべきである、とされていた（全電通労組近畿地方本部『反戦青年委員会について』1968年3月11日）。なお、全電通大阪電信支部がその支部大会の決定において「青年活動」として「反戦青年委員会その他」への参加を明記したのは、67年8月であった（『第24回支部定期大会決定集』1967年8月）。

だが、大阪中電の活動家たちは、当初、組合青年部をとおして全大阪反戦に「組織加盟」することに対して消極的であった。彼等は、既成の全国組織の旗振りによるカンパニアに包摂されがたい、自主的な「下から」の反戦行動を模索しはじめていた、といえよう。すでに、65年4月には、大阪中電内の三活動家集団によって電信共闘会議が結成され、それは独自に抗議集会、署名活動などのキャンペーンをはじめていたが、66年に入って、それは個人加盟の電信反戦行動委員会に改組され、より恒常的な反戦政治行動の職場組織をめざしていた。これらの「下から」の自主的な反戦行動・組織をいかに発展させるかが、彼等の主要な関心事であったのである。

反戦青年委員会の組織が、当初、呼びかけ団体の「上から」の旗振りですすめられながら、現実には、呼びかけ団体のリーダーシップのもとに組織化がすすめられるとは限らず、むしろ、ここで指摘したような職場活動家たちの「下から」の組織化と競合するかたちですすめられていったことに注意しておくべきであろう。日韓会談紛争が敗北したのちに、反戦青年委員会運動は一たん沈滞するのであるが、その沈滞からの脱出の道をきりひらいたのは、「下から」の組織化をすすめた活動家たちであった。

1) 反戦青年委員会の組織原理の詳細については第3編（下巻）を参照されたい。

「電信共闘会議会則」によれば、「電信共闘会議は、日韓会談反対、アメリカのベトナム侵略阻止、南ベトナム民族解放戦線支援、原子力潜水艦寄港阻止」を目的とした大衆の共闘組織であり、「個人加入を原則とする」とされていたが、実際には、大阪中電社研、大阪中電労研、社青同大阪中電班の団体共闘の域をでていなかった、と伝えられる。

第二に、彼等は、その自主的な反戦共闘組織を、彼等の職場周辺の地域の労働者の共闘組織＝地区反戦青年委員会として発展させて行くように努めた、ということである。66年の10・21闘争をまえにして、同年10月11日、彼等は、65年2月の北ベトナム爆撃開始以来噴出した自立的、反戦集団と共同して、北大阪反戦青年委員会を結成した。それは、一応、「上から」結成された全大阪反戦の地区組織に位置するものであったが、彼等はそこで、北大阪地区の労働者の反戦政治行動を、既存の諸組織の枠にとらわれずに「独自的に」追求することをめざした。

65年2月の北爆開始以来、いち早く反戦抗議行動を開始し、しかもそれを通り一遍の儀式化された示威行動に終らせないことを執拗に追求したのが、既存の組合、政党ではなく、「市民たち」であったことは、とくに注意されるべき点である。北大阪では、社青同北大阪支部のメンバー、労働学校の卒業生など数名が、ベトナム人民支援戦線をつくって、65年春から繁華街での坐り込み抗議アピールを開始し、これに、電信反戦行動委員会のメンバーも参加した。66年10月11日の北大阪反戦の結成大会には、ベトナム人民支援戦線、社青同北支部、電信反戦行動委員会など、9団体、約35名が参加した、と伝えられる（『北大阪反戦青年委員会連絡報』No. 1）。

なお、68年3月の時点で、全大阪反戦の組織は、①地区反戦（北大阪、吹田、高槻、東淀川、西大阪、東部、天王寺、堺、東大阪、城北、北摂など）、②職場反戦（市職反戦）、③組合青年部（全電通、全通、府職、国労、動労、金属など）、④民主団体（社青同など）などの4構成部分よりなっていた。反戦青年委員会の独自の「活動の舞台」が地区反戦にあることは明らかであった（全電通近畿地本『反戦青年委員会について』1968年3月11日）。

北大阪反戦青年委員会は、「北を中心として個人、及び青年団体、青年部を含み、独自の……闘いを展開する部隊であり、大阪反戦の地区組織として、全国反戦との連けいのもとに、あらゆる反戦行動を行う。独自的にも、梅新を中心に署名ピラマキ、カンパ活動あるいは坐り込み、北繁華街のゼッケンデモ等を計画し、上記統一行動と同時に、職場内での意識化に努力する」ものとして形成された（北大阪反戦青年委員会結成大会『報告レジメ』1966年10月11日）。北大阪反戦青年委員会は、その事務局を大阪電信支部におき、議長を同支部執行委員からえらんでいるが、それは大阪電信支部の指導をうけ入れようとしたことを意味していない。

彼等は、組合青年部などが北大阪反戦青年委員会に加入することを歓迎したが、それは決して組合青年部なり、その親組合なりの指導をもとめたからではなかった。職場に形成された反戦政治行動の集団を産業別に整理するという発想は、彼等にとってなじみがたいものであった。

彼等が全電通内部の反戦派労働者を「電通反戦」として集めたのは、69年6月に入ってからのものである。そこでは、秋の安保闘争方針、全電通大会への方針などが論議されたと伝えられるが、恒常的な組織ではなかった、と推定して間違いのないであろう。また、全電通としても、青年組合員の有志からなる反戦政治集団を電通反戦として全国的に結集させる方針はとらなかった。

以上のような、大阪中電の戦闘的、左翼的活動家たちの反戦青年委員会活動へのかかわりかたは、もともと、彼等が既存の組合や議会主義政党の組織する政治行動に対してもつ不満、反発を重要な契機としていたことは明らかであった。彼等は、既成組織の枠からはなれて、一人の労働者、一人の人間として、自立的な政治行動を追求しようとしたのである。われわれにとって吟味すべきことは、そのような文脈での反戦政治行動へのかかわりかたをとおして、大阪中電の戦闘的、左翼的労働者たちが、新たにどのような社会的性格をおびるにいたるか、ということである。

反戦青年委員会が日韓会談粉碎闘争の敗北のちに一たん沈滞したあと、いわゆる第2期反戦青年委員会として再生してくる過程は、反戦青年委員会の当初のよびかけ団体の「上から」のリーダーシップが揺いどくる過程でもあった。66年10・21ストを契機に再登場するところの、いわゆる第2期反戦青年委員会は、「日韓に於て少数派でありつつも、戦闘的闘争を貫徹せんとした部分の闘争を受けつぎつつ、中央からのカンパニア闘争という第1期反戦青年委を否定的に総括する中から生まれ」た、と指摘されている（北大阪反戦全体総会議案『このかんの闘いの総括』1968年9月）。

ところで、彼等が北大阪反戦青年委員会に加わっておこなった活動の軌跡をふりかえるならば、われわれは、次のいくつかの傾向を指摘することができる。まず、当初は、ベトナム戦争反対を掲げた抗議示威行動（ゼッケンデモ、坐り込みなど）や集会がその主要な活動であったが、67年にすすむにつれて、砂川基地拡張反対闘争への参加を契機に、ベトナム戦争に加担する日本政府、国家権力への「実力闘争」に深くコミットしていったことが注目される。67年5.28砂川闘争への参加は、北大阪反戦青年委員会にとって、重要な飛躍の契機となった。以降、同年、7.6砂川闘争、10.8羽田闘争、11.12羽田闘争、68年1月エ

ンタープライズ寄港阻止闘争、3.10成田新国際空港阻止闘争など、彼等は、日本政府のベトナム侵略加担、日本の帝国主義的対外政策につらなるとされるテーマをとりあげ、反戦闘争から反帝闘争へとすすんでいった。そして、その志向が明確化するにつれて、北大阪反戦青年委は、単なる反戦平和をアピールするキャンペーン組織から、反戦・反帝闘争に恒常的にとりくむ活動家集団の組織へと発展し、「現地実力闘争」へ、たえず一定数の労働者を送り出したのである。かの69年の「大阪中電マッセンストライキ」における中電スト実のメンバーは、その「現地実力闘争」への極めて熱心な参加者たちであった。

「5.28砂川闘争は、意識においてカンパニアを否定しつつも、その契機をつかみ、行動形態における小市民性を脱しえなかった我々の活動に、具体的課題を与えると共に、さらに次の飛躍の契機をも与えた」と指摘されている（北大阪反戦全体総会議案『このかんの闘いの総括』1968年9月）。

なお、67年5.28砂川闘争には、北大阪反戦青年委員会から16名の代表が、全電通の職場を中心とする10万円近くのカンパによって派遣された。同年7.9砂川闘争には、北大阪反戦から12名、全大阪反戦としては労働者46名、学生約200名が参加した。68年1月の佐世保闘争には関西地区反戦（後述）として約100名、68年3月の成田闘争には、全大阪反戦として約50名が参加した。北大阪反戦は最盛期には独自に200名ないし300名のデモをくむ力をもっていた、と伝えられる。

因みに、5.28年砂川闘争に参加した大阪代表団の団長は佐渡正昭であり、同年7.6砂川闘争に参加した北大阪代表団の団長は、桑畑正信であった。彼等がともにかの中電スト実の中心的メンバーとなったことをおもしろくおこすべきである。

大阪中電の戦闘的、左翼的活動家たちにとって、このような「現地実力闘争」への参加がもった意味は、深くかつ大きいものであった。この体験をぬきにして、かの「マッセンストライキ」を追求した活動家集団が形成されることは、おそらくありえなかったであろう。われわれは、北大阪反戦の活動をとおして彼等のなかにしみわたっていった、次のいくつかの自覚に注意すべきである。第一に、彼等は、彼等自身の自発的な政治行動によって、日本の政府、国家権力に対して直接的な脅威を与えうる、という自信をもったということである。従来の、儀式化されたキャンペーンにあきたりないものを感じていた彼等は、既存の組合なり政党なりの組織動員の枠をこえて、独自の「実力闘争」をくみうるだけの力量をもった、反戦・反帝政治勢力が形成されていることを直接に体験した。たとえ、職場において少数者であっても、全国の反戦青年委員会の労働者が力をあわせ、学生、市民と連携すれば、日本の政治状況にたしかな衝

撃を与えうるといふ実感こそが、彼等を限りなく鼓舞しつづけたのである。そして、その自覚は、ともすれば閉鎖的な職場、事業所における「取引き」に終りがちであった職場闘争の限界についての反省を深めていった。

度重なる「現地実力闘争」に参加した労働者たちは、そこに力強い運動の息吹きを感じとった。参加者たちの手記は、一様に、その新鮮な感動を伝えている。67年5.28闘争に参加した佐渡正昭は次のように記している。「……最近の、嫌になる程ゆううつな労働組合運動の停滞の中で、しかも、思い切って背負いこんではみたものの、やはりうんざりするものでしかなかった「市民生活」の中で、しばんで行くのが限にみえるようなオノレ自身の戦闘性。今、それをどうしてもこの辺りで叩き起しておかないとダメになる。僕に、砂川行きを決意させた理由は、このことに他ならなかった。……こんなに参加者の気持が一緒になった集会を僕はみたことがなかった。一人のアジテーションは、大衆の喚呼となってなげかえされて行く。労組の集会や日共の集会のようなデコレーションとてなく、トラックの荷台をかりた演台はいかにもみすばらしい。けれども、滑走路のまん前に坐りこんだ10,000人の労働者、学生は、その演台をスターリンの椅子よりも大きい権威として演出していったのである」（佐渡正昭「前線からの報告」『根拠地』No. 4, 13頁, 16頁, 1967年7月）。なお、「現地実力闘争」は、その度ごとに、参加した労働者たちの手記よりなる報告集を生んだ。5.28砂川基地拡張阻止現地闘争大阪代表団・全大阪反戦青年委員会『この米侵略機をベトナムに送るな!』（1967年6月20日）、関西地区反戦連絡会議『労働者もヘルメットをかぶった——佐世保7日間の闘いの記録』（1968年2月19日）、北大阪反戦青年委員会、3.10成田闘争代表団『この土地と空を侵略の血でそめるな!』（1968年3月28日）などがそれである。これらの報告集はまた、それを手にする労働者たちの間に共感の輪をひろげていった。67年5.28闘争、7.6闘争ののちに、大阪の地区反戦は急速にひろがった、と伝えられる。

第二に、彼等は、国家権力による厳しい弾圧に対抗しうる力をもつべきことを自覚すると同時に、労働者としての独自の反戦・反帝闘争を彼等自身の職場において組織しなければならない、という使命感をもった、ということである。「実力闘争」に参加した彼等の装備は、当初は、全く素手であり、68年1月の佐世保闘争ではじめてヘルメットを着用するという程度のものでしかなかったが、過激な「実力闘争」を追求する全学連の学生たちの後につく反戦青年委員会の労働者たちに対しても、機動隊は容赦ない弾圧を加えた。その苦い経験をとおして、彼等は労働者としてもつべき「武器」を模索しはじめたのであるが、同時に、その過程で、彼等は単に学生たちの闘いかたを後おいするだけでなく、労働者としての、独自の、有効な「実力闘争」を追求すべきことを自らの歴史的な使命として自覚するにいたったのである。

北大阪反戦から「現地闘争」に参加した労働者は、そこで、弾圧のすさまじさを身をもって体験した。「大阪の我々が、およそ想像もできない兇暴残忍なもの」という表現が、労働者たちの現地報告でつかわれる。とりわけ、68年3月の成田闘争において、ただヘルメットをつけて坐り込んだだけの労働者たちに加えられた機動隊の弾圧は、参加した労働者たちに深刻な衝撃を与えた。それは、「ヘルメットは無効だった」という実感と、「すでに、我々反戦は、角材を手に攻撃によって防御せねばならない時期ではあるまいか」という設問を生んだのである（前掲『この土地と空を侵略の血でそめるな!』2頁, 10頁）。

また、「現地闘争」に参加した北大阪反戦の労働者たちは、その闘いの昂揚のなかで、自らの職場における反戦・反帝闘争の弱さに負い目を感じてもどった。「彼等（砂川地元民）を賞讃し、英雄的とたたえ、突出した闘いと評価するのは簡単である。だが、僕たちに、一体彼等を評価する資格すらあるのだろうか。総評のかかげた「ハノイ爆撃——ストライキ」という方針は、情勢の変化という理由で放棄されていき、わが全電通の10.21反戦ストは、体制がための指導も行なわれず、体制がないとして放棄されていく。そのような我々の闘いの現状を変革していくという姿勢をぬきにして現地に押しかけても意味はないのである」（前掲「前線からの報告」）。

「反戦青年委員会に結集する青年労働者は、現地農民の闘いのなかで、空しさを感じていた。市民と学生、農民のなかで、本来、中心的役割を担う力をもつ我々が……その主体性の欠如のなかで、自己矛盾におち入っている。矛盾を止揚するカギは明白だ。労働運動の経済主義化、組合主義的政治化の総体としての右傾化に対し、実力闘争を媒介とした政治闘争、社会主義的政治闘争を、労働運動のなかで追及することだ」（前掲『この土地と空を侵略の血でそめるな!』6頁）。

第三に、彼等は、「現地実力闘争」の度毎に、それを「トロツキズム」「極左冒険主義」「挑発」として非難する日本共産党への反感をつよめると同時に、共産党に比べて、はるかに柔軟な姿勢で彼等に接近した社会党に対しても、その日和見性について不信感をふかめた、ということである。すでにふれたように、もともと彼等は、その組合活動をとおして、既存左翼政党への信頼感を失っていたのであるが、国家権力との衝突をくりかえす「現地実力闘争」の場で、彼等が体験した共産党の言動は、彼等に深い「反代々木」感情をうえつけることとなった。また、社会党への不信は、全国反戦青年委員会の指導部に対する不信として顕在化するにいたった。

67年5月27日の砂川闘争に参加した労働者たちは、主催団体についての注文中に固執して統一集会を流産させた共産党や、社会党の態度について、強い反発をもったが、それは、なおかなり抑制されたものであった。その報告パンフレット『この米侵略機をベトナムに送るな!』には、「共産党、民青の皆さん、社会党、総評、全国の労働

者のみなさん、団結しよう、団結しなければならぬんだ」というような労働者のよびかけがのっている(13頁)。だが、同年10月の羽田闘争、翌年1月の佐世保闘争にすむにつれて、彼等の「反代々木」感情は動かしがたいものとしてかたまってくる。「10.8闘争には「赤旗まつり」を、11.12闘争には「スポーツ祭典」をやっている自称「前衛政党」に対しては、自己崩壊せしめる闘いこそ、われわれに強く要求されている」(『北風』No.8, 68年1月10日, 18頁)、という文章は、10.8羽田闘争における一学生の死を悲痛なおもいでうけとめた労働者たちにとって、突飛とは思われなかったに違いない。さらに、68年1月18日の佐世保集会において、民青の学生たちが角材をもって三派全学連、反戦青年委員会の集会参加を妨げようとした事件は、彼等の「反代々木」感情を決定的にした。

彼等の社会党への不信感もまた根強いものであった。68年1月の佐世保闘争、3月の成田闘争において、地区反戦の労働者たちは、「全国反戦の日和見」「全国反戦を名のる社会党」の「決定的な日 and 見」に不信を覚え、その指導部が「明確な闘争戦術方針」をもっていないことを批判した(前掲『労働者もヘルメットをかぶった』15頁、前掲『この土地と空を侵略の血でそめるな!』10頁)。国家権力と正面から対決する異常な緊張の場で、労働者たちはその指導者たちの一挙手一投足をみつめ、判断したのである。当然、それは一面的でありうるが、そのような極限状況で刻みつけられた印象が容易に消えたいことも事実である。ともあれ、68年3月の成田闘争で、全国反戦の統制に服して整然と坐り込んでいた労働者たちは、機動隊になぐる、けるの暴力を加えられ、四散したと伝えられる。地区反戦の労働者たちが、より強力な闘争指導部を求めたとして不思議はない。

以上、われわれは、大阪中電の、戦闘的、左翼的活動家たちが、街頭における反戦・反帝闘争への参加体験をとおして、どのような方向に意識形成をしていったかを分析した。だが、もちろん、そのような方向での意識形成の度合は、すべての活動家について一様ではありえなかった。もともと、街頭における反戦・反帝闘争に最も熱心に参加したのは、60年代に入社した青年労働者たちであった。社青同中電班のメンバーたちは、明らかにその牽引力をなしていたように思われる。

そして、われわれが注意すべきことは、以上の方向での活動家たちの意識形成がすすむにつれて、北大阪反戦内部においても、今後すすめるべき具体的な闘いのすすめかたについて、さかんな論議が顕在化してきた、ということである。第2章で詳しく分析したところの、大阪電信反戦内部での69年における激しい論議も、実は、その論議の延長線上にあったように思われる。その意味では、われわれはここで、次のいくつかの点を指摘しておく必要がある。まず、労働者が、単に「市民」としての闘いに加わるだけでなく、「職場に反戦闘

争をいかに組織するか」が最も重要な課題である、という意識は、北大阪反戦の活動家たちに共通のものであったが、それを既存の組合の運動との関連でいかに位置づけるかについては、早くから論議があった。一方には、反戦青年委員会の活動は、本来、その政治闘争をも追求すべき組合に「機能の回復」をさせるべく、「組合に問題を投げかけて行く」ものとして位置づけられる、という見解があり、他方には、反戦青年委員会が、労働組合の弱さや欠陥を「免罪」することなく、職場における「一切の政治反動」に対抗する「政治行動集団」として闘って行くべきである、という見解があった。

67年3月7日の北大阪反戦総会の議事録はその意味で甚だ興味深い。論議は必ずしも明晰に分化しているとは言いがたいが、前者の見解は、中電労研の前田、後者の見解は、社青同の佐渡、福富、桑畑などによってのべられている(『北大阪反戦ニュース』15号, 1967年3月10日)。なお、前田はその後次のようにも述べている。「(反戦青年委員会)いわば、本来、労働組合等が中心になって闘わねばならないにもかかわらず、闘いえない状況の中で、その任務を、或る意味に於ては代行するものとして存在するといえよう」(北大阪反戦青年委員会他『佐藤訪ベト・訪米阻止のために』1967年10月4日, 4頁)。

このような微妙な見解の差異は、やがて、反戦青年委員会が、独自の「政治行動集団」としての性格をあらわにし、一切の反戦・反帝闘争の行動部隊として活躍しはじめるにつれて、具体的な闘争のすすめかたについての意見対立として顕在化してくるに違いない。前者の見解からすれば、いかに有効に「組合に問題を投げかけ」て、労働組合を活性化するかにかに力点が置かれるであろうし、後者の見解からすれば、組合機関との摩擦・対立をおかしても、最も有効な政治闘争を追求すべきである、という主張がなされるであろう。北大阪反戦は明らかに後者の道をつきすすんでいったように思われる。

もちろん、既存の組合指導部は、このような地区反戦の動向に不安を覚えたに違いない。すでに1968年4月には、『月刊総評』において、従来の反戦青年委員会を組合青年部の指導下に、団体共闘として再編する方針が提起されていたのであるが²⁾、大阪においても、類似の動きがあった、と伝えられている。「ある職場」では、「産業別単位で結集するのだから、地区反戦には結集しなくてもよい」という声も聞かれ、地区反戦を「青年部段階でタテ割りに解体せ

2) 総評青対委員会「反戦闘争と青年労働者の役割り」(『月刊総評』1968年4月)。

んとする傾向」がでていた、という。³⁾ これに対して、北大阪反戦などの地区反戦に結集した活動家たちは、67年末、「関西規模での各地区反戦青年委員会の経験交流と情報交換、行動調整を行う」ことを目的として関西地区反戦連絡会議を結成した。それは「附則」において「既存の革新諸政党、各府県反戦との友好関係を促進するよう努力する」ことをうたっていたが、その実態においては、全国反戦——全大阪反戦のリーダーシップに対抗する戦闘的な地区反戦の結集体であった。

関西地区反戦連絡会議は、68年1月のエンタープライズ寄港阻止闘争を直接のきっかけとして形成された。全大阪反戦は「結局、親単産の議会主義、組合主義の強固な枠づけが貫徹し」「協議会的性格」を脱しえないので、「新たな質の反戦闘争」を集約する力をもっていない、というのが彼等の認識であった。だが、彼等は、全大阪反戦が「反戦青年委員会の大阪に於ける唯一の全体的な集約機関」であることを否定することなく、その意味では、柔軟な組織論をとっていた（ビラ「我々をとりまく情勢」1968年9月）。

第1章でふれたところの、共産同第7回大会における路線転換は、以上分析したような、下からの地区反戦の活動のなかで育ちつつある新たな質の活動家集団の活動に促されたものであり、また、共産同が、そのような活動家集団の活動に依拠して未来をきり拓こうとする姿勢をかためたことを意味するものであった。事実、関西地区反戦連絡会議は共産同のリーダーシップのもとで形成された、と伝えられる。その路線転換が共産同中央レベルでの組織分裂を惹起したことはすでにふれたが、それは当然、共産同の末端の細胞においても、一定の波瀾をよばざるをえないであろう。残念ながら、われわれが対象とする大阪中電の共産同活動家集団内部において、その波瀾がいかに進行したかをたしかめる資料はない。だが、新たな路線をつきすすもうとする共産同中央にとっては、かの中電労研の運動に密着した古いメンバーよりは、社青同中電班——地区反戦の運動のなかで育った新しいメンバーがより重視されることになるであろう。かの「大阪中電マッセンストライキ」の推移は、党派レベルの問題としては、共産同の大阪中電細胞におけるリーダーシップがその古いメンバーから新しいメンバーに移ったこと、そして、その過程で深刻な組織的分裂がひきおこされたこと、によって規定されていたのである。われわれは、第1章に

において、「安保決戦」に突入する以前に、すでに共産同中央が深刻な組織的分裂の波にさらされていたことを指摘したのであるが、共産同の大阪中電細胞もまた、その波の圏外にいることはできなかったのである。その過程で顕在化する政治的、組織的対立が、単に党派メンバー内部の意見の対立にとづくだけでなく、そのそれぞれのメンバーがそこで育ち、そこに依拠した、大阪中電の戦闘的、左翼的活動家諸集団の歴史的、社会的性格の微妙な差異に根をもつものであることを、本章の分析は明らかにしたつもりである。

なお、北大阪反戦青年委員会の活動に熱心に参加した大阪中電の活動家たちが、そこで、中小企業に働く活動家たちと交流し、周辺地域における中小企業労働者の反合理化闘争や活動家ページ反対闘争に参加する経験をもったことがつけ加えられるべきであろう。彼等は、69年春の塩水港精糖大阪工場閉鎖反対闘争、三座建築事務所解雇反対闘争に参加するなかで、そこで形成された地域労働者の共闘会議（学生をも含む）を「地区ソヴィエトの萌芽」としてイメージしたように思われる（労働者共闘会議『塩水港闘争資料集』1969年3月17日、無表紙パンフレット『三座闘争総括』1969年5月）。

3) 『関西地区反戦運営委への提案』1968年6月6日。

終章 結びにかえて

——「大阪中電マッセンストライキ」の遺したもの——

1 以上考察してきた「大阪中電マッセンストライキ」は、いかなる意義をもつ歴史的事件であったといえるのであろうか。およそこの種の歴史的事件の意義は、少なくとも、次の二つの角度から論ずることができる。一つは、その事件を企図した主体の意図にてらして諸結果を吟味し、いわば運動内在的な「技術的批判」をおこなうことであり、いま一つは、その事件の経過にみとめられる歴史合法的な傾向を摘出し、そこから「歴史の教訓」をつかみとることである。

2 前者の角度からする吟味は、すでに、ある程度はなされている。

第2章で明らかにしたように、「大阪中電マッセンストライキ」は、不発のうち敗北した。中電スト実が牽引した「北大阪制圧闘争」もまた、「不完全燃焼」に終わった。われわれは、なお、以下の諸点を指摘しておけば充分であろう。

a) 公社側の職場規律確立の動きが一段と強められた。69年10月～11月闘争の参加者、とりわけ突出行動にでたいわゆる反戦派労働者に対して、近畿通信局が加えた懲戒処分はきわめて厳しいものであった。

69年10月21日の大阪電信支部の年休闘争および異電話局の時間内職場集会に対しては、停職2名、減給2名、戒告70名の懲戒処分、11月13日の近畿地本の勤務時間内くい込み職場集会に対しては、停職284名、減給443名の懲戒処分を発令した。また、「11月16日の東京でのいわゆる反戦行動に参加し、凶器準備集合罪および公務執行妨害罪に問われる行為に加わり、長期にわたって無断欠勤していた5名の者」を免職にした（『近畿労務情報』No. 84, 1970年2月12日）。

この事件をへて、公社側は、「不法行為や集団の秩序を乱す行為」に対して断固たる態度でのぞむと同時に、職場規律の確立に一層の努力をなすべきことを改めて強調した。

近畿通信局中本職員局長は、70年のはじめに、次のごとく語っている。「……不法行為や集団の秩序を乱す行為を見て見ぬ振りをするのが、やがては、とり返しのつかない事態を招来することになる。昨今、一部の過激派グループが企業ならびに職員（管理者や組合役員）に対して、暴力、破壊的行為を随所で行なっているが、我々は

この種非人道的暴挙に対しては断固として排除しなければならないが、同時に一部の職場で、なぜ、このような不法分子が育ってきたかをあらためて反省してみる必要がある。「最も必要なことは、職場の規律を確立し、正直者が馬鹿をみない明るい職場を築きあげること」である、と（『近畿労務情報』No. 84, 1970年2月12日）。

b) さらに、公社側は、69年12月、近畿通信局管内の事業所レヴェルでの協約、慣行の「整理」を改めて組合側に提起した。かの「6.25協定」にもとづく下部協約の整理の過程で「凍結」されたもの、あるいは、その後「業務運営上延いては国民サービス提供上支障を来しているもの」などを「整理」したい、というのが公社側の主張であった。その結着は未だついていないが、ここでは、「中央、地方協約と異なる慣行」も「解消対象」として具体的に列挙されていることに注意すべきであろう。

「中央、地方協約と異なる慣行」の「解消対象内容」としては、交替準備時間、清掃時間など、作業附帯時間の名目による労働時間短縮、組合との「過剰な協議」ないしは協議決定の慣行などがあげられている（『中央・地方協約と異なる内容の協約』で新たに整理対象とする協約類』1969年12月）。

c) このような公社側の動きに対して、組合側は明らかに守勢にたっている。70年秋、大阪電信支部が他の支部と合併して、新たに大阪中央支部を結成し、電信支部が分会の地位につくに及んで、従来おこなわれてきた部課長とのいわゆる「部会交渉」の慣行は「整理」された¹⁾。末端職制層は明らかに組合から当局へとその忠誠を移動させている。公社当局は職場管理体制を強化し、職場における交渉拒否＝問答無用→反抗者への処分恫喝という仕方によって、職場における労働者の反抗を封じ込めようとしている。

すでに、1968年11月から12月にかけて、大阪中電当局が氏名札の着用を提案した折に、当初、組合支部はこれに反対したが、「係長会を中心に強い突き上げがあり」、結局、当面係長に限定して実施する、という線での結着がつけられた、ということがあった。係長、主任層の動きは組合支部の運営をかなり以前からゆさぶっていたのである。

d) 中電スト実のメンバーは、大部分職場から放逐された。そして、ある者は共産同の機関メンバーとなって、職業的革命家の道を歩みはじめ、ある者は

1) 事実上、部会交渉を公社側に義務づけていた「念書」（1963年3月13日）は、このとき「整理」された。

中小企業につとめつつ、彼等の闘いの意味を反芻している。いずれにせよ、大阪中電の職場への彼等の直接的な影響はほとんどなくなった。共産同の中電細胞は分解し、消滅した。共産同自体、69年秋の闘争の敗北をいかに総括し、そこでぶつかった壁をいかに突破するかをめぐって、分裂をくり返し、いくつかの小集団に分解した。

他方、中電労研も解散した。その流れをくむものとしては、電通反戦連絡会議が全電通内のいわゆる反戦派活動家の再結集をめざしているが、その道も平坦ではない。なお、この間、共産党細胞の着実な勢力浸透がすすんでいる。

この調査全体をとおして、共産党中電細胞と接触し、そこから資料を入手することはなされていない。資料蒐集における限界として記しておくべきことである。だが、たとえば、組合執行部の選挙における票の動きによって、以上のように推定して大過ないであろう。

e) 北大阪反戦は、なお、地域の活動家たちの一結集点として存続した。が、その動員力は明らかに減少した。そして、1971年4月には、それは「帝国主義軍隊＝自衛隊解体の闘い」を追求する北大阪叛軍行動委員会に改編された。それは「蜂起の陣形」の一翼をになうものと位置づけられ、「蜂起を貫徹する党の建設」「党直轄の軍隊＝正規軍の建設」へむけての闘いの「底辺部」を構成するものと捉えられた²⁾。そのもとに動員される勢力は、事実上、共産同残党メンバーに限られることになる。

3 後者の角度からする吟味は、なお甚だ不充分である。だが、われわれは、この研究をとおして、次のいくつかの論点を提起しておくべきであろう。

a) 合理化の進展と協約体制の「成熟」にともなって、労働者が日々の労働と生活においてもつ不満を、組合運動のなかで解決する道は著しく狭められてくる。労働者がその職場における労働と生活の諸条件を下から規制する運動はくり返しおこなわれるが、その運動は、単に経営側の労務政策とぶつかるだけでなく、「成熟」した協約体制のパートナーである組合機関の統制をうけざるをえない。合理化の進展にともなって、労働者がもつ不満は個々の労働条件にむけられるだけでなく、その単調労働の体制、さらには、それを強いる社会体制全般にまで向けられるが、「成熟」した協約体制のもとで、組合がそのよ

2) 『北大阪叛軍行動委員会結成基調』1971年3月27日。同委員会の第1スローガンは、「帝国主義軍隊解体！正規軍建設へ人民の武装を統合しよう！」である。

うな不満にこたえうる範囲は極めて限られている。労働者の一般的インテリジェンスの上昇は、この摩擦をはげしくせざるをえない。かくして、戦闘的、左翼的労働者は、組合機関の指導をまたずに、いわば自主的に、職場における「慣行」「既得権」のつみ重ねのうえに「職場自己権力」を確立することをめざすが、上記の諸関係のもとでは、それも一時的、孤立的現象の域を越えることはできない。

大阪中電の戦闘的、左翼的労働者が、60年代後半に、職場闘争の限界を自覚し、新たな運動論を模索する傾向を示したのは、以上の意味において、歴史合法則的であった。

b) 労働者が日々の労働と生活においてもつ不満を、組合運動のなかで解決する見とおしが制限されている場合に、多くの労働者がその解決の希望を「政治」に託するのは必然的であろう。だが、その「政治」が議会制民主主義のもとでの投票参加に収斂されるものである限り、それもまた、労働者の不満を解決する効果をもたない。労働者は、より直接的に、彼等のまえにたちはだかる政府・支配階級の諸政策と対決する「政治」をもとめる。反戦青年委員会の運動と組織は、閉塞された職場にたくわえられた戦闘的、左翼的労働者のエネルギーに、政治表現の場を与えたのである。組合や既存政党の「組織職員」——それが、議会制民主主義のもとでの選挙に収斂される示威行動であることを労働者は知悉していた——の枠をこえて、地域の労働者、学生、市民、現地農民などと、無定形な連帯をひろげることによって、日本の政府・支配階級にたしかかな一撃を加えうるという体験、自信こそが、地区反戦の活動に労働者たちをかりたてたのである。それは、明らかに、学生、市民、農民などの小市民的な反体制運動の昂揚に触発された運動であった。だが、最も重い鉄鎖のもとにある者が、身軽な者によって突破された壁穴からさしこむ光明に鼓舞されるのは当然である。抑圧されている者のエネルギーは、「当為」への帰依によってではなく、自己の力の“可能性”への確信によって噴出する。

大阪中電の戦闘的、左翼的労働者が、67年から69年にかけて、学生、市民、農民たちの「現地実力闘争」に参加するなかで、激しい政治的活力をおびる傾向を示したのは、以上の意味において、歴史合法則的である。彼等がその運動の昂揚期において急速にひろげたところの、全国的な視野で反戦・反帝闘争にとりくんだ地区反戦組織——それがいかなる名称でよばれるにせよ——の経験

は、労働者の真の政治闘争が日程にのぼるたびに、ふりかえられることになる。

c) 街頭における政治闘争において、自らの力の“可能性”を確信し、さらにその固有の歴史的使命を自覚するにいたる労働者は、やがて、自己の職場における重い鉄鎖に対して、正面からの対決を志向することとなる。中電スト実のメンバーの行動は、その一つのあらわれであった。彼等の決起がよびおこした大阪中電の労働者内部の波紋に関して、われわれは、次の論点に留意すべきであろう。

中電スト実の労働者の決起を契機に、相当数の労働者は公社当局の厳戒措置に対して抗議行動をくりひろげ、それは中電スト実に対する事実上の支援行動となった。その抗議行動は、大阪中電の職場においてかちとられてきた労働者の基本的諸権利への侵害を許さない、ということを経験の契機としていた。この間の一連のドラマは、労働者が単に経済的利益に反応するだけではなく、人間としての基本的諸権利への政治的攻撃に対して、極めて敏感に反応することを鮮かに示した。逆にいえば、大阪中電の職場には、そのような反応を可能にするだけの労働者の権利意識が定着していたのであった。そこに、中電スト実の行動を客観的に可能ならしめた歴史的条件があった、ということが強調されるべきである。その条件を欠くところでの一部の労働者の突出行動は、経営者によって容易におしつぶされる“茶番”にとどまるであろう。

d) 中電スト実のメンバーの行動は、その主観においては、日本の社会主義革命をめざした職場における「蜂起」であった。それは、もともと、部分的改良要求をかかげた争議においてもしばしばとられるところの「占拠」として設定されていたのではなかった。また、その「蜂起」は、労働者の日々の労働と生活の諸条件が劣悪化し、多くの労働者にとって耐えがたいものとなる、かの「沸騰点」において生起する自然発生的な反乱としてイメージされていたのでなかった。その意味では、まさに、目的意識的な「戦略」に導かれた「蜂起」でなければならなかった。

だが、当局の厳戒措置への抗議行動にたちあがった多くの労働者も、中電スト実のメンバーと行動をともにすることはできなかった。多くの労働者にとって、中電スト実の提起する「戦略」は、余りに抽象的であり、勝利への具体的展望を欠くものであった。中電スト実が掲げた「中電解体」というスローガン

から、職場管理秩序に正面から対決する彼等の姿勢をよみとることはできても、日本の社会主義革命への具体的な展望をよみとることは困難であった。その職を賭した当時の中電スト実のメンバーからすれば、遂に「占拠」に決起しなかった労働者たちは、日和見主義に毒されたる者と映じたに違いない。だが、重い鉄鎖にしばりつけられた労働者が、そのかちとってきた労働と生活の諸権利を守り、いわばくいつなぎつつ有効に闘える道をえらぼうとするのは、自然である。彼等が決起しうるためには、自らのもてる力の“可能性”への自信をつよめ、勝利への展望を鼓舞する「例示的行動」の積み重ねこそが必要だったのである³⁾。中電スト実の果敢な行動は、たしかに一つの「例示的行動」ではあったが、慎重な労働者たちを決起せしめるには充分ではありえなかった。彼等は、中電スト実の決起が全国的な決起の烽火になるとは信じなかったのである。そして、事実、そのような連鎖はおきなかった。多分に戯画的な、若干の労働者、学生の中電局舎内への乱入行動がみられただけである。

中電スト実は、余りにも孤立無援であった。

(1973年4月5日脱稿)

3) 「例示的行動」の意義については、3月22日運動著『5月革命』Ⅱ、1968年12月、を参照されたい。